大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

平成２７年６月

東京医科歯科大学

目　　次

Ⅰ　大学の現況及び特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ　目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅲ　基準ごとの自己評価

基準１　大学の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

基準２　教育研究組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

基準３　教員及び教育支援者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

基準４　学生の受入　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

基準５　教育内容及び方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

基準６　学習成果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105

基準７　施設・設備及び学生支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・119

基準８　教育の内部質保証システム　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・140

基準９　財務基盤及び管理運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154

基準10　教育情報等の公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・179

Ⅰ　大学の現況及び特徴

1　現況

（1）大学名　　国立大学法人　東京医科歯科大学

（2）所在地　　湯島地区（本部所在地）東京都文京区
　　駿河台地区　東京都千代田区
　　国府台地区　千葉県市川市

（3）学部等の構成

学部：医学部、歯学部

研究科等：医歯学総合研究科、保健衛生学研究科、

附置研究所：生体材料工学研究所、難治疾患研究所

関連施設：教養部、医学部附属病院、歯学部附属病院、スポーツサイエンス機構、医歯学教育システム研究センター、医歯学融合教育支援センター、国際交流センター、図書館情報メディア機構（附属図書館、附属図書館国府台分館）、学生支援・保健管理機構、職員健康管理室、環境安全管理室、研究・産学連携推進機構、リサーチ・ユニバーシティ推進機構、広報部

（4）学生数及び教員数（平成２７年５月１日現在）

学生数：学部1473人、大学院1433人

専任教員数：756人

助手数：０人

2　特徴

本学は明治32年に医術開業試験場に附設された東京医術開業試験附属病院（通称永楽病院）に端を発する。その後、昭和３年に日本初の国立の歯科医学校として東京高等歯科医学校が創立され、昭和19年には東京医学歯学専門学校と改称した。昭和21年に東京医科歯科大学（旧制）となり、昭和26年、東京医科歯科大学（新制）が設置された。本学は、医歯学総合研究科、保健衛生学研究科２つの大学院組織、医学部医学科、医学部保健衛生学科、歯学部歯学科、歯学部口腔保健学科の４つの学部学科組織、教養教育を担当する教養部、及び生体材料工学研究所、難治疾患研究所の２つの研究所を擁する日本唯一の医療系総合大学院大学である。本学が目指す目標は、良き医師、歯科医師、看護師、臨床検査技師、歯科衛生士、歯科技工士の育成はもちろん、世界の第一線で活躍しうる優れた研究者、指導者の育成である。その教育理念は、右記のとおりである。

（1）幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養を目指す。

病める人と向き合う医療人は、患者の痛みが分かり、そして患者を取り巻く様々な状況をも理解しなければならない。それには豊かな教養と人間への深い洞察力、高い倫理観と説明能力を備えなければならない。

（2）自己問題提起・解決型の創造的人間を養成する。

学業あるいは研究に当たっては、何事も鵜呑みにすることなく、疑問を投げかけ、種々の情報を収集、解析し、自ら解決する能力が求められる。そうしてはじめて、独創的な研究を推進できる人材が育まれる。

（3）国際性豊かな医療人を養成する。

研究成果が即座に世界に伝播する現代において、 医療の分野でもその情報と時間の共有化が益々進んでいる。このような状況の中で、立ち遅れない、むしろ最先端を行く人材の養成に努める。そのために海外教育研究拠点、海外国際交流協定校への派遣を積極的に推進する。

Ⅱ　目的

１．第二期中期目標期間における教育に関する目標

（１）教育内容及び教育の成果等に関する目標

○アドミッションポリシーに関する基本方針

１）医療人としての使命感と国際的視野を有する教育者、研究者、職業人となる人材を受入れる。

○教育課程、教育方法に関する基本方針

【学士課程】

２）幅広い教養と豊かな人間性並びに医療人としての深奥な倫理観を備えた人材を育成する。

３）自己問題提起・解決型の創造力豊かで国際感覚と国際的競争力に勝れる人材を育成する。

４）教育資源を有効に活用し、教育の質の維持・向上を図る。

５）大学院進学後、高度の専門的知識・技術を円滑に習得できる基礎を備えた人材を育成する。

【大学院課程】

６）医歯学、看護学・検査学、生命科学・生命情報学の各分野に求められる深い専門性と高度な技術を習得した、国際性、創造性豊かな人材を育成する。

○教育の成果・効果の検証

７）多様かつ多段階からなる教育の成果・効果の検証を行う。

○成績評価に関する基本方針

８）医療人養成の観点から厳正・適正な評価を行う。

（２）教育の実施体制等に関する目標

○教職員の配置

９）教育の実施体制を充実する。

○教育環境の整備

10）より充実した教育環境を構築する。

○教育の質の改善のためのシステム

11）教員の教育能力の向上及び教育の質の改善と向上を図る。

（３）学生への支援に関する目標

○学生の学習と生活支援

12）学生が充実した学生生活を送るための、学習支援・生活支援・就職活動支援を充実する。

２．各学部学科・研究科等の教育研究上の目的

各学部学科・研究科等は、全学の教育理念及び目標、各学部学科・研究科等の特色を踏まえ、下記の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を策定している。（基準１「資料１－１－①－２」及び「資料１－１－②－２」参照）。

Ⅲ　基準ごとの自己評価

基準１　大学の目的

（１）観点ごとの分析

観点１－１－①：　大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学では、東京医科歯科大学学則（以下「学則」という。）第１条に「本学は、医学及び歯学の理論並びに応用を教授研究し、併せて人格の陶冶をなすものである」として、学校教育法の主旨に沿った教育研究上の目的を定めている（資料１－１－①－１）。

さらに、同条第２項に基づき、各学部学科において、こうした大学の目的及び各学部学科の特色を踏まえ、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が定められている（資料１－１－①－２）。

また、平成22年度より、上記の教育研究上の目的及び大学の特色を踏まえ、本学の目的をより明確に社会に発信するためにミッションとして「知と癒しの匠を創造する」を掲げるとともに、その遂行のために教育理念として「幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養を目指す」・「自己問題提起・解決型の創造的人間を養成する」・「国際性豊かな医療人を養成する」を掲げている（資料１－１－①－３、別添資料１－１－①－Ａ）。

さらに、平成26年度には、医療系総合大学としての本学の将来方針を明確化し、社会にわかりやすく発信するために、「（教育）幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観、自ら考え解決する創造性と開拓力、国際性と指導力を備えた人材を育成します」、「（研究）さまざまな学問領域の英知を結集して、時代に先駆ける研究を推し進め、その成果を広く社会に還元します」、「（医療）心と身体を癒す質の高い医療を、地域に提供するとともに、国内さらに世界へと広めていきます」として、教育、研究、医療に関する基本理念を定めている（資料１－１－①－４、別添資料１－１－①－Ｂ）。

資料１－１－①－１　東京医科歯科大学学則

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/1hen/101gakusoku.pdf）

第１条 本学は、医学及び歯学の理論並びに応用を教授研究し、併せて人格の陶冶をなすものである。 ２ 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、当該学科において別に定める。

資料１－１－①－２　各学部学科の教育研究上の目的（出典：各学部学科における教育研究上の目的に関する要項より抜粋）

学部学科名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
医学部医学科	未来の医学・医療に求められる知的基盤の充実、判断力の向上および人間性の錬磨を図るとともに、地域および国際社会に貢献する指導的人材を育成する。 （http://www.tmd.ac.jp/cmn/soumu/daigakusettikijun/igakuka.pdf）
医学部保健衛生学科	豊かな教養と高い倫理観に裏付けられた医療人としての感性を有し、自ら学び研究し、創意工夫することができる人間の形成を目指す。その視点に立ち看護学、検査技術学の２つの領域において、それぞれの

	専門的領域の知識、技術を教授することにとどまらず、学際的視野に立ち自ら問題を提起し、これを解決する能力を備えた医療人を養成する。 （http://www.tmd.ac.jp/cmn/soumu/daigakusettikijun/hokeneisei.pdf）
歯学部歯学科	豊かな人間性を有し、使命感をもって全人的な歯科医療を実践し、国民の健康の維持・増進に寄与するとともに、国際的視野から歯科医学・歯科医療の向上に貢献できる指導者を育成する。 （http://www.tmd.ac.jp/cmn/soumu/daigakusettikijun/sigakuka.pdf）
歯学部口腔保健学科	温かく豊かな人間性を有し、口腔保健・福祉の立場から、人々の健康で幸せな生活の実現のため、専門的知識および技術をもって広く社会貢献し、指導的役割を果たすことのできる人材を育成する。 （http://www.tmd.ac.jp/cmn/soumu/daigakusettikijun/koukuuhoken.pdf）

資料１－１－①－３　国立大学法人東京医科歯科大学のミッション及び教育理念

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/faculties/mission/index.html）

ミッション

知と癒しの匠を創造する

患者や家族の方から「ありがとう」のひと言がいただける。
「あなたでよかった」と笑顔を投げかけていただける。
そのために、高度な医療の知識と卓越した技術を身につけます。
ひとの苦しみや悲しみを受けとめ、思いやれるこころと倫理観を持ちます。
本学に学び、教育・研究・診療に携わるすべての人が、「知と癒しの匠」への道を歩みつづけられるよう支えます。
これが、東京医科歯科大学の掲げるミッションです。

教育理念

ミッションである「知と癒しの匠を創造する」にもとづいて３つの教育理念を定め、東京医科歯科大学がどのような人材の養成を志すのかを、ここに明らかにします。

（１）幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養を目指す

病める人と向き合う医療人は、患者の痛みが分かり、そして患者を取り巻く様々な状況をも理解しなければならない。それには豊かな教養と人間への深い洞察力、高い倫理観と説明能力を備えなければならない。

（２）自己問題提起・解決型の創造的人間を養成する

学業あるいは研究に当たっては、何事も鵜呑みにすることなく、疑問を投げかけ、種々の情報を収集、解析し、自ら解決する能力が求められる。そうしてはじめて、独創的な研究を推進できる人材が育まれる。

（３）国際性豊かな医療人を養成する

研究成果が即座に世界に伝播する現代において、 医療の分野でもその情報と時間の共有化が益々進んでいる。このような状況の中で、立ち遅れない、むしろ最先端を行く人材の養成に努める。そのために海外教育研究拠点、海外国際交流協定校への派遣を積極的に推進する。

別添資料１－１－①－Ａ　平成21年度第５回役員会議事要旨抜粋（大学ミッションの役員会での承認について）

資料１－１－①－４　国立大学法人東京医科歯科大学の基本理念

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/outline/idee/idee/index.html）

別添資料１－１－①－Ｂ　平成26年度第９回役員会議事要旨抜粋（大学基本理念の役員会での承認について）

【分析結果とその根拠理由】

本学が定めた教育研究上の目的は、学校教育法第83条に規定される「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」の主旨を踏まえたものであり、大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。また、本学の目的をより具体的にかつ分かりやすく社会に発信するために、基本理念を定めている。

観点１－１－②：　大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学大学院は、東京医科歯科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第１条に「医学、歯学及びそれらの相互関連領域に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする」として、学校教育法の主旨に沿った教育研究上の目的を定めている（資料１－１－②－１）。また、同条第２項に基づき、各研究科における教育研究上の目的に関する要項において、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が定められている（資料１－１－②－２）。また、前述の観点１－１－①のとおり、本学の目的をより具体的にかつ分かりやすく社会に発信するために、基本理念を定めている。

資料１－１－②－１　東京医科歯科大学大学院学則第１条

（出典：東京医科歯科大学大学院学則・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/1hen/102ingakusoku.pdf）

第１条 本大学院は医学、歯学及びそれらの相互関連領域に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。 ２　研究科ごとにおける人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、当該研究科等において別に定める。

資料１－１－②－２　各研究科の教育研究上の目的（出典：各研究科における教育研究上の目的に関する要項より抜粋）

研究科名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
医歯学総合研究科	（１）修士課程 急速な進歩を受けて高度に専門化している医学・歯学・生命理工学・医療管理政策学領域において、出身学部学科で取得した知識・技術を生かしながら、医学・歯学・生命理工学に関する幅広い知識を体系的、集中的に教育することにより、医学・医療、歯学・歯科医療を支える基礎医学・基礎歯学及び生命理工学について豊かな学識を有し、かつ医科学・歯科学・医療管理学・医療政策学・理学・工学・口腔保健学の一つの専門分野で高度の知識を有する人材を養成する。 （２）博士課程 イ　世界をリードする研究者の養成 ①　基礎と臨床の融合を図る臨床指向型研究分野で世界をリードする研究者 ②　医歯学及び生命理工学の多分野連携を図る医歯生命理工学学際型研究分野で世界をリードする研究者

	ロ　アカデミックドクターの養成 ①　分化から統合化を目指す全人的診断治療の進歩に貢献する医療人 ②　医歯学領域を連携させる医歯学統合的医療を遂行出来る医療人 ハ　社会が希求する産業人の養成 ①　産業界で先端的な技術革新を実現する開発者 ②　新しい時代を開拓する産業界のオピニオンリーダー 二　卓越した学識と優れた人間性を有する教育者の養成 (http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/8hen/1shou/2setsu/81201ishigaku.pdf)
保健衛生学研究科	（1）博士（前期）課程 学士課程で修得した知識・技術を基盤に専攻分野における学識を深め、科学的思考と研究能力を養い、倫理観の高い医療人、研究者や教育者を養成する。 （2）博士（後期）課程 保健・医療分野において、広い視野を持ち、国際的・学際的に活躍しうる自立した研究者を養成する。 （3）博士課程看護先進科学専攻 学士課程で修得した知識・技術を基盤に、科学的思考と研究・教育・実践能力を養い、保健・医療分野における広い視野と高い倫理観を持つ、国際的・学際的に活躍しうる高度実践者や研究者、教育者を養成する。 （4）博士課程共同災害看護学専攻 看護学を基盤として、他の関連諸学問と相互に関連・連携しつつ、学術の理論及び応用について産・官・学を視野に入れた研究を行い、特に災害看護に関してその深奥を極め、人々の健康社会の構築と安全・安心・自立に寄与することを目的とし、求められている災害看護に関する多くの課題に的確に対応し解決できる、国際的・学際的指導力を発揮するグローバルリーダーとして高度な実践能力を有した災害看護実践者並びに災害看護教育研究者を養成する。 (http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/8hen/1shou/3setsu/81301hokeneisei.pdf)

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の目的は、大学院学則で明確に定められており、学校教育法第 99 条に規定される「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」の主旨を踏まえたものであり、大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

(観点１－１－①)

学則において、大学の教育研究上の目的を定めていることに加え、平成 22 年度より、当該目的及び大学の特色を踏まえ、本学の目的をより明確に社会に発信するためにミッションとして「知と癒しの匠を創造する」を掲げるとともに、その遂行のために教育理念として「幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養を目指す」・「自

己問題提起・解決型の創造的人間を養成する」・「国際性豊かな医療人を養成する」を掲げ、優れた医師、歯科医師、看護師、臨床検査技師、歯科衛生士、歯科技工士の育成はもちろん、世界の第一線で活躍しうる優れた研究者、指導者の育成を目指している。

さらに、平成26年度より、教育のみならず、研究、医療における本学の基本理念を定め、医療系総合大学としてのさらなる発展方針を明確化している。

【改善を要する点】

なし

基準２　教育研究組織

（１）観点ごとの分析

観点２－１－①：　学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学の学士課程は、医学部医学科、医学部保健衛生学科、歯学部歯学科、歯学部口腔保健学科の２学部４学科により構成されている（資料２－１－①－１、大学現況票）。

これらの学部学科は、本学の目的及び教育理念並びにそれらに基づいた各学部学科の教育研究目的に沿って、優れた医師、歯科医師、看護師、臨床検査技師、歯科衛生士、歯科技工士の輩出を目指した教育研究活動を行っている（前掲資料１－１－①－２）。

資料２－１－①－１　学部・学科等構成
（出典：国立大学法人東京医科歯科大学概要p. 13～15・http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kouhou/gaiyouH26.pdf）
別添資料　大学現況票（教育研究組織等【基準２・４】）
前掲資料１－１－①－２　各学部学科の教育研究上の目的

【分析結果とその根拠理由】

本学の学士課程は、２学部４学科で構成されており、各学部学科はそれぞれ、本学の目的及び教育理念並びにそれらに基づいた各学部学科の教育研究目的に沿って優れた医師、歯科医師、看護師、臨床検査技師、歯科衛生士、歯科技工士の輩出を目指した教育研究活動を行っている。

以上のことから、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点２－１－②：　教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点に係る状況】

本学は、平成３年の大学設置基準の大綱化の際、全国立大学のうち教養部を存続させた唯一の大学である。教養部は教養教育の責任部局として、学士課程に入学した全ての学生に教養教育を実施することを目的として設置され、学部学生は入学後最初の１年間、主として教養部のある国府台キャンパスにて全学共通科目を履修する（資料２－１－②－１）。また、医学科、歯学科においては、２年次以降も、主として専門教育を行う湯島キャンパスにおいて教養教育を実施している。

教養部には、大学現況票のとおり、専任教員として教授９名、准教授 11 名、講師１名、助教２名に加え、52名の非常勤講師を配置している。

また、事務組織については、教養部事務部教養教務・支援掛において学生に必要な各種手続き、教養部事務部総務掛において教職員に関する各種手続きを行っており、附属図書館国府台分館の管理・運営等については、図

書館情報メディア機構図書館メディア推進部図書館メディア推進課分館掛において行っている。

運営組織については、教養部教授会及び運営委員会のほか、教育に関連した組織として「教務委員会」、「学生委員会」、「FD・評価委員会」、「情報メディア支援室」が置かれており、教務をはじめとした各種の運営業務を扱っている（資料２－１－②－２）。特に、教務委員会では、カリキュラムや授業計画、試験実施、単位認定及び教育指導方法の改善・拡充等に関して審議が行われており、委員会承認事項については、教養部教授会の議を経て実施されている（別添資料２－１－②－A）。

また、学則や履修規則の改正などを伴う重要事項については、同教授会承認後に、教育担当理事を議長として教養部長及び各学科の教育委員会委員長等を構成員とする教育推進協議会に発議し、各学部学科との調整も合わせ全学的な検討を行っている。なお、同協議会での承認事項は、役員会及び教育研究評議会に発議し、審議・承認を経る体制となっている。（資料２－１－②－３、４、別添資料２－１－②－B）。

さらに、平成27年度からは、教育推進協議会の下に、教育担当理事を座長として、副学長、教養部長及び各学部学科教員並びに学外委員等で構成される「教養教育改革に関する検討会」を設置し、反転授業の導入、少人数教育、教養教育における英語化など、今後の教養教育改革に関する具体的な検討を行っている（別添資料２－１－②－C、D）。

資料２－１－②－１　教養部トップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・　http://www.tmd.ac.jp/faculties/kyouyou/index.html）

資料２－１－②－２　教養部運営組織　（出典：各委員会内規等より抜粋）

委員会名	審議事項・業務等
教養部教授会	（1）学科目の設置、廃止並びに教育課程の編成に関する事項、（2）教育及び研究に関する施設の設置並びに廃止に関する事項、（3）学生の入学、休学、退学及び修了の認定に関する事項、（4）学生の懲戒に関する事項、（5）学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項、（6）その他、教養部の教育、研究及び運営に関する重要事項
教養部運営委員会	教養部の教育、研究および運営に関して各委員会の連絡調整を行なうとともに、教養部長が行う教養部運営に関する企画、立案を補佐し、教養部教授会で審議する事項に関してあらかじめ検討を行う。
教務委員会	（1）カリキュラムに関する事項、（2）授業の年度計画に関する事項、（3）授業時間割に関する事項、（4）試験実施に関する事項、（5）単位認定に関する事項、（6）履修指導に関する事項、（7）授業案内、シラバスに関する事項、（8）非常勤講師への連絡に関する事項、（9）その他、教務に関して委員長が必要と認める事項
学生委員会	（1）学生の出欠、休学、復学、留年、退学に関する事項、（2）学生の懲戒に関する事項、（3）学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項、（4）学生の生活および教育支援に関する事項、（5）新入生オリエンテーションに関する事項、（6）学生の安全保健に関する事項、（7）その他、学生の身分、生活その他に関して委員長が必要と認める事項
ＦＤ・評価委員会	（1）授業評価に関する事項、（2）教員研修会の企画・実行に関する事項
情報メディア支援室	（1）情報処理（含む教育）に関する事項、（2）教養部ウェブサイト（ホームページ）の作成及び管理に関する事項、（3）教養部内の教室等に設置されている情報処理端末及びメディア機器等の管理に関する事項、（4）機器の操作マニュアルの整備及び利用者に対する支援に関する事項、（5）その他、情報メディア支援に関して室長が必要と認めた事項

別添資料２－１－②－Ａ　教授会議事要旨例（出典：平成 26 年度第３回教養部教授会議事要旨）

資料２－１－②－３　国立大学法人東京医科歯科大学教育推進協議会規則

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2208kyouikusuishin.pdf）

別添資料２－１－②－４　学部教育に係るトップダウン・ボトムアップの流れ（出典：事務局作成資料）

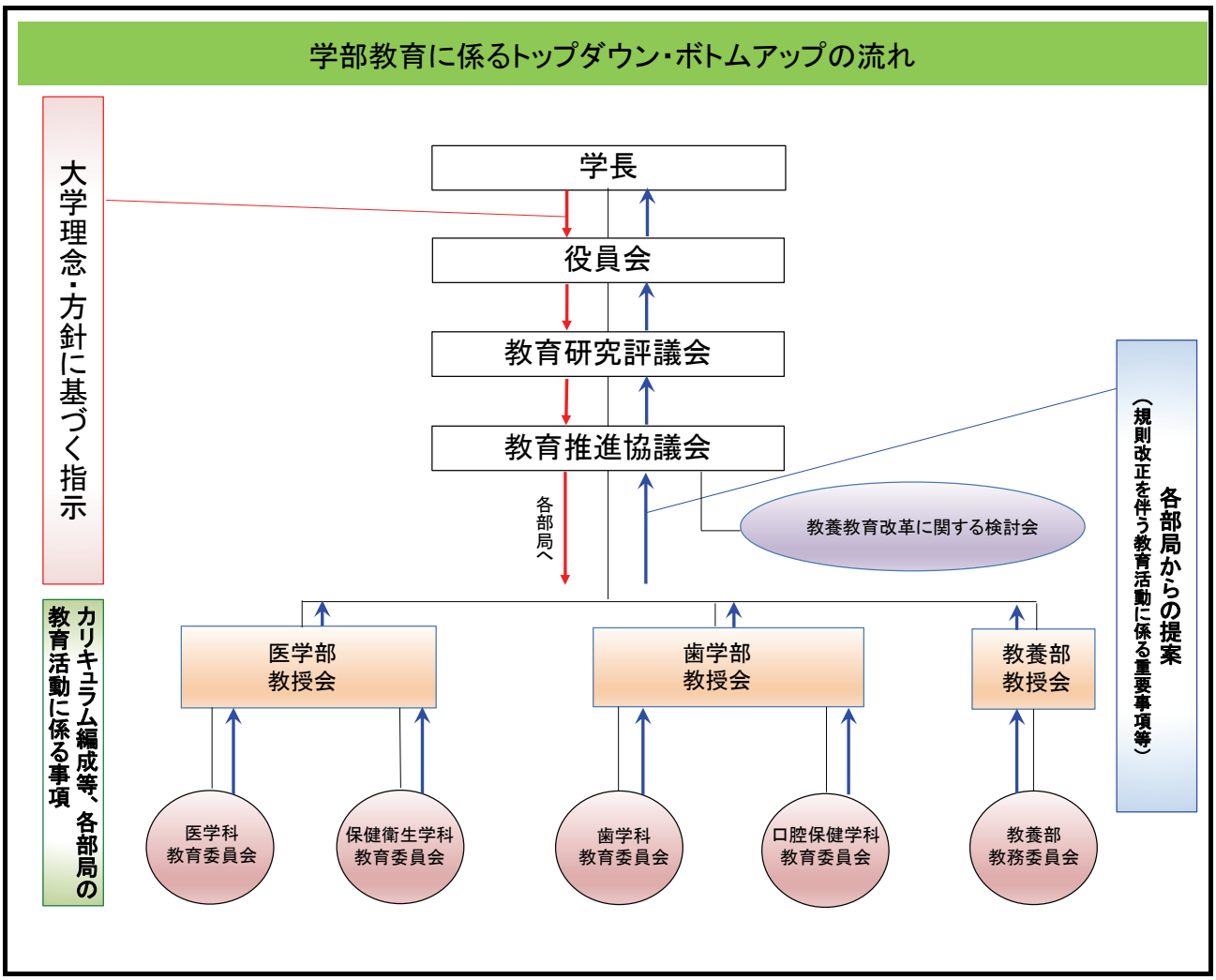

別添資料２－１－②－Ｂ　平成 27 年度教育推進協議会委員名簿（出典：学務部資料）

別添資料２－１－②－Ｃ　教養教育改革について（案）（出典：平成 26 年度第 10 回教育推進協議会資料）

別添資料２－１－②－Ｄ　平成 27 年度第１回教養教育改革に関する検討会議事メモ（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

教養教育を実施するために、専任教員（教授９名、准教授 11 名、講師１名、助教２名）及び非常勤講師（52 名）が配置されているほか、事務組織及び教授会をはじめとした各種委員会が整備されており、特に、教務委員会では、教養教育の内容等に関して検討が行われ、委員会承認事項については、教養部教授会の議を経て実施されている。また、学則や履修規則の改正などを伴う重要事項については、同教授会承認後に、教育推進協議会等において検討が行われている。さらに、平成 27 年度からは、「教養教育改革に関する検討会」を設置して今後の

教養教育改革に関する具体的な検討を行っている。

以上のことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

観点２－１－③：　研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学の大学院課程は、医歯学総合研究科及び保健衛生学研究科の２研究科６専攻により構成され（資料２－１－③－１、大学現況票）、本学の目的及び教育理念並びにそれに基づいた各研究科の教育研究目的に沿って、教育研究活動を行っている（前掲資料１－１－②－２）。

また、医歯学総合研究科修士課程では、質の高い医療サービスを提供するための戦略的な管理運営を行う知識と技能を備えた医療管理政策に携わる専門職の養成を図るべく、病院管理者並びに医療政策等の立案に携わる社会人を主な対象として、四大学連合（本学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学）による医療管理政策学コースを平成16年度に開設し、医療管理並びに医療政策の分野において指導的立場で活躍する人材の養成を図っている。また、医歯学総合研究科博士課程では、生命科学の教育研究に関して互いに補完的な特色を有している本学、お茶の水女子大学、北里大学、学習院大学の４大学が連携した「学際生命科学東京コンソーシアム」を基盤に、関連する学協会、企業等のステークホルダーの協力のもと、生命科学分野人材育成のため「疾患予防科学コース・領域」を設置している。このように、他大学との連携によるコースの設置は社会からの多様なニーズへの対応として本学の特色ある取組みとなっている。

なお、保健衛生学研究科については、平成26年度より博士（前期・後期）課程「総合保健看護学専攻」を５年一貫制博士課程「看護先進科学専攻」に改組し、入学時から博士号取得を希望する研究意欲の高い学生を確保する体制を整えることで、効率的、継続的かつ発展的な教育・研究活動環境の整備を図っている。さらに、平成24年度文部科学省・日本学術振興会「博士課程教育リーディングプログラム事業」における「災害看護グローバルリーダー養成プログラム」の採択を受け、高知県立大学、兵庫県立大学、千葉大学、日本赤十字看護大学と共同で、平成26年度より国内初の国公私立共同教育課程である５年一貫制博士課程「共同災害看護学専攻」を開設し、国際的指導力を発揮できるリーダーの育成を行っている（別添資料２－１－③－Ａ～Ｃ）。

資料２－１－③－１　研究科・専攻の構成　（出典：大学概要p.10～12・http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kouhou/gaiyouH26.pdf）

研究科	課程	専攻
医歯学総合研究科	修士課程	医歯理工学専攻、医歯理工学専攻医療管理政策学コース
	博士課程	医歯学系専攻、生命理工学系専攻
保健衛生学研究科	博士課程	看護先進科学専攻、共同災害看護学専攻
	博士〔前期・後期〕課程	生体検査科学専攻

別添資料　大学現況票（教育研究組織等【基準２・４】）

前掲資料１－１－②－２　各研究科の教育研究上の目的

別添資料２－１－③－Ａ　共同災害看護学専攻の設置に関する協定書

別添資料２－１－③－Ｂ　災害看護グローバルリーダー養成プログラム管理運営会議申し合わせ

別添資料２－１－③－Ｃ　災害看護グローバルリーダー養成プログラム 平成 26 年度第 13 回プログラム管理運営会議議事録

【分析結果とその根拠理由】

本学の大学院課程は、医歯学総合研究科、保健衛生学研究科の２研究科６専攻で構成されており、各研究科・専攻は本学の目的及び教育理念並びにそれに基づいた各研究科の教育研究目的に沿って、教育研究活動を行っている。

以上のことから、本学の研究科・専攻の構成は大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものであると判断する。

観点２－１－④：　専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

観点２－１－⑤：　附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学では、各学部・研究科及び教養部に加え、医学部及び歯学部の両附属病院をはじめとした５つの教育研究組織及び全国共同利用施設（１施設）並びに学内共同教育研究施設（２施設）を設置している（資料２－１－⑤－１）。さらに、図書館情報メディア機構をはじめとした６つの教育研究支援組織を設置している（資料２－１－⑤－２）。

これらの附属施設、センター等（以下「組織」という。）の設置目的は各組織規則に定められ、各組織の特性に応じて、本学が掲げる目的及び教育理念・基本理念の実現のために貢献している。

例えば、両附属病院においては臨床実習等が行われており、学生が医療の全体像を体験し、医療の理論と実際を実践体得する場となっているほか、医歯学融合教育支援センターでは、本学の教育資源を有効に活用し、高齢化社会に対応する包括的医療教育及び専門職連携教育を推進するとともに、教育の質の維持・向上を図るため、本学の特色と言える医歯学融合型教育の推進及び高度かつ効率的な教育体制の整備を図っている。

また、学生支援・保健管理機構においては、機構内の２つのセンターを中心として、学生の生活、修学、就職、メンタルヘルス及びハラスメントに関する相談等キャンパスライフ全般にわたる全学的支援や女性の支援策に係る企画立案、並びに健康診断、予防接種等を通じた健康保持増進その他学生の福利厚生に関する検討を行っている。その他、研究・産学連携推進機構においては、全学的な研究戦略の策定及び研究活動等への支援を通じて、主に大学院教育に貢献している。

さらに、これらの組織に所属する教員の８割以上は、関連する学部、研究科の授業や研究指導を担当するなど、教育活動に携わっている（資料２－１－⑤－３）。

資料２－１－⑤－１　教育研究組織等一覧（出典：事務局作成資料　※設置目的は各組織規則より抜粋）

組織名及びURL	設置目的
医学部附属病院 http://www.tmd.ac.jp/medhospital/index.html	患者の診療を通じて医学の教育と研究を行うところとする。
歯学部附属病院 http://www.tmd.ac.jp/denthospital/index.html	患者の診療を通じて歯学の教育と研究を行うところとする。
生体材料工学研究所 http://www.tmd.ac.jp/i-mde/www/index.html	生体に用いられる物質及び材料並びに生体工学に関する学理及びその応用の研究を行うことを目的とする。
難治疾患研究所 http://www.tmd.ac.jp/mri/index.html	膠原病その他の難治疾患に関する学理及びその応用を研究することを目的とする。
スポーツサイエンス機構 http://www.tmd.ac.jp/sso/index.html	医学・歯学の緊密な連携及び協力関係のもと、スポーツ傷害及び疾病に対する予防及び診療とそれに基づく先進医療技術開発、研究、並びにアスリートの現場復帰支援を総合的に実践するため、本学の教職員が一体となって臨床・教育・研究を行うことを目的とする。
医歯学教育システム研究センター（全国共同利用施設） http://www.tmd.ac.jp/mdc/	全国標準の医学・歯学教育プログラム及び全国共用の客観的学習評価システムを研究開発し、かつ、大学の教員その他の者で、この分野の調査研究に従事する者の利用に供することを目的とする。
国際交流センター（学内共同教育研究施設） http://www.tmd.ac.jp/isc/index_j.html	国際交流に関する統括的な業務を実施し、本学の国際交流を推進することにより、教育研究の質の向上に寄与することを目的とする。
医歯学融合教育支援センター（学内共同教育研究施設） http://www.tmd.ac.jp/labs/iyksc/	教育資源を有効に活用し、高齢化社会に対応する包括的医療教育の推進及び教育の質の維持・向上を図るため、医歯学融合型教育を新たに構築し、高度かつ効率的な教育体制を整備することを目的とする。

資料２－１－⑤－２　教育研究組織支援組織一覧（出典：事務局作成資料　※設置目的は各組織規則より抜粋）

組織名及びURL	設置目的
図書館情報メディア機構 http://www.tmd.ac.jp/labs/toshozyouhou/index.html	本学における教育、研究及び学習に必要な医歯学情報等の図書及びその他必要な資料等の収集・整理・管理・運用等を行うとともに、医歯学メディア教育開発の促進、情報通信技術の総合的な利用の促進を図ることを目的とする。
学生支援・保健管理機構 http://www.tmd.ac.jp/labs/gakuseihokenkikou/index.html	生活、修学、就職、メンタルヘルス及びハラスメントに関する相談等キャンパスライフ全般にわたる全学的支援並びに女性の支援策に係る企画立案並びに学生に対して、健康診断、予防接種等を通じた健康保持増進その他学生の福利厚生に関する検討を行うことを目的とする。
職員健康管理室	役職員の健康管理及び安全管理の充実を図るための専門的業務を行うことを目的とする。
環境安全管理室	本学の環境保全及び化学物質の安全管理の充実を図るための専門的業務を行うことを目的とする。
研究・産学連携推進機構	本学における研究戦略の策定及び研究活動等への支援、最先端研究の推進並

http://www.tmd.ac.jp/labs/research/index.html	びに知的財産の創出支援、保護及び活用を通じた産学連携の推進に資することを目的とする。
広報部	本学における広報活動を推進し、ブランド力の向上を図ることを目的とする。

資料２－１－⑤－３　各組織等所属教員による授業等担当状況一覧（H27.5.1現在）（出典：事務局作成資料）

組織名	専任教員数	学部授業担当者数（担当授業数）	大学院指導担当者数
生体材料工学研究所	38	3（3）	38
難治疾患研究所	65	3（3）	59
医学部附属病院	161	8（11）	122
歯学部附属病院	37	19（59）	33
医歯学教育システム研究センター	3	2（11）	2
国際交流センター	4	2（59）	2
医歯学融合教育支援センター	3	3（8）	3
図書館情報メディア機構	2	2（13）	1
学生支援・保健管理機構	4	1（2）	1
職員健康管理室	1	0（0）	0
研究・産学連携推進機構	24	3（11）	18
スポーツサイエンス機構	1	0	0
合計	342	46（180）	279

※環境安全管理室及び広報部については、兼務教員での構成となっているため省略している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の附属病院をはじめとした各組織は、いずれも各組織規則において明確に設置目的が定められており、その目的に沿って運用されている。これらの組織は、例えば、附属病院であれば臨床実習等が行われており、学生が医療の全体像を体験し、医療の理論と実際を実践体得する場となるなど、その特色に応じて本学の目的及び教育理念の実現のために貢献している。

以上のことから、大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

観点２－２－①：　教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

大学全体においては、学長、理事、副学長、研究科長、学部長、機構長をはじめとする評議員で構成される教育研究評議会を設置し、毎月１回開催される同会議において、教育研究に係る重要な規則に関する事項や教育課程の編成に関する方針をはじめとした教育研究に係る重要事項について審議を行っている（資料２－２－①－１、

２、別添資料２－２－①－A)。

また、平成 20 年度からは、教育担当理事を議長とした教育推進協議会を設置し、本学の教育に関する構想・戦略及び教育研究分野の新設・変更・統合・廃止や履修規則の改正等の教育活動に係る重要事項について、各学部・研究科及び教養部間の調整をはじめとした教育研究組織・教育研究支援組織（以下「部局」という。）の間での調整も含めて、全学的な検討を行っている。なお、同協議会での承認事項は、役員会及び教育研究評議会に発議し、審議・承認を経る体制となっている（前掲資料２－１－②－３、資料２－２－①－３、別添資料２－２－①－B)。

各学部・研究科及び教養部においては、「国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程」（以下「組織運営規程」という。）及び「国立大学法人東京医科歯科大学教授会通則」（以下「通則」という。）に基づいて、教授会及び研究科委員会を設置し、通則に定める重要事項の審議を行っている（資料２－２－①－４～６、別添資料２－２－①－C)。

さらに、カリキュラム編成や教育指導方法の改善・拡充など、各学部・研究科及び教養部の教育活動に係る事項を審議する委員会として、それぞれに教育委員会等が設置されており、当該委員会での承認事項は各教授会に諮られ、審議・承認を経る体制となっている（資料２－２－①－７、別添資料２－２－①－D)。

資料２－２－①－１　国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程第 10 条（抜粋）

（出典：国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/1shou/2101soshiki.pdf）

（教育研究評議会）

第１０条 本学に、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

２ 前項及び次条に規定するもののほか、教育研究評議会に関し必要な事項は別に定める。

資料２－２－①－２　国立大学法人東京医科歯科大学教育研究評議会規則第４条（抜粋）

（出典：国立大学法人東京医科歯科大学教育研究評議会規則・

http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2203kyouikukenkyuu.pdf）

（審議事項）

第４条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

（１）中期目標についての意見に関する事項（経営に関するものを除く。）

（２）中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関するものを除く。）

（３）学則（経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

（４）教員人事に関する事項

（５）教育課程の編成に関する方針に係る事項

（６）学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

（７）学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

（８）教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

（９）その他教育研究に関する重要事項

別添資料２－２－①－A　教育研究評議会議事要旨例　（出典：平成 26 年度第９回教育研究評議会議事要旨）

前掲資料２－１－②－３　国立大学法人東京医科歯科大学教育推進協議会規則

（http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2208kyouikusuishin.pdf）

資料２－２－①－３　平成26年度教育推進協議会の主な審議事項一覧（出典：平成26年度教育推進協議会議事要旨より抜粋）

主な審議事項名	開催会
国際サマープログラムについて	第１回、第８回
M&Dタワー大学院生共同研究室の利用者の募集・選考等について	第１回～第３回、第５回、第７回
教育研究分野の新設・変更・統合・廃止等について	第２回、第４回、第６回、第８回、第12回
平成25年度業務の実績に関する報告書及び自己点検・評価報告書について	第２回
国際交流協定の締結について	第３回、第９回、第10回
平成25年度計画実施状況（案）について	第５回
歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻のカリキュラム変更について（案）	第６回
沼津工業高等専門学校との教育研究連携協定の締結について	第６回、第９回
学生海外研修奨励制度について（案）	第７回
大学院課程における学位論文審査基準の制定について（案）	第８回、第９回
大学院課程におけるシラバス・成績評価の充実について	第８回
留学生管理サービス導入について（案）	第８回
大学院履修規則及び学部専門科目履修規則の改正について（案）	第９回、第10回
大阪大学、京都大学及び東京医科歯科大学における「科学技術人材育成コンソーシアムの構築事業　再生医療支援人材育成コンソーシアム」実施に係る協定について	第９回
大学院における修了状況について	第９回
東京医科歯科大学学位規則の改正（案）について	第10回
第二期中期目標・中期計画に係る平成２７年度計画（案）について	第10回
教養教育改革について（案）	第10回
新入生オリエンテーションについて（案）	第12回
合宿研修所等の取扱いについて（案）	第12回
長尾優奨学資金による学術奨励賞受賞者の選出について（案）	第12回
国際連携教育課程（ＪＤ）の設置（案）について	第12回
東京医科歯科大学大学院ＧＰＡ制度に関する要項（案）	第13回

別添資料２－２－①－Ｂ　教育推進協議会議事要旨例（出典：平成26年度教育推進協議会議事要旨より抜粋）

資料２－２－①－４　国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程第24条（抜粋）

（出典：国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/1shou/2101soshiki.pdf）

（教授会）

第２４条 本学に、教授会を置く。

２ 前項に規定するもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

資料２－２－①－５　国立大学法人東京医科歯科大学教授会通則（抜粋）

（出典：国立大学法人東京医科歯科大学教授会通則・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2206kyoujukai.pdf）

（組織）

第２条 次に掲げる組織に、教授会を置く。
(1) 大学院医歯学総合研究科
(2) 大学院保健衛生学研究科
(3) 医学部
(4) 歯学部
(5) 教養部
(6) 生体材料工学研究所
(7) 難治疾患研究所
２ 教授会は、当該教授会を置く組織の専任の教授をもって組織する。
３ 教授会の組織には、当該教授会の議を経て、当該教授会を置く組織の専任の准教授及び講師を加えることができる。
４ 教授会の組織には、特に必要があると認めるときは、当該教授会の議を経て、前２項に定める者以外の本学の教授、准教授及び講師を加えることができる。
（審議事項）
第３条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該教授会を置く組織に係る事項（第２条第１項第６号及び第７号に置かれる教授会にあっては、第４号及び第７号）について意見を述べるものとする。
(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
(2) 学位の授与に関する事項
(3) 教育課程の編成に関する事項
(4) 教員及び教員候補者の教育研究業績の審査に関する事項
(5) 学生の退学、転学、留学、休学、復学に関する事項
(6) 学生の懲戒に関する事項
(7) 学術交流協定及び学生交流協定の締結に関する事項
２ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長並びに大学院医歯学総合研究科長、大学院医歯学総合研究科副研究科長、大学院保健衛生学研究科長、医学部長、歯学部長、教養部長、生体材料工学研究所長及び難治疾患研究所長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるものとする。
（研究科委員会）
第７条 大学院の各研究科に、教授会の審議事項のうち特定の事項について審議を行うため、研究科委員会を置く。
２ 前項に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、当該研究科の長が別に定める。
（雑則）
第８条 この通則に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、当該教授会を置く組織の長が別に定める。

資料２－２－①－６　各学部・研究科及び教養部の教授会・研究科委員会平成26年度開催実績（出典：事務局作成資料）

教授会	平成26年度開催数(臨時開催等を含む)
大学院医歯学総合研究科医学系教授会	19 回
大学院医歯学総合研究科歯学系教授会	18 回
大学院保健衛生学研究科教授会	12 回
医学部教授会	14 回
歯学部教授会	18 回
教養部教授会	27 回

医歯学総合研究科研究科委員会	12 回
保健衛生学研究科委員会	15 回

別添資料２－２－①－C　教授会議事要旨例　（出典：平成 26 年度第８回医学部教授会議事要旨）

資料２－２－①－７　各学部・研究科及び教養部の教育委員会設置状況　（出典：事務局作成資料）

学部・研究科及び教養部	委員会名
医学部	医学部医学科教育委員会
	医学部保健衛生学科教育委員会
歯学部	歯学科教育委員会口腔保健学科教育委員会
教養部	教養部教務委員会
医歯学総合研究科	大学院医歯学総合研究科修士課程教育委員会
	大学院医歯学総合研究科博士課程教育委員会
保健衛生学研究科	大学院保健衛生学研究科教育委員会

別添資料２－２－①－D　教育委員会議事要旨例　（出典：平成 26 年度第９回医学部医学科教育委員会議事要旨）

【分析結果とその根拠理由】

本学においては、大学全体の教育活動に係る重要事項を審議するための組織として、教育研究評議会を設置し、定期的に審議を行っている。また、各学部・研究科及び教養部においては、教授会及び研究科委員会とともに教育委員会等が設置され、当該委員会において審議された教育活動に係る重要事項は各教授会・研究科委員会に諮られ、審議・承認を経る体制となっている。

また、全学的な教育課程や教育方法等の検討については、原則として月１回開催される教育研究評議会において審議するとともに、平成 20 年度からは、全学的な教育に関する構想・戦略等については教育推進協議会において審議を行っている。各学部・研究科及び教養部等の教育課程や教育方法の検討については、それぞれ各学部・研究科及び教養部の教育委員会等で審議され、教授会・研究科委員会の議を経て、承認事項を実施に移す体制となっており、資料２－２－①－６のとおり適切な構成で会議を開催している。

以上のことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているとともに、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっており、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

①　（観点２－１－②）

平成27年度より、教育・学生・国際交流担当理事を座長として、副学長、教養部長及び各学部学科教員並びに学外委員等で構成される「教養教育改革に関する検討会」を設置し、反転授業の導入、少人数教育、教養教育に

おける人文社会系科目の英語化など、今後の教養教育改革に関する具体的な検討を行っている。

②　（観点２－１－③）

医歯学総合研究科修士課程では質の高い医療サービスを提供するための戦略的な管理運営を行う知識と技能を備えた医療管理政策に携わる専門職の養成を図るべく、病院管理者ならびに医療政策等の立案に携わる社会人を主な対象として、四大学連合（本学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学）による医療管理政策学コースを平成16年度に開設し、医療管理並びに医療政策の分野において指導的立場で活躍する人材の養成を図っている。

また、医歯学総合研究科博士課程では、本学、お茶の水女子大学、北里大学、学習院大学の４大学が連携した「学際生命科学東京コンソーシアム」を基盤に、生命科学分野人材育成のため「疾患予防科学コース・領域」を設置している。

③　（観点２－１－⑤）

大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が充実している。特に、両附属病院においては、臨床実習等が行われており、学生が医療の全体像を体験し、医療の理論と実践を体得する場となっているほか、医歯学融合教育支援センターでは、本学の教育資源を有効に活用した高齢化社会に対応する包括的医療教育及び専門職連携教育の推進とともに、本学の特色と言える医歯学融合型教育の推進及び高度かつ効率的な教育体制の整備を図っている。

【改善を要する点】

なし

基準３　教員及び教育支援者

（１）観点ごとの分析

観点３－１－①：　教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の教員組織編制の基本方針については、組織運営規程において、２研究科及び２学部４学科並びに教養部をはじめとした教育研究組織の構成が定められている（資料３－１－①－１）。

本学は大学院に重点を置き、大学院学則第４条から第６条において課程、専攻及び講座等について定めるとともに、「国立大学法人東京医科歯科大学の大学院研究科等に置く教育研究分野等に関する規則」において設置分野を定めている（資料３－１－①－２、３）。

教養部を除く全学部の教員は、原則として大学院に所属し、各分野に配置され、教育研究を実施している。また、附置研究所や附属病院等に所属する教員についても、本務の研究や診療に従事するとともに、大学院教育を担当する教員については、関連する研究科の分野に配置して教育を行うなど、柔軟な教員組織編制がなされている。

こうした体制に基づき、教授、准教授、講師、助教をもって組織編制を行っており、その役割分担、連携体制、責任の所在等については、「国立大学法人東京医科歯科大学の分野・診療科等における教員組織の在り方に関する規則」において明確に規定されている。

同規則では、第１条にて、「分野・診療科等における教員組織の在り方について定めることにより、教員の適切な役割分担の下での組織的な連携体制を確保することを目的とする」旨を定めている。また、第２条において、教授の役割として、「所属する分野・診療科等の管理運営を行い、業務を総括し、構成員を監督する」と定め、第３条において、准教授、講師、助教については「分野・診療科等の構成員として、教授等の監督の下、従前と同様の職務分担により、組織的に教育研究診療等を行うものとする。」旨を定めている（資料３－１－①－４）。

資料３－１－①－１　国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/1shou/2101soshiki.pdf）
資料３－１－①－２　東京医科歯科大学大学院学則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/1hen/102ingakusoku.pdf）
資料３－１－①－３　国立大学法人東京医科歯科大学の大学院研究科等に置く教育研究分野等に関する規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/1hen/104bunya.pdf）
資料３－１－①－４　国立大学法人東京医科歯科大学の分野・診療科等における教員組織の在り方に関する規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/1shou/2102kyoinsosiki.pdf）

【分析結果とその根拠理由】

大学院に重点を置く大学として、本学では、教養部を除く全学部の教員は原則として大学院に所属し、各分野に配置され、教育研究を実施しているほか、附置研究所や附属病院等に所属する教員についても、本務の研究や診療に従事するとともに、大学院教育を担当する教員については、関連する研究科の分野に配置して教育を行う

など、柔軟な教員組織編制がなされている。

こうした体制に基づき、教授、准教授、講師、助教からなる組織編制を行っており、その役割分担、連携体制、責任の所在等については「国立大学法人東京医科歯科大学の分野・診療科等における教員組織の在り方に関する規則」において、明確に定められている。

以上のことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

観点３－１－②：　学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

本学の学士課程を担当する専任教員数及び非常勤講師数は、資料３－１－②－１に示すとおり、医学部については専任教員224名、非常勤講師352名、歯学部については専任教員167名、非常勤講師411名、教養部については専任教員23名、非常勤講師52名となっている（大学現況票）。なお、教養部を除く全学部の教員は原則として大学院に所属し、各分野に配置されて学士課程教育を行っているが、資料３－１－②－１においては、医学科及び歯学科はそれぞれ医歯学総合研究科、保健衛生学研究科等の教員を割り振り、教養部の教育については所属する教員を専任教員として示している。さらに、本学の専任教員数は、各学部とも大学設置基準において必要とされる専任教員数の基準を満たしている。

また、教育上主要と認める科目について、全体として70.6％（医学部医学科92.5％、医学部保健衛生学科91.3％、歯学部歯学科75.5％、歯学部口腔保健学科46.0％、教養部63.3％）の科目において、専任の教授又は准教授を主担当教員として配置している（資料３－１－②－３）。なお、数値が低くなっている歯学部口腔保健学科についても、主担当教員に講師も含めると94.7％となっている。

資料３－１－②－１　学部等専任教員数・非常勤講師数（平成27年5月1日現在）（出典：事務局資料）

学部等名	学科名	専任教員					非常勤講師
		教授	准教授	講師	助教	合計	
医学部	医学科	50	26	31	74	181	352
	保健衛生学科	17	9	3	14	43	
歯学部	歯学科	26	24	16	82	148	411
	口腔保健学科	6	2	7	4	19	
教養部		9	11	1	2	23	52

別添資料　大学現況票（教員及び教育支援者【基準３】）

資料３－１－②－３　教育上主要な科目（必修・選択必修）担当状況（平成27年5月1日現在）　（出典：事務局資料）

学部等	学科等	科目数	主担当教員数				
			教授	准教授	講師	助教	非常勤
医学部	医学科	53	46	3	1	0	3
	保健衛生学科	127	96	20	0	0	11
歯学部	歯学科	143	73	35	11	24	0
	口腔保健学科	150	54	15	73	8	0
教養部		109	35	34	0	5	35
合計		582	304	107	85	37	49

※ブロック制をとっている授業においては、ブロックを構成する各ユニットを１科目とし、ユニット責任者を主担当教員として計上している。

※教養部について、外国語の科目において習熟度別に複数クラスを設けているものに関しては科目名が同一であれば１クラスとし、複数クラスを総括する科目責任者を主任担当教員として計上している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の学士課程には、資料３－１－②－１が示すとおり大学設置基準を満たす専任教員及び非常勤講師が配置されており、大学の目的を達成するために必要な教育・研究が実施出来るように必要な教員数が確保されている。また、教育上主要と認める授業科目については、全体として70.6%の科目において、専任の教授又は准教授を主担当教員として配置している。

以上のことから、学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されており、教育上主要と認める授業科目については、概ね専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

観点３－１－③：　大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、医歯学総合研究科においては修士課程408名、博士課程389名、保健衛生学研究科においては博士（一貫）課程26名、博士（前期）課程17名、博士（後期）課程17名となっている（大学現況票）。

上記の専任教員のうち研究指導教員数については、医歯学総合研究科においては修士課程361名（うち教授113名）、博士課程350名（うち教授108名）、保健衛生学研究科においては博士（一貫）課程18名（うち教授９名）、博士（前期）課程11名（うち教授６名）、博士（後期）課程11名（うち教授６名）となっている（大学現況票）。

各研究科とも、大学院設置基準第９条に定める基準において、必要とされる教員数を満たしている。

別添資料　大学現況票（教育研究組織等【基準３】）

【分析結果とその根拠理由】

本学の大学院課程の専任教員数及び研究指導教員数は、大学現況票のとおり大学院設置基準に定める基準を満

たしており、充分な教員数を確保して大学院課程の教育研究活動が行われている。

以上のことから、大学院課程において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

観点３－１－④：　大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学では、教員組織の活動を活性化するための措置として、全教員を対象として任期制（教授・准教授・講師５年、助教３年）を導入しており、再任にあたっては、各教員それぞれの任期に応じて、各部局において教育、研究、診療、管理運営等の評価項目を定めた実施要項に基づき、教員業績評価を行い、再任の可否を決定している（資料３－１－④－１）。

また、教員研修については、各学部・研究科及び教養部において、新規採用教員などの対象別に、あるいはPBLチュートリアル教育についてなどのテーマ別にFD研修を実施している（別添資料３－１－④－Ａ）。

教員構成については、女性教員の比率は全学平均で20.8%となっているほか、教員組織の年齢別の構成は、25～34歳・10.1%、35～44歳・42.6%、45～54歳・27.1%、55～64歳・20.2%となっており、概ねバランスのとれた構成となっている（資料３－１－④－２、３）。　その他、外国人教員の比率は、全学平均で 1.2%となっている（資料３－１－④－４）。

こうした女性教員及び若手教員並びに外国人教員の比率の、更なる向上に向けて、その登用を促す環境整備等の各種の取組みを実施している。主な取組みとして、例えば、女性教員については、教員公募の際に女性教員の登用を積極的に促す旨を明記しているほか、教職員用の保育施設における保育支援や外部民間業者との契約に基づく派遣型病児保育を実施している。その他、授乳・搾乳室を開設し、育児中及び産後から復帰した女性教職員がキャリア継続できるための支援を行っている。

若手教員については、テニュアトラック制度を全学的に導入し、若手研究者に対して研究スペースの付与、研究費の支援、複数メンター制の導入等を行っているほか、平成26年度より「学長裁量優秀若手研究者奨励賞」を設け、若手教員に対して学長裁量による研究費支援を行うなど、若手教員の活性化を図るとともに研究力強化を推進している。

外国人教員については、本学の教育研究活動のグローバル展開により、多くの分野・センターなどの教員公募に際して、優秀な教員を広く国際公募しているほか、混合給与制度・年俸制の導入等により人事・給与制度の国際通用性を高めるなど環境整備を行っている。

資料３－１－④－１　国立大学法人東京医科歯科大学教員の任期に関する規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/3hen/2shou/4setsu/32403kyouinninki.pdf）
別添資料３－１－④－Ａ　FD教員研修実施状況

資料３－１－④－２　女性教員比率（平成27年5月1日現在）　（出典：評価情報室作成）

所属	全教員数	女性教員数	割合	所属	全教員数	女性教員数	割合
医歯学総合研究科	348	62	17.8%	研究・産学連携推進機構	24	7	29.2%
保健衛生学研究科	43	27	62.8%	医学部附属病院	161	17	10.6%
生体材料工学研究所	38	4	10.5%	歯学部附属病院	37	18	48.6%
難治疾患研究所	65	7	10.8%	医歯学教育システム研究センター	3	0	0.0%
教養部	23	8	34.8%	国際交流センター	4	1	25.0%
図書館情報メディア機構	2	1	50.0%	医歯学融合教育支援センター	3	2	66.7%
学生支援・保健管理機構	4	2	50.0%	職員健康管理室	1	1	100.0%
				合計	**756**	**157**	**20.8%**

資料３－１－④－３　教員の年齢別構成分布（平成27年5月1日現在）　（出典：評価情報室作成）

所属	年齢区分						合計
	－24歳	25－34歳	35－44歳	45－54歳	55－64歳	65歳－	
医歯学総合研究科	0	32	125	97	94	0	348
保健衛生学研究科	0	1	18	13	11	0	43
生体材料工学研究所	0	10	13	7	8	0	38
難治疾患研究所	0	3	31	16	15	0	65
教養部	0	2	9	6	6	0	23
図書館情報メディア機構	0	0	0	2	0	0	2
学生支援・保健管理機構	0	0	1	3	0	0	4
研究・産学連携推進機構	0	1	8	10	5	0	24
医学部附属病院	0	21	97	40	3	0	161
歯学部附属病院	0	5	15	7	10	0	37
医歯学教育システム研究センター	0	0	0	2	1	0	3
国際交流センター	0	1	1	2	0	0	4
医歯学融合教育支援センター	0	0	3	0	0	0	3
職員健康管理室	0	0	1	0	0	0	1
合計	**0** **(0.0%)**	**76** **(10.1%)**	**322** **(42.6%)**	**205** **(27.1%)**	**153** **(20.2%)**	**0** **(0.0%)**	**756**

資料３－１－④－４　外国人教員比率（平成27年5月1日現在）　（出典：評価情報室作成）

所属	全教員数	外国人教員数	割合	所属	全教員数	外国人教員数	割合
医歯学総合研究科	348	1	0.3%	研究・産学連携推進機構	24	0	0.0%
保健衛生学研究科	43	0	0.0%	医学部附属病院	161	2	1.2%
生体材料工学研究所	38	1	2.6%	歯学部附属病院	37	0	0.0%

難治疾患研究所	65	0	0.0%	医歯学教育システム研究センター	3	0	0.0%
教養部	23	3	13.0%	国際交流センター	4	2	50.0%
図書館情報メディア機構	2	0	0.0%	医歯学融合教育支援センター	3	0	0.0%
学生支援・保健管理機構	4	0	0.0%	職員健康管理室	1	0	0.0%
				合計	**756**	**9**	**1.2%**

【分析結果とその根拠理由】

本学では、全学的に任期制の導入が行われており教員の流動性を確保するとともに、再任にあたっては教員業績評価を行い再任の可否を決定するなど自己点検による教員組織の活性化が図られている。また、教員の教育力・研究力を維持・向上させるために対象別やテーマ別にFD研修の実施等の取組みを行っている。

教員組織の女性比率及び年齢別の構成については、全学的に概ねバランスのとれた構成となっているほか、外国人教員についても、国際公募により登用を行っている。さらに、女性教員及び若手教員並びに外国人教員比率の更なる向上に向けた各種の取組みを行っている。

以上のことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動を活性化するための措置が適切に講じられていると判断する。

観点３－２－①：　教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、教員の採用、昇任等の手続きについては「国立大学法人東京医科歯科大学教員等の任免規則」において、「学長が定める基準により、教授会等の意見を聴いて学長が行う」旨を定めている（資料３－２－①－１）。

採用基準・昇任基準については、「国立大学法人東京医科歯科大学教員選考基準」に、教授、准教授、講師、助教に区分して、明確な基準が定められている。例えば、教授であれば「博士の学位を有し、研究上の業績を有する者」をはじめとした７つの要件の何れかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者であることが基準として定められている（資料３－２－①－２）。

また、採用の流れについては、准教授、講師、助教の選考については、各部局の長（以下「部局長」という。）より学長へ人事方針の意向を確認した後に、候補者の選考を行っている。候補者決定後には、部局長より学長へ候補者についての説明を行い、そこで承認を得た候補者に対して、当該教授会等において審議を行っている。 その後、当該教授会等の意見を聴いて、学長が採用、昇任を決定している。

教授選考については、学長への人事方針の意向を確認した後に、各部局にて教授選考委員会を設置し、当該委員会において複数名の候補者の選出を行うとともに、部局長より学長へ各候補者についての説明を行い、そこで承認を得た候補者を対象として、当該教授会等において、教育・研究・臨床等についての業績評価と模擬授業等を含むプレゼンテーション審査を行ったうえで、審議を行い、上位２名の候補者を学長に推薦することとしている。学長は、推薦のあった各候補者と面接を行い、最終決定を行う。また、学長への人事方針の意向確認及び部局長からの候補者説明、並びに候補者の最終面接にあたっては、学長が指名する理事が同席することとしている（資料３－２－①－３）。

なお、特任教授を含む特定有期雇用職員である特任教員の選考については、従前では教授会等の議に基づき学長が行っていたが、平成26年度からは、教授会等の議に基づかずに、必要に応じて学長自ら選考することができる「学長選考特任教員」の制度も新たに導入している。

資料３－２－①－１　国立大学法人東京医科歯科大学教員等の任免規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/3hen/2shou/4setsu/32402kyouinninmen.pdf）

資料３－２－①－２　国立大学法人東京医科歯科大学教員選考基準抜粋
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/3hen/2shou/4setsu/32404kyouinsenkou.pdf）

第２条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。
(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
(3) 学位規則（昭和２８年文部省令第９号）第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
(4) 大学において教授の経歴のある者
(5) 大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
(6) 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴のある者
(7) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者と認められる者

第３条 准教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。
(1) 前条に規定する教授となることのできる者
(2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴のある者
(3) 大学において３年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
(4) 修士の学位又は学位規則第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
(5) 研究所、試験所、調査所等に５年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
(6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

第４条 講師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1) 第２条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
(2) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

第５条 助教となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。
(1) 第２条、第３条又は前条に規定する教授、准教授又は講師となることのできる者
(2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
(3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

資料３－２－①－３　教員選考に係る運用について（出典：事務局作成資料）

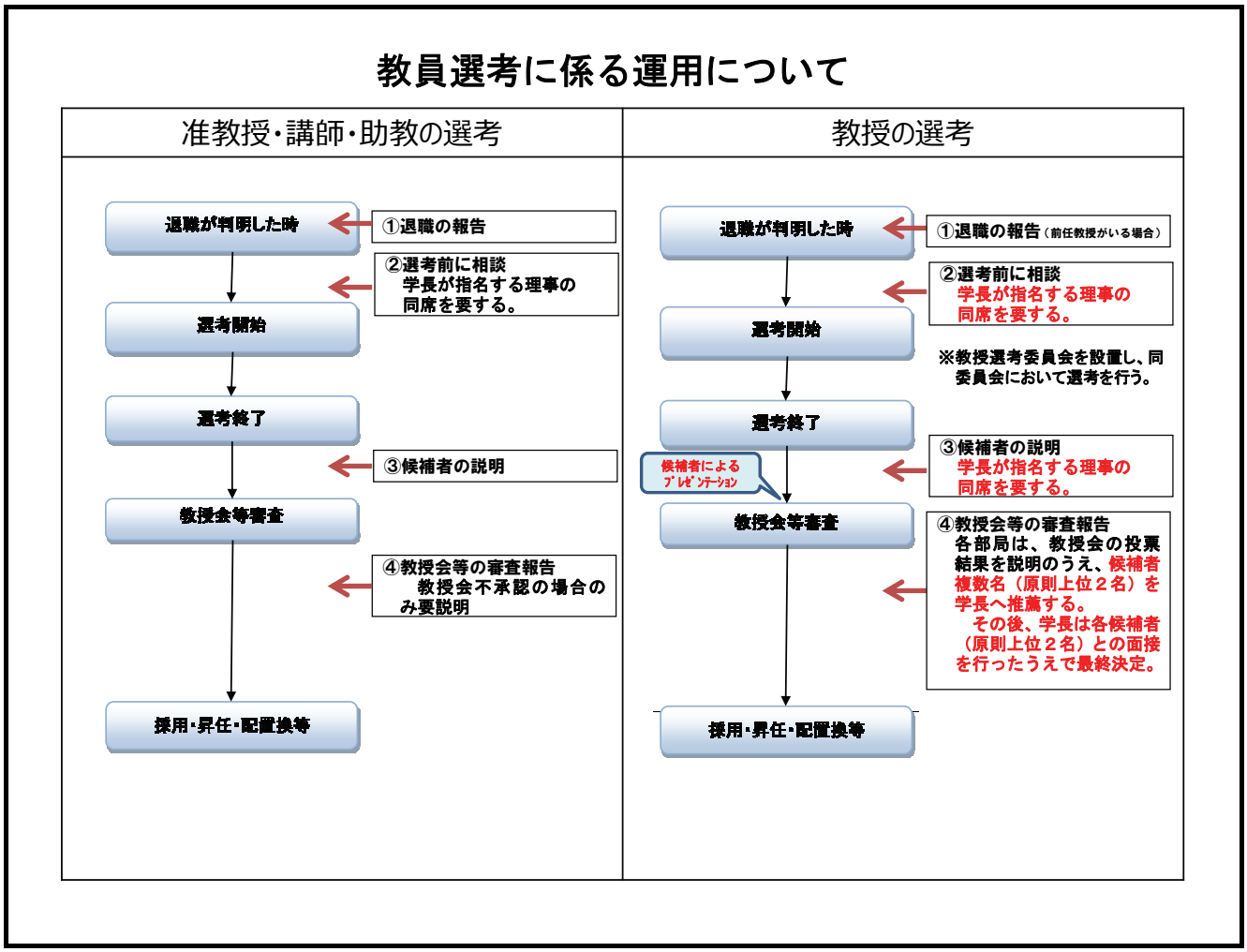

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用、昇任等の手続きについては、全学的に「国立大学法人東京医科歯科大学教員等の任免規則」に定めるとともに、採用基準・昇任基準については、「国立大学法人東京医科歯科大学教員選考基準」に明確な基準が定められている。

教員の選考は適切に運用されており、特に、教授選考については、学長への人事方針の意向を確認した後に、各部局にて教授選考委員会を設置し、当該委員会において複数名の候補者の選出を行うとともに、部局長より学長へ各候補者についての説明を行い、そこで承認を得た候補者を対象として、当該教授会等において、教育・研究・臨床等についての業績評価と模擬授業等を含むプレゼンテーション審査を行ったうえで、審議を行い、上位２名の候補者を学長に推薦することとしている。また、学長は、推薦のあった各候補者と面接を行い、最終決定を行っている。

以上のことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされており、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われていると判断する。

観点３－２－②：　教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、教員個人、各部局及び本学全体の諸活動の改善、活性化を図ることを目的として、毎年度、教員個人評価を実施している（資料３－２－②－１）。

同評価は、「教育」、「研究」、「診療」、「管理・運営」、「社会貢献に係る諸活動」の状況について、各教員が提出する当該各項目に関する実績を記載した自己評価書に基づき、部局長が行っている（別添資料３－２－②－Ａ）。

評価の運用については、各教員は、所属分野長の確認を経て、各部局等に設置された教員個人評価委員会に自己評価書を提出する。各部局の教員個人評価委員会は、同評価書及び各部局で作成した基準に基づき、評価を行い、その結果を部局長に報告する。その後、部局長が、報告された評価結果を参考に最終的な評価を行う運用としている。

評価結果については、本人にフィードバックしており、評定が低い教員に対しては、指導・改善のため、部局長が本人との面談を実施している（別添資料３－２－②－Ｂ）。

さらに、教員個人評価の結果については、全学的に取り纏めを行ったうえで、学長を委員長とした全学個人評価審査委員会において、全体の評定の分布の把握に加え、評価結果の妥当性や勤勉手当成績率・昇給区分との相関など多角的に分析を行うとともに、評価全般に関する次年度以降の改善策についても検討・実施している（別添資料３－２－②－Ｃ～Ｅ）。

また、評価結果を勤勉手当や昇給の優秀者選考の参考資料としており、高い評価結果を受けた多くの教員の査定に反映されている。平成 26 年度の勤勉手当及び昇給において、優秀者に選出された教員のうち 82.4%は教員個人評価でも高い評価を受けた教員となっている（資料３－２－②－２）。

資料３－２－②－１　国立大学法人東京医科歯科大学における教員個人評価に関する規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/3hen/2shou/8setsu/32802kyouinhyouka.pdf）

別添資料３－２－②－Ａ　教員個人評価自己評価書様式例（大学院医歯学総合研究科（歯学系））
（出典：東京医科歯科大学学内ホームページ）

別添資料３－２－②－Ｂ　教員個人評価結果通知文様式例（大学院医歯学総合研究科（歯学系））
（出典：歯学部・歯学部附属病院総務課作成）

別添資料３－２－②－Ｃ　教員個人評価結果分析資料（出典：全学個人評価審査委員会資料）

別添資料３－２－②－Ｄ　全学個人評価審査委員会議事例（出典：平成 26 年度第２回全学個人評価審査委員会議事メモ）

別添資料３－２－②－Ｅ　全学個人評価審査委員会改善策を含む部局長宛評価実施依頼文書（出典：教員個人評価実施依頼通知）

資料３－２－②－２　教員個人評価結果の平成 26 年度勤勉手当・昇給への反映状況（出典：事務局作成資料）

事例名	全優秀者数 ※	うち総合評定 「５」の教員数	うち総合評定 「４」の教員数	全優秀者に占める総合評定 「５」、「４」の教員割合
平成26年度6月期勤勉手当	125	16	77	74.4%
平成26年度12月期勤勉手当	99	17	73	90.9%

平成26年度昇給（平成27年1月1日）	27	10	14	88.9%
合計	251	43	164	82.5%

※勤勉手当・昇給とも、５段階で上位２区分（勤勉手当：「特優」、「優秀者」、昇給：「A」、「B」）を優秀者として計上

【分析結果とその根拠理由】

本学では、毎年度、各教員の教育及び研究等の状況について、教員個人評価を実施しており、評価結果を本人にフィードバックするとともに、評価評定が低い教員に対しては、指導・改善のため、部局長による本人との面談を実施している。

また、評価結果については、学長を委員長とした全学個人評価審査委員会においても分析を行うとともに、次年度以降の改善策について検討・実施しているほか、勤勉手当や昇給の優秀者選考の参考資料としており、高い評価結果を受けた多くの教員の査定に反映されている（資料３－２－②－２）。

以上のことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組みがなされていると判断する。

観点３－３－①：　教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、ＴＡ等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

本学では、大学全体で事務職員711名（常勤369名、非常勤342名）を配置しており、そのうち、学務部（学務企画課、入試課）、医学部事務部、歯学部・歯学部附属病院事務部（総務課）、教養部事務部、学生支援・保健管理機構事務部（学生支援課）に配置されている職員76名（常勤52名、非常勤24名）については、入学試験、各教育委員会に関する事項、学籍、教育課程、授業、試験、成績、学生関係諸証明、厚生など様々な形で教育支援を行っている（大学現況票、資料３－３－①－１、２）。また、国際交流センターに配置されている16名（常勤10名、非常勤6名）については、外国人留学生の日本語教育や日本人学生の海外派遣前教育に関する業務等を行っているほか、図書館メディア推進課に配置されている19名（常勤８名、非常勤11名）については、図書館業務及び情報教育に関する業務を行っている。

技術職員については、大学全体で179名（常勤36名、非常勤143名）を配置しており、そのうち、６名（常勤）については、大学院又は学部の教育において実験・実習の補助や技術指導を行っている。その他、図書館司書の資格を持ち専門的知識を有する図書館職員を６名配置している（大学現況票）。

また、教育補助者として、学部学生、修士課程学生等に対する実験、実習、演習等の教育補助業務を行うティーチングアシスタント（TA）及び大学院の研究科における研究プロジェクト等の研究代表者の指示に従い、当該研究活動に必要な補助業務を行うリサーチアシスタント（RA）を雇用しており、医歯学総合研究科にTA 134名、RA 29名、保健衛生学研究科にTA 36名、RA 3名を配置し、教育研究活動に活用している（資料３－３－①－３）。

別添資料　大学現況票（教育研究組織等【基準３】）

資料３－３－①－１　国立大学法人東京医科歯科大学事務分掌規則

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/5shou/2502zimubunshou.pdf）

資料３－３－①－２　教育支援を行う事務組織に係る職員配置状況（平成 27 年５月１日現在）（出典：事務局資料）

所属	常勤	非常勤	合計
学務部	26	9	35
医学部事務部（教務系）	6	4	10
歯学部・歯学部附属病院事務部(教務系)	2	1	3
教養部	6	4	10
学生支援保健管理機構学生支援課	12	6	18
合計	52	24	76

資料３－３－①－３　TA・RA 配置状況（平成 27 年５月１日現在）（出典：事務局資料）

研究科等	ＴＡ	ＲＡ
医歯学総合研究科	134	29
保健衛生学研究科	36	3
合　　計	170	32

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教育課程を遂行するために必要な事務職員を学務部、医学部事務部、歯学部・歯学部附属病院事務部、教養部事務部、学生支援・保健管理機構事務部に適切に配置し、入学試験、各教育委員会に関する事項、その他学生関係事務など様々な形で支援を行っている。また、国際交流センター、図書館メディア推進課にも必要な事務職員を適切に配置し、外国人留学生の日本語教育や日本人学生の海外派遣前教育に関する業務等、図書館業務及び情報教育に関する業務を行っている。その他、大学院又は学部の教育において実験・実習の補助や技術指導を行う技術職員や図書館司書の資格を持ち専門的知識を有する図書館職員についても適切に配置している。

また、各研究科に学部学生、修士課程学生等に対する実験、実習、演習等の教育補助業務を行う TA 及び大学院の研究科における研究プロジェクト等の研究代表者の指示に従い、当該研究活動に必要な補助業務を行う RA を配置し、教育研究活動に活用している。

以上のことから、大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、また TA 等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

(観点３－２－①)

教員の採用・昇任は規則に基づいて実施されており、特に、教授選考については、部局長より学長へ各候補者についての説明を行い、そこで承認を得た候補者を対象として、当該教授会等において、教育・研究・臨床等についての業績評価と模擬授業等を含むプレゼンテーション審査を行ったうえで、審議を行い、上位２名の候補者

を学長に推薦することとしている。また、学長は、推薦のあった各候補者と面接を行い、最終決定を行っている。

（観点３－２－②）

毎年度、各部局において、所属する教員の教育研究能力等に係る教員個人評価を実施しており、その結果について、全学的に取り纏めを行ったうえで、学長を委員長とした全学個人評価審査委員会において、全体の評定の分布の把握に加え、評価結果の妥当性や勤勉手当成績率・昇給区分との相関など多角的に分析を行うとともに、評価全般に関する次年度以降の改善策についても検討・実施している。

また、評価結果を勤勉手当や昇給の優秀者選考の参考資料としており、高い評価結果を受けた多くの教員の査定に反映されている。平成 26 年度の勤勉手当及び昇給においては、優秀者に選出された教員の 82.4%は教員個人評価でも高い評価を受けた教員となっている

【改善を要する点】

なし

基準４　学生の受入

（１）観点ごとの分析

観点４－１－①：　入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

大学全体の入学者受入方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）については、本学の目的及び教育理念に沿って、明確に定められている（資料４－１－①－１）。また、各学部学科・研究科（専攻）においては、こうした大学全体のアドミッション・ポリシーを踏まえて、より具体的な入学者の受入方針を定めている。

学士課程のアドミッション・ポリシーについては、各学部学科の「教育理念」、「教育目標」、「求める学生像」、「入学までに身につけておいて欲しいこと」を明示しており（資料４－１－①－２）、例えば、医学部医学科では、以下のとおり具体的に定めている 。

「教育理念

疾患の治療と予防及び健康の保持・増進を研究し、その成果を広く医療・福祉に応用する医学の発展を担う指導者を育成する。

教育目標

１．幅広い教養と豊かな感性を備え、広い視野と高い倫理観をもつ人間性を培う。

２．自ら問題を提起して解決し、医学のフロンティアを切り開く創造能力を修得する。

３．世界的規模で働く国際人としての意識を持ち、世界に貢献できる医師・医学研究者を養成する。

求める学生像

１．医学・医療に深い関心を有する。

２．協調性とコミュニケーション能力に優れている。

３．創造性とチャレンジ精神に富んでいる。

４．高い倫理性を備えている。

入学までに身につけておいて欲しいこと

高等学校で学習する全ての教科が医学科教育の土台になります。各教科において基礎学力を幅広く身につけておいてください。本学入学前に身につけておく基本要件は、前期日程入学志願者が受験する大学入試センター試験の教科・科目の完璧な履修です。特に理科においては、常になぜそうなるかを考えながらより高い学力を獲得するよう心がけ、普段から医学・医療に関する知識を得るように努力してください。医学科教育においては、読解力や作文能力も重要です。社会人とやりとりできるようなレベルを目指して社会的視野の涵養に努め、また日本語・英語能力の向上に努めてください。」

大学院課程のアドミッション・ポリシーについても、各研究科（専攻）の人材育成目標を示したうえで、求める学生像を明示しており（資料４－１－①－３）、例えば、医歯学総合研究修士課程医歯理工学専攻では、以下のとおり定めている。

「修士課程医歯理工学専攻においては、医学・歯学・生命理工学を中心とする多分野融合を実現した体系的な教育課程を基に、生命科学領域の相互連携を図り、人類の健康と福祉に関する幅広い知識および高い倫理観を有する医学、歯学、生命理工学分野の教育者、研究者、技術者等を育成する。

本専攻が掲げる人材育成目標に鑑みて、本専攻では協調性に富み、自分の考えを的確に表現し伝えるとことができ、入学後の修学に必要な英語力を有している者で、下記の項目のいずれかに該当する者を求める。
・医科学を学習するのに必要な基礎知識を有し、専門知識を体系的、集中的に学びとる意欲を有している。
・歯科学を学習するのに必要な基礎知識を有し、専門知識を体系的、集中的に学びとる意欲を有している。
・生命理学を学習するのに必要な基礎知識を有し、専門知識を体系的、集中的に学びとる意欲を有している。
・生体工学を学習するのに必要な基礎知識を有し、専門知識を体系的、集中的に学びとる意欲を有している。
・口腔保健学を学習するのに必要な基礎知識を有し、専門知識を体系的、集中的に学びとる意欲を有している。」

なお、各研究科（専攻）においては、募集要項の英語版を作成し、その中にアドミッション・ポリシーを明記している（資料４－１－①－４）。

資料４－１－①－１　東京医科歯科大学アドミッション・ポリシー

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/admissions/faculty/admission-policy/index.html）

東京医科歯科大学は、医学部医学科、医学部保健衛生学科、歯学部歯学科、歯学部口腔保健学科、教養部、生体材料工学研究所、難治疾患研究所を有する日本唯一の医歯学系総合大学院大学です。

本学では、医師、歯科医師、看護師、臨床検査技師、歯科衛生士、歯科技工士の育成は勿論のこと、医療・生命科学領域の研究・学問体系の構築を図りながら、一流の研究者・医療人の養成に努め、広く社会・人類に貢献することを目指しております。

【教育理念】

１．幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養を目指す

病める人と向き合う医療人は、患者の痛みが分かり、そして患者を取り巻く様々な状況をも理解しなければならない。それには豊かな教養と人間への深い洞察力、高い倫理観と説明能力を備えなければならない。

２.自己問題提起、自己問題解決型の創造力豊かな人間を養成する

学業あるいは研究に当たっては、何事も鵜呑みにすることなく、疑問を投げかけ、種々の情報を収集、解析し、自ら解決する能力が求められる。そうしてはじめて、独創的な研究を推進できる人材が育まれる。

３．国際感覚と国的競争力に優れる人材を養成する

研究成果が即座に世界に伝播する現代において、医療の分野でもその情報と時間の共有化が益々進んでいる。このような状況の中で、立ち遅れない、むしろ最先端を行く人材の養成に努める。そのために海外教育研究拠点、海外国際交流協定校への派遣を積極的に推進する。

資料４－１－①－２　各学部学科のアドミッション・ポリシー　※医学部医学科を除く　（出典：各学生募集要項抜粋）

学部学科	アドミッション・ポリシー
医学部 保健衛生学科	**【教育理念】** 本学科は、看護学、検査技術学の２つの専門領域における知識・技術を教授することにとどまらず、豊かな教養と高い倫理観に裏づけされた医療人としての感性を有し、学際的視野にたち、自ら問題を提起し、これを解決できる能力を備えた医療人を養成する。 **【教育目標】** **《看護学専攻》** 高度先進化する科学技術の基礎理解力を持ち、高齢化社会における保健医療・福祉等の様々な

	職種と連携して、専門職としての役割を果たす人間性豊かな人材を育成する。 **《検査技術学専攻》**先端医療技術の進展に対応しうる学際的視野と研究能力を有する資質の高い人材及び医学、保健医療における検査技術の発展とその教育・指導に従事する人材を育成する。 **【求める学生像】** 1. 日々進歩する医学・保健医療に深い関心を有し、患者・要介護者や社会に対する奉仕的精神、責任感、倫理観を有する。 2. 豊かな人間性を持ち、観察力、論理的思考力、問題解決力、総合判断力を備えている。 3. 継続的に自己啓発し、探究心が旺盛である。 **【入学までに身につけておいて欲しいこと】** 高等学校で学習したことが基本になることはもちろんですが、「覚える」学習だけでなく、「理解する」あるいは「疑問を抱く」「疑問を自ら解決する」という姿勢を身につけることが重要です。また、教授された事柄を自らの力で深めていく創造的な取り組みが必要でもあります。さらに、国際性豊かな医療人になるために幅広い教養を身につけ、他人とディスカッションできる能力および英語力の向上を目指してください。
歯学部 歯学科	**【教育理念】** 豊かな人間性を有し、使命感をもって全人的な歯科医療を実践し、国民の健康維持・増進に寄与するとともに、国際的視野から歯科医学・歯科医療の向上に貢献できる指導者を育成する。 **【教育目標】** 1. 幅広い教養を身につけ、歯科医師としての豊かな人間性を培う。 2. 基本的な科学の原理と概念を理解し、生命科学の知識を修得する。 3. 科学的探究心をもち、自ら問題を発見し、解決する能力を身につける。 4. 全身を理解した上で、口腔領域の疾患の予防、診断、治療に関する知識と基本的技術を修得する。 5. 社会における歯科医学・歯科医療の役割とその重要性を理解する。 **【求める学生像】** 1. 豊かな人間性と他人に対する思いやりのある人 2. 柔軟で幅広い視野をもっている人 3. 歯科医学・歯科医療に興味をもち、それを十分修得できる基礎学力のある人 4. 問題解決や知識追求に対する意欲をもち、行動力のある人 5. 歯科医療を通して国民の健康維持・増進に貢献したい人 6. 適切な社会性をもち、指導的役割を果たせる積極性のある人 **【入学までに身につけておいて欲しいこと】** 高等学校で学習する全ての教科の学力を幅広く確実に身につけておいてください。このことが入学後の歯学科教育の土台となります。特に、大学受験で選択しなかった理科科目（特に生物）の基礎学力を身につけておいてください。また、将来、国際的視野をもって活躍し、最先端の生命科学を修得するには、高い英語の学力が求められますので、英語能力の向上を常に目指してください。そして、普段から、社会や医学・医療に関心を持ち、幅広い知識を蓄え、自分の意見をもち、それを明確に伝えられる表現力、医療人に求められる高い倫理観と信頼される人間性を身につけるように心掛けてください。
歯学部 口腔保健学科	**【教育理念】** 温かく豊かな人間性を有し、口腔保健・福祉の立場から、人々の健康で幸せな生活の実現のため、専門的知識および技術をもって広く社会貢献し、指導的役割を果たすことのできる人材を育成する。

【教育目標】

《口腔保健衛生学専攻》

1. 生命の尊厳と基本的な科学原理・概念を理解し、生命科学の知識を修得する。
2. 基本的人権を尊重し、相手の心情と行動を理解して人と接する能力を身につける。
3. 社会における口腔保健・福祉の果たす役割とその重要性を理解する。
4. 心身のさまざまな状態を理解し、口腔保健に関する知識および技術を修得する。
5. 科学的探究心と問題解決能力を身につけ、生涯学習への意欲を培う。
6. 保健・医療・福祉等の関連職種と連携して活動できる能力を身につける。
7. 口腔保健の立場から国際貢献ができる能力を修得する。

《口腔保健工学専攻》

1. 生命の尊厳と基本的な科学原理・概念を理解し、生命科学の知識を修得する。
2. 深い人間理解と医療人としての高い倫理観、豊かな感性を身につける。
3. 社会における口腔保健・福祉の果たす役割とその重要性を理解する。
4. QOLの向上に関わるものつくりの専門家として、自らの高度な知識と技術を社会に還元する意欲を養う。
5. 科学的探究心と問題解決能力を身につけ、生涯学習への意欲を培う。
6. 保健・医療・福祉等の関連職種と連携して活動できる能力を身につける。
7. 口腔保健の立場から国際貢献ができる能力を修得する。

【求める学生像】

《口腔保健衛生学専攻》

1. 口腔保健に深い関心をもち、人々の健康増進に貢献したい人
2. 豊かな人間性と人々への思いやりのある人
3. 協調性とコミュニケーション能力に優れる人
4. 科学的探求心を持ち、自己啓発への意欲がある人
5. 国際交流・国際貢献に意欲のある人

《口腔保健工学専攻》

1. 口腔保健に深い関心をもち、人々の健康増進に貢献したい人
2. 豊かな人間性と人々への思いやりのある人
3. 口腔機能の回復に深い関心をもち、技工技術習得に意欲がある人
4. 科学的探求心を持ち、自己啓発への意欲がある人
5. 国際交流・国際貢献に意欲のある人

【入学までに身につけておいて欲しいこと】

《口腔保健衛生学専攻》

高等学校で学習する全ての教科の学力を幅広く確実に身につけておいてください。このことが口腔保健衛生学専攻における教育の土台となります。特に、大学受験で選択しなかった理科・社会の科目の基礎学力を修得しておくことを望みます。また、国際的視野をもって活躍し、最先端の学問を修得するには、高い英語の学力が求められます。語学力の修得には時間がかかりますので、英語能力の向上を常に目指してください。そして、普段から、社会や保健・医療・福祉に関心を持って幅広い知識を蓄え、協調性とコミュニケーション能力、医療人に求められる高い倫理観と豊かな人間性を身につけるように心掛けてください。

《口腔保健工学専攻》

	高等学校で学習する全ての教科の基礎学力を幅広く確実に身につけておいてください。このことが口腔保健工学専攻における教育の土台となります。普段から、社会、保健・医療・福祉およびものつくりに関心を持って幅広い知識を蓄え、協調性とコミュニケーション能力、医療人に求められる高い倫理観と豊かな人間性を身につけるように心掛けてください。特に、ものつくりに重要な立体認識の力を高めるよう努めるとともに、国際的視野をもって活躍するために必要となる英語能力の向上を目指してください。

資料４－１－①－３　各研究科のアドミッション・ポリシー　※医歯学総合研究修士課程医歯理工学専攻を除く

（出典：各学生募集要項抜粋）

研究科名	アドミッション・ポリシー
医歯学総合研究科	**《医歯理工学専攻医療管理政策学（MMA）コース》（修士課程）** 修士課程医歯理工学専攻医療管理政策学コースにおいては医療サービスに関わる社会的ニーズに応えるため、指導的立場で活躍する人材養成課程を基に医療管理ならびに医療政策の分野において、患者中心のより良い医療を効率的に提供できる社会システムの構築に寄与する人材を育成する。 本専攻が掲げる育成目標に鑑みて、下記に該当する者を求める。 ・医療管理政策学を学習するのに必要な基礎知識又は実務経験を有し、医療管理政策の展望について自らの考えを論理的に表現することができ、さらなる専門知識を体系的・集中的に学びとる意欲を有している。 **《医歯学系専攻》（博士課程）** 博士課程医歯学系専攻では、医学と歯学の両分野の専門的知識を熟知し、他分野との緊密な連携により世界をリードする研究者、教育戦略を打ち立て実行できる心豊かな教育者、高い倫理観を有する研究心旺盛な高度専門医療人、そして新しい時代を開拓するオピニオンリーダーを育成する。 本専攻が掲げる人材育成目標に鑑みて、本専攻では、幅広い視野と創造性、自立性、倫理観を備えており、自分の考えを論理的かつ的確に表現する能力と研究遂行に必要な英語力を有している者で、下記の項目のいずれかに該当する者を求める。 ・医学領域に関する高度な学識および実務能力を持ち、さらなる関心と研究への強い意欲を有している。 ・歯学領域に関する高度な学識および実務能力を持ち、さらなる関心と研究への強い意欲を有している。 ・生命理学領域に関する高度な学識および実務能力を持ち、さらなる関心と研究への強い意欲を有している。 ・生体工学領域に関する高度な学識および実務能力を持ち、さらなる関心と研究への強い意欲を有している。 **《生命理工学系専攻》（博士課程）** 博士課程生命理工学系専攻では、生命理工学分野に精通し、生命理工学と疾患研究領域との融合的学際分野において幅広い教養と国際的な視野を有し、高度な専門性と実践的問題解決能力を持った人材、とりわけ先端的な研究遂行能力を有する研究者、卓越した学識と優れた人間性を有する教育者、バイオ産業や医療機器開発などにおいて先端的な技術革新を実現するためのマネジメント能力を身につけ、産業界で活躍できる人材を育成する。 本専攻が掲げる人材育成目標に鑑みて、本専攻では、下記のすべてに該当する者を求める。 ・入学後の修学に必要な学術に関する英語力を持ち、英語による生命理工学に関するコミュニケーション能力を有している。 ・生命理工学に関する幅広い知識を体系的、集中的に学びとる意欲がある。 ・高度に専門化した生命理工学分野の教育者、研究者として将来、社会に貢献する意欲がある。 ・生命理工学領域に深い学識と優れた研究遂行能力を有している。 ・生命科学や生体工学に深い関心と融合領域を開拓する幅広い視野を持ち、創造性と自立性を有している。

	・協調性に富み、自分の考えを論理的かつ的確に表現する能力を有している。
保健衛生学研究科	本研究科では、保健学の領域における旺盛な研究心と問題解決型の思考力を身につけ、看護学・検査学の課題に対応する臨床指向型研究を積極的に推し進めることによって、将来は国際的・学際的な視野も踏まえて研究・教育力、実践能力を発揮できる人材の育成を基本理念としており、それぞれの専攻で以下の条件を満たす者を求めている。 **《看護先進科学専攻》（博士課程）** 1. 看護学における専門的な知識と技術を発揮し、将来的に国際的・学際的な視野から看護学における研究の進歩と実践の向上、後継者育成に貢献しうる能力と意欲を有している（５年一貫教育全般）。 2. 看護学における高度な専門的知識と技術を獲得し、看護学研究における総合的な判断力と遂行力並びに高い倫理観を身につけ、将来、研究・教育・臨床現場をリードしていくことを目指している（Nurse-Investigator育成Pathway コース）。 3. 複雑高度な看護課題への対応のために、臨床看護経験と高度な専門的知識と技術並びに高い倫理観を身につけ、専門看護師教育科目の履修並びに臨床還元型研究を推進して博士号取得を希望している（CNS-D）。 **《共同災害看護学専攻》（博士課程）** 1. 災害看護学における専門的な知識と技術を身につけ、将来的にグローバルリーダーとして国際的・学際的な視野から災害看護学における卓越した実践、教育研究に貢献しうる能力と意欲を有している。 2. 災害看護の高度専門職業人として、卓越した実践力とリーダーシップで、災害支援に貢献しうる能力と意欲を有している。 3. 災害看護に関する高い専門性をもとに、俯瞰的・独創的事業や卓越した政策立案、施策等で、人々の安全・安心に貢献することを目指している。 **《生体検査科学専攻》（博士（前期）課程）** 1. 検査学における専門的な知識と技術を確実に身につけ、総合的な判断力と遂行力並びに高い倫理観を備えた高度専門職業人として、臨床現場をリードしていくことを目指している。 2. 国際的・学際的な視野から、将来的には検査学における優れた臨床指向型研究を担う基礎的な能力と意欲を有している。 3. 将来的には、優れた専門職業人と研究者を育成するための教育を担っていく資質と意欲を有している。 **《生体検査科学専攻》（博士（後期）課程）** 1. 検査学における専門的な知識と技術を発揮し実践と研究に取り組んできた経験を有し、総合的な判断力と遂行力並びに高い倫理観を備えた高度専門職業人として、臨床現場におけるリーダーシップを発揮していくことを目指している。 2. 臨床指向型研究への取り組みに成果を上げつつあり、将来的には国際的・学際的な視野から、検査学における研究の進歩と実践の向上に貢献し得る能力と意欲を有している。 3. 将来的には、優れた専門職業人と研究者を育成するための教育を指導的に担っていく意欲と使命感を有している。

資料４－１－①－４　各研究科のアドミッション・ポリシー英語版について　（出典：各専攻学生募集要項）

研究科名	ホームページ
医歯学総合研究科	**《医歯理工学専攻》（修士課程）**：http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20150609-165648-9192.pdf **《医歯理工学専攻医療管理政策学（MMA）コース》（修士課程）：**

	http://www.tmd.ac.jp/english/artis-cms/cms-files/20141010-165529-2045.pdf **《医歯学系専攻》（博士課程）：** http://www.tmd.ac.jp/english/artis-cms/cms-files/20140806-155741-8329.pdf **《生命理工学系専攻》（博士課程）**：http://www.tmd.ac.jp/english/artis-cms/cms-files/20140806-160006-7387.pdf
保健衛生学研究科	**《看護先進科学専攻》（博士課程）、《生体検査科学専攻》（博士（前期・後期）課程）：** http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20140707-191131-1987.pdf **《共同災害看護学専攻》（博士課程）：** http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20140707-191131-2279.pdf

【分析結果とその根拠理由】

大学全体のアドミッション・ポリシーについては、本学の目的及び教育理念に沿って、明確に定められており、各学部学科・研究科（専攻）においては、これを踏まえて、より具体的なアドミッション・ポリシーを定めている。

以上のことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められていると判断する。

観点４－１－②：　入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点に係る状況】

各学部学科のアドミッション・ポリシーに沿って本学及び各学部学科の求める学生を受け入れるため、学士課程では、入学者選抜要項に基づき、一般入試（前期日程・後期日程）、私費外国人留学生特別入試、学士編入学試験、２年次編入学試験、３年次編入学試験を実施している（資料４－１－②－１～６）。

例えば、医学部医学科では、アドミッション・ポリシー（資料４－１－②－７）の「入学までに身につけておいて欲しいこと」として、「各教科の基礎学力及び大学入試センター試験の教科・科目の完璧な履修」を求めていることを受けて、大学入試センター試験を課し、基礎学力を測っている。また、「読解力及び作文能力が重要であること、英語能力の向上に努めること」と掲げていることから、英語力については個別学力検査（前期日程）にて英語試験を実施し、読解力及び作文能力については個別学力検査（後期日程）にて小論文試験を実施して、学力を測っている。その他、「求める学生像」に掲げている「医学・医療に深い関心を有すること、協調性とコミュニケーション能力に優れていること、創造性とチャレンジ精神に富んでいること、高い倫理性を備えていること」に適合するか否かを精査するため、個別学力検査において、前期日程及び後期日程ともに、面接試験を実施している。

他の学部学科においても、医学科同様に、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行うため、適切な選抜方法を採用している（資料４－１－②－８）。

また、大学院課程についても各研究科（専攻）のアドミッション・ポリシーに沿って入学試験を実施しており（資料４－１－②－９）、例えば、医歯学総合研究科修士課程医歯理工学専攻においては、アドミッション・ポリシーに掲げる「入学後の修学に必要な英語力」を有しているかを測るため、英語の筆記試験を実施しており、また、「各専門の学問の学習に必要な基礎知識」を有しているかを測るために専門科目の筆記試験を実施している。さらに、「協調性に富み、自分の考えを的確に表現し伝えることができる者」及び「専門知識を体系的、集中的に学びとる意欲を有している者」に適合するか否か精査するため、面接試験を実施している（資料４－１－②－10）。

同様に、他の研究科（専攻）においても適切な学生の受入方法を採用し、医歯学総合研究科博士課程では筆記

試験（小論文・英語）及び面接、出願書類により選抜を行い、保健衛生学研究科では筆記試験及び面接、出願書類により選抜を行っている（資料４－１－②－11）。

以上のとおり、アドミッション・ポリシーに基づき、各学部・研究科において、学力検査、小論文試験、面接試験等の多様な選抜方法を組み合わせた適切な入学者選抜方法を採用している。

資料４－１－②－１　入学者選抜要項 p.18～24（平成 27 年度）
（出典：入学者選抜要項・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20140819-113057-1927.pdf）
資料４－１－②－２　私費外国人留学生特別入試学生募集要項（平成 27 年度）
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20100913-132419-7808.pdf）
資料４－１－②－３　学士編入学学生募集要項（平成 27 年度・医学部医学科）
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20150326-140933-5662.pdf）
資料４－１－②－４　２年次編入学学生募集要項（平成 27 年度・歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻）
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20140703-152851-5075.pdf）
資料４－１－②－５　３年次編入学学生募集要項（平成 27 年度・歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻）
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20120426-161702-9030.pdf）

資料４－１－②－６　学部入学者選抜方式及び募集人員（平成 27 年度入学者選抜）　（出典：学務部調べ）

学部名	学科名	一般入試				特別入試			
		定員	前期	後期	推薦選抜	学士編入学	２年次編入学	３年次編入学	外国人留学生特別入試
医学部	医学科	101	82	15	4	5 (5)	-	-	若干名
	保健衛生学科	90	65	-	25 (25)	-	-	-	若干名
歯学部	歯学科	53	38	15	-	-	-	-	若干名
	口腔保健学科	32	32	-	-	-	5 (5)	6 (6)	若干名

※特別入試の括弧内には当該入試の定員数を示す。

資料４－１－②－７　医学部医学科アドミッション・ポリシー
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/admissions/faculty/admission-policy/index.html）

資料４－１－②－８　学部入学者選抜における選抜方法（平成 27 年度入学者選抜）　（出典：学務部調べ）

入試区分		学部	選抜方法
一般入試	前期日程	全学部学科	大学入試センター試験、本学が実施する学力検査、小論文試験、実技試験、面接試験等
	後期日程	医学部医学科、歯学部歯学科	大学入試センター試験、小論文試験、面接試験
	地域特別枠推薦入試	医学部医学科	大学入試センター試験、調査書、面接試験
	推薦入試	医学部保健衛生学科	小論文試験、面接試験
特別入試	学士編入学	医学部医学科	出願書類、学力試験、面接試験
	２年次編入学	歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻	学力検査、小論文試験、実技試験、面接試験

	３年次編入学	歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻	学力検査、小論文試験、面接試験
	私費外国人留学生	全学部学科	日本留学試験、本学が実施する学力検査、小論文試験、面接試験

資料４－１－②－９　大学院入学者選抜方式及び募集人員（平成27年度入学者選抜）　（出典：学務部調べ）

研究科	課程区分	定員	第１次募集人員	第２次募集人員	外国人留学生	ISP	その他
医歯学総合研究科	修士課程	110	95	15※１			-
	博士課程	214	214	若干名※2	24※3	３名以内※4	若干名※5
保健衛生学研究科	博士課程	15	15	-			-
	博士（前期）課程	12	12	-			-
	博士（後期）課程	14	14	若干名※6			-

※１ 医歯学総合研究科　修士課程の第２次募集人員は医療管理政策学（MMA）コースの募集人員となっている。

※２ 医歯学総合研究科　博士課程は第１次募集で入学定員を満たした場合、第２次の募集を行わないことがある。

※３ 外国人留学生用コースとは、医歯学系専攻歯科医学グローバルリーダー養成プログラムであり、10月入学である。

※４ ISPとはISP外国人留学生特別選抜であり、入学時期は4月または10月である。

※５ 医歯学総合研究科　博士課程のその他とは、医歯学系専攻研究者養成コース、医歯学系専攻MD-PhD（医学研究者早期育成）コース、医歯学系専攻DDS-PhD（歯学研究者早期育成）コース、国費外国人留学生（大使館推薦）、生命理工学系専攻疾患予防グローバルリーダー養成プログラム私費外国人留学生（理研国際スクール）であり、募集人員は全て若干名である。

※６ 保健衛生学研究科　博士（後期）課程は第２次募集を行わないことがある。

資料４－１－②－10　医歯学総合研究科医歯理工学専攻アドミッション・ポリシー
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/admissions/graduate-school/admission-policy/index.html）

資料４－１－②－11　大学院入学者選抜における選抜方法（平成27年度入学者選抜）　（出典：学務部調べ）

研究科専攻		選抜方法
医歯学総合研究科	医歯理工学専攻	筆記試験、面接試験、出願書類
	医歯理工学専攻（MMA コース）	面接試験、出願書類
	医歯学系専攻	筆記試験、小論文試験、面接試験、出願書類
	生命理工学系	筆記試験、口述試験、出願書類
保健衛生学研究科	看護先進科学専攻、生体検査科学専攻	筆記試験、面接試験、出願書類
	共同災害看護学専攻	筆記試験、小論文試験、面接試験、出願書類

【分析結果とその根拠理由】

学士課程、大学院課程ともに本学及び各学部学科・研究科（専攻）のアドミッション・ポリシーに沿って、適切な学生を受け入れるために、各学部学科・研究科（専攻）に合った方法で選抜を実施し、基礎的な学力や応用能力、コミュニケーション能力等の当該分野で必要となる資質を持つ学生を受け入れている。

以上のことから、入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

観点４－１－③：　入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

学士課程の入学者選抜試験の実施体制については、学長、理事、副理事、各学部長等を構成員とする入学試験委員会が設置されている。この入学試験委員会の下部組織として、入学試験健康診断委員会、入学試験問題作成委員会、入学者選抜方法改善委員会が置かれており、さらに、試験問題の校閲、試験答案の採点、面接に関してそれぞれ専門委員が置かれている（資料４－１－③－１）。

入学試験問題の作成及び校閲は、入学試験問題作成委員会が行っており、各学部、教養部から選出された、実施教科・科目の教育研究経験を有する教員が担当するとともに、試験問題作成にあたっては、個別学力試験問題作成マニュアルを作成するなど適正な実施を図っている。

試験監督方法等については、大学入試センター試験においては大学入試センターより配布される試験監督要領に従い、本学で行われる個別学力検査においては独自に作成した試験監督要領に基づいて、入学者選抜試験を行っている（別添資料４－１－③－Ａ）。

また、試験の実施に先立ち、試験監督者をはじめとした各担当者には、担当係毎に説明会を実施し、試験実施体制や業務内容等について周知徹底を図っている。試験当日は、学長を実施本部長とする入学試験実施本部を設置し、公正で、適正な実施体制で試験を行っている。

面接試験については、学士課程においては、医療人を目指す学生としての資質及び適性について評価し、面接評価結果が一定の水準以上か否かを判定するため、各学部学科とも、試験毎に１人当たり５分～１５分程度の面接時間を定め、複数の面接官により面接を行っている。面接開始前には各面接官に、質問事項及び質問してはいけない事項について記載した面接質問票を配付し、面接試験の公平性を確保している。

合否判定については、各学部教授会の議を経て、入学試験委員会が行う。

大学院課程の入学者選抜についても、各研究科に、研究科長、副研究科長等を構成員とする入学試験委員会が設置されており、当該委員会が中心となって問題作成、校閲及び試験監督要領の作成、合否判定案の作成等を行っている。

試験の実施にあたっては、入学試験委員会で作成した試験監督要領に基づいて事前に試験監督者をはじめとした各担当者に説明会を実施し、また、当日は研究科長を実施本部長とする入学試験実施本部を設置する等、学士課程同様、公正で適正な実施体制のもと入学者選抜試験を実施している。

面接試験についても、試験毎に受験者１人当たりの面接時間を定め、複数の面接官により面接を実施している。

合否判定については、研究科委員会が行っている。（資料４－１－③－２）。

資料４－１－③－１　学部入学試験実施組織　（出典：東京医科歯科大学入学試験規則及び各委員会規則より抜粋）

委員会等名	組織構成	目的・任務等
入学試験委員会	学長（委員長） ・学長が指名する理事（１名） ・学長が指名する副理事（１名） ・医学部長 ・歯学部長	・入学試験に関する重要事項の審議 ・入学試験を円滑に実施するための委員会等（入学試験健康診断委員会、入学試験問題作成委員会、入学者選抜方法改善委員会）及び専門委員（試験問題校閲専門委員、試験問題採点専門委員、面接専門委員等）の総括

	・教養部長 ・大学院保健衛生学研究科長 ・医学部保健衛生学科長 ・歯学部口腔保健学科長 ・歯学部口腔保健学科教育委員会委員長 ・医学部入学試験検討委員会委員長 ・歯学部入学試験検討委員会委員長 ・教養部教授会から選出された入学者選抜方法改善委員会委員 ・保健管理センター長 ・事務局長	
入学試験 健康診断委員会	保健管理センター長（委員長） ・医学部教授会から選出された教授、准教授、専任講師（若干名。うち教授１名を含む。） ・歯学部教授会から選出された教授（２名） ・教養部教授会から選出された教授（１名） ・保健管理センター長が指名する保健管理センターの教授、准教授、専任講師（１名）	（１）入学試験健康診断の判定基準に関すること （２）調査書又は健康診断書の審査及び評価に関すること （３）精密検査の運営実施に関すること （４）入学試験健康診断に必要な資料の収集及び調査並びに研究に関すること （５）その他入学試験健康診断に関すること
入学試験問題 作成委員会	学長が指名する副理事（１名）（委員長） ・教養部長、各学部教授会から選出された教授・准教授、教養部教授会から選出された教授・准教授・専任講師、問題作成委員会が必要に応じて推薦する本学の教員及び学外の有識者	入学試験問題の作成及び校正
入学者選抜方法 改善委員会	学長が指名する副理事（１名）（委員長） ・医学部入学試験検討委員会委員長 ・大学院医歯学総合研究科医歯学系専攻（医学系）の医学部入学試験検討委員会委員（１名） ・大学院保健衛生学研究科の医学部入学試験検討委員会委員（２名） ・歯学部入学試験検討委員会委員長 ・大学院医歯学総合研究科医歯学系専攻（歯学系）の歯学部入学試験検討委員会委員（１名） ・大学院医歯学総合研究科医歯理工学系専攻（口腔保健学系）の歯学部入学試験検討委員会委員（２名） ・教養部教授会から選出された医学部入学試験検討委員会委員（教授） ・教養部教授会から選出された歯学部入学試験検討委員会委員（教授） ・改善委員会委員長が必要と認める本学の教授、准	（１）学部入学者選抜方法に関すること （２）学部入学者選抜に必要な資料の収集及び調査に関すること

	教授又は専任講師　若干名	
試験問題校閲専門委員	・本学の教授、准教授、専任講師及び外国人教師のうちから、入学試験委員会が推薦するもの	入学試験問題の校閲を行う
試験問題採点専門委員		入学試験答案の採点及びその成績の評価を行う
面接専門委員		入学者選抜の面接を行う

別添資料４－１－③－Ａ　平成 27 年度前期日程及び後期日程監督要領　（出典：学務部資料）

資料４－１－③－２　大学院入学試験実施組織　（出典：各研究科等入学試験委員会内規等より抜粋）

委員会等名	組織構成	目的・任務等
医歯学総合研究科修士課程医歯理工学専攻入学試験委員会 医歯学総合研究科博士課程入学試験委員会	研究科長（委員長） ・副研究科長 ・医歯学総合研究科医学系教授会から選出された教授（修士３名、博士４名） ・医歯学総合研究科歯学系教授会から選出された教授（修士３名、博士４名） ・生体材料工学研究所教授会から選出された教授（修士２名、博士２名） ・難治疾患研究所教授会から選出された教授（修士２名、博士２名） ・その他委員長が必要と認める者（若干名）	(1)　試験問題の作成・出題に関すること。 (2)　合否判定（案）の作成に関すること。 (3)　その他入学試験実施に関すること。
保健衛生学研究科入学試験委員会	保健衛生学研究科長（委員長） ・ 医学部保健衛生学科長 ・ 看護先進科学専攻に所属する教授　３名 ・ 共同災害看護学専攻に所属する教授　１名 ・ 生体検査科学専攻に所属する教授　３名 ・ その他委員長が必要と認める者　若干名	(1) 学生募集要項の作成に関すること。 (2) 入学試験実施要領及び監督要領の作成に関すること。 (3) 試験問題の作成・出題に関すること。 (4) 合否判定資料の作成に関すること。 (5) その他入学試験実施に関すること。

【分析結果とその根拠理由】

学士課程の入学者選抜試験の実施体制については、入学試験委員会が中心となって各下部委員会と連携して、試験問題の作成、実施計画等の作成、試験の実施、答案の採点及び合否判定等の業務を行っている。特に、試験実施に際しては、監督要領等を作成し事前に説明会を行い、当日には入学試験実施本部を設置し、公正で、適正な実施体制で試験を行っている。大学院課程の入学者選抜についても、各研究科において入学試験委員会が中心となって、実施要領を作成し、それに基づき適切に試験を実施している。

以上のことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

観点４－１－④：　入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

学士課程については、入学試験委員会の下部組織として入学者選抜方法改善委員会（以下「改善委員会」という。）が設置されており、入学者選抜方法の改善に関する事項の審議及び調査研究が行われている。さらに、改善委員会に、各学部の入学者選抜方法に係る事項を調査・研究する専門委員会として、学部毎に入学試験検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置している。

改善委員会は、入試担当の副理事を委員長として、各学部の検討委員会委員等により構成されており、各学部検討委員会からの調査・研究結果や提案等を基に、各教授会と連携しつつ審議を行い、入学試験委員会の議を経て、改善を行っている。また、大学院課程についても、各研究科の入学試験委員会において入学者選抜方法の改善に関する事項の審議及び改善を行っている。

受入れた学生が、アドミッション・ポリシーに沿っているかについては、入試成績、在学時の成績、医療系大学間共用試験実施評価機構が実施する臨床実習前の共用試験であるＣＢＴの成績、各国家試験の合否結果、一般選抜前期日程試験、後期日程試験による留年者の比較、新入生、卒業生への入試及び教育に関するアンケートなどをもとに、検討委員会において検証している。入学者選抜方法の改善については検討委員会が提案し、学部教授会、改善委員会の審議を経て、入学試験委員会において最終決定を行っている。

学士課程における主な改善事例としては、面接試験開始前に面接官に配付する面接質問票について、構造化面接の要素を取り入れて、面接評価の観点や評価方法を明確にしたほか、医学部保健衛生学科では、平成24年度より医療人としての適性を見極めるため、面接時間を５分から８分に変更した。また、歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻では、近年のグローバル化を背景として、より国際的な人材を育成することを目的とし、平成25年度入学試験より、大学入試センター試験の英語の点数の割合を高くした。また、同専攻において、平成28年度入試より大学入試センター試験と個別学力検査の配点比率を変更することとしている（資料４－１－④－１）。

大学院課程における主な改善事例としては、医歯学総合研究科では、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜するために、入学試験出願書類に「研究の展望・抱負」を提出させ、面接の際の質問項目として活用することとしたほか、さまざまな国、地域からの学生を受け入れるために小論文の出題においてはテーマが国内問題に偏ることなくグローバルな視点にたった問題を作成することとしたほか、解答について、国籍にかかわらず日本語、英語のどちらでも差し支えないようにした。保健衛生学研究科でも、出願書類の中に「研究計画書」を含め、研究計画書に基づき面接を行い、学生の選抜を行っている（資料４－１－④－２）。

なお、平成27年度には、入学者選抜から大学院・生涯教育までの一貫した全学的な教育方針等の策定支援を行うための全学的組織として、複数の教育部門を統合した統合教育機構（仮称）の設置を予定している。同機構内に入試課を中心としたアドミッションオフィスを設置し、今後、入試改革を検討・実施していく中で、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が行われているかどうかについても、データ等に基づいてより精緻な検証を行ったうえで、効果的な入学者選抜方法の改善を行っていくこととしている。

資料４－１－④－１　入学者選抜方法の主な改善事例（学部）　（出典：学務部調べ）

区分	改善事例
大学全体	平成 23 年度より、医学部又は歯学部の各学科に係る入学者選抜方法及び入学試験の諸問題に関することを各学部内において調査・研究のうえ、検討することを目的とする医学部入学試験検討専門委員会及び歯学部入学試験検討専門委員会を設置した。 平成 26 年度には、学長からの入試改善に関する諮問に基づき、入学試験委員会の下に教育・学生・国際交流担当理事を中心とした入学試験 WG を設置し、諮問内容について協議を行った。協議にあたっては、医学部、歯学部の各入学試験検討専門委員会において事項別に検討を行い、その結果を入学試験 WG で取り纏めを行い、学長へ答申した。 また、同答申を受け、入学試験関係委員会の委員構成を見直し、入学試験に関する情報の共有、審議の継続性を確保するとともに、入学試験改善委員会から各学部への「Top down」、学部学科からの「Bottom up」をスムーズに行い、今後予定されている入試改革に迅速に対応していく。
面接関係	学科専攻毎に面接試験終了後、面接委員にアンケート（主に質問事項に関すること）を行い、面接試験開始前に配付する面接質問票の更新を行っているほか、平成24年度より医学部保健衛生学科において、医療人としての適性を見極めるため、面接時間を５分から８分に変更した。 平成25年度より、医学部医学科後期試験の面接採点票について、重視する項目の見直しを図り、採点項目を変更した。また、医学部医学科においても構造化面接の要素を取り入れ、前期及び後期日程の面接質問票、及び後期日程面接評価表の観点項目の見直しを図り変更した。 歯学部においては、平成22年度入試から、歯学科及び口腔保健学科口腔保健衛生学専攻において、構造化面接手法を取り入れた新規の面接質問票に改善し、面接評価の観点や評価方法を明確にしており、平成24年度入試から、口腔保健学科口腔保健工学専攻においても、同様の改善を実施した。 アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるために、面接専門委員に対して、前期日程における第１次面接及び第２次面接目的を明確に示し、第２次面接における判定を厳格にした。
その他	平成23年度より国の『経済財政改革の基本方針2009』を踏まえた医学部入学定員増に伴い茨城県及び長野県と連携し、将来茨城県あるいは長野県内の地域医療を担う人材を育成することを目的とした『地域特別枠推薦入試』を導入した。平成23年度入試より医学部医学科後期日程の第一段階選抜実施倍率の変更を行った（約10倍→約６倍）ほか、平成25年度より、近年のグローバル化を背景として、より国際的な人材を育成することを目的とし、歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻については、大学入試センター試験の英語の点数の割合を高くした。また、同専攻においては、平成28年度入試より大学入試センター試験と個別学力検査の配点比率を変更することとしている。

資料４－１－④－２　入学者選抜方法の主な改善事例（大学院）　（出典：学務部調べ）

研究科	改善事例
医歯学総合研究科	【修士課程】　アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜するために、入学試験出願書類に「研究の展望・抱負」を提出させ、面接の際の質問項目として活用を図っている。 【博士課程】　アドミッション・ポリシーに沿った試験問題作成を入学試験委員会で行っている。また、さまざ

	まな国、地域からの学生を受け入れるために小論文の出題においてはテーマが国内問題に偏ることなくグローバルな視点にたった問題を作成し、それぞれの立場で理論展開が出来る者を選抜できるよう考慮している。さらに、学生、研究者の国際化、交流の拡大にともない、国籍にかかわらず日本語、英語のどちらでの解答でも差し支えないよう配慮している。
保健衛生学研究科	【博士前期課程・博士課程】　アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜するために、将来の進路について重点を置いた面接を行うようにし、看護学・検査学の発展に意欲のある人材を選抜するようにしている。 【博士後期課程】　アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜するために、「研究計画書」を出願書類の中に含め、研究計画書に基づき面接を行い、学生の選抜を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

学士課程については、入学試験委員会の下部組織である改善委員会において、各学部検討委員会からの調査・研究結果や提案等を基に、入学者選抜方法の改善に関する事項の審議が行われ、入学試験委員会の議を経て、改善を行っている。

また、大学院課程についても、各研究科の入学試験委員会において、入学者選抜方法の改善に関する事項の審議が行われ、改善が図られている。

以上のことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

観点４－２－①:　実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

本学の平成23年度から平成27年度までを合計した入学定員に対する入学者数の平均比率は「大学現況票」別紙様式（平均入学定員充足率計算表）のとおり、学士課程においては医学部1.01、歯学部1.02、大学院課程においては医歯学総合研究科（修士課程）1.03、医歯学総合研究科（博士課程）1.08、保健衛生学研究科（博士前期課程）1.13、保健衛生学研究科（博士後期課程）1.06、保健衛生学研究科（博士課程）1.13となっており、各学部・研究科ともに実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていない。

別添資料　「大学現況票」別紙様式（平均入学定員充足率計算表）

【分析結果とその根拠理由】

本学の平成23年度から平成27年度までを合計した入学定員に対する入学者数の平均比率は別添資料「大学現況票」別紙様式（平均入学定員充足率計算表）のとおり、各学部・研究科ともに適切な数値となっており、実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていない。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】
なし

【改善を要する点】
なし

基準５　教育内容及び方法

（１）観点ごとの分析

＜学士課程＞

観点５－１－①：　教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

教育課程の編成・実施方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）については、学科又は専攻毎に、本学の教育理念及び当該学部学科の教育理念に基づき明確に定められている（資料５－１－①－１）。

例えば、医学部医学科のカリキュラム・ポリシーは、以下のとおり明確に定められている 。

「１．幅広い教養と豊かな感性を備え、広い視野と高い倫理観をもつ人間性を培う。専門教育に併走する形で教養教育および医療倫理教育を実施し、時間をかけて幅広い教養と感性を磨くと共に、医学医療に求められる高い倫理観の醸成をはかる。また、歯学科、保健衛生学科、口腔保健学科と共に学ぶ機会を設け、医療における広い視野を獲得する機会を与える。

２．自ら問題を提起して解決し、医学のフロンティアを切り開く創造能力を修得する。関連基礎医学分野の講義実習を一体的に実施(モジュール化)し、基礎的知識の統合的理解を促す。さらに、モジュールの配置はマクロからミクロへ基礎医学から臨床医学へと順次性にも配慮し、段階的な理解の深化をはかる。また、臨床医学教育においては、臓器別に講義・演習・実習を集約し、関連する基礎医学知識の確認、臨床医学の基本的知識を学ぶ講義とその知識の応用演習を通じて、臨床医学に関する基本的知識の深い理解を促す。以上の教育に関連する医学英語および医学医療統計の講義・演習が行われ、医学・医療情報の批判的吟味能力を養成する。加えて、自由選択研究において研究面での問題提起、解決能力の基礎を固めるとともに、臨床導入実習および臨床実習においても少人数による演習を通じて臨床上の問題発見、解決能力の強化をはかる。

３．世界的規模で働く国際人としての意識を持ち、世界に貢献できる医師・医学研究者を養成する。入学当初に国際医療に関する学習機会を設定する他、その後も継続して医学を英語で学ぶ機会を設け、さらに海外の提携大学を中心とした単位互換の短期留学機会を設定し、国際人としての意識を高めるよう配慮する。」

資料５－１－①－１　各学科又は専攻のカリキュラム・ポリシー　※医学部医学科を除く

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/faculties/policies/index.html#anchor4）

学科名	教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）
医学部 保健衛生学科	**（看護学専攻）** １．幅広い教養と豊かな人間性と倫理観を涵養するために、一般教育とリベラルアーツを融合した共通教育には、学科・専攻横断的な自由選択科目を置き、価値観の多様化する現代において看護と関連づけながら学びを深められるよう、看護に関する専門教育科目、医療と人間について学ぶ教養科目を有機的に組み込む。 ２．自ら問題を提起し、解決する能力を備えた、看護学の実践、教育、研究者としての基礎を培い、自己の知識や技術の向上を常に目指す研究的姿勢を身につけるために、討論、グループワーク、多職種連携教育、e-learning、learning management system、看護アーツルームでのシミュレーションを活用して科目を展開するとともに、論理的思考能力、リテラシー能力、批判的思考、統合的思考、論理的思考の向上を目指して、少人数制の卒業研究ならびに統合的実践科目を置く。 ３．看護師および保健師としての知識・技術・態度を修得し、将来リーダーを担いうる資質を培うために、看護の科学的根拠となる知識からより専門性の高い各看護学の分野の科目へ、看護の対象を個人、家族、集団、地域、組織へと広げ、看護研究、看護管理へと学習を拡大していけるよう科目を配置する。 ４．多職種との連携を図りながら看護の専門性を発揮できる基礎的能力の獲得を目指して、学習段階に応じた臨地実習科目をすべての学年に配置する。 ５．国際的に活躍でき、医療の国際化に対応できる人材を育成することを目指して、4年間を通じて学習できるよう語学と国際的な看護に関する科目を置く。 **（検査技術学専攻）** １．臨床検査技師国家試験および健康食品管理士認定試験受験に必要な科目を含めて、全学共通科目および専門科目を４年間で系統的、段階的に学習できるよう配置する。 ２．臨地実習、インターンシップ、他学科・他専攻との共通科目等により、チーム医療の一翼として活躍できる臨床検査技師に必要な実践的知識、技術、態度、コミュニケーション能力を修得させる。 ３．国際化、情報化に対応して、英語と情報リテラシー科目は４年間に渡って継続的に学習できるように配置する。 ４．本学大学院医歯学総合研究科、生体材料工学研究所、難治疾患研究所、医学部附属病院、医歯学研究支援センター等の全学的協力および四大学連合複合領域コースの活用により、広い分野にわたる選択必修科目を開講するとともに、卒業研究等により大学院教育との連携を図る。
歯学部歯学科	１．医療系総合大学としての特色を活かした医歯学融合教育科目を6年一貫教育の中で実施する。 ２．国際人としての素養を高める科学英語の修得を目指すとともに、1年次から3年次まで教養教育（全学共通科目）を行いながら、モジュールという大きな枠組みの構成単位で6年間専門科目を履修する。 ３．自主的学習態度および論理的思考能力を養い、科学的な問題解決の方法を修得するために、テュートリアル少人数教育を行う。 ４．学年を超えて上級生が下級生を直接指導する屋根瓦方式によって指導能力を育成する。 ５．研究マインドを涵養するために研究室に長期間配属する研究実習を実施する。 ６．充実した専門教育と臨床患者実習により、良質な歯科医師となるための能力を修得する。

歯学部 口腔保健学科	**（口腔保健衛生学専攻）** １．全学共通科目の人文・社会科学、および専門科目の相談援助関連の履修全体を通じて、人を思いやれる心とコミュニケーション力を育て、医療人としての倫理観を培う教育を行う。 ２．全学共通科目の自然科学の学びを基礎に、専門課程では人体の構造と機能及び疾病、疾病の成り立ちと回復過程の促進、卒業研究等の履修により、学際的科学的視点と研究への意欲を培う。 ３．PBLテュートリアル授業およびグループ討論で学ぶ口腔保健と専門職、口腔健康科学、社会保障など幅広い科目の履修を通して、人々の健康・生活における諸問題を発見・分析し、解決へとつなげる力を養成する。 ４．歯科衛生課程の基礎理論、健康教育の基礎および企画・実践・評価、歯科衛生臨床・臨地実習等の履修をとおして、歯科衛生に関する知識と技術を基礎から応用まで段階的に学び、人々の口腔と全身の健康を守り、推進するための専門的な力を醸成する。 ５．保健医療サービス、介護福祉関連科目等の履修および他学科・専攻との合同授業を通して、保健・医療・福祉分野等の他職種と連携した口腔保健を実践するための基礎力を育成する。 ６．科学英語、口腔保健と国際協力などを学ぶことにより、国際協力に関心をもち、海外の文化、社会への理解を深め、国際貢献への姿勢と能力を身につける教育を行う。 **（口腔保健工学専攻）** １．全学共通科目の人文・社会科学、専門科目の技術倫理、コミュニケーション論、PBLテュートリアルで行うヘルスプロモーション等の履修を通して、歯科医療人としての倫理観ならびにコミュニケーション能力を育てる。 ２．全学共通科目の自然科学、専門課程の基礎歯科医学を学び、さらに統合力を必要とする卒業研究、再建工学包括臨床実習等の履修を通して、学際的科学的視点と問題提起、解決能力を育成する。 ３．歯科医療の進歩に応じた歯科技工に関する知識と技術を基礎から応用まで段階的に学ぶことにより、最新の情報工学を駆使した歯科技工物製作の理論と実際への理解を深め、新たな技術開発への基礎力を培う。 ４．口腔リハビリテーション工学等の履修を通して、疾患により失われた機能回復を促し、患者のQOL向上に寄与できる能力を育成するとともに、人々の健康を支援する使命感を養う。 ５．全学共通科目の外国語、専門科目の科学英語等の履修により、国際協力に関心をもち、海外の文化、社会への理解を深め、国際貢献への姿勢と能力を培う。

【分析結果とその根拠理由】

カリキュラム・ポリシーについては、学部学科毎に、資料５－１－①－１のとおり明確に定められている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められていると判断する。

観点５－１－②：　教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

学士課程の教育課程については、４年又は６年一貫教育カリキュラムとなっており、学位授与方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）に定める要件を満たす知識・能力・技術等の養成のため、各学部学科において、カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に編成している（資料５－１－②－１）。

授業科目については、全学部学科に共通する教育科目（以下「全学共通科目」という。）と各学部学科の専門

に関する教育科目（以下「専門科目」という。）に区分している。

全学共通科目は、自由教育講義系、自由教育実習系、自由教育セミナー系、基礎教育系の４系により編成されており、各系に多様な授業科目が配置されている（資料５－１－②－２）。また、各学部学科の特性に配慮し、学部学科毎に必修科目、選択必修科目、自由選択科目の設定を行っている。

必修科目、選択必修科目には、人文社会科学、自然科学、外国語、保健体育等の授業科目があり、医療人に必要な高度な倫理観、社会や自然を理解するための考え方、自ら問題を発見し継続的に学んでいく力、外国語科目においては言語を使ってコミュニケーションを図り他者の文化を理解する力などを身に付けることが意図されている。

自由選択科目については、学生の興味と関心に応じて様々な授業科目が用意されている（資料５－１－②－３～６）。

また、それぞれの学期の基本方針を「広げる」・「固める」・「深める」・「創る」として、それに適した授業科目が配置されている（資料５－１－②－７）。

さらに、医学部保健衛生学科（１年次）と歯学部歯学科（２年次）においては、湯島キャンパスにて全学共通科目から専門教育科目への円滑な橋渡しを図るために連携教育科目を開設しており、教養部と学部間における教育内容の一貫性の向上を図っている（資料５－１－②－８）。

専門科目については、本学の教育理念の下、各学部学科において、カリキュラム・ポリシーに基づき、カリキュラムが構成されており、各授業科目の内容についても各学部学科の教育要項に記されているように各学部学科の理念及び教育目標の趣旨に沿ったものになっている（資料５－１－②－９、10）。

さらに、「医師の職務、医学の将来を概観し、医師・医学研究者に求められる社会性、知識、コミュニケーション能力、問題解決能力の基盤を形成する」ことを目的とした「医学導入」（医学部医学科）をはじめとして、各学部学科において１年次より専門科目を導入しており、早期に医療人としての意識の向上を図っている（資料５－１－②－11）。

また、医学部と歯学部を併せ持つ医療系総合大学としての特色を活かし、複数学科の学生が共通の目標に向かって学ぶ融合教育カリキュラムを開発し、平成23年度より導入している。具体的には、複数学科、特に医学科と歯学科の学生が卒業時に獲得しておくべき知識・技能・態度のうち、共通するものであり共同で学ぶことにより学習効果が高まるもの、そして将来、連携・協調のもとに包括的医療を提供するための基盤となるものを教育対象とし、６年間を通して、体系的に整理された様々な学習段階でともに教え合いながら学ぶ機会を創出している（資料５－１－②－12）。

なお、全学共通科目においても、医歯学融合教育の一環として、専門科目の履修と並行して人間への理解をいっそう深められるよう、専門教育と密接にかかわる自然科学の分野を「生命科学基礎」として開講するほか、自然科学、人文社会科学、語学複合型主題別選択科目（「主題別選択Ⅰ・Ⅱ」）や、人文社会科学の少人数セミナー（「主題別人文社会科学セミナー」）の授業を実施している（資料５－１－②－13）。

その他、各学部学科の教育課程の編成の内容・特色については資料５－１－②－14のとおりとなっている。

例えば、学士（医学）の学位を授与する医学科においては、１年次で全学共通科目を学ぶとともに、医学導入において、早期臨床体験実習等を通じて医療人としての意識を高め、２年次から４年次にかけて、生体と病気のメカニズムについて講義・実習を通じて深く学んでいく。その後は、臨床導入実習で基本的診察技法を習得し、全国共用試験を経て、医学部附属病院のみならず関連病院、診療所や在宅医療機関を含む様々な医療現場で約１年半にわたっての診療参加型臨床実習が行われる。この実習では医療チームの一員として学ぶために院内携帯電話や学生用電子カルテなどが用意され、臨床推論について徹底的に学ぶなど、その内容は授与される学位名にお

いて適切なものになっている。

資料５－１－②－１　カリキュラム構成図例（医学部医学科）

（出典：医学部医学科教育要項P149・http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/27Msyllabus.pdf）

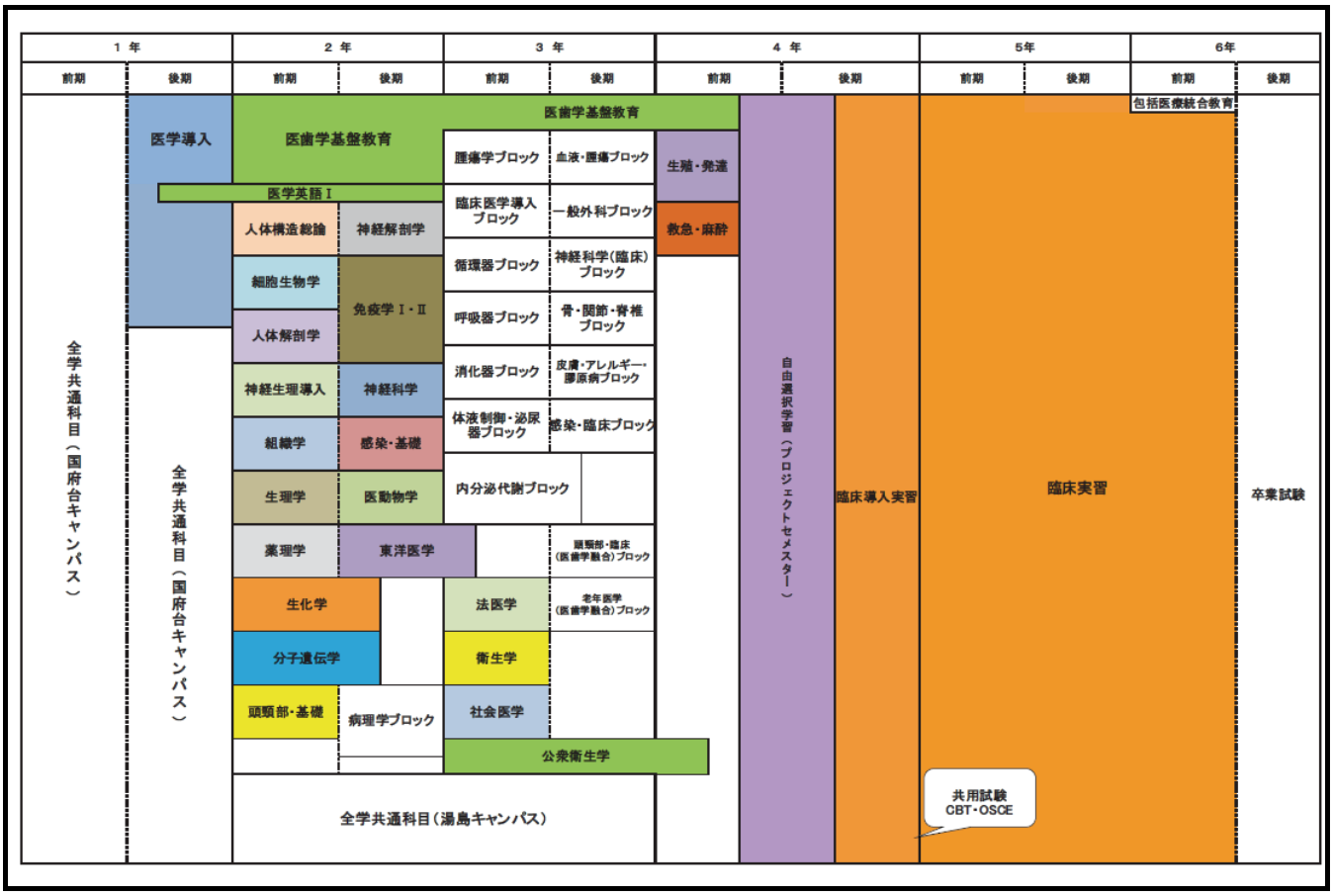

資料５－１－②－２　東京医科歯大学全学共通科目履修規則

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/8hen/3shou/8302zengaku.pdf）

資料５－１－②－３　全学共通科目の主な教育内容

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/faculties/kyouyou/index.html）

科目区分	教育内容
人文社会系科目	文学、哲学、文化人類学、歴史学、等が開講されている。先人の優れた知見に触れるとともに、学問のさまざまな方法論に接する機会であり、ここで身につけた知識や考え方を、２年次以降の「主題別選択科目」や「主題別人文社会科学セミナー」でさらに深化させる。
自然科学系科目	数学、物理学、化学、生物学は、自然の理解に必要であると同時に、専門教育の基礎学力としても重要である。講義と実習で、知識に加えてそのための思考力や技術も身につける。物理学、化学、生物学を高等学校で履修しなかった学生のためには、入門コースを設けている。
外国語	外国語は、その言語を使ってコミュニケーションを図るために必要なばかりではなく、言語の背景となる社会や文化を理解するためにも重要である。英語では能力別クラス編成によって、各自の今持てる力を

	いっそう伸ばす。第二外国語としては、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語が開講されている。
保健体育	トータルフィットネスの講義と実技により、身体知を身につける。他者の身体に関与する医療者は、まず自らの身体を熟知し、それを管理できる能力が必要であり、フィットネスマネージメントではこのような能力を身につけるための時間も設けている。
教養総合講座	入学直後に「教養総合講座」が全学生を対象に開講される。この科目は、全学科横断で構成される少人数グループそれぞれを、交替で２名の教員が担当することで、学生と教員との親密なふれあいの場を提供し、その中で、大学での学習に必要な資料の収集方法や、議論の仕方、成果のまとめ方や発表の仕方を学んでいく。基本的な文章表現や情報リテラシーの学習もこの「教養総合講座」の中に含まれる。
2年次以降 （湯島地区開講科目）	２年次以降の湯島キャンパスでも、教養部が担当する科目が開講され、より深い人間への理解と科学的視野をもった医療人の育成を目指している。医学部医学科、歯学部歯学科対象の「主題別選択科目」や「主題別人文社会科学セミナー」、歯学部歯学科対象の「生命科学」や「Science PBL」等が該当する。

資料５－１－②－４　教養部履修の手引き
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・
http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kyouyoujimu/%E6%95%99%E9%A4%8A%E9%83%A8%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D%E6%9C%AC%E6%96%87.pdf）
資料５－１－②－５　教養部開講科目シラバス
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15curriculum.html）
資料５－１－②－６　教養部全学共通科目要項（授業科目シラバス一括版）
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・
http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kyouyoujimu/%E3%80%90%EF%BC%91%E5%B9%B4%E7%94%9F%E3%80%91H27syllabus.pdf）

資料５－１－②－７　学期の基本方針に基づく授業科目配置例（医学科、歯学科）　（出典：教養部履修の手引きp. 14、15より抜粋）

学　期	基本方針	目　標	履修科目
第１学年 （前期）	広げる	入門講義や概論を通じて知識を広げ、自然科学や人文社会科学の基本的な方法を学ぶ。	物理学入門／化学入門／生物学入門、数学（微積学）、物理学（力学）、化学（一般化学）、生物学（細胞・遺伝学）、物理学実験、化学実験、生物学実験、情報処理、英語、ドイツ語/フランス語/中国語/スペイン語、人文社会科学（２科目以内）、スポーツ・健康科学、フィットネスマネージメント、教養総合講座、自由選択科目（S科目、R科目）
第１学年 （後期）	固める	より高度な講義・演習等を通じて、基礎学力を固める。	数学（線形代数）、物理学（電磁気学）、化学（一般化学）、生物学（構造・機能）、物理学実験、化学実験、生物学実験、英語、ドイツ語/フランス語/中国語/スペイン語、人文社会科学、フィットネスマネージメント、自由選択科目（S科目、R科目）
第２学年	深める	自然科学、人文社会科学、語学のすべての領域を複合的に学ぶことにより、主題に対する理解を深める。	生命科学基礎、主題別選択Ⅰ、 歯学科のみ：連携教育（教養英語、情報科学演習、サイエンスPBL、生命科学（人体の生物学）、生命科学（生物物理化学）、人文社会科学総合講義）
第３学年	創る	自己問題提起・解決型の創造力を身につける	主題別選択Ⅱ、主題別人文社会科学セミナー

※下線は必修科目、下線なしは選択必修または自由選択科目

資料５－１－②－８　連携教育科目及びシラバス一覧　（出典：評価情報室作成）

学部学科名	科目名	単位数	シラバス掲載URL
医学部 保健衛生学科	医療人間学概論（倫理学）	1	http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15syllabus/000280.html
	医療人間学概論（法学）	1	http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15syllabus/000281.html
	医療人間学セミナーⅠ（倫理学）	1	http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15syllabus/000275.html
	医療人間学セミナーⅠ（法学）	1	http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15syllabus/000274.html
	医療人間学セミナーⅡ（倫理学）	1	http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15syllabus/000277.html
	医療人間学セミナーⅡ（法学）	1	http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15syllabus/000276.html
歯学部 歯学科	教養英語	4	http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15syllabus/000402.html
	情報科学演習	1	http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15syllabus/000403.html
	サイエンスＰＢＬ	1	http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15syllabus/000404.html
	生命科学（人体の生物学）	2	http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15syllabus/000405.html
	生命科学（生物物理化学）	2	http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15syllabus/000406.html
	人文社会科学総合講義	2	http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15syllabus/000407.html

資料５－１－②－９　東京医科歯大学学部専門科目履修規則

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/8hen/2shou/1setsu/82103senmon.pdf）

資料５－１－②－10　各学部学科等・授業時間割及びシラバス等（平成27年度）　（出典：各学部学科等教育要項）

学部学科等名	ホームページ掲載URL
医学部医学科	http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/27Msyllabus.pdf
医学部保健衛生学科（看護学専攻）	http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/27kangosyllabus.pdf
医学部保健衛生学科（検査技術学専攻）	http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/27kensasyllabus.pdf
歯学部歯学科	http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/DS2015.pdf
歯学部口腔保健学科（口腔保健衛生学専攻）	http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/OH2015.pdf
歯学部口腔保健学科（口腔保健工学専攻）	http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/OE2015%20.pdf

資料５－１－②－11　１年次における専門科目一覧　（出典：評価情報室作成）

学部学科名	科目名	単位数
医学部医学科	医学導入	6.5
医学部 保健衛生学科	解剖学（Ⅰ）	2
	基礎看護学実習Ⅰ	1
	基礎看護学	1
	看護心理学	1
	看護の統合と実践Ⅰ	2
	先端医療技術論	1

学部学科名	科目名	単位数
歯学部 口腔保健学科	口腔保健と専門職	1
	歯科衛生学概論Ⅰ	1
	歯科衛生学概論Ⅱ	1
	臨床体験実習	1
	人体の構造と機能Ⅰ	2
	栄養と代謝	2
	公衆衛生学	1

	人体構造学講義（Ⅰ）	2
歯学部歯学科	歯学概説	4 (※)
	歯学史	
	最新の歯学	
	早期臨床体験実習	
	医の倫理	
	基礎情報医歯学	

※モジュール「歯学入門」として単位認定

	社会保障Ⅰ	2
	口腔保健工学概論A	1
	早期臨床体験実習	1
	技術倫理	1
	形態認識造形学	1
	形態認識造形学実習A	1
	メディア情報学基礎	1
	人体の構造と機能Ⅰ	2

資料５－１－②－12　医歯学融合教育カリキュラムの概要

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20110124-152819-7976.pdf）

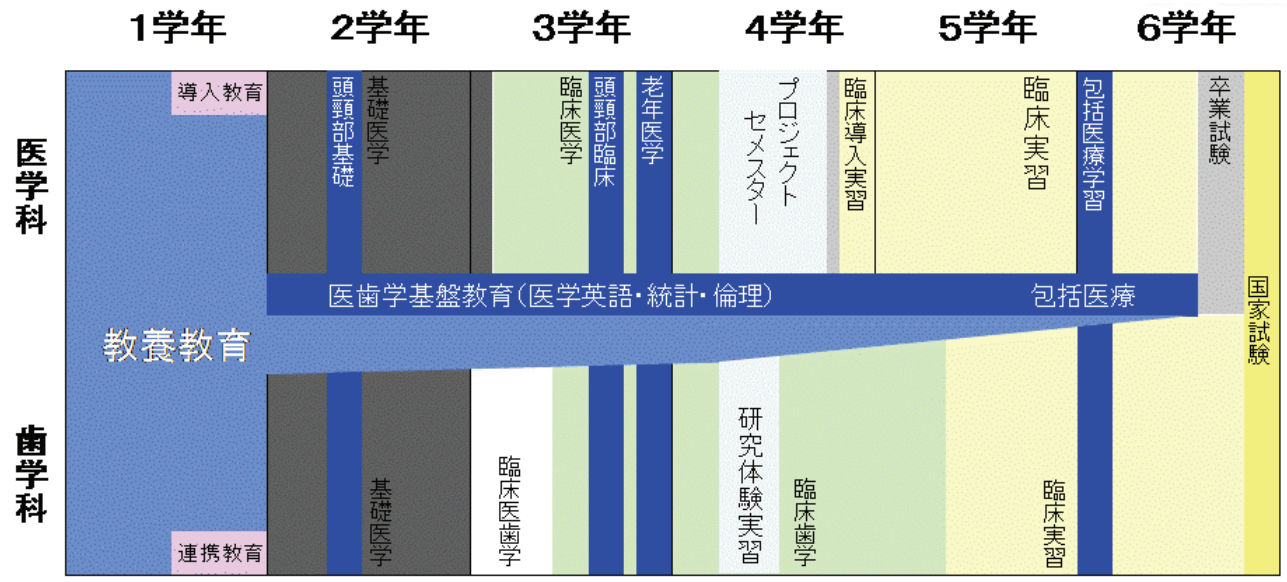

【医歯学基盤教育】

医学歯学を学ぶ上で基盤となる「英語」「臨床統計」「生命倫理」に関し、２年次から４ 年次にわたってともに学びます。従来「統計」「倫理」は医歯学専門教育の始まる前に行われていましたが、今回それらを関連する内容の専門教育と並行して配置し、そして内容をリンクさせることにより、学習効果を高める工夫を行いました。

【頭頸部ブロック】

頭頸部領域は、医師・歯科医師ともに診療にかかわる領域であり、医歯学生の両者にとっても非常に重要な領域です。医科および歯科の教員がそれぞれの得意分野を生かし、両学科の学生に同一の教育を行い、両学科の学生のより充実した学習につなげます。

２年次に行われる頭頸部基礎ブロックでは、頭頸部（頸から上の脳を除いた領域）に関する正常な構造・機能に関して、両学科の解剖学・生理学の教員が講義を行います。並行して2 学科合同の実習を行い、知識の定着につなげます。３年次に行われる頭頸部臨床ブロックでは、主として眼科・耳鼻咽喉科・頭頸部外科・形成外科・口腔外科の臨床５科の教員が臨床講義を行います。講義の形態として、患者参加型講義や症例基盤型学習機会なども用意される予定です。頭頸部領域の疾患を理解するうえで必要となる歯科・脳神経外科の講義の一部や頭頸部領域の病理実習もこの期間に含まれます。両ブロックを通じて医学部と歯学部がともに存在する東京医科歯科大学ならではの教育を提供していきます。

【老年医学ブロック】

高齢化が進む我が国の未来社会において、「高齢者」とその生理的変化、および、高齢者によくみられる病態を知ることは、医学

科・歯学科両学生共に必須のこととなります。３年次に２ 週間で行われる老年医学ブロックでは、医学科・歯学科合同の講義・実習を通じて高齢者について学びます。

【包括医療学習】

６年次の最初に行われる包括医療学習では、専門知識・技能習得が進んだ医学部・歯学部の各学科最終学年の学生が一同に会し、各学科学生の混在する少人数グループ教育を行います。ここでは、症例シナリオをもとに、各学生がそれまでに学んだ知識・技能を振り返りながら統合・応用してグループとして共通の目標にむけて問題解決に取り組み、多職種間で連携・協調のとれた包括的医療を提供できる医療人となるための資質を養います。

資料５－１－②－13　平成 27 年度医学科・歯学科　教養教育要項（医学科・歯学科２年次教養教育に関する授業科目シラバス）
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・
http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kyouyoujimu/H27%E6%95%99%E9%A4%8A%E6%95%99%E8%82%B2%E3%82%B7%E3%83%A9%E3%83%90%E3%82%B9.pdf）

資料５－１－②－14　各学部学科等の教育課程の編成の内容・特色

（出典:大学案内より抜粋・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20101125-105855-3526.pdf）

学部学科名 (授与学位名)	内容
医学部医学科 (医学)	１年次は教養部で全学共通科目を学ぶと共に、後期になると週一日、湯島地区で行われる医学導入において、早期臨床体験実習等を通じて医療人としての意識を高める。 ２年次から４年次にかけても、引き続き教養教育は行われるが、生体と病気のメカニズムについても講義・実習を通じて深く学んでいく。特に４年次にはプロジェクトセメスターと呼ばれる長期の自由選択学習が実施され、自ら興味を持った課題について半年間研究を行い、科学的な考え方、結果のまとめ方を学ぶ。 また、基礎医学の研究者養成コースも設けられ、希望者には課外の時間を利用して２年次より研究を開始することも可能となっている。さらに、研究を継続したい学生は、一時大学院に進学し医学博士号を取得した後、復学する MD-PhD コースも用意されている。その後は、臨床導入実習で基本的診察技法を習得し、全国共用試験を経て、医学部附属病院のみならず関連病院、診療所や在宅医療機関を含む様々な医療現場で約１年半にわたっての診療参加型臨床実習が行われる。この実習では医療チームの一員として学ぶために院内携帯電話や学生用電子カルテなどが用意され、臨床推論について徹底的に学ぶ。一方、リーダーとしてのコミュニケーション能力開発のため、テュートリアル等、少人数で討論を行う機会、プレゼンテーション技法の訓練の機会等も豊富に設けられている。 また、医療系総合大学の強みを生かした歯学科との融合教育や保健衛生学科（看護学専攻・検査技術学専攻）チーム医療について学習する機会も用意されている。さらに、国際化が進む将来を見据え、英語で医学を学ぶ講義が１年次後期から３年間にわたって行われるほか、海外研修奨励制度や海外の一流提携大学で学ぶ機会も用意されている。特に、英国インペリアルカレッジ（自由選択研究）および米国ハーバード大学（臨床実習）とは密接な提携関係にあり単位互換の実習を実施している。 さらに、全国最大規模のスキルスラボ（臨床手技習得のためのシミュレーション機器を備えた学習室）、国際的に通用する教科書をオンライン上で参照できる e-learning 環境など先進的な学習環境が整えられている。
医学部 保健衛生学科 (看護学) (保健学)	**(看護学専攻)** １年次には、教養部で全学共通科目（人文、社会科学、自然科学、外国語など）を履修し、週１回は専門基礎分野の解剖学及び看護専門科目（基礎看護学、看護心理学、看護の統合と実践）を学ぶ。 ２年次前期には、看護学に関連の深い解剖学、生理学、病態学、薬理学、栄養学などの専門基礎科目を講義と演習に

	よって集中的に学ぶ。専門共通分野の医療情報学などはこの時期に始まる。２年次で学ぶ看護学専門科目の軸は基礎看護学の講義と演習で、成人、精神、小児、在宅看護学の講義は、２～３年次にかけて開講される。母性、老人看護学は３年次前期に学び、保健師資格取得に必要な地域看護学関連の科目は主に４年次で学ぶ。 臨地実習は１年次の基礎看護学早期体験学習に始まり、３年次後期に成人、精神、小児、母性、老人、在宅看護学、４年次に地域看護学、看護の統合と実践の実習を行う。臨地実習では援助的な対人関係を確立する能力の育成にも力を入れ、その準備として、２～３年次に自己理解を深める技法や、相談面接技法の訓練、患者会リーダーとの交流などを行う。４年次には少人数制のゼミで卒業研究に取り組むが、その準備として、３年次後期より看護学研究方法と理論的背景について学ぶ。このほか、国際的な研究や実践を担う力を高めるため、全学的な取り組みと同時に、各学年で外国語の授業を履修できる。さらに、大学院の教育科目の先取り履修制度によって学部生のうちから修士課程の単位を修得する機会が導入されている。 **（検査技術学専攻）** １年次には主に教養部で全学共通科目を履修するが、医療人としての高いモチベーションを持って勉学に励んでもらえるように、病院見学や一部の専門科目を学び始める。 ２年次の講義は基礎医学、３年次の講義は臨床医学を主体に、学生が無理なく理解できるようカリキュラムに配慮している。形態・病態制御学系、物質・代謝学系、機能調節・制御学系、病因・病態学系に大別された主要科目では、講義と実習を組み合わせた実践的なカリキュラムとなっている。さらに、検査管理・社会医学系、総合分野、外国語の科目を加えて、広く臨床検査学について学ぶ。 ２～４年次に多彩な選択必修科目、自由選択科目を開講している点が本学の特徴で、大学院医歯学総合研究科、難治疾患研究所、生体材料工学研究所と連携した講義が組まれている。 ４年次前期には、卒業研究として学内外の様々な関連分野で研究を実施し、研究発表や研究論文の作成を行い、各種の研究分野への学問的探究心を養う。４年次後期には、臨地学習により実際の検査の現場を体験する。また病院・企業・研究所などでのインターンシップも行っている。卒業試験を兼ねる総合講義では、３年次までに学んだ臨床検査の知識を整理し、臨床検査学に関する最新の知識を臨床現場の専門家から学ぶ。また、多様化する社会のニーズに対応した教育内容の充実にも力を入れており、様々な選択科目から学ぶことができる。グローバル社会の実現に向けた全学の取り組みの一環として、本専攻でも英語教育や海外研修の支援に力を入れている。
歯学部歯学科 （歯学）	１年次は教養部で全学共通科目を履修するとともに、後期に週１回湯島地区で学部教育「歯学入門」が実施している。歯科医学と歯科医療の現状を認識し、医療人としての基本的態度を修得する「早期臨床体験実習」「医の倫理」「歯学史」「最新の歯学」「歯学概説」「基礎情報医歯学」などを学ぶ。 ２年次以降は湯島地区で教養教育、医歯学融合教育、歯科基礎・歯科臨床専門教育が行われる。人間的な視座を持ち込むことを目標とした「行動科学基礎」や生物学・化学を総合的に扱う「生命科学」、歯科医療人にとって大切な美的感性を養う「医療と造形」、国際人としての素養を高めるための「グローバル・コミュニケーション」、医療人の知識として欠かせない「臨床統計」「生命倫理」などを履修しながら、同時に歯学の専門科目の講義・実習が行われる。これらの専門科目は、モジュールという大きな枠組みの構成単位で履修するシステムとなっている。自主的学習態度、論理的思考能力を養い、科学的に問題解決の方法を習得する「サイエンス（問題解決型学習）PBL」と「病態科学演習」の少人数のグループで行うテュートリアル教育も行われる。 ３年次から５年次には学年を超えた選択科目（学年混合選択セミナー）があり、４年次には「研究実習」期間を設け、歯学科以外の研究機関を含めた基礎あるいは臨床研究分野において長期（２～４ヶ月間）の自由研究活動を行う。この期間を外国で研修することも可能となっている。その後、研究を継続したい学生には、４年終了時に本学大学院に進学して歯学博士号を取得後、復学して歯科医師となるDDSPhDコースも選択できる。

	５年次後期から１年６ヶ月は臨床指導教員の下、附属病院で患者さんに接しながら医療人としての倫理観の醸成、包括的歯科医療の理論と実際を実践体得できる臨床患者実習を実施する。附属病院には高齢者歯科学、障害者歯科学、インプラント・口腔再生学、疼痛制御学、 歯科心身医学、顎顔面補綴学、健康推進歯学、顎関節咬合学などを母体とした診療科・部も設置されており、先進的で高度な歯科臨床の現場が体験できる。また、医学科や口腔保健学科とのチーム医療についても学習できる。歯学科は下級生が臨床実習中の上級生に教わる臨床体験プログラムを開発して実施している。３年生や４年生が６年生の臨床実習の見学・診療介助・症例報告などを行い、この実習を通して早期から患者さんと良好なコミュニケーションがとれる、信頼関係が築ける態度を養成している。
歯学部 口腔保健学科 （口腔保健学）	**（口腔保健衛生学専攻）** １年次は主に教養科目（人文・社会科学、自然科学、外国語、保健体育など）を他学科の学生とともに学ぶほか、連携教育では専門教育の基礎科目や臨床体験実習などの科目を履修する。 ２年次から３年次には、歯科衛生学・口腔保健衛生学の専門基礎科目及び専門分野科目の講義、また口腔疾患予防や健康教育、臨床口腔保健衛生に関する理論と実際を理解するための講義と基礎実習を行う。福祉関連科目も履修するほか、相談援助の基盤と専門職では、対人職には欠かせないコミュニケーション能力を身に付けるための演習を行う。臨床実習は、３年次後期から本格的に開始され、歯科衛生に関する基礎系・臨床系科目で学んだ知識と技術を活かして、実践力を高める。また、小学校、幼稚園などで健康教育実習などを行う。卒業研究では、一人一人テーマを見つけて、準備を始める。さらに社会福祉士資格取得を希望する場合は、福祉施設での現場実習への準備を進め、春季休業期などに集中的に現場実習を組み込んでいる。 ４年次には、３年次までに履修した内容をさらに展開して、地域、障害者施設、高齢者施設などにおける臨地実習を行い、実社会で活躍するために必要な問題解決能力を培う。また、卒業研究などを通して、科学的思考法と解決法を身に付ける。社会福祉士資格取得を希望する場合は、夏季休業時に現場実習を通じて実践力を育てる。 卒業時には、歯科衛生士国家試験受験資格を取得できるほか、必要科目の選択履修によって、社会福祉士国家試験受験資格が得られる。 **（口腔保健工学専攻）** １年次は教養部で他学科の学生とともに全学共通科目（人文・社会科学、自然科学、外国語など）を履修するとともに、週１回湯島地区で専門基礎分野の科目を履修する。「口腔保健工学概論」では口腔保健衛生学専攻の学生と一緒に問題解決型学習（PBL）を行い口腔保健専門職の基礎を学ぶ。「早期臨床体験実習」では実際の歯科技工の現場を見学し歯科医学並びに歯科医療の現状を認識する。また、「形態認識造形学」では口腔保健工学の基礎的技術力を培います。２年次以降は湯島地区で専門基礎分野、専門分野などの科目を学ぶ。 ２年次の「人体の構造と機能」では人体の構造や生命現象のしくみについて学ぶ。「口腔保健理工学」では歯科技工で用いる材料器械の原理や扱い方について学び、様々な材料の物性の測定等を行う。「ヘルスプロモーション」ではPBLと講義を併用しながら口腔保健の一翼を担う専門家としての役割と口腔と全身の健康について学ぶ。「有床義歯工学」「歯冠修復工学」などでは、補綴装置の製作方法を学び、実際に製作する。３年次の「CAD/CAM システム工学」では最新のCAD/CAM システムを用いて各種材料での製作物の製作理論を学び、実際に製作する。「顎補綴工学」では顎口腔、顔面の欠損に用いる治療用装置の構造と製作法を学ぶ。 ２年次、３年次の後期には、海外特別研修にて台湾などの大学を訪問し、国際交流を行う。日本の歯科医療を理解するとともに国際社会における歯科医療を知り、国際社会において貢献できるように学ぶ。 ４年次には今まで学んだことを基に、実際の患者さんの補綴物を製作する「再建工学包括臨床実習」を行う。歯学部附属病院には多くの専門外来があり、通常の補綴装置からインプラント上部構造や顎補綴まで接する機会があり、充実した体験が出来る。卒業にあたっては、未解決の問題について自ら研究テーマを立案し、学科を越えて行う「卒業研究」

	を実施するとともに、今まで学んだ技術を基に高度で先進的な技法を用いる「卒業作品」を製作する。そのほか、「スポーツ歯科工学」「オーラルアプライアンス工学」「口腔リハビリテーション工学」などの学際領域にかかわる口腔内装置についても学ぶ。

【分析結果とその根拠理由】

ディプロマ・ポリシーに定める要件を満たす知識・能力・技術等の養成のため、各学部学科（専攻）において、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を全学共通科目と専門科目に区分のうえ、体系的に編成している。

全学共通科目は、自由教育講義系、自由教育実習系、自由教育セミナー系、基礎教育系の４系により編成され、各学部学科の特性に配慮し、学部学科毎に必修科目、選択必修科目、自由選択科目の設定を行っている。人文社会科学、自然科学、外国語、保健体育等の授業科目の中で、教養の涵養を目指すと同時に、専門科目の基礎等を学ぶことにより医療人に必要な高度な倫理観、社会や自然を理解し、継続的に学んでいく力、豊かな人間性の養成が図られている。

専門教育についても、各学部学科の理念及び教育目標に合わせ、各学問領域に必要な知識を体系的に学習できるよう配慮されたカリキュラムが構成されており、授業科目の内容についてもカリキュラムに沿った内容となっている。また、医学部と歯学部を併せ持つ医療系総合大学としての特色を活かし、複数学科の学生がともに共通目標に向かって学ぶ融合教育カリキュラムを開発し、平成23年度より導入している。

こうした、各学部学科の教育課程の編成の内容・特色については資料５－１－②－14に示すとおり、授与される学位名において適切なものである。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

観点５－１－③：　教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

学生のニーズに配慮した取組みとして、全学共通科目では、医療人に必要な高度な倫理観、社会や自然を理解するための考え方、自ら問題を見つけ継続的に学んでいく力、国際的な医療人として活躍するために必要なコミュニケーションの能力などを身につけるための人文社会科学、自然科学、外国語、保健体育等の授業科目が配置されており、自由選択科目については、学生の興味と関心に応じて様々な授業科目が用意されている。さらに、外国人留学生用の科目として「日本事情」や「日本語」を設けている（資料５－１－③－１）。

専門科目では、各学部学科において、１年次より専門科目を導入し、早期に医療人としての意識の向上を図っている（前掲資料５－１－②－11）。また、医学部と歯学部を併せ持つ医療系総合大学としての特色を活かし、複数学科の学生がともに共通目標に向かって学ぶ融合教育カリキュラムを開発し、平成23年度より導入している（前掲資料５－１－②－12）。

さらに、豊かな感性と国際性を持つ人材の育成に役立てるため設けられた「海外研修奨励制度」（資料５－１－③－２）や世界トップレベルの医療専門職業人及び医学・歯学研究者の育成を目的とした「パートナーズ・ヘルスケア・インターナショナルとの医学教育提携」（資料５－１－③－３）により、学生が海外で学ぶ機会が設定されている。学生からは「大きく異なる環境で学び得られたことは計り知れない」、「海外で研究するというビジョン

がより明確になった」など高い評価を得ている（資料５－１－③－４）。

その他、医学部医学科においては、「インペリアルカレッジとの交換留学プログラム」（資料５－１－③－５）や「自由選択学習（プロジェクトセメスター）」（資料５－１－③－６）を利用した海外留学の機会が提供されている。歯学部歯学科でも、学生が研究分野を選択し自由選択研究を行う「研究学習」（４年次）では、国内研究機関及び海外研究機関への配属も可能となっており、学生の要望に合わせて研究機関を選択できるよう工夫している。

学術の発展動向への配慮に係る取組みとしては、全学共通科目及び専門科目ともに、授業科目の目的を達成するに相応しい各授業科目に密接に関係する研究分野の教員を配置しており、教員各自の研究活動の成果や学会活動の成果を含めた学問分野の基礎的研究内容や最先端の研究内容が授業内容として盛り込まれている。例えば、歯学科１年次後期に実施している「最新の歯学」では、医歯学総合研究科の分野長が、各専門分野の最新トピックスについて、分かりやすく講義を行っている（別添資料５－１－③－A）。

社会からの要請への配慮に係る取組みとして、医学科では、高齢化社会に配慮したカリキュラムを実施している。代表的なものとしては、「医歯学融合教育」科目で症例分析に基づき高齢者の診療上問題となる事項を学習する「老年医学」等が挙げられる（別添資料５－１－③－B）。また、５、６年次の臨床実習では、本学附属病院で一般医療に加え、救命救急センターを活用し救急医療に触れる機会も設定されているほか、地域中核病院及び診療所実習も組み込まれ、地域に密着したプライマリ・ケアを学ぶ機会が用意されている。また、医学部保健衛生学科においても、今日の医療現場における専門的技術や諸課題を取り上げた授業ができるよう、現職の看護師、臨床検査技師、医師による講義や演習を多く実施している。

その他、社会からの要請等に対応した各種教育プログラムの開発に取り組んでおり、その中のいくつかが文部科学省等の支援事業に採択されている（資料５－１－③－７）。例えば、「グローバル人材育成推進事業」では、全学生を対象とした異文化交流機会の創出、全科目最終試験問題の一部英語化、海外留学応募の必須要件としてTOEFL基準の設定、民間英語教育機関との提携や教養/専門課程英語教育のシームレス化などの英語教育強化により、全学生の英語運用力の底上げを図るなど、学士課程教育に有効に活用されており、グローバル人材への社会的要請に対応した取組みとなっている。また、「健康長寿に貢献する実践的チーム医療人育成」では、歯学教育分野で先導的な役割を果たしてきた５大学（東京医科歯科大学、東北大学、新潟大学、東京歯科大学、日本歯科大学）が国立私立の枠を超えてコンソーシアムを形成し、各大学の強みである教育資源を共有・補完することで、健康長寿を育む為のあらゆるライフステージに対応した全人的歯科医療を担う人材養成の実現を目指している。

資料５－１－③－１　外国人留学生対象授業科目一覧　（出典：評価情報室作成）

授業科目	シラバス
日本事情AⅠ	日本の地理・歴史・政治の概略を学び、並行して、自国の歴史・地理・文化などについて簡単な発表を行う。また、必要に応じて、自国の農業、近代化の問題などについて小作文を書く。
日本事情AⅡ	日本人学習者を対象とした自由選択科目「異文化間交流」と合同の授業を行う。
日本語ａ	一般向けの人体の部位・機能の説明書を教科書として読解を主として行う。
日本語ｂ	教科書の読解および教科書に基づく講義ビデオを見て、基礎的な医歯学系専門用語を学習する。
日本語ｃ	「日本語ａ」の連続として、一般向けの人体の部位・機能の説明書を教科書として読解を主として行う。また、そこにあらわれる専門の漢字および語彙の学習のために、留学生用にデザインされた医学述語辞典を使った漢字・語彙の学習も適宜行う。さらに、専門での討論・発表に必要なフォーマルな日本語能力の育成のため、発表の練習を行う。

日本語ｄ	教科書の読解および教科書に基づく講義ビデオを見て、基礎的な医歯学系専門用語を学習する。
※シラバスURL: http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kyouyoujimu/%E3%80%90%EF%BC%91%E5%B9%B4%E7%94%9F%E3%80%91H27syllabus.pdf	

前掲資料５－１－②－11　１年次における専門科目一覧　（出典：評価情報室作成）

前掲資料５－１－②－12　医歯学融合教育カリキュラムの概要

（http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20110124-152819-7976.pdf）

資料５－１－③－２　海外研修奨励制度概要

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/international/encouragement/index.html）

資料５－１－③－３　パートナーズ･ヘルスケア・インターナショナルとの医学教育提携概要

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/international/harvard_51da2a7649b65/index.html）

資料５－１－③－４　海外研修者の声

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/international/encouragement/encouragement_H24/index.html）

資料５－１－③－５　インペリアルカレッジとの交換留学プログラム概要

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/international/imperial_51da5b7c6841d/index.html）

資料５－１－③－６　自由選択学習（プロジェクトセメスター）を利用した海外留学概要

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/international/ps/index.html）

別添資料５－１－③－Ａ　「最新の歯学」シラバス

（出典：歯学部歯学科教育要項・http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/DS2015.pdf）

別添資料５－１－③－Ｂ　「老年医学」シラバス

（出典：医学部医学科教育要項・http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/27Msyllabus.pdf）

資料５－１－③－７　社会からの要請に対応した主な教育研究プログラム（学部）　（出典：事務局作成資料）

年度	公募プログラム名	採択学部	採択プログラム名	内容・URL
H24 ～	平成24年度グローバル人材育成推進事業	医学部 歯学部	グローバル人材育成推進事業	全学生を対象とした異文化交流機会の創出、全科目最終試験問題の一部英語化、海外留学応募の必須要件にTOEFL基準を設置、民間英語教育機関との提携や教養/専門課程英語教育のシームレス化による英語教育強化により、全学生の英語運用力底上げを図る。また、グローバルヘルスリーダー育成のために通年制プログラム Global Health Science Program (GHSP)を新設し、学士課程教育に加え、英語運用力強化、グローバルな視点の獲得を目的とした必修科目履修、単位互換による海外留学を課し、ポートフォリオの利用とメンタリングによるキャリア構築支援を行う。 (http://www.tmd.ac.jp/international/global/index.html)
H26 ～	課題解決型高度医療人材養成プログラム	歯学部	健康長寿に貢献する実践的チーム医療人育成	歯学教育分野で先導的な役割を果たしてきた５大学（東京医科歯科大学、東北大学、新潟大学、東京歯科大学、日本歯科大学）が国立私立の枠を超えてコンソーシアムを形成し、各大学の強みである教育資源を共有･補完することで､健康長寿を育む為のあらゆるライフステージに対応した全人的歯科医療を担う人材養成の実現を目指す。

				http://www.tmd.ac.jp/koudoiryou_dent/index.html
H24 ～	大学の世界展開力強化事業 ～ASEAN諸国との大学間交流形成支援～	歯学部	東南アジア医療・歯科医療ネットワークの構築を目指した大学間交流プログラム	東京医科歯科大学がチュラロンコーン大学（タイ）、インドネシア大学（インドネシア）およびホーチミン医科薬科大学（ベトナム）と連携してコンソーシアムを形成し、我が国が有する先端的な医療・歯科医療機器や材料、最新の医療・歯科医療技術等を基盤として、日本の医歯学領域の世界展開力を強化する取組となっている。 (http://www.tmd.ac.jp/grad/ohp/sekaitenkai/about/index.html)
H24 ～	基礎･臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成	医学部	シームレスな次世代研究者養成プログラム	本プログラムは研究医の養成を目指した段階型プログラムであり、「研究実践プログラム」と「研究者養成コース」から構成される。「研究実践プログラム」は医学部医学科第２学年以降を対象とした研究入門プログラムであり、授業時間外を利用して基礎系研究室で早期から研究に接することを目的としている。 (http://www.med.tmd.ac.jp/medicine/48/seamless.html)
H25 ～ H29	未来医療研究･ 材養成拠点形成事業	医学部	IQ･EQ両者強化によるイノベーター育成	知識/技術に加え、(1)EQ を備え、(2)開発から応用までの全体像を十分理解し、基礎医学/臨床/医療サービス/医療政策分野において現場での変革につながる成果を出せる人材を養成する。 (http://www.iqeq-tmd.jp/project/)

【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズに配慮した取組みとして、人文社会科学、自然科学、外国語、保健体育等の授業科目のほか、自由選択科目については、学生の興味と関心に応じて様々な授業科目が用意されている。また、「海外研修奨励制度」や専門科目を通じて、海外留学の機会が提供されている。

学術の発展動向への配慮に係る取組みとしては、全学共通科目及び専門科目ともに、授業科目の目的を達成するに相応しい各授業科目に密接に関係する研究分野の教員を配置しており、教員各自の研究活動の成果や学会活動の成果を含めた学問分野の基礎的研究内容や最先端の研究内容が授業内容として盛り込まれている。

その他、高齢化社会に配慮したカリキュラムの実施やグローバル人材への社会的要請に対応した取組みなど社会からの要請への配慮に係る取組みを行っている。

以上のことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点５－２－①：　教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

本学では、全学共通科目、専門科目ともに講義、演習、実験・実技等の多様な形態で各学部学科の特性に沿った授業が実施され、授業形態は各学部学科の特性に沿った組合せ・バランスに配慮した配置となっている（資料５－２－①－１、前掲資料５－１－②－４、５、６、10、13）。

また、全学共通科目では、教育目的・目標達成のために、語学では少人数教育、ネイティブによる教育やマル

チメディア機器を利用したe-Learning、人文社会系では原書講読や対話・討論型の少人数セミナーの授業も取り入れている。さらに、実験、実習も重視し、その中で課題研究や研究発表、レポート作成の重点的指導も行っている。その他、各授業科目において、教育目的・目標達成のため学習指導の工夫が行われている（資料５－２－①－２）。

専門科目でも、各学部学科において、それぞれの特性に合わせて、授業科目が学習段階に応じて深化するよう体系的にカリキュラムが編成されており、教育指導法の工夫が行われている（資料５－２－①－３）。特に、医歯学融合教育カリキュラムにおいては、前述のとおり、医学科と歯学科の学生が卒業時に獲得しておくべき知識・技能・態度のうち、共通するものであり共同で学ぶことにより学習効果が高まるもの、そして将来、連携・協調のもとに包括的医療を提供するための基盤となるものを教育対象とし、６年間を通して様々な学習段階でともに教え合いながら学ぶ機会を創出している。（前掲資料５－１－②－12）。

その他、e-Learningシステム(WebClass)については、診療シミュレーション教材の開発、活用、普及を推進しており、歯学部附属病院の診療室と講義室を同時中継装置で結ぶことで、診療室で術者が診療を行っている映像を講義室で学生が見学しながら、術者と学生が双方向に質疑応答する授業（臨床ライブ授業）を行う等、教育指導への活用を行っている（資料５－２－①－４）。

資料５－２－①－１　授業形態ごとの科目数（平成26年度）　（出典：評価情報室作成）

（1）全学共通科目（教養科目）

学部学科	講義	演習		実技等		その他	合計
		外国語	その他	スポーツ	実験		
教養部	39	6	26	1	4	0	76

（2）専門科目

学部学科	講義	演習	実技・実習	その他		合計
				卒業研究	自由選択	
医学部医学科※１	48	0	2	0	1	51
医学部保健衛生学科（看護学専攻）	39	12	11	2	6	70
医学部保健衛生学科（検査技術学専攻）	36	2	15	1	4	58
歯学部歯学科※２	121	1	24	0	1	147
歯学部口腔保健学科※２	98	10	36	3	0	147

＜特記事項＞

※１ 平成23年度より新カリキュラムを導入し、臨床系授業は臓器・病態別に15のブロック（消化器、生殖・発達など）に集約した。ブロック講義は講義・演習・実習形式すべてを包括しているが、講義形態として算出している。基礎科目は講義と実習をあわせて1科目としているため、ここでも講義として算出している。

※２ 歯学科及び口腔保健学科ではモジュール・ユニット制をとっているため、ユニット数で計算している。

前掲資料５－１－②－４　教養部履修の手引き

（http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kyouyoujimu/%E6%95%99%E9%A4%8A%E9%83%A8%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D%E6%9C%AC%E6%96%87.pdf）

前掲資料５－１－②－５　教養部開講科目シラバス

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15curriculum.html）

前掲資料５－１－②－６　教養部全学共通科目要項（授業科目シラバス一括版）
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・
http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kyouyoujimu/%E3%80%90%EF%BC%91%E5%B9%B4%E7%94%9F%E3%80%91H27syllabus.pdf）
前掲資料５－１－②－10　各学部学科等・授業時間割及びシラバス等（平成 27 年度）
前掲資料５－１－②－13　平成 27 年度医学科・歯学科　教養教育要項（医学科・歯学科２年次教養教育に関する授業科目シラバス）
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・
http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kyouyoujimu/H27%E6%95%99%E9%A4%8A%E6%95%99%E8%82%B2%E3%82%B7%E3%83%A9%E3%83%90%E3%82%B9.pdf）

資料５－２－①－２　全学共通科目における学習指導の工夫に係る主な事例（出典：評価情報室作成）

授業科目名	内容
人文社会科学	平成 26 年度より、履修科目数について前期にキャップ制を導入することで、少人数クラス編成にすると同時に、１年間、バランス良く人文社会科学科目を学ばせるようにした。
教養総合講座	平成 26 年度より１グループの編成を 15 名から７～８名に縮小することで、学生全員に、グループにおける議論や最終発表資料の作成に積極的に関わらせるようにした。
サイエンスPBL	「サイエンス PBL」を反転授業として組織するため、予習で調べた内容は必ずノートに記載させ、そのノートを最後に提出させて成績評価の一部としている。
数学・物理学・化学・フランス語・保健体育学・心理学	WebClass 上にコースを開設し、予習・復習のための自主学習教材や、演習問題、課題を掲載している。

資料５－２－①－３　専門科目における学習指導の工夫に係る主な事例（出典：評価情報室作成）

学部	学科	授業科目名	内容
医学部	医学科	細胞生物学、神経生理導入、人体解剖学、人体構造総論、組織学、生理学、分子遺伝学、薬理学、生化学、免疫学、病理学、東洋医学、神経解剖学、医動物学、感染・基礎、神経化学	基礎医学教育においてはモジュール制をとり、関連して学習することで学習効果・効率が高いものを時期毎に近く履修できるように配置している。
		臨床医学導入、循環器、呼吸器、骨・関節・脊椎、内分泌・代謝、感染・臨床、皮膚・アレルギー・膠原病、体液制御・泌尿器、一般外科、血液・腫瘍、神経化学・臨床、消化器、頭頸部・臨床、老年医学	新カリキュラムでは、臨床系授業を臓器・病態別に 15 のブロック授業に集約し、関連分野を集中的に学習することで統合された知識の獲得を目指している。ブロック授業では PBL や TBL といった演習形式や各講義に関連のある実習をブロック内で行うことにより体系的な知識の獲得が行われるように編成されている。
	保健衛生学科	（基礎・成人・精神・小児・母性・老年・在宅・地域）看	臨地実習では、援助的な対人関係を確立する能力の育成に力を入れ、その準備として、２～３年次に自己理解を深める技法や、相談面接技法の訓練、患者会リー

		護学，看護の統合と実践	ダーとの交流等を行っている。
		遺伝学，分子生物学，生体医工学，薬理学講義，ﾊﾟﾌｫｰﾏﾝｽ論，心臓生理学等	２～４年次に多彩な選択必修科目、自由選択科目を開講しており、医歯学総合研究科、難治疾患研究所、生体材料工学研究所と連携した講義が組まれている。
		短期海外研修	研修に参加した学生が後輩を対象にした報告会を開催することにして、国際的に活躍できる人材となるモチベーションを高めるよう努めている。
		臨地実習	インターンシップとして少人数グループで学外の様々な施設を見学させ、その結果をまとめた発表会を開催して、自分が行かなかった職場についても見識を広めることができるよう工夫している。
		免疫検査学実習	自己問題解決力育成のため、実習の細かい手順をあえて示さずに、課題を遂行するためのプロトコールを少人数の学生グループが自ら調べ作成し、各グループが作成したプロトコールの問題点等を全体で討論させてから実習を行っている。
歯学部	歯学科	病態科学演習	基礎科目で得た基本的知識を病態科学として統合し、臨床歯科学における疾病・疾患の理解に応用する。それぞれの学習項目に対し、臨床症例のミニレクチャー、その内容を受けたグループディスカッション、ミドルセッション、グループ討議報告、ラップアップセッションの形で、基礎・臨床における知識の統合、応用を図ることを目的とする。

前掲資料５－１－②－12　医歯学融合教育カリキュラムの概要
(http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20110124-152819-7976.pdf)

資料５－２－①－４　e-Learningシステム(WebCLass等)による学習指導法の工夫に係る主な事例
(出典：図書館情報メディア機構作成)

事例名	内容
各科目での活用	WebCLass には講義資料の配布やレポート提出、テスト・アンケート、e-ポートフォリオ等の機能があり、学部授業を中心に 430 コースが開設されている（平成 27 年２月現在)。学生の学習支援や卒業試験、海外の学生を招いたサマープログラム等に用いられている。
課題解決型高度医療人材養成プログラム	文部科学省課題解決型高度医療人材養成プログラム「健康長寿を育む歯学教育コンソーシアム」（平成 26～30 年度）では本学の学生と他大学（東北大学、新潟大学、日本歯科大学、東京歯科大学）の学生が共同で使用するコースを WebCLass に開設し、相互に他大学の講義を視聴させている。また、インターネット中継講義の送受信試験を行った。
講義映像の収録と配信システム	講義室や講堂等に設置した講義収録装置で収録した映像を、動画配信サーバに、年間 383 本アップロードしている（平成 26 年度)。さらに WebCLass とリンクさせ、コースに登録された学生に講義映像を視聴させている。
診療室からの同時中継講義	TV 会議システムを用いた講義同時中継システムを講義室や講堂に設置している。歯学部附属病院の診療室と講義室を同時中継装置で結び、診療室で術者が診療を行っている映像を講義室で学生が見学しながら、術者と学生が双方向に質疑応答する授業（臨床ライブ授業）などが行われている。
英語学習システム	医療従事者に有用な医療現場に即した英会話や、医学関連記事の読解力を高める教材である「医学英語基礎

	コース」を導入している。学部１年生の英語では必修ではないが、成績評価の際のボーナスポイントというインセンティブを与え、自主学習を勧めている。
医歯学シミュレーション教育システム	臨床現場に即した多種多様の経験ができるコンピュータシミュレーション教材を独自に作成・活用しており、平成 26 年度は、教材を新規に 31 本作成し、累計 540 本となった。

【分析結果とその根拠理由】

全学共通科目、専門科目ともに講義、演習、実験・実技等の多様な形態で授業を行っており、各学部学科の特性に沿って、少人数授業、対話・討論型授業等も取り入れつつバランスよく配置している。特に、専門科目では各学部学科において、それぞれの特性に合わせて、授業科目が学習段階に応じて深化するよう体系的にカリキュラム編成がなされており、教育指導法の工夫が行われている。その他、e-Learningシステムによる学習指導法についても工夫し、教育指導への活用を行っている。

以上のことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

観点５－２－②：　単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、医師・歯科医師・看護師・保健師・臨床検査技師・歯科衛生士・歯科技工士等の国家資格の取得が主要な目的の一つであることから、必修科目が取得単位の大半を占めており、選択科目の設定は限られている。したがって、必要な科目が実質的な単位として設定されており（資料５－２－②－１及び大学現況票）、科目毎の教育目標の達成状況の判定及びそれらの成績を踏まえた学年毎の進級判定や、卒業試験は厳格に行われている。

こうした状況に加えて、さらなる単位の実質化を図るために、入学時や専門科目への進級時における学生へのオリエンテーションや、各学部学科において各学年授業開始前のガイダンスを行い、履修指針・内容について学生の理解促進を図っている。また、e-Learning システム等を利用して、自学自習のための教材の提供、履修への指導等を行っているほか、各授業科目においても小テストやレポート等の課題を課している。

カリキュラムの編成においても、全学共通科目では、選択必修の人文社会系の科目について学期毎に選択できる科目数を制限している（前期２科目以内）ほか、必修科目を各曜日に２～３科目ずつ制限し、学生の自主的な学習時間が十分取れるように配慮している（前掲資料５－１－②－３）。さらに、医学部医学科及び歯学部歯学科を対象に、後期試験期間中に、数学・物理学・化学・生物学の４科目について、期待される学力を有しているかを測定する学力認定試験を実施している（資料５－２－②－４）。

専門科目については、ほぼ全ての科目が必修化され、講義、実習の単位に見合った十分な時間数が設定されており、単位の実質化への配慮がなされている（前掲資料５－１－②－10）ほか、医学部医学科及び歯学部歯学科では、両学科とも５年次の診療参加型臨床実習前に学生の知識・技能・態度を評価する全国共用試験である共用試験（CBT）と客観的臨床能力試験（OSCE）が実施され、本学の合格判定基準を満たした学生のみが診療参加型臨床実習に進むこととしている（資料５－２－②－３）。

その他、各学部学科で単位の実質化への配慮した取組みを行っており、例えば、教養部では、学生による授業評価アンケートの中の自主学習時間に関する調査結果により、予習で調べた内容をノートに記載させ、それを提出させて成績評価の一部としている「サイエンスPBL」では、他科目より自主学習時間が大幅に多くなっているこ

とがわかったため、平成26年度は、課題の質･量をあげることで、一層の自主学習時間の確保に努めた。（資料５－２－②－４）。

資料５－２－②－１　学部学科別習得単位数一覧（平成26年度）　（出典：評価情報室作成）

学部・研究科等	全学共通科目							専門科目		最低習得単位数
	必修科目		選択必修科目		自由選択科目		合計	必修科目	選択科目	
		連携教育		連携教育		連携教育				
医学部医学科	25	－	13	－	2	－	40	169	19	209
医学部保健衛生学科（看護学専攻）	12	3	13	－	1	－	29	95	13	124
医学部保健衛生学科（検査技術学専攻）	17	1	13	－	1	－	32	110	13	135
歯学部歯学科	25	12	13	－	2	－	52	168	14	220
歯学部口腔保健学科（口腔保健衛生学専攻）	12	－	13	－	1	－	26	102	56	128
歯学部口腔保健学科（口腔保健工学専攻）	12	－	13	－	1	－	26	97	14	126

※１ 専門科目の必修科目には選択必修科目を含む。

※２ 専門科目の選択科目には全学科共通選択科目を含む。

※３歯学部口腔保健学科（口腔保健工学専攻）の専門科目では選択科目から３単位以上を履修することとしている。

別添資料　大学現況票（教育内容及び方法【基準５】）

前掲資料５－１－②－４　教養部履修の手引き

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・

http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kyouyoujimu/%E6%95%99%E9%A4%8A%E9%83%A8%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D%E6%9C%AC%E6%96%87.pdf）

資料５－２－②－２　学力認定試験について　（出典：教養部履修の手引き p.29 抜粋）

８）学力認定試験について

医学科および歯学科の学生は、後期試験期間に、数学・物理学・化学・生物学の４科目について、期待される学力を有しているかどうかの学力認定試験を実施します。

この試験は、上記科目に関して基本的な学力が身についているかどうかを判定する試験です。学力認定試験の成績に基づいて２年次の授業のクラス分けに使われる場合があります。なお、認定試験の範囲は必ずしも必修科目の講義内容の範囲内で収まるわけではありません。

試験範囲の予定

数 学：微積分、線形代数

物理学：力学、電磁気学

化 学：一般化学Ⅰ・Ⅱ（無機・物理化学、有機化学）、化学実験

生物学：細胞・遺伝子、構造・機能、生物学実験

前掲資料５－１－②－10　各学部学科等・授業時間割及びシラバス等（平成27年度）

資料５－２－②－３　共用試験CBT及びOSCE実施状況（平成26年度）　（出典：評価情報室作成）

学部学科	学年	共用試験CBT	OSCE	備考
医学部医学科	５年次	平成26年6月23日	平成26年6月28日	共用試験〔コンピュータ活用試験（ＣＢＴ）、客観的臨床能力試験（ＯＳＣＥ）〕に合格しなければ、臨床実習を履修することができない。（東京医科歯科大学学部専門科目履修規則別表３抜粋）
歯学部歯学科	５年次	平成26年8月21日	平成26年8月30日	第５学年の前期末までに次の授業科目の単位を修得し、かつ、共用試験に合格しなければ、第５学年後期の授業科目を履修することができない。（東京医科歯科大学学部専門科目履修規則別表３抜粋）

資料５－２－②－４　各学部学科の単位の実質化への配慮した主な取組み（出典：評価情報室作成）

学部	学科	内容
医学部	医学科	①平成23年度より新しいカリキュラムを導入したが、本カリキュラムでは学生の主体的な学習を促すため、第３学年の臨床講義については、すべてブロック化したほか、自主学習時間を確保するため、可能な限り５時間目（15時50分～17時10分）の講義を実施しないような時間割を編成した。 ②医学科第３学年の全ブロック授業（実施期間：５月最終週～翌年２月中旬まで）で自主学習時間の調査を含め講義に関するアンケートを実施している。アンケート解析結果は、カリキュラム評価・改善ワーキンググループで検討され、必要な学習時間を把握し、カリキュラム内容の改善を図ることとしている。
	保健衛生学科	①カリキュラムの編成において、学生の自主的な学習時間が十分取れるように配慮するとともに、講義、実習の単位に見合った十分な時間数が設定されているため、単位の実質化への配慮がなされている。 ②平成26年度から、学生による授業評価の項目に自宅学習時間を加えて、自宅学習時間の定期的な把握を開始した。また、充分な自宅学習を習慣づける等の授業方法の改善を含めたカリキュラムの大幅な改訂を行うべく、両専攻のカリキュラム小委員会が検討を開始しており、授業評価の分析については、教育委員会にて科目別の自宅学習時間を集計し、対応策等を検討している。
歯学部	歯学科	平成26年度より、既存の各科目終了後の授業アンケートに、自主学習時間を問う項目を設け、現状を把握し、教育委員会において分析を行っている。 全学科において、シラバスに「準備学習などについての具体的な指示」の項目を設け、授業責任者が各科目における授業開始前に必要とする準備を具体的に指示できるようにしている。
	口腔保健学科	
教養部		①前期・後期それぞれ、原則として各科目最終授業時間内に実施している学生による授業評価アンケートで「授業以外で一週間にこの授業の予習・復習に当てた時間はどれくらいですか」という質問を設け、「1. 0～30分　2. 1時間　3. 2～3時間　4. 4～6時間　5. 6時間以上」の選択肢で自主学習時間を調査している。結果は各教員にフィードバックし学習指導に役立てている。なお、回答については学内ホームページに公開しており、学生も閲覧可能となっている。 ②各科目のシラバスに、準備学習について具体的な指示を、必須項目として記載させている。また、数学・物理

	学・化学・フランス語・保健体育学の教員はWebClass上にコースを開設し、予習・復習のための自主学習教材や、演習問題、課題を掲載している。 ③平成24年度から始まった「サイエンスPBL」は反転授業として組織することで、自主学習時間確保に努めている。予習で調べた内容は必ずノートに記載させ、そのノートを最後に提出させて成績評価の一部としているが、その結果、平成25年度においては自主学習時間0～30分が8%、1時間が50%、2～3時間が17%、4～6時間が13%、6時間以上が12%と、学習時間は他の科目に比べてかなり多くなっている（平成24年度はデータ数が少ないがそれぞれ12%、54%、22%、12%、0%）。H26年度は、課題の質・量をあげることで、一層の自主学習時間時間の確保に努めた。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、医師・歯科医師・看護師・保健師・臨床検査技師・歯科衛生士・歯科技工士等の国家資格の取得が主要な目的の一つであることから、必修科目が取得単位の大半を占めており、必要な科目が実質的に単位として設定され、科目毎の教育目標の達成状況の判定及びそれらの成績を踏まえた学年毎の進級判定や卒業試験は厳格に行われている。さらに、オリエンテーション、ガイダンス、e-Learningシステム等を利用して履修指導等を行っている。また、カリキュラムの編成においても、学生の自主的な学習時間が十分取れるように配慮するとともに、講義、実習の単位に見合った十分な時間数が設定されているほか、学力認定試験や共用試験（CBT）及び客観的臨床能力試験（OSCE）も実施している。

以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点５－２－③：　適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

シラバスは、本学の教育理念及び各学部学科の教育目標に基づき適切に作成されており、「授業内容」「成績評価の方法」「準備学習などについての具体的な指示」「履修上の注意事項」等を掲載することで、学生がシラバスを参照すれば、講義準備や試験準備等について多くの情報が得られるようにしている（資料５－２－③－１、前掲資料５－１－②－６、10、13）。なお、平成26年度よりシラバスを完全電子化したが、その際に、記載項目を全学部学科共通とし、基本的な記載項目やレイアウトを統一した。

全学共通科目については、通常のシラバス（全学共通科目教育要項）に加え、「教養部履修の手引き」を作成し、ガイダンス等において学生に説明を行うとともに、本学ホームページにも掲載して学生がいつでも利用できるようにしている（前掲資料５－１－②－４）。その他、ホームページにおいては、学生がシラバスを確認しやすいように「各授業科目個別シラバスHTLM版」として各授業科目のシラバスを整理して掲載している（前掲資料５－１－②－５）。

専門科目については、各学部学科においてそれぞれ作成している教育要項にシラバスを掲載しているが、授業内容や教育目標等の授業科目に関する基本的な内容に加えて、各学部学科の特性を合わせた構成となっている。歯学部では、モジュール・ユニット毎にシラバスが掲載されているほか、医学部医学科及び歯学部歯学科における医歯学融合教育に関しては、全科目の段階的到達目標及び各学習機会においてどの段階への到達が期待されているのかを明示するコンピテンシーを、科目間の関連や実施順序について学生が理解しやすいような形でシラバスに明示している。こうした専門科目のシラバスについても、全学共通科目同様にガイダンス等において説明を

行うとともに、本学ホームページ上の各学部学科ページに掲載している。

また、シラバスの活用については、教育要項（シラバス）には教育目標、授業計画等の各科目についての方針・具体的な教育内容の指示のみならず、学則、履修規則、試験規則、学生生活に必要な事項が掲載されており、学生が本学において学修活動をするにあたっての行動を補助する役割も担っているため、履修の際に利用されるのみならず、より広い範囲で有効に活用されている。なお、パソコン、スマートフォン等で、学内外からホームページ上の電子シラバスやWebClassに掲載されている時間割等の授業内容を確認することができることはもちろん、学内からは教務担当事務が学生の出席状況や成績を確認できるほか、学生も自らの出席状況を確認できることとなっている。

なお、時間割、評価方法等については、シラバスのみに掲載しているため、学生はシラバスを頻繁に活用することとなるが、実際の活用状況等については、平成27年3月に電子シラバスシステム（ドリームキャンパス）にシラバス評価アンケート機能を付加しており、平成27年7月末までに、同システムを用いて全学部学科２年生～最終学年を対象に、平成26年度におけるシラバス活用状況等のアンケート調査を行う予定である。

資料５－２－③－１　各学部学科シラバス掲載項目　（出典：評価情報室作成）

区分	シラバス掲載項目
全学部学科共通科目	**【科目毎の掲載項目】**科目名、担当教員、開講時期、対象年次、単位数、授業の目的・概要等、授業の到達目標、授業計画、成績評価の方法、準備学習などの具体的な指示、履修上の注意事項、オフィスアワー（連絡先） **【その他掲載項目】**※別途「教養部履修の手引き」を作成し、以下の必要事項を記載。 授業計画、教養教育の目的と概要、必修科目と選択科目、各科目の履修手続きについて、主題別教育（医学科・歯学科）について、開講科目の概要、学生生活のために、履修に関する規則、建物配置図・専任教員連絡先
医学部医学科 専門科目	**【科目毎の掲載項目】**担当教員、開講時期、対象年次、単位数、授業の目的・概要等、授業の到達目標、授業計画、成績評価の方法、準備学習などの具体的な指示、教科書、参考書、連絡先、オフィスアワー **【その他掲載項目】**カリキュラム構成図、授業時間割、医学科コンピテンシー、学生周知事項、学則、専門科目履修規則・履修内規、試験規則・試験内規、学生の懲戒に関する申し合わせ、進級判定フローチャート、キャンパスマップ
医学部保健衛生学科 看護学専攻 専門科目	**【科目毎の掲載項目】**担当教員、開講時期、対象年次、単位数、主な講義場所、授業の目的・概要等、授業の到達目標、授業計画、授業方法、成績評価の方法、成績評価の基準、準備学習などについての具体的な指示、教科書、参考書、他科目との関連、履修上の注意事項、連絡先、オフィスアワー **【その他掲載項目】**教育理念、教育目的、教育目標、カリキュラムの特色、授業計画表、授業時間割、学生周知事項（災害関係連絡事項、講義室一覧等）、学則、専門科目履修規則・進級要件、履修内規、試験規則・試験内規、レポート書式
医学部保健衛生学科 検査技術学専攻 専門科目	**【科目毎の掲載項目】**担当教員、開講時期、対象年次、単位数、主な講義場所、授業の目的・概要等、授業の到達目標、授業計画、授業内容、成績評価の方法、準備学習などについての具体的な指示、教科書、参考書、他科目との関連、履修上の注意事項、連絡先、オフィスアワー **【その他掲載項目】**教育理念、教育目的、教育目標、カリキュラムの特色、授業計画表、授業時間割、学生周知事項（災害関係連絡事項、講義室一覧等）、学則、専門科目履修規則・進級要件、履修内規、試験規則・試験内規、レポート書式

歯学部歯学科 専門科目	**【科目毎の掲載項目】**担当教員、開講時期、対象年次、単位数、主な講義場所、授業の目的・概要等、授業の到達目標、授業計画、成績評価の方法、準備学習などについての具体的な指示、教科書、連絡先、オフィスアワー **【その他掲載項目】**基本理念、一般教育目標、歯学部長あいさつ、授業計画表、モジュールコーディネーター一覧、学生周知事項（歯科医師国家試験について、災害関係連絡事項、建物案内図等）、歯学科コンピテンシー、専門科目履修規則・履修内規、歯学科教育課程、試験規則・試験内規、歯学カリキュラム単位取得及び進級判定基準、授業時間割
歯学部口腔保健学科 専門科目	**【科目毎の掲載項目】**担当教員、開講時期、対象年次、単位数、主な講義場所、授業の目的・概要等、授業の到達目標、授業計画、成績評価の方法、準備学習などについての具体的な指示、履修上の注意事項、備考、連絡先、オフィスアワー **【その他掲載項目】**基本理念、一般教育目標、歯学部長あいさつ、専門科目履修規則・履修内規、試験規則・試験内規、学生周知事項（歯科衛生師国家試験ならびに社会福祉士国家試験について（歯科衛生師国家試験、社会福祉士、歯科技工士）、災害関係連絡事項、授業計画表、科目責任者連絡先一覧、建物案内図等）、授業時間割

前掲資料５－１－②－６　教養部全学共通科目要項（授業科目シラバス一括版）
（http://www.tmd.ac.jp/cmn/daigakui/Graduate_School/kyouyo_kyotu_H26.pdf）
前掲資料５－１－②－10　各学部学科等・授業時間割及びシラバス等（平成27年度）
前掲資料５－１－②－13　平成27年度医学科・歯学科　教養教育要項（医学科・歯学科２年次教養教育に関する授業科目シラバス）
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・
http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kyouyoujimu/H27%E6%95%99%E9%A4%8A%E6%95%99%E8%82%B2%E3%82%B7%E3%83%A9%E3%83%90%E3%82%B9.pdf）
前掲資料５－１－②－４　教養部履修の手引き
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・
http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kyouyoujimu/%E6%95%99%E9%A4%8A%E9%83%A8%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D%E6%9C%AC%E6%96%87.pdf）
前掲資料５－１－②－５　教養部開講科目シラバス
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15curriculum.html）

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは、本学の教育理念及び各学部学科の教育目標に基づき適切に作成されている。全学共通科目については、通常のシラバスに加え、「教養部履修の手引き」を作成し、ガイダンス等において学生に説明を行うとともに、本学ホームページに掲載するなどして、学生がより有効にシラバスを活用できるようにしている。

専門科目についても、各学部学科においてそれぞれ作成している教育要項の中にシラバスを掲載しているが、授業内容や教育目標等の授業科目に関する基本的な内容に加えて、専門科目教育要項では、各学部学科の特性に合わせた構成となっており、ガイダンス等において説明を行うとともに、本学ホームページ上の各学部学科ページに掲載し学生がいつでも利用できるようにしている。また、教育要項（シラバス）には教育目標、授業計画等の各科目についての方針・具体的な教育内容の指示のみならず、学則、履修規則、試験規則、学生生活に必要な事項が掲載されており、履修の際に利用するだけではなく学生がより広い範囲でシラバスを有効に活用できるようにしている。

以上のことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点５－２－④：　基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

基礎学力不足の学生への配慮については、全学共通科目において、高校及び受験における理科選択の有無に配慮し、１年次前期に「物理学入門」、「生物学入門」、「化学入門」を開講し、未履修者の学習を支援している（資料５－２－④－１）。さらに、医学部医学科及び歯学部歯学科の学生を対象に、１年次後期試験期間中に、数学・物理学・化学・生物学の４科目について、期待される学力を有しているかを測定する学力認定試験を実施しており（前掲資料５－２－②－２）、その成績は２年次の授業「生命科学基礎」のクラス分けの参考としている。また、TOEFL やプレースメントテスト、学力認定試験の結果に基づく能力別クラス編成で学力不足の学生にきめ細やかな指導を行うことで、専門科目で必要な学力の担保を図っている。

その他、教養部では、全学共通科目における基礎学力不足の学生への配慮等に係る組織的な取組みを行っている（資料５－２－④－２）。主な事例としては英語科目では、入学直後に全学科を対象にした TOEFL 試験を実施し、能力別のクラス編成で授業を行っているほか、生物学については全学科対象、化学については医学部保健衛生学科看護学専攻、歯学部口腔保健学科を対象にプレースメントテストを実施していること等が挙げられる。

なお、入学後の学生の履修に関しては、出欠状況や試験成績を教養部教務委員会で集約して把握しているほか、基礎学力不足で留年が危ぶまれる学生についても、早めに教養部教務委員長から学部教育委員長に連絡を取り、相談のうえ、面談を設定する等、双方が協力して学生個々の事情を把握しながら指導に努めている。

また、専門科目についても、各学部学科において、担当教員との面接やティーチング・アシスタント（TA）による支援等、学力に不安を抱える学生へ配慮した対応を行っている（資料５－２－④－３）。例えば、医学科では、各学年２名程度からなる計 12 名程度の学生グループを編成し、それぞれのグループに担任を配置し教員からの指導に加え、上級学年からの助言の機会を設定しており、また、教育委員会委員が構成員である修学支援専門委員会を設置し、問題のある学生との面談をすることで学生の修学における問題を早期に発見・解決できるようにしている。

資料５－２－④－１　「物理入門」、「生物入門」、「化学入門」　シラバス（出典：評価情報室作成）

科目名	単位数	シラバス掲載URL
物理学入門	1	http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15syllabus/000044.html
生物学入門M・D・T	1	http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15syllabus/000041.html
生物学入門N・O・K	1	http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15syllabus/000042.html
化学入門	1	http://www.tmd.ac.jp/artsci/15education/15syllabus/000043.html

前掲資料５－２－②－２　学力認定試験について

資料５－２－④－２　全学共通科目における基礎学力不足の学生への対応状況　（出典：評価情報室作成）

部局	取組内容
教養部	英語では入学直後に全学科を対象にした TOEFL 試験を実施し、能力別のクラス編成で授業を行っている。

	生物学については全学科対象、化学については医学部保健衛生学科看護学専攻、歯学部口腔保健学科を対象にプレースメントテストを実施している。
	入試合格者に対して、医学部医学科、歯学部歯学科、医学部保健衛生学科検査技術学専攻に関しては、入試未受験の自然系科目について、歯学部口腔保健学科２年次・３年次編入生に関しては英語についての課題を入学前に与えて、入学後の学習へのスムーズな移行を図っている。
	情報科学、フランス語、ドイツ語では前期成績不良者に対して、後期に補習コースや別クラス授業を設定している。
	生物学を中心とした自然科学系では、１年次における学力不足の学生をリストアップし、学部教員により補習授業の準備を進めている。学部との連携を強調することで学生のモチベーションをあげることも意図している。

資料５－２－④－３　学力に不安を抱える学生へ配慮した対応状況　（出典：評価情報室作成）

学部	学科	内容
医学部	医学科	１年次から６年次の学生で、各学年２名程度からなる計 12 名程度の学生グループを編成し、それぞれのグループに担任を配置し教員からの指導に加え、上級学年からの助言の機会を設定している。また、教育委員会委員が構成員である修学支援専門委員会を設置し、問題のある学生との面談をすることで学生の修学における問題を早期に発見・解決できるようにした。
	保健衛生学科	履修相談や学力に不安を持つ学生には、看護学専攻は２名、検査技術学専攻は１名の各学年担任と科目担当教員が適時、相談・指導に応じているほか、TA による支援も行われている。検査技術学専攻では４年次に民間業者の行う臨床検査技師国家試験模擬試験も活用して、学生の学力把握の一助としており、成績不振の学生に対しては面談、補習などの対策を実施している。
歯学部	歯学科	シラバスに担当教員のオフィスアワーとメールアドレスの掲載を行うとともに、履修相談や学力に不安を抱える学生については、学生委員会の構成委員が各学年の担任となり相談窓口となっている。また、平成 26 年度より前述の学年担当教員が主担当となり「複数担任制」を導入し、各学年３～４名の教員で更にきめ細かい指導を行えるよう措置を講じた。その他、GPA を導入して、学生毎の成績の年ごとの推移を把握し、学業に問題があると思われる学生に対して面接を行っている。 また、６年生のうち成績が下位の学生に対し、国家試験対策の観点も含め、個別指導を行っている。
	口腔保健学科	シラバスに担当教員のオフィスアワーとメールアドレスの掲載を行うとともに、履修相談や学力に不安を抱える学生については、学生委員会の構成委員が各学年の担任となり相談窓口となっている。 各学期末に、成績不良の学生に対しては、学年担任及び教育委員が個人面談を行って、基礎学力不足等の問題の解決を図り、必要に応じて補講を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

基礎学力不足の学生への配慮については、全学共通科目においては、高校及び受験での理科科目選択の有無に配慮した授業科目を設定しているほか、TOEFLやプレースメントテスト、学力認定試験の結果に基づく能力別クラス編成で学力不足の学生にきめ細やかな指導を行う等の取組みにより、専門科目で必要な学力の担保を図っている。専門科目についても、担当教員との面接やTAによる支援等を通じて学力に不安を抱える学生へ配慮した対応を行っている。

以上のことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

観点５－２－⑤：　夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点５－２－⑥：　通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点５－３－①：　学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

ディプロマ・ポリシーについては、学部学科毎に、本学の教育理念及び当該学部学科の教育理念に基づき明確に定められている（資料５－３－①－１）。

例えば、医学部医学科では、以下のとおりディプロマ・ポリシーを明確に定めている 。

「医学部医学科では、全学共通科目の一部、研究実践プログラムおよび地域医療学習プログラムを除き全ての科目が必修科目であり、学年ごとに設定された進級要件（東京医科歯科大学全学共通科目履修規則及び東京医科歯科大学専門科目履修規則）を満たし、卒業までに、所定の単位を修得し、以下の要件を満たしている者に学位を授与する。

１.幅広い教養と豊かな感性

自然科学から人文科学に至る全学共通科目を履修するとともに、医学科専門科目においては生命科学に関する基本的な知識を修得し、実習を通じてその概念への理解を深めることが不可欠となる。さらに、医歯学融合教育科目においては、医歯学の隣接領域の学習を通じて多職種が連携する医学医療への認識を深めることが必要となる。

２.問題提起、解決能力

全教育課程を通じてその涵養を目指すが、殊に自由選択学習（プロジェクトセメスター）は、自ら設定した課題を探究し成果を報告する貴重な機会であり、その履修は必須となる。

３.国際性

全学共通科目と医歯学基盤教育を通じて医学を英語で学ぶ基盤を確固たるものとするとともに、海外実習にも積極的に参加することが求められる。

上記の要件を満たし、さらに臨床実習の修了と卒業試験の合格が必須となる。卒業生が修得した学術的・臨床的知識を基盤として、研究意欲に富み、すぐれた人格と洞察力を持つ医療人となり、国内・世界の人々に貢献していくことを本学は強く望んでいる。」

資料５－３－①－１　各学部学科（専攻）のディプロマ・ポリシー　※医学部医学科を除く

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/faculties/policies/index.html）

課程・学科等	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
医学部 保健衛生学科	医学部保健衛生学科では、全学共通科目、専門科目における講義・演習・実習を通して、学年ごとに設定された進級要件（東京医科歯科大学全学共通科目履修規則及び東京医科歯科大学専門科目履修規則）を満たし、卒業までに、所定の単位を修得し、以下の要件を満たしている者に、それぞれ学士(看護学)、学士（保健学)の学位を授与する。 １.幅広い教養と高い専門知識・技術の修得 物事を多面的に捉えられる幅広い教養を身に付け、看護学または臨床検査学の基礎から応用に至る高い専門知識と技術を修得している。 ２.医療人としての豊かな感性と人間性の形成 多様な背景を持つ人々の主体性や価値観を理解し、豊かな感性を持って個々を尊重した関係を築くことができる医療人としての人間性が形成されている。 ３.問題提起・解決能力の修得 社会情勢の影響あるいは業務の特性によって時々刻々と変化する臨床現場の中で、問題を的確に見出し解決に向かわせる柔軟な理解力・洞察力・行動力が養われている。 ４.自己学習能力・創造性の形成 看護または臨床検査の分野におけるスペシャリストを目指して学習を継続する自己学習能力を身に付け、大学院あるいは職場において診療・教育・研究・開発活動を進展させていくことができる創造性が形成されている。 ５.国際性の形成 国際情勢に関心を示し、看護または臨床検査の分野におけるスペシャリストとして国際貢献に関与できる基礎学力が養われている。 卒業時到達目標は、他の医療専門職等とのチームワーク、保健医療に関わる倫理観、広く社会を捉える国際性、基盤となる高い専門性およびそれを追求する研究的姿勢を併せて養うことが重要と考える。保健衛生学科の学習を通して、保健医療の実践の場のみならず、教育・研究の場においても、人々の健康的生活に貢献し、看護学・検査技術学の発展に寄与できる医療人に成長することが期待される。
歯学部歯学科	歯学部歯学科では、全学共通科目の一部を除き全ての科目が必修であり、学年ごとに設定された進級要件（東京医科歯科大学全学共通科目履修規則及び東京医科歯科大学専門科目履修規則）を満たし、卒業までに、所定の単位を修得し、診療参加型臨床実習の資格条件としての共用試験の合格、臨床実習終了時の臨床能力判定試験の合格とともに、以下の要件を満たしている者に学位を授与する。 １.幅広い教養と豊かな感性 自然科学、社会科学、人文科学の全学共通科目を履修し、幅広い教養と医療者としての豊かな人間性を涵

	養している。また、専門科目、医歯学融合教育科目、関連する医学教育科目の履修を通じて、基本的な科学原理と概念を理解し、生命科学知識を修得している。 ２.問題提起、解決能力 全教育課程で修得した知識・技能・態度とともに、研究実習を通じて、科学的探求心をもち、自ら問題を発見し、新たな課題を解決する力を涵養している。 ３.国際性 科学英語や学年混合選択セミナー等を通じて、医歯学英語を修得するとともに、世界の歯科事情、国際貢献等の国際性を涵養している。 本学は、以上の要件を満たした卒業生が、国民の健康の維持・増進のために、使命感を持って歯科医療を実践するとともに、国際的視野に立って歯科医学・歯科医療の進歩・発展に貢献することを強く望む。
歯学部 口腔保健学科	歯学部口腔保健学科では、教養部および各専攻における、基礎から臨床、実践に統合する体系的学習を行い、進級要件（東京医科歯科大学全学共通科目履修規則及び東京医科歯科大学専門科目履修規則）を満たし、卒業までに、所定の単位を修得し、以下の要件を満たしている者に学位を授与する。 １.幅広い教養と豊かな感性 全学共通科目から専門の臨床・臨地実習に至る全教育課程を通して、口腔保健・医療・福祉領域の専門職に必要とされる幅広い教養ならびに人々の心情と行動を理解できる豊かな感性と高い倫理観を身につけている。 ２.問題提起、解決能力 口腔保健・医療の急速な進歩ならびに口腔保健・医療・福祉への多様なニーズに対応できるよう、科学的根拠に基づいた論理的思考力と、主体的に問題を提起、解決する能力を有している。 ３.国際性 口腔保健・医療・福祉分野における国際貢献への高い関心を有し、国際活動・協力を実践するための基礎力を備えている。 歯科衛生および歯科技工の領域において指導的役割を担えるよう、専門職としての高度な知識と技能を有していることが求められる。また、近年は関連多職種と連携した口腔保健の実践が求められており、チームとしての保健・医療・福祉活動に専門職として参加できる基礎力を修得していることが必須である。

【分析結果とその根拠理由】

ディプロマ・ポリシーについては、学部学科毎に、資料５－３－①－１のとおり明確に定められている。

以上のことから、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められていると判断する。

観点５－３－②：　成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準については、学則に「学習の評価方法については、各学部及び教養部において定める」旨が規定

されており（資料５－３－②－１）、学則に基づき、全学共通科目履修規則及び学部専門科目履修規則・内規並びに試験規則・内規において、定期試験及び学習の評価、単位認定について定めている（前掲資料５－１－②－２、９、別添資料５－３－②－A、資料５－３－②－２、別添資料５－３－②－B）。

また、各学部学科の教育要項（シラバス）において、各授業科目の成績評価の方法を明記している（前掲資料５－２－③－１）。学習の評価については、基本的には全学共通科目及び専門科目ともに、授業科目ごとに担当教員が100点満点で採点し、秀（100～90）・優（89～80）・良（79～70）・可（69～60）・不可（59～0）の５段階評価とし、秀、優、良、可、を合格としている。

こうした成績評価基準は、規則等（履修規則・内規及び試験規則・内規）や教育要項等（各学部学科教育要項（シラバス）及び教養部履修の手引き）としてホームページに公開するとともに、ガイダンス等により学生への周知を行っている（前掲資料５－１－②－４、前掲資料５－２－③－１）。また、臨床実習や卒業論文等に関する単位認定についても、各学部学科において判定基準が作成され、同様に教育要項に明記されている。

成績評価については、各学部学科の教育委員会で審議され、各教授会の議を経て毎年度適切に実施されている（別添資料５－３－②－C）。

その他、厳格な成績評価のためにGPA制度を取り入れており、各学部学科の履修内規や教育要項（シラバス）（資料５－３－②－３）において詳細を定め、学生に周知のうえ、成績評価の点数化を実施している。さらに、当該評価については、学部間・学科間で係数に偏りが生じていないかなど、成績の一指標として機能させるための妥当性・正確性について、教育推進協議会において医学部及び歯学部における成績分布等を踏まえて検証している（別添資料５－３－②－D）。なお、こうした検証を踏まえ、学部のGPAに係る詳細な評価基準を含む要項の作成について、検討を進めている。

資料５－３－②－１　東京医科歯科大学学則第34条及び第35条　（出典：東京医科歯科大学学則）

第３４条 学生が授業科目を履修し、試験に合格したときは、所定の単位を与える。
２ 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を評価して試験によらずに単位を与えることができる。
第３５条 前条に定める他、履修及び学習の評価方法については、各学部及び教養部において定める。

前掲資料５－１－②－２　東京医科歯大学全学共通科目履修規則
（http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/8hen/3shou/8302zengaku.pdf）
前掲資料５－１－②－９　東京医科歯大学学部専門科目履修規則
（http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/8hen/2shou/1setsu/82103senmon.pdf）
別添資料５－３－②－A　各学部学科専門科目履修内規
（出典：東京医科歯科大学学内専用ホームページ）
資料５－３－②－２　東京医科歯科大学試験規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/8hen/2shou/1setsu/82104shiken.pdf）
別添資料５－３－②－B　各学部学科専門科目試験内規
（出典：東京医科歯科大学学内専用ホームページ）
資料５－１－②－４　教養部履修の手引き
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・
http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kyouyoujimu/%E6%95%99%E9%A4%8A%E9%83%A8%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D%E6%9C%AC%E6%96%87.pdf）

前掲資料５－２－③－１　各学部学科等シラバス掲載項目

別添資料５－３－②－Ｃ　教授会における進級判定

（出典：平成25年度第19回医歯学総合研究科医学系教授会・医学科運営会議議事要旨抜粋）

資料５－３－②－３　ＧＰについて（出典：各学部学科専門科目履修内規 各第4条より抜粋）

成績評価	秀	優	良	可	不可
ＧＰ	4.0	3.0	2.0	1.0	0
100点方式との対応	90以上	89～80	79～70	69～60	59以下

別添資料５－３－②－Ｄ　教育推進協議会におけるGPAの検証

（出典：平成24年度第７回教育推進協議会議事要旨抜粋及び関連資料）

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準は、学則に規定されており、学則に基づき、全学共通科目履修規則及び学部専門科目履修規則・内規並びに試験規則・内規において、定期試験及び学習の評価、単位認定について定めるとともに、教育要項（シラバス）において各授業科目の成績評価の方法を明記している。こうした成績評価基準は、ホームページで公開するとともに、ガイダンス等により学生への周知を図っている。

成績評価及び単位認定については、各学部学科の教育委員会で審議され、各教授会の議を経て毎年度適切に実施されている。

以上のことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

観点５－３－③：　成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置として、成績評価の基準を学則及び試験規則、履修規則に定める（前掲資料５－１－②－２、９、前掲資料５－３－②－１、２）とともに、試験、小テスト、レポート及び出席状況・平常態度などの項目をどのように成績評価に反映させるのかについて、分かりやすく教育要項（シラバス）に記載している（前掲資料５－２－③－１、前掲資料５－１－②－４）。

成績評価については、科目責任者又はモジュール担当教員が成績評価を行い、各学部学科の教育委員会及び教授会の審議（前掲別添資料５－３－②－Ｃ）を経て、各教務担当事務を通じて学生に通知されており、評価の妥当性を科目責任者等以外が判断する体制が構築されている。なお、成績評価に疑義がある学生は、各教務担当事務もしくは直接担当教員に申し出ることができる体制をとっており、必要に応じて各教育委員会が学生の疑義申し立てに対して確認を行う体制となっている。

その他、厳格な成績評価のためにGPA制度を取り入れており、各学部学科の履修内規や教育要項（シラバス）（前掲資料５－３－②－３）において詳細を定め、学生に周知のうえ、成績評価の点数化を実施している。さらに、当該評価については、学部間・学科間で係数に偏りが生じていないかなど、成績の一指標として機能させるための妥当性・正確性について、教育推進協議会において医学部及び歯学部における成績分布等を踏まえて検証して

いる（前掲別添資料５－３－②－D）。

前掲資料５－３－②－１　東京医科歯科大学学則第34条及び第35条
前掲資料５－３－②－２　東京医科歯科大学試験規則
(http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/8hen/2shou/1setsu/82104shiken.pdf)
前掲資料５－１－②－２　東京医科歯大学全学共通科目履修規則
(http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/8hen/3shou/8302zengaku.pdf)
前掲資料５－１－②－９　東京医科歯大学学部専門科目履修規則
(http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/8hen/2shou/1setsu/82103senmon.pdf)
前掲資料５－２－③－１　各学部学科等シラバス掲載項目
前掲資料５－１－②－４　教養部履修の手引き
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・
http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kyouyoujimu/%E6%95%99%E9%A4%8A%E9%83%A8%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D%E6%9C%AC%E6%96%87.pdf）
前掲別添資料５－３－②－A　各学部学科専門科目履修内規
前掲別添資料５－３－②－C　教授会における進級判定
前掲資料５－３－②－３　ＧＰについて
前掲別添資料５－３－②－D　教育推進協議会における GPA の検証

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の基準を学則及び学部試験規則に定めるとともに、各授業科目の評価方法については教育要項（シラバス）に明記している。

また、成績評価については、各教育委員会及び教授会の審議を経て、厳正に行われており、評価の妥当性を科目責任者等以外が判断する体制が構築されているほか、評価に疑義がある学生は、各教務担当事務もしくは直接担当教員に申し出ることができる体制をとっており、必要に応じて各教育委員会が学生の疑義申し立てに対して確認を行う体制となっている。

その他、厳格な成績評価のため GPA 制度を取り入れ、その妥当性・正確性について教育推進協議会において検証している。

以上のことから、成績評価等の厳格性を担保するための措置が講じられていると判断する。

観点５－３－④：　学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学年ごとに設定された進級要件の充足及び所定の単位の修得等を明示した各学部学科のディプロマ・ポリシーに従って、全学共通科目履修規則及び専門科目履修規則において、学年ごとの進級要件を定めるとともに、専門科目履修規則では、卒業認定については、「学生の卒業認定は学則 39 条により行うものとする」旨を定めている（前掲資料５－３－①－１、前掲資料５－１－②－２、９、資料５－３－④－１）。

学則第39条では「学則に定める年限を在学し、学則に定める授業科目を、医学部医学科においては209単位以上、

歯学部歯学科においては220単位以上、医学部保健衛生学科看護学専攻においては124単位以上、医学部保健衛生学科検査技術学専攻においては135単位以上、歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻においては128単位以上、歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻においては126単位以上を修得した者に対し、当該学部教授会の意見を聴いて学長が行う」旨を規定している（資料５－３－④－２）。

こうした卒業認定基準は、規則（学則・履修規則）や各学部学科教育要項（シラバス）をホームページに公開するとともに、ガイダンス等により学生への周知を行っている（前掲資料５－１－②－10、前掲資料５－２－③－１）。また、卒業論文等に関する単位認定についても、各学部学科において判定基準が作成され、同様に教育要項（シラバス）に明記されている。

卒業認定については、各学部学科において、それぞれの学生の成績一覧（単位取得状況一覧）を作成のうえ、各学部学科教育委員会の議を経て、各教授会において審議を行っている。その後、当該教授会の意見を聴いて学長が行っており、毎年度適切に実施されている（別添資料５－３－④－A）。

前掲資料５－３－①－１　各学部学科(専攻)のディプロマ・ポリシー　(http://www.tmd.ac.jp/faculties/policies/index.html)
前掲資料５－１－②－２　東京医科歯大学全学共通科目履修規則
(http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/8hen/3shou/8302zengaku.pdf)
前掲資料５－１－②－９　東京医科歯大学学部専門科目履修規則
(http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/8hen/2shou/1setsu/82103senmon.pdf)

料５－３－④－１　東京医科歯科大学専門科目履修規則第10条
(出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/8hen/2shou/1setsu/82103senmon.pdf)

第１０条　学生の卒業認定は、学則第３９条により行うものとする。

資料５－３－④－２　東京医科歯科大学学則第39条　(出典：東京医科歯科大学学則)

第３９条　卒業の認定は、第３条に定める年限を在学し、かつ、第６条第３項に定める授業科目を、医学部医学科においては２０９単位以上、歯学部歯学科においては２２０単位以上、医学部保健衛生学科看護学専攻においては１２４単位以上、医学部保健衛生学科検査技術学専攻においては１３５単位以上、歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻においては１２８単位以上、歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻においては１２６単位以上を修得した者に対し、当該学部教授会の意見を聴いて学長が行う。

前掲資料５－１－②－10　各学部学科等・授業時間割及びシラバス等（平成27年度）　(出典：各学部学科等教育要項)
前掲資料５－２－③－１　各学部学科等シラバス掲載項目　(出典：評価情報室作成)
別添資料５－３－④－A　教授会における卒業判定
(出典：平成 26 年度第 15 回医歯学総合研究科医学系教授会・医学部教授会議事要録抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

ディプロマ・ポリシーに従って、全学共通科目履修規則及び専門科目履修規則において、学年ごとの進級要件を定めるとともに、学則において、卒業認定は、学則に定める年限を在学し、各学部学科に定める単位を修得した者に対し、当該学部教授会の意見を聴いて学長が行う旨を規定している。

こうした卒業認定基準は、規則（学則・履修規則）や各学部学科教育要項（シラバス）を、ホームページに公開するとともに、ガイダンス等により学生への周知を行っている。

また、卒業認定については、各学部学科において、各教育委員会の議を経て、各教授会において審議を行っている。その後、当該教授会の意見を聴いて学長が行っており、毎年度適切に実施されている。

以上のことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

＜大学院課程（専門職学位課程を含む。）＞

観点５－４－①：　教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

カリキュラム・ポリシーについては、研究科（専攻）毎に、本学の教育理念及び当該研究科（専攻）毎の教育理念に基づき明確に定められている（資料５－４－①－１）。

例えば、医歯学総合研究科修士課程医歯理工学専攻では、以下のとおり具体的に定めている 。

「医歯理工学専攻においては､人類の健康と福祉に関する幅広い知識および高い倫理観を有する教育者､研究者､技術者等を育成するため、専門分野だけでなく、医学、歯学、生命理工学を中心とした多分野融合教育を推進する。

１．早期に研究能力が修得できるカリキュラム編成としている。

２．１年次初期において医歯科学および疾病における広範な基礎的知識を修得するための科目を設置している。

３．医療倫理、安全管理を含めた、病院実習、臨地実習科目を設置している。

４．学生の進路希望に対応した学位取得を可能とするために､各々の希望に沿った履修モデルを設定している。

５．医学領域、歯学領域、口腔保健学の教育、研究、実務に従事する人材を育成するため、専門知識の修得に必要な関連科目を設置している。

６．生命理学、生体工学の教育、研究、実務に従事する人材を育成するため、専門知識の修得に必要な関連科目を設置している。

７．所属専攻分野を超えた生命科学領域の高度な専門知識の修得のため、専門の異なる複数教員による医歯工連携科目を基礎科目として設置している。

８．所属専攻分野を超えた生命科学領域の高度な専門知識の修得のため、充実した専門発展科目を選択科目として設置している。

９．所属専攻分野における高度な知識および実務能力の修得のために、演習・実習科目を設定し複数教員による指導を行う。

10. 博士課程進学希望者に対して、研究を自ら立案・遂行できる能力を修得させるカリキュラム構成としている。」

資料５－４－①－１　各研究科（専攻）のカリキュラム・ポリシー　※医歯学総合研究科修士課程医歯理工学専攻を除く

（出典：東京医科歯科大学ホームページ http://www.tmd.ac.jp/faculties/policies/index.html#anchor4）

研究科（専攻）等	教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）
医歯学総合研究科 （修士課程	１．医療管理政策学コースにおいては、医療管理および医療政策の理解・実践・展開に必要な講義科目を１０系統の領域（①医療政策、②医療の質確保とリスク管理、③医療関連法規と医の倫理、④病院情報

医歯理工学専攻 医療管理政策学（MMA） コース）	とセキュリティー、⑤医療の国際文化論、⑥施設設備と衛生管理、⑦経営戦略と組織管理、⑧人的資源管理と人材開発、⑨医療における情報発信、⑩臨床疫学）について基礎から実務にわたり共通に開設している。 ２．医療管理学コース、医療政策学コースそれぞれに必修科目を含めた履修モデルを設定している。 ３．医療管理学コースは１年間、医療政策学コースは２年間で履修する。 ４．講義のスケジュールは、系統間および系統内の関連を考慮して配置されている。また、学生の利便性を考慮し、授業の開始は１８時以降からとなっている。 ５．研究を自ら立案・遂行できる能力を修得させるカリキュラム構成としている。
医歯学総合研究科 （博士課程 医歯学系専攻）	医学・歯学領域での高度な研究・教育・医療における専門性を追求するとともに分野間あるいは他領域との連携、生命科学に必要な倫理的・社会的な側面についても十分対応できるよう、またコースワークとリサーチワーク（研究実習）のバランスおよびそれらの有機的なつながりを重視して教育を推進する。 【コースワーク】 １．コースワークは、原則として１－２年目で履修する。ただし、大学院セミナー、特別講義および特別プログラムは１－４年目で履修する。 ２．倫理などの生命科学全般の基礎や研究遂行に必要な方法論の教育のために、初期研究研修プログラムを設定している。 ３．高度の専門性を修得することを目的に、所属分野の特論を履修する。 ４．包括的な臨床知識、技術を修得することを目的に、複数の分野の臨床演習を履修する。 ５．他分野・他領域との連携的な学術修得のために、所属分野以外が開設する特論を履修する。 ６．リサーチワークとの円滑なつながりを確保するために、所属分野の演習を履修する。 ７．学内外の高度専門家を講師として、多彩なテーマで「大学院セミナー」、「特別講義」を開催しており、必要に応じて履修する。 ８．年度ごとに特定のテーマに絞った特別プログラムが開設されており、プログラムのコースあるいは講義単位で履修する。 ９．国際性の向上のため、外国語による専門分野の講義や外国語によるプレゼンテーション能力を養成する講義を行なっている。 【リサーチワーク】 10. リサーチワークは、生命倫理、利益相反、遺伝子組換え等の委員会の承認のもと、原則として２－４年目に行う。 11. 原則、所属分野担当教員を責任者として、所属分野における専門的研究を行う研究実習科目を配置している。分野間の共同研究あるいは研究指導委託による国内外の他の機関での研究もリサーチワークの対象となる。 12. 複数指導体制による研究指導および論文作成指導を行っている。 【その他】 13. 長期履修学生制度、早期修了制度、研究者養成コース、医学研究者早期育成（MD-PhD）コース、歯学研究者早期育成（DDS-PhD）コースなどを用意し、多様な学生の要請に応えたカリキュラムを用意している。
医歯学総合研究科 （博士課程	生命理工学領域での高度な専門性を追求するとともに、国際性および疾患研究やバイオ産業領域における発展性を重視した教育を行う。また、医学・歯学領域に必要な倫理的・社会的な側面も配慮した教育を

生命理工学系専攻）	行う。 １．倫理などの生命科学全般の基礎や研究遂行に必要な方法論の教育のために、初期研究研修プログラムを設定している。 ２．高度の専門性を修得することを目的に、所属分野の演習、研究実習を履修する。 ３．学内外の高度専門家による多彩なテーマの「生命理工先端特論」、「大学院セミナー」や、他分野が開設する特論を必要に応じて履修する。 ４．国際性の向上のため、外国語による専門分野の講義や外国語によるプレゼンテーション能力を養成する講義を行っている。 ５．複数指導体制による研究指導および論文作成指導を行っている。 原則、所属分野担当教員を責任者として、所属分野における専門的研究を行う特別研究科目を配置している。分野間の共同研究あるいは研究指導委託による国内外の他の機関での研究もリサーチワークの対象となる。
保健衛生学研究科 （博士課程 看護先進科学専攻）	⑴ 専門的な看護実践や研究、教育的役割に必要な方法論について、共通科目を履修する。 ⑵ 所属分野の専門性や高度な実践、研究を主な内容とする特論を１学年に履修する。 ⑶ 幅広い視野からの学修を促進するために、所属分野以外の分野が開設する特論を履修する。 ⑷ 所属分野の高度な実践や研究について関連する知識や技術を高め、研究論文への取り組みを支援するために演習・実習科目を用意し、複数の教員、指導者、プリセプターによる指導を受ける。 ⑸ 研究論文指導においては、関連領域への幅広い知的・倫理的な理解を高めるため、他分野の教員からの研究指導を受けることができる。
保健衛生学研究科 （博士課程 共同災害看護学）	⑴ 災害看護学に関する専門的な実践や研究、グローバルリーダーとしての機能・役割に身につけるための３つの科目群と演習、実習並びに研究支援科目群を履修する。 ⑵ 看護学の学問基盤に関する科目、災害グローバルリーダーに必要な科目、演習・実習を履修する。 ⑶ 幅広い視野からの学修を促進するために、国際的・学際的能力育成に取り組む。 ⑷ 災害看護学に関する高度な実践や研究について関連する知識や技術を高め、研究論文への取り組みに力を注ぐ。
保健衛生学研究科 （博士（前期）課程 生体検査科学専攻）	保健衛生学研究科の人材育成目標に到達するため、以下の方針に基づき教育を行う。 ⑴ 専攻を越えた学習が必要な保健学関連の科目を、共通科目として履修できる。 ⑵ 実践や研究を担うために必要な方法論について、専攻としての共通科目を用意し、履修できる。 ⑶ 所属分野の高度な実践や研究を主な内容とする特論を１学年で履修する。 ⑷ 幅広い視野からの学習を促進するため、所属以外の分野が開設する特論を履修できる。 ⑸ 所属分野ごとの高度な実践や研究に関連する知識や技術を高め、研究論文への取り組みを支援するため、演習を用意し複数の教員から指導を受けることができる。 ⑹ 所属分野ごとの高度な実践について学ぶため、実験科目を履修する。 ⑺ 関連領域への幅広い知的・倫理的な理解を高めるため、他分野の教員からも研究指導を受けることができる。 ⑻ 国際的視野を身につけるため、外国語による授業を行っている。 ⑼ 社会人入学制度、長期履修制度を設け、多様な学生の要請に応えたカリキュラムを用意している。
保健衛生学研究科	保健衛生学研究科の人材育成目標に到達するため、以下の方針に基づき教育を行う。

（博士（後期課程） 生体検査科学専攻）	(1) 所属分野の高度な実践や研究を主な内容とする特論を１学年で履修する。 (2) 幅広い視野からの学習を促進するため、博士（前期）課程の科目を 10 単位まで履修できる。 (3) 研究論文への取り組みを支援するため、演習を用意し複数の教員から指導を受けることができる。 (4) 関連領域への幅広い知的・倫理的な理解を高めるため、他分野の教員からも研究指導を受けることができる。 (5) 社会人入学制度、長期履修制度を設け、多様な学生の要請に応えたカリキュラムを用意している。

【分析結果とその根拠理由】

カリキュラム・ポリシーについては、研究科（専攻）毎に、資料５－１－④－１のとおり明確に定められている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

観点５－４－②：　教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

本学大学院の目的は、大学院学則第１条において「医学、歯学及びそれらの相互関連領域に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。」とされており、各研究科（専攻）は同条第２項に基づき人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている（資料５－４－②－１）。また、同第４条～６条において、それぞれの研究科における教育課程の編成について明示している。

授与される学位については、大学院学則第22条において明示しており、学位の名称には、学位規則第２条に定めるとおり、専攻分野の名称を付記することとしている（資料５－４－②－２、３）。

各研究科（専攻）の教育課程においては、こうした授与する学位及び目標とする人材の育成に応じて、教育目的や教育研究の特性を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに基づき多様かつ系統的な授業科目が開設されており、多様で高度化する学術内容の進展に対応し、それぞれの学問分野において必要とされる知識の習得、能力の涵養を段階的に行えるよう編成されている。

医歯学総合研究科では、医学歯学の講座の統合連携、基礎と臨床の密着による臨床指向型研究の推進及び専門・先端領域の分化とその統合を特徴としており、保健衛生学研究科では、看護学と検査学を飛躍的に発展させるために現在と将来にわたり社会的ニーズの高い内容について授業科目を編成している。

なお、各研究科（専攻）の教育内容及び履修要項（シラバス）等については、資料５－４－②－４に示すとおりであり、教育課程が体系的に編成されている。

資料５－４－②－１　東京医科歯科大学大学院学則第１条

（出典：東京医科歯科大学大学院学則http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/1hen/102ingakusoku.pdf）

第１条 本大学院は医学、歯学及びそれらの相互関連領域に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。 ２ 研究科、教育部及び研究部ごとにおける人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、当該研究科等において別に定める。

資料５－４－②－２　東京医科歯科大学学位規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/1hen/103gakui.pdf）

資料５－４－②－３　研究科等において授与される学位　（出典：東京医科歯科大学大学院学則第22条 表抜粋）

区分			学位
医歯学総合研究科	修士課程	医歯理工学専攻 （医療管理政策学コースを除く。）	修士（医科学）、修士（歯科学）、修士（理学）、修士（工学）、修士（口腔保健学）
		医歯理工学専攻 （医療管理政策学コース）	修士（医療管理学）、修士（医療政策学）
	博士課程	医歯学系専攻	博士（医学）、博士（歯学）、博士（学術）
		生命理工学系専攻	博士（理学）、博士（工学）
保健衛生学研究科	博士課程	看護先進科学専攻	博士（看護学）
		共同災害看護学専攻	
	博士（前期）課程	生体検査科学専攻	修士（保健学）
	博士（後期）課程	生体検査科学専攻	博士（保健学）

資料５－４－②－４　各研究科の教育内容等及びシラバスURL　（出典：評価情報室作成）

研究科名	専攻名（課程）	教育内容等・シラバスURL
医歯学総合研究科	医歯理工学専攻 （修士課程）	教育内容等： http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/master/index.html シラバス： http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/Master_syllabus_H27.pdf
	医療管理政策学（MMA）コース（修士課程）	教育内容等： http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/master_mma/index.html シラバス： http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/MMA_syllabus_H27.pdf
	医歯学系専攻 （博士課程）	教育内容等： http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/medicine_and_dentistry/index.html シラバス： http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/Doctor_syllabus_H27.pdf
	生命理工学系専攻 （博士課程）	教育内容等： http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/life_science_and_technology/index.html シラバス： http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/Seimei_syllabus_H27.pdf
保健衛生学研究科	看護先進科学専攻 博士課程（一貫）	教育内容等： http://www.tmd.ac.jp/faculties/health-care/kyouken/kangosennshinn/index.html シラバス： http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/AHS_syllabus_H27.pdf
	生体検査科学専攻 （博士（前期・後期）課程）	教育内容等： http://www.tmd.ac.jp/faculties/health-care/kyouken/seitaikensa/index.html シラバス： http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/AHS_syllabus_H27.pdf
	共同災害看護学専攻 博士課程（一貫）	教育内容等： http://www.tmd.ac.jp/faculties/health-care/kyouken/saigaikango/index.html 教育課程概要：

		①共同教育課程：http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20131112-113012-9128.jpg ②授業科目一覧：http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20131112-113012-6946.pdf ③シラバス：http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/DNGL_syllabus_H27.pdf

【分析結果とその根拠理由】

大学院の教育課程は、各研究科（専攻）において、授与する学位及び目標とする人材の育成に応じて、教育目的や教育研究の特性を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに基づき多様かつ系統的な授業科目が開設されており、多様で高度化する学術内容の進展に対応し、それぞれの学問分野において必要とされる知識の習得、能力の涵養を段階的に行えるよう編成されている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

観点５－４－③：　教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

学生のニーズに配慮した取組みとして、医歯学総合研究科では、大学院学生に対する研究技術の支援のため、研究・産学連携推進機構医歯学研究支援センターにおいて、最新機器を含む実験施設の使用方法及び実験技術の講習会を行っているほか、大学院特別講義として、学生の希望アンケートに基づいて、学外講師による専門性の高い特別講義を通年で行い全学生に開放している（別添資料５－４－③－A）。

医歯学総合研究科修士課程のMMAコースでは学生のニーズが特に多様であり、授業後に学生から出た意見を授業内容や方法に反映しているほか、コース責任者が学生から意見聴取を行い、学生の学びたいテーマ等を勘案し、次年度のコース設定等を行っている。

保健衛生学研究科では、時間的制約のある社会人学生の割合が多いことから、社会人学生に対しては長期履修制度の積極的な活用を促しているほか、平成26年度より総合保健看護学専攻を改組し、看護系大学院では全国初となる５年一貫制博士課程看護先進科学専攻を設置し、長期的視野に立った研究計画立案を可能とした。

その他、海外拠点における人材養成、国際共同研究の展開等を目的として、チリ大学やチュラロンコーン大学等の海外の大学院と相互連携協力体制を構築し、平成28年度のジョイント・ディグリー（JD）プログラム開設に向けた計画を推進しており、平成27年３月に文部科学省に対して設置申請を行い、引き続き、準備を進めている（別添資料５－４－③－B）。

学術の発展動向への配慮に係る取組みとしては、大学院課程についても、学士課程同様に授業科目の目的を達成するに相応しい各授業科目に密接に関係する研究分野の教員を配置しており、教員各自の研究活動並びに学会活動の成果を含めた学問分野の基礎的研究内容や最先端の研究内容が授業内容として盛り込まれている（前掲資料５－４－②－４）。さらに、最新の学問知識を得るため、大学院セミナーとして医歯学共通の基礎的項目の最先端研究成果について毎回テーマを決め、学内外より招いた講師によるセミナーを開催している（別添資料５－４－③－C）。

社会からの要請への配慮に係る取組みとして、医歯学総合研究科博士課程では、平成26年度より生命科学分野人材を育成するため、お茶の水女子大学、北里大学、学習院大学と連携した学際生命科学東京コンソーシアムを

基盤に、「疾患予防科学コース・領域」を本学医歯学総合研究科生命理工学系専攻並びにお茶の水女子大学に設置した。

同コース・領域のプログラムの設計にあたっては、大学院博士課程の教育に対する社会の要請を反映させるために、ステークホルダー（企業、学協会、自治体）及び関連分野の企業人へのアンケート・ヒアリングを実施し、その要望をベースとして、社会において将来のリーダーとして活躍できる人材育成プログラムを策定している（資料５－４－③－１）。

その他にも、社会からの要請等に対応した教育研究プログラムの開発に取り組んでいる（資料５－４－③－２）。主な取組みとして、例えば、「次世代がん治療推進専門家養成プラン」では、がん治療としての各種低侵襲がん治療方法の習得、がん臨床研究の推進とその質向上に貢献できるがん専門薬剤師の養成に加えて、がん治療に必要な機器の開発に従事出来る人材の養成を図っている。なお、同プランは従前の養成プランである「がんプロフェッショナル養成プラン」の延長として策定されているため、従来の養成プログラムも継続し、その発展系として大学院プログラムの中でさらに追加して習得できるよう設計されている。

また、本学を含む６大学（信州大学、福島県立医科大学、北里大学、上智大学、沖縄科学技術大学院大学）が提携した「CITI Japan プロジェクト」では、様々なミスコンダクトが相次いで発生しており、倫理教育の徹底が求められている社会の中で、e-Learningを活用したカリキュラムを通して、大学院生に倫理教育の重要さを広げていく取組みを推進している。

さらに、平成26年度からは、グローバル人材への社会的要請から本学の「TMDU型グローバルヘルス推進人材育成構想」が、スーパーグローバル大学創成支援に採択された。グローバルヘルス推進人材を育成する同プログラムについて、現在、具体的取組みであるガバナンス体制強化、教学マネジメント改革、全体的な教育改革、海外教育研究協力拠点の拡充、及びそれらを活用した積極的な教育研究の展開に向けた取組みを開始している。

別添資料５－４－③－Ａ　大学院特別講義一覧（平成 26 年度）　（出典：学務部資料）
別添資料５－４－③－Ｂ　ジョイント・ディグリー（JD）プログラム　（出典：事務局作成資料）
前掲資料５－４－②－４　各研究科等の教育内容等及びシラバスURL
別添資料５－４－③－Ｃ　大学院医歯学総合研究科大学院セミナー開催一覧　（出典：学務部資料）

資料５－４－③－１　疾患予防科学コース・領域に係るアンケート・ヒアリングからの要望及び要望を活用した事例

（出典：疾患予防科学コース・領域ホームページ　（背景と社会の要請）より抜粋・http://gks.tmd.ac.jp/dpsc/?page_id=1088）

要望	活用した事例
疾患予防の課題を鳥瞰できる視点を有する人材。修学中に社会に於ける課題を発見し解決する機会があるプログラム（製薬企業、大手研究所、シンクタンク）	鳥瞰的な視点を有する人材育成のために「疾患予防概論」を中核に置く。
統計解析の基本的な理解と活用方法の把握。センサー等の機器から生まれる情報が今後膨大な量になり、その解析が求められていることから、データ解析能力を有する人材育成（医療機器メーカー、製薬企業、大手研究所、シンクタンク）。	その課題を発見し解決するための手法として「データサイエンス特論」を開講する。
国際感覚、語学、コミュニケーション力、マネジメント力、社会貢献を念頭に置いた研究活動の展開など、広い視野を有して社会で活躍する人材育成（医療機器メーカー、製薬企業、大手研究所、シンクタンク）。	社会への適応力を修学中に習得させるために「マネジメント特論」、「国際動向特論」、「知的財産特論」を学べるプログラムを開講する。
外部機関との共同研究やオープンイノベーションを展開するための下地となる人的ネットワークの形成（大手研究所、シンクタンク）	積極的な人的ネットワーク形成サポートを実施する。

資料５－４－③－２　社会からの要請に対応した主な教育研究プログラム（大学院）　（出典：事務局作成資料）

公募プログラム名	採択プログラム名	ホームページURL
大学間連携共同教育推進事業	研究者育成のための行動規範教育の標準化と教育システムの全国展開（CITI Japan プロジェクト）	http://www.shinshu-u.ac.jp/project/cjp/
大学の世界展開力強化事業	東南アジア医療・歯科医療ネットワークの構築を目指した大学間交流プログラム	http://www.tmd.ac.jp/international/sekaitenkai/index.html
がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン	次世代がん治療推進専門家養成プラン	http://www.tmd.ac.jp/cmn/daigakui/
スーパーグローバル大学創成支援（タイプA（トップ型））	TMDU型グローバルヘルス推進人材育成構想	http://www.tmd.ac.jp/news/20140926/index.html

【分析結果とその根拠理由】

各研究科において、学生アンケートに基づいた大学院特別講義や専攻の改組など、学生のニーズに配慮した取組みを行っている。

また、学術の発展動向への配慮に係る取組みについては、教員の研究活動と各々の授業内容は密接に関連しており、各研究科の特性に応じて、教員各自の研究活動並びに学会活動の成果を含めた学問分野の基礎的研究内容や最先端の研究内容が授業内容に反映されている。

また、医歯学総合研究科博士課程生命理工学系専攻「疾患予防科学コース・領域」のプログラムの策定にあたっては、ステークホルダーへのアンケート・ヒアリングを実施し、その要望をベースとして、プログラムを策定しているほか、各種の教育研究プログラムにより、社会からの要請等に配慮した取組みを行っている。

以上のことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点５－５－①：　教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

各研究科において、それぞれの学問研究領域及び教育目的に応じた講義、演習、実験、実習等の授業が適切に配置されるとともに（前掲資料５－４－②－４、資料５－５－①－１）、少人数授業や対話・討論型の授業をはじめとし、教育内容に応じた様々な学習指導法の工夫がなされている。

例えば、医歯学総合研究科では、大学院生１人に対して基礎系の指導教員と臨床系の指導教員が、主・副指導教員として指導にあたる複数指導体制を採用しており、基礎･臨床融合型教育を実現している。また、同研究科生命理工学系専攻では、上記の複数指導体制をより強化し、学外の教員を含む２名のアドバイザー教員を加えて、「課題研究の中間アドバイス」制度を実施している。

さらに、初期研究研修プログラムとして、学生に対して毎年４月に１週間にわたる研究手法や研究倫理の解説、学内諸施設における研究に関わる実技教育を行っている（資料５－５－①－２）ほか、各分野における授業では、

ジャーナルクラブ、研究発表会、PBL、学外での研修、ネイティブスピーカーによる英語指導、国内外の学会参加の奨励など、様々に工夫を凝らした指導を行っている。

保健衛生学研究科では、授業は主に講義、演習と実習に分かれているが、講義では出来るだけ学生による発表や討議、セミナーを行わせる等の工夫を行い、学生が主体的に講義に関われるようにしている。実習は講義と演習を組み合わせ、学んだことを臨床で実践・検証し、さらには実習後のディスカッション等で深めることを意図している。また、学生の研究計画の問題点等を他分野の教員も交えて議論する研究計画審査会を適宜開催し、様々な問題を抱えた学生に早期に対応している。さらに、看護先進科学専攻では学外実習施設とも提携し、我が国第一線の実践者が専門看護師教育での実習指導者として、専任教員と連携しながら学生への直接的な指導にあたっているほか、共同災害看護学専攻では、TV会議システムを用いた「学生直接参画型」の新たな遠隔授業方法の導入やLMS(Learning Management System)による学生と教材の管理及び学生の学習進捗状況の管理を行う等、最新メディア機器を駆使した教育体制を取り入れ、一層の教育効果の向上を図っている。

さらに、生体検査科学専攻では、指導教員以外の教員も含めて複数の教員が学生の研究の進捗状況を把握するとともに、学生のプレゼン能力を向上させるため、学生が研究の進捗状況を毎年１～２回発表する生体検査科学セミナーを行っている。

前掲資料５－４－②－４　各研究科の教育内容及びシラバスURL

資料５－５－①－１　授業形態ごとの科目数（大学院課程）（平成26年度）　（出典：評価情報室作成）

研究科	課程	専攻	講義	演習	実験	実習	その他	合計
医歯学総合研究科	修士	医歯理工学	65	5	0	7	0	77
		医歯理工学（MMAコース）	34	0	0	1	0	35
	博士	医歯学系	155	150	149	－	－	454
		生命理工学系	15	23	0	1	0	39
保健衛生学研究科	博士（前期）	生体検査科学	12	1	11	0	0	24
	博士（後期）	生体検査科学	10	1	0	0	0	11
	博士（一貫）	看護先進科学	48	23	0	6	0	77
		共同災害看護学	16	8	0	0	0	24

資料５－５－①－２　初期研究研修プログラム講義スケジュール　（出典：医歯学総合研究科博士課程履修要項p.23抜粋）

月　日 （曜）	１時限 （10:00～11:00）	２時限 （11:15～12:15）	３時限 （13:30～14:30）	４時限 （14:45～15:45）	５時限 （16:00～17:00）
4月15日 （火）	信頼ある研究の進め方	研究における統計	動物実験の進め方	病理学研究法	安全で適正な研究の進め方
4月16日 （水）	遺伝情報処理入門	研究発表・論文作成	生命科学における機器分析	産学連携	発生学研究法
4月17日 （木）	神経科学研究法	RI及び放射線の利用と取扱い	診療活動における感染制御の理論と実際	遺伝子研究法	免疫学研究法
4月18日	バイオセーフティーと	生命倫理	研究者の倫理	文書検索・図書館	CITI JAPAN

（金）	微生物実験法の基本			の利用	program

【分析結果とその根拠理由】

各研究科の学問研究領域及び教育目的に応じて講義、演習、実験、実習等の授業が配置されており、少人数授業や対話・討論型の授業をはじめとした教育内容に応じた様々な工夫がなされている。また、学習指導法の工夫については、複数指導体制・課題研究の中間アドバイス制度など複数教員による指導体制を導入するとともに、初期研究研修プログラム、他機関専門教員による実習指導、最新メディア機器を駆使した教育体制の導入など様々な取組みがなされている。

以上のことから、教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

観点５－５－②：　単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

大学院課程における単位の実質化に向けた取組みとして、冊子体の履修要項（シラバス）を学生へ配布するとともに、入学時のガイダンスなどで教員による履修指導を行い、学習・研究に応じた指導体制をとっている（前掲資料５－４－②－４）。

主体的な学習促進のための取組みとして、関連図書・文献の利用環境の整備・充実を図っており、電子ジャーナル8,790タイトル、電子ブック319タイトル、データベース８タイトル、文献管理ツール、オンラインでの論文検索の利用が可能となっている。また、e-Learningの利用を促進しており、すべての大学院生は電子ブック319タイトル及び英語教材の、学内外からの利用が可能であり、遠隔地に勤務する社会人大学院生の利便性を考慮し、学生が主体的に学習する時間と環境の整備が進んでいる（詳細は観点７－１－②、③に記載）。

各研究科においても、単位の実質化への配慮した主な取組みを行っており、主な事例を以下に示す。

医歯学総合研究科修士課程では、医歯学に関する幅広い知識を教育し、医歯学教育研究に従事する倫理観及び学識を習得させるため、入学時から７月までに、周知させた履修要項（シラバス）のもと集中授業、病院実習授業が組まれている。また、共通必修科目、選択必修科目、選択科目ときめ細かな授業科目を設定している。さらに、希望する修士学位に応じて履修科目の一部があらかじめ設定されており、その後の修学に際して、研究を促すように設定されている。

医歯学総合研究科博士課程では、平成20年度から医歯学総合特論と医歯学先端研究特論を開設しており、医歯学総合特論は、毎年３から４のトピックスを選び学内外の専門家による大学院セミナーを開催し、３年間で３回以上の出席を義務付けるとともに、医歯学先端研究特論は、毎年100回前後開催される大学院特別講義を単位化し、３年間で30回以上の出席を義務付けている。

保健衛生学研究科では、平成26年度に開設した看護先進科学専攻において、各学生の年次ごとの研究計画を明確化しているほか、同じく、共同災害看護学専攻では、１、２年次の演習、実習、インディペンデントスタディ等に基づいて、入学時より博士号取得に向けた意識付けを行い、２年次後期の進級試験により博士論文研究に取り組むための基礎能力を判定するとともに、３年次には博士論文の研究計画書審査を行うこととしている。

その他、生体検査科学専攻では、多くの科目で学生の予習を前提としたプレゼンテーション、ディスカッションを行っているほか、博士論文作成を目指した特別研究では、成果が査読制度の整っている学術雑誌にアクセプ

トされることが前提となっている。

前掲資料５－４－②－４　各研究科等の教育内容及びシラバスURL

【分析結果とその根拠理由】

単位の実質化に向けた取組みとして、冊子体の履修要項を学生へ配布するとともに、入学時のガイダンスなどで教員による履修指導を行っているほか、e-Learningを活用した自主的学習環境の整備を行っている。

また、医歯学総合研究科博士課程では、大学院セミナーや大学院特別講義への出席回数を指定しているほか、

保健衛生学研究科でも、多くの科目で学生の予習を前提としたプレゼンテーション、ディスカッションを行うなど、各研究科において、単位の実質化への配慮した主な取組みを行っている。

以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点５－５－③：　適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

シラバスは、本学の教育理念及び各研究科（専攻）の教育目標に基づき、適切に作成されており、大学院学則をはじめとした各種規程及び時間割等を含めて履修要項（シラバス）として、学生に配布され（前掲資料５－４－②－４）、ガイダンス等においても説明が行われている。

また、シラバスの活用については、ガイダンスでの説明のみならず、ホームページ上に履修要項（シラバス）の内容を公開しており、随時、授業内容や履修要件を確認できるようにしている。さらに、履修要項（シラバス）の内容についても教育目的、教育内容、評価方法、授業の進行等について具体的かつ詳細に記載することにより、学生が各科目の趣旨を十分理解し、学習に活用出来るような工夫がなされている（資料５－５－③－１）。

なお、実際の活用状況については、各研究科（専攻）で行っている授業評価アンケートにおいて、履修要項（シラバス）に関する項目を設けており、例えば医歯学総合研究科修士課程医歯理工学専攻のアンケートでは、履修要項について、充実していると回答した学生が平成24年度は75%、平成25年度は87%となっている。

さらに、平成28年度には学部同様、ドリームキャンパスでの電子シラバスに移行し、平成28年度履修要項（シラバス）から全学的な活用状況調査が可能となる予定である。

前掲資料５－４－②－４　各研究科の教育内容及びシラバスURL

資料５－５－③－１　各研究科等シラバス掲載項目　（出典：評価情報室作成）

研究科等	シラバス掲載項目
医歯学総合研究科 保健衛生学研究科	担当教員、主な講義場所、授業目的・概要等、授業の到達目標、授業方法、授業内容、成績評価の方法、準備学習等についての具体的な指示、参考書、履修上の注意事項、オフィスアワー、備考
保健衛生学研究科 博士一貫 共同災害看護学専攻	必修の区分、授業コード、開講年次、単位数、期別、授業種別、授業方法、講師名、所属、オフィスアワー・場所、連絡先、講義目的及び到達目標、講義内容・授業計画、テキスト、参考文献、成績評価、履修上の注意・履修要件、備考

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは、本学の教育理念及び各研究科（専攻）の教育目標に基づき適切に作成され、大学院学則を始めとした各種規程及び時間割等を含めて履修要項（シラバス）として、学生に配布されている。また、シラバスの活用については、ガイダンスでの説明のみならず、ホームページ上にも履修要項（シラバス）の内容を公開しており、学生が随時、授業内容や履修要件を確認できるようにしているほか、内容についても、学生が科目の趣旨を十分理解し、学習に活用できるような工夫がなされている。

以上のことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点５－５－④：　夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

医歯学総合研究科修士課程の医療管理政策学(MMA)コースの講義は、主として社会人対象のコースであるため、開講時間を 18:00～21:10 に設定して授業を行っているほか（別添資料５－５－④－A）、「次世代がん治療推進専門家養成プラン」の講義についても、社会人大学院生の受講を想定して、がん専門医師養成コース 18：30～21：30、インテンシブコース（がん医療事務職員養成コース）18:00～21:10 の講義を基本としている（別添資料５－５－④－B）。その他、社会人大学院生が多数在籍することを勘案して、大学院特別講義の多くを 17:00～18:00 以降に開催している。また、今年度、開講した「疾患予防科学コース・領域」では、講義はすべて 19:00 に開講、もしくは、集中講義形式として土曜日に実施している。

別添資料５－５－④－A　平成 26 年度 MMA コース授業科目時間割
（出典：医歯学総合研究科医歯科学専攻修士課程医療管理政策学（MMA）コース履修要項）
別添資料５－５－④－B　平成 26 年度次世代がん治療推進専門家養成プラン　カレンダー
（出典：平成 26 年度次世代がん治療推進専門家養成プラン履修要項）

【分析結果とその根拠理由】

社会人コースを設置していることに鑑み、社会人に配慮した授業時間帯を設定しており適切な配慮がなされている。とりわけ、医歯学総合研究科修士課程医療管理政策学（MMA）コースにおいては、社会人対象コースとして 18:00-21:10 に講義が行われており、さらに、短期集中型の講義及び演習を充実させることで、社会人大学院生が履修できるよう配慮している。

以上のことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

観点５－５－⑤：　通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点５－５－⑥：　専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

大学院課程における研究指導は、大学院学則及び学位規則に基づいて実施されており（前掲資料３－１－①－２、前掲資料５－４－②－２）、各研究科の各分野において、専門分野の教育目的及び研究内容に応じて、的確な研究指導がなされている。

また、基礎及び臨床における教育研究のレベルアップを目的として、大学院生の研究の質の向上を図り、若手研究者への指導を行うために、複数の分野の教員による「複数指導体制」が整備されている。

医歯学総合研究科博士課程では、大学院生１人に対して基礎系の指導教員と臨床系の指導教員が、主・副指導教員として指導にあたる複数指導体制を採用している。大学院生は、自身が所属する研究科の分野以外の教員からも研究指導を受け、研究を行うことが可能となることにより、専門分野の教育目的及び研究内容に応じて、的確な研究指導がなされており、それぞれの専攻分野における学位と養成しようとする人材育成へ向けた指導が行われている（別添資料５－５－⑥－A）。

さらに、同研究科生命理工学系専攻では、上記の複数指導体制をより強化するため、学外の教員を含む２名のアドバイザー教員を加えて、「課題研究の中間アドバイス」制度を実施している。同制度は、博士課程２年次以上の学生を対象に、課題研究の中間レポートを提出させ、副指導教員とアドバイザー教員２名の計３名による面談により、研究活動が順調に進んでいるかを確認し、学生に対して、専門的立場から課題研究及び学位申請に向けたアドバイスを行うものであり、必要に応じて教務委員による指導や当該学生との追加面談も実施することとしている。複数指導体制及び中間アドバイス制度においては、学際生命科学コンソーシアム構成大学の学外教員が指導教員もしくはアドバイザーとなることにより、質の向上を図る体制を強化した。なお、修士課程についても、学生の希望により副指導教員を選出、多面的な論文作成指導を受けられる体制としている。

保健衛生学研究科についても、研究指導と学位論文作成について、指導教授のみが指導にあたるのではなく、他分野の教授等、複数の教員による指導体制を整備しているほか、学生の研究計画の問題点等を他分野の教員も交えて議論する研究計画審査会を適宜開催し、様々な問題を抱えた学生に早期に対応している。さらに、学位論文のための研究を計画的に進めるため、年初に研究論文完成までの年度予定が組まれ、学生に周知されている。

共同教育課程である共同災害看護学専攻では、本学、高知県立大学、兵庫県立大学、千葉大学、日本赤十字看護大学の５大学の教員による複数指導体制を敷いており、学生は、自身の研究テーマに応じて、対面並びに遠隔システムを利用した指導を受けられる体制としている。

その他、平成26年度より、複数指導体制による多分野融合や基礎・臨床融合型の教育研究を更に推進し、研究科全体の教育研究力を活性化させるため、講座と分野の中間的組織として、複数の分野で構成する領域を置く「領域制」を両研究科の一部分野より開始するなど、他分野の学生の指導にもきめ細かく対応出来る体制を強化している（別添資料５－５－⑥－B）。

なお、倫理教育に関する指導については、毎年４月に実施している初期研究研修プログラムの中で研究倫理の解説を行っている（前掲資料５－５－①－２）ほか、大学院生向けの安全管理や研究倫理に係る説明会や全研究

者向けに毎年度実施している「研究倫理講習会」等の研修を開催している。特に、「研究倫理講習会」については、受講を義務化するなど指導を徹底している。さらに、今後は本学を含む６大学が提携した「CITI Japan プロジェクト」を通じて、倫理教育に関し、e-Learningを活用したカリキュラムを通して、大学院生に倫理教育の重要さを広げていくこととしている（資料５－５－⑥－１）。

前掲資料３－１－①－２　東京医科歯科大学大学院学則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/1hen/102ingakusoku.pdf）
前掲資料５－４－②－２　東京医科歯科大学学位規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/1hen/103gakui.pdf）
別添資料５－５－⑥－Ａ　複数指導体制に係る研究科運営委員会議事要旨（抜粋）及び資料
（出典：平成24年度第５回医学系研究科運営委員会議事要旨及び資料）
別添資料５－５－⑥－Ｂ　領域制に係る教育研究評議会審議資料（出典：平成26年度第３回教育研究評議会議事要旨及び資料）
前掲資料５－５－①－２　初期研究研修プログラム講義スケジュール
資料５－５－⑥－１　CITI Japan プロジェクトについて （出典：CITI Japan プロジェクトホームページ・http://www.shinshu-u.ac.jp/project/cjp/）

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程における研究指導は、大学院学則及び学位規則に基づいて実施されている。各研究科の各分野において、専門分野の教育目的及び研究内容に応じて、的確な研究指導がなされている。また、研究指導や学位論文作成にあたっては、「課題研究の中間アドバイス」制度や研究論文完成までの年度予定の周知などの取組み等により計画的な指導が行われている。

以上のことから、専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

観点５－６－①：　学位授与方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

ディプロマ・ポリシーについては、研究科（専攻）毎に、本学の教育理念及び当該研究科（専攻）の教育理念に基づき明確に定められている（資料５－６－①－１）。

例えば、医歯学総合研究修士課程医歯理工学専攻では、以下のとおり定めている。

「所定の期間在学し、医歯理工学専攻の開設科目や本専攻が認めた他大学の授業科目を履修して修了要件単位数を修得し、本専攻が行う修士論文又は課題研究報告の審査および最終試験に合格した以下のいずれかの学識および実務能力を修得した者に、対応する名称の学位を授与する。

１．修士（医科学）

医学領域の教育、研究、実務に従事できる人材となっており、高度な学識および実務能力を修得している。

２．修士（歯科学）

歯学領域の教育、研究、実務に従事できる人材となっており、高度な学識および実務能力を修得している。

３．修士（理学）

生命理学領域の教育、研究、実務に従事できる人材となっており、高度な学識および実務能力を修得している。

修士（工学）

生体工学領域の教育、研究、実務に従事できる人材となっており、高度な学識および実務能力を修得している。

修士（口腔保健学）

口腔保健領域の教育、研究、実務に従事できる人材となっており、高度な学識および実務能力を修得している。」

資料５－６－①－１　各研究科（専攻）の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）※医歯学総合研究修士課程医歯理工学専攻を除く

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/faculties/policies/index.html）

課程・専攻等	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
医歯学総合研究科（医歯理工学専攻修士課程医療管理政策学（MMA）コース）	所定の期間在学し、医歯理工学専攻の開設科目や本専攻が認めた他大学の授業科目を履修して修了要件単位数を修得し、本専攻が行う修士論文又は課題研究報告の審査および最終試験に合格した以下のいずれかの学識および実務能力を修得した者に、対応する名称の学位を授与する。 修士（医療管理学） 医療提供施設等における管理的業務、あるいは医療管理学領域の研究、教育に従事できる人材となっており、高度な学識および実務能力を修得している。 修士（医療政策学） 行政機関での医療等の政策立案業務、医療政策領域の研究、教育、そして保健医療政策や関連する事業に従事できる人材となっており、高度な学識および実務能力を修得している。
医歯学総合研究科（医歯学系専攻博士課程）	所定の期間在学し、医歯学系専攻の開設科目を履修して修了要件単位数を修得し、本専攻が行う博士論文の審査及び最終試験に合格した次の要件を満たす者に学位を授与する。学位の名称は、医学領域においては博士（医学）、歯学領域においては博士（歯学）、医学・歯学の連携領域又は多分野領域においては博士（学術）とする。 1.卓越した研究成果をあげており、人類の健康と福祉に貢献できる研究能力を有している。 2.高い専門性と倫理観を持ち、先駆的、独創的研究を指導できる能力を有している。 3.医歯学教育に関する多面的な知識と専門的知識をあわせ持ち、医学界、歯学界をリードする能力を有している。 4.高度専門的医療人として、臨床研究において先駆的医療の発展に寄与できる能力を有している。
医歯学総合研究科（生命理工学系専攻博士課程）	所定の期間在学し、生命理工学系専攻の開設科目を履修して修了要件単位数を修得し、本専攻が行う博士論文の審査及び最終試験に合格した以下のいずれかの要件を満たした者に学位を授与する。学位の名称は、生命理学領域においては博士（理学）、生体工学領域においては博士（工学）とする。 1.卓越した研究成果をあげており、先端的・分野融合的な生命理工学の発展に貢献できる研究能力を有している。 2.高い専門性と倫理観を持ち、次世代の生命理工学を担う人材育成に貢献できる能力を有している。 3.生命科学や生体工学に関する多様な知識や技術を持ち、先端的技術開発を通して、医療・バイオ産業界の発展に貢献できる能力を有している。

保健衛生学研究科（看護先進科学専攻博士課程）	保健衛生学研究科博士課程に所定の期間在学し、本研究科の開設科目を履修して修了要件となる単位数を修得するとともに、本研究科の基本理念や教育目的に沿った研究指導を受けて学位論文に取り組み、本研究科の行う学位論文審査に合格し、以下の要件を満たす者に、学位を授与する。学位の名称は、博士（看護学）とする。 (1) 看護学領域の高度な専門的業務に従事する上で必要な高い学識・技術・応用力において、先駆的な研究活動を担いうる能力を有している。 (2) 高度な専門性と高い倫理観を有した教育者・指導者として次世代の育成や、国際的・学際的なリーダーシップを発揮しうる能力を有している。 (3) 看護学の専門分野における最先端の知識と技術を身につけ、科学的思考力と倫理観に根ざす高度な実践を展開できる能力を有している。
保健衛生学研究科（共同災害看護学専攻博士課程）	保健衛生学研究科博士課程に所定の期間在学し、看護学及びその関連開設科目を履修して修了要件となる単位数を修得するとともに、博士論文の審査及び最終試験に合格した次の要件を満たす者に、学位を授与する。学位の名称は、博士（看護学）とし、(DNGL：Disaster Nursing Global Leader)を付記する。 (1) 卓越した研究並びに学修成果をあげ、グローバルな視点及び学際的な視点から災害看護学の構築に寄与できる能力を有している。 (2) 災害サイクルのすべての段階を踏まえて、災害看護に関する専門性と指導性を有し、俯瞰的、独創的事業や研究ができる能力を有している。 (3)災害看護の高度な専門性と高い倫理観を有している職業人として、災害サイクルの段階を熟知し、卓越したリーダーシップと調整力とを発揮して、事態への対処と問題解決が行える能力を有している。
保健衛生学研究科（生体検査科学専攻博士（前期）課程）	保健衛生学研究科博士(前期)課程に所定の期間在学し、本研究科の開設科目を履修して修了要件となる単位数を修得するとともに、本研究科の基本理念や教育目的に沿った研究指導を受けて学位論文に取り組み、本研究科の行う学位論文審査に合格し、以下の要件を満たす者に、学位を授与する。学位の名称は、修士（保健学）とする。 (1) 検査学の専門分野における最先端の知識と技術を身につけ、科学的思考力と倫理観に根ざす高度な実践を展開できる能力を有している。 (2) 高度な実践能力を基盤として、検査学の専門分野における指導者、管理者、教育者、研究者としての役割を発揮できる能力を有している。
保健衛生学研究科（生体検査科学専攻博士（後期）課程）	保健衛生学研究科博士(後期)課程に所定の期間在学し、本研究科の開設科目を履修して修了要件となる単位数を修得するとともに、本研究科の基本理念や教育目的に沿った研究指導を受けて学位論文に取り組み、本研究科の行う学位論文審査に合格した後、学位論文を中心として、これに関連のある科目の最終試験を受け合格し、以下の要件を満たす者に、学位を授与する。学位の名称は、博士（保健学）とする。 (1) 検査学の領域において、高度な専門的業務に従事する上で必要な高い学識・技術・応用力に基いて、先駆的な研究活動を担い得る能力を有している。 (2) 高度な専門性と高い倫理観を有した指導者、管理者、教育者、研究者として、国際的・学際的なリーダーシップを発揮できる資質と力量を有している。

【分析結果とその根拠理由】

ディプロマ・ポリシーについては、研究科（専攻）毎に明確に定められている。

以上のことから、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められていると判断する。

観点５－６－②：　成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準は、大学院学則第19条に「各授業科目の成績は、秀、優、良、可、不可の５種とする」旨を定めており、各授業科目に関する到達目標及び成績評価の方法については、各研究科（専攻）の履修要項（シラバス）に記載している（前掲資料３－１－①－２、資料５－６－②－１）。

また、GPA制度を取り入れており、制度の運用に必要な事項については、「東京医科歯科大学大学院GPA制度に関する要項」（以下「大学院GPA制度に関する要項」という。）において定めている。

同要項では、第３条で評価及び授業科目の到達目標の達成度に応じた評価基準を明示のうえ、大学院学則第19条に基づく成績の点数化（秀＝４、優＝３、良＝２、可＝１、不可＝０）について定めているほか、第４条でGPAの種類及び計算方法について定めている（資料５－６－②－２）。

こうした、成績評価基準については、各研究科（専攻）の履修要項（シラバス）に掲載され、学生に配布されるとともに、ガイダンス及びホームページへの掲載等により周知している（前掲資料５－４－②－４）。

成績評価及び単位認定については、授業担当教員が、大学院学則及び大学院GPA制度に関する要項並びに各授業科目の成績評価方法に基づき、学生の学習状況や研究内容等について、多面的に成績評価を行うとともに、各教育委員会の議を経て、研究科委員会等において単位認定を行っている（別添資料５－６－②－A、B）。

前掲資料３－１－①－２　東京医科歯科大学大学院学則
（出典： http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/1hen/102ingakusoku.pdf）

資料５－６－②－１　到達目標及び成績評価の方法に係る履修要項記載例（医歯学総合研究科修士課程「医歯学総合概論」より抜粋）
（出典：医歯学総合研究科修士課程履修要項（平成27年度）・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/1hen/102ingakusoku.pdf）

４．授業到達目標

現代の医歯学の学問体系の全体像を理解するとともに、各臨床医学・歯学分野における疾患の診断、治療、予防及び疫学の基本的戦略方法を理解する。

さらに、医学・歯学における研究にとって最も重要な生命倫理とリスクマネージメントについて理解する。

７．成績評価の方法

成績は、参加状況と受講姿勢（75%、ただし2/3以上の出席が必要）、レポート（25%）から評価する。レポート課題は、「出席した授業の要旨をまとめる。全体で、A4　4枚以内」授業の最終日から3週間以内に学務企画課に提出のこと。

資料５－６－②－２　大学院GPA制度に関する要項抜粋（出典：東京医科歯科大学大学院GPA制度に関する要項）

第３条　成績評価及びGrade Point（ＧＰ）並びに英文表記は、次のとおりとする。

評　　価			GP	評価基準
秀	Ｓ（Superior）	９０～１００点	４	当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した
優	Ａ（Excellent）	８０～８９点	３	当該科目の到達目標を全て達成した

良	B（Good）	７０～７９点	2	当該科目の到達目標を概ね達成した
可	C（Fair）	６０～６９点	1	当該科目の到達目標のうち最低限を達成した
不可	D（Failing）	０～５９点	0	当該科目の到達目標を達成していない

第4条　ＧＰＡは、当該学年に履修した第２条第２項に定めるＧＰＡ対象授業科目について、「当該年度のＧＰＡ」、「累積ＧＰＡ」に区分し、各区分は次に定める方法により計算するものとする。

＊　ＧＰＡの計算式

当該年度のＧＰＡ＝（４×秀取得単位数＋３×優取得単位数＋２×良取得単位数＋１×可取得単位数＋０×不可取得単位数）／当該年度の総履修登録単位数

累積ＧＰＡ＝（４×秀取得単位数＋３×優取得単位数＋２×良取得単位数＋１×可取得単位数＋０×不可取得単位数）／総履修登録単位数

２　前項の計算式において、総履修登録単位数には不可となった科目の単位を含むが、履修取消とした科目の単位は含まない。

３　計算値は小数点第３位以下を切り捨てて表記するものとする。

前掲資料５－４－②－４　各研究科の教育内容及びシラバスURL

別添資料５－６－②－Ａ　教育委員会における単位認定の審議例

（出典：平成26年度第２回医歯学総合研究科医歯理工学専攻修士課程教育委員会　議事要旨抜粋）

別添資料５－６－②－Ｂ　研究科委員会における単位認定の審議例（保健衛生学研究科委員会）

（出典：平成26年度第８回保健衛生学研究科教育委員会議事要旨抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準は大学院学則に定められており、各授業科目に関する到達目標及び成績評価の方法については、各研究科（専攻）の履修要項（シラバス）に記載している。また、大学院GPA制度に関する要項では、評価及び授業科目の到達目標の達成度に応じた評価基準を明示のうえ、大学院学則に基づく成績の点数化について定めている。

こうした、成績評価基準については、各研究科（専攻）の履修要項（シラバス）に掲載され、学生に配布されるとともに、ガイダンス及びホームページへの掲載等により周知している。

成績評価及び単位認定については、授業担当教員が、大学院学則及び大学院GPA制度に関する要項並びに各授業科目の成績評価方法に基づき、学生の学習状況や研究内容等について、多面的に成績評価を行うとともに、各教育委員会の議を経て、研究科委員会等において単位認定を行っている。

以上のことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

観点５－６－③：　成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価の厳格性を担保するための措置として、成績評価基準を大学院学則において定めるとともに、成績評価方法を分かりやすく各研究科（専攻）の履修要項（シラバス）に記載しているほか、大学院GPA制度に関する要項において、評価及び授業科目の到達目標の達成度に応じた評価基準を明示のうえ、大学院学則に基づく成績の点数化及びGPAの種類並びに計算方法について定めている（前掲資料３－１－①－２、前掲資料５－４－②－４、前掲資料５－６－②－２）。

また、成績評価に関する疑義が生じた場合には、学生が学務部学務企画課もしくは直接担当・指導教員に申し出ることができる体制をとっている。相談を受けた内容で更に調査が必要な場合は、各研究科教育委員長が対応を検討するとともに、必要に応じて多くの教員からの判断を得るため各研究科教育委員会等で審議することとなっている。

その他、学位論文審査についても、学位論文審査基準を明示するとともに、原則として学位論文ごとに専任教員３名以上により構成される審査委員会を設けて審査を行う旨を定め、複数の教員が関わることで正確さを維持している。さらに、審査委員会委員のうち、修士に係る審査については１名以上を、博士に係る審査については２名以上を教授とする等の詳細についても定めている（学位論文審査体制等の詳細は観点５－６－④に記載）。

さらに、平成26年度には、連携大学院分野を構成する国立成育医療研究センター、公益財団法人がん研究会等の外部の教員が学位論文審査委員を務めることが出来るように学位規則を改正する等、より専門分野の近い外部委員の参加を積極的に行うことにより、客観性、厳格性を担保し、学位審査の質の向上を図る体制を強化している（資料５－６－③－１）。

前掲資料３－１－①－２　東京医科歯科大学大学院学則 （出典：http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/1hen/102ingakusoku.pdf）
前掲資料５－４－②－４　各研究科の教育内容及びシラバスURL
前掲資料５－６－②－２　大学院GPA制度に関する要項抜粋

資料５－６－③－１　東京医科歯科大学学位規則第７条

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/1hen/103gakui.pdf）

第７条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会等は、学位論文ごとに本学の専任教員３名以上により構成される審査委員会を設けて審査を行う。ただし、研究科委員会等が必要と認めたときは、連携大学院分野を構成する教員を当該審査委員会を構成する委員に含むことができる。
２ 前項の審査委員会の委員のうち、修士に係る審査については１名以上を、博士に係る審査については２名以上を教授としなければならない。
３ 第１項及び前項の規定にかかわらず、大学院保健衛生学研究科共同災害看護学専攻（以下「共同災害看護学専攻」という。）にあっては、前条の規定により学位論文審査を付託された研究科委員会等は、学位論文ごとに５名以上により構成される審査委員会を設けて審査を行う。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準を大学院学則において定めるとともに、成績評価方法を研究科（専攻）の履修要項（シラバス）に記載しているほか、大学院GPA制度に関する要項において、評価及び授業科目の到達目標の達成度に応じた評価基準を明示のうえ、大学院学則に基づく成績の点数化及びGPAの種類並びに計算方法を定めている。

また、成績評価に関する疑義が生じた場合には、学生が学務部学務企画課もしくは直接担当・指導教員に申し出ることができる体制をとっている。

その他、学位論文審査についても、学位論文審査基準を明示するとともに、原則として学位論文ごとに専任教員３名以上により構成される審査委員会を設けて審査を行う旨を定め、複数の教員が関わることで正確さを維持している。

以上のことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

観点５－６－④：　専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学位論文の審査の方法については、学位規則に定められている（前掲資料５－４－②－２）。当該規則に基づき、各研究科では、学位論文審査及び試験についての内規を作成しており、学位論文提出資格、論文審査委員会等について詳細を定め、大学ホームページに専用ページを設け掲載しているほか、当該規則等を履修要項（シラバス）に掲載し、冊子体にて学生に配布し、ガイダンス等を通じて周知を図っている（別添資料５－６－④－Ａ～Ｇ、資料５－６－④－１、前掲資料５－４－②－４）。

また、平成26年度からは、学位授与方針を踏まえ、学位論文審査のより具体的な全学の評価基準を「東京医科歯科大学大学院学位論文審査基準」として定め、上記規則等と同様に大学ホームページにより、学生への周知を行っている（資料５－６－④－２）。

同基準では、修士課程における学位論文審査については、「本学学位授与の方針等を踏まえ、論文の内容が、「研究目的の適切性」・「研究方法・倫理観」・「考察」に係る要件を満たし、当該領域において、十分な研究能力を習得しているか」との観点で審査する旨を規定している。

また、博士課程における学位論文審査については、「本学学位授与の方針（ディプロマポリシー）等を踏まえ、論文の内容が、「研究目的の先駆性・独創性」・「社会的意義」・「研究方法・倫理観」に係る要件を満たし、当該領域において、自立した研究者として高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を習得しているか」との観点で審査する旨を規定している。

同基準の中では上記の各要件についても、例えば、「研究目的の適切性」では、「当該研究領域に関する基礎的な知識を有し、先行研究を十分に検討した上で、意義のある研究目的が適切に設定されているか」を審査する旨を記載するなど、詳細な基準を規定している。

学位論文の審査体制については、学位規則第７条において、原則として学位論文ごとに専任教員３名以上により構成される審査委員会を設けて審査を行う旨を定めるとともに、審査委員会委員のうち、修士に係る審査につ

いては１名以上を、博士に係る審査については２名以上を教授とする等の詳細についても定めている。さらに、各研究科の内規において主査及び副査の要件等の詳細を定めている（前掲資料５－４－②－２、別添資料５－６－④－A）。

こうした、学位規則及び研究科内規並びに学位論文審査基準に基づき、審査委員会で学位論文の審査が実施され、審査委員会の報告に基づいて、最終的に各研究科運営委員会等が学位授与についての議決を行っており、毎年度適切に実施されている（資料５－６－④－３、別添資料５－６－④－B）。

例えば、医歯学総合研究科修士課程では、複数の審査委員のもと論文発表による公開論文審査及び質疑応答による学力審査を総括した最終試験を行い、その結果を審査委員長が修士課程総務委員会に報告し、その資料に基づく総務委員会の審査結果を、医歯学総合研究科委員会で承認するというダブルチェック機能を構築し、厳格性を担保している。博士課程においても、学位に関する委員会により、論文審査に係る諸条件のチェックを行い、この条件を満たした論文のみが審査対象とされている。審査に当たっては複数の教員による審査委員会を設置し、学位論文発表による公開審査、質疑応答による学力審査を総括した最終試験を行ったうえで、結果は審査委員長により文書化され、その報告書に基づき、医歯学総合研究科運営委員会にて再度審査されるが、その際は、３分の２以上の賛成を要するなど、厳格性を担保する措置が図られている。

前掲資料５－４－②－２　東京医科歯科大学学位規則（http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/1hen/103gakui.pdf）
別添資料５－６－④－A　学位論文審査及び試験内規例（医歯学総合研究科委員会修士（医科学・歯科学・口腔保健学・理学・工学）に係る学位論文審査及び試験内規）
資料５－６－④－１ 学位の申請についてトップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/for-students/16_4e0135b7e86ee/index.html）
前掲資料５－４－②－４　各研究科の教育内容等及びシラバスURL
別添資料５－６－④－B　医学系研究科運営委員会における学位授与の審議
（出典：平成26年度第10回大学院医歯学総合研究科医学系研究科運営委員会　議事要旨抜粋）

資料５－６－④－２　東京医科歯科大学大学院学位論文審査基準　（出典：東京医科歯科大学学内専用ホームページ）

１．（趣旨）

東京医科歯科大学学位規則（平成１６年規則第５６号）第２０条の規定に基づき、東京医科歯科大学（以下「本学」という。）大学院医歯学総合研究科並びに大学院保健衛生学研究科における修士および博士の学位論文審査基準について定める。

２．（修士課程、博士（前期）課程）

修士課程及び博士（前期）課程における学位論文審査では、本学学位授与の方針（ディプロマポリシー）等を踏まえ、論文の内容が、以下の要件を満たし、当該領域において、十分な研究能力を習得しているかという観点で審査する。

１）研究目的の適切性
当該研究領域に関する基礎的な知識を有し、先行研究を十分に検討した上で、意義のある研究目的が適切に設定されているか。

２）研究方法・倫理観
研究計画、研究方法が適切な実証性を備えているか。また、高い倫理観を持ち研究や実験を行っているか。

３）考察
得られた研究データ・結果を正しく評価し、適切な考察がなされたうえで、論理一貫性をもって記述できているか。

３．（博士課程、博士（後期）課程）

博士課程及び博士（後期）課程における学位論文審査では、本学学位授与の方針（ディプロマポリシー）等を踏まえ、論文の内容が、以下の要件を満たし、当該領域において、自立した研究者として高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を習得しているかという観点で審査する。

１）研究目的の先駆性・独創性

当該研究領域に関する多面的かつ専門的な知識を有し、先行研究を十分に検討した上で、先駆的又は独創的な発想に基づき研究目的が設定されているか。

２）社会的意義

当該研究領域の発展に寄与し、人類の健康と福祉への貢献に繋がる研究内容であるか。

３）研究方法・倫理観

研究計画、研究方法が幅広い視野に基づき策定されたものであり、高い論証性を備えているか。また、高い倫理観を持ち研究や実験を行っているか。

４）考察・今後の発展性

得られた研究データ・結果を正しく評価し、適切かつ十分な考察がなされたうえで、論理一貫性をもって記述できているか。また今後の学問的発展性があるか。

資料５－６－④－３　学位論文審査の流れの一例　（出典：東京医科歯科大学学内専用ホームページ資料より抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

学位論文の審査体制、最終試験又は試験、学位授与等については、学位規則に定められ、詳細等については各研究科で学位論文審査についての内規を作成していることに加え、平成26年度からは、学位授与方針を踏まえ、学位論文審査の、より具体的な全学の評価基準を定めている。

学生への周知については、大学ホームページに専用ページを設け掲載しているほか、当該規則等を履修要項（シラバス）に掲載し、冊子体にて学生に配布し、ガイダンス等を通じて周知を行っている。

学位論文の審査については、学位規則及び各研究科の内規により、審査委員会の構成などの詳細を定めている。審査委員会においては、学位論文審査基準に基づき、審査が実施され、最終的に各研究科運営委員会等が学位授与についての議決を行っており、毎年度適切に実施されている。

以上のことから、大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

①　（観点５－１－②）

医学部と歯学部を併せ持つ医療系総合大学としての特色を活かし、複数学科の学生が共通の目標に向かって学ぶ融合教育カリキュラムを開発し、平成 23 年度より導入しており、複数学科の学生が共同で学ぶことにより学習効果が高まるもの、そして将来、連携・協調のもとに包括的医療を提供するための基盤となるものを教育対象とし、６年間を通して、体系的に整理された様々な学習段階でともに教え合いながら学ぶ機会を創出している。

②　（観点５－１－③）

学生のニーズに配慮した取組みとして、各学部学科において、１年次より専門科目を導入し、早期に医療人としての意識の向上を図っているほか、「海外研修奨励制度」はじめとした学生が海外で学ぶ機会が設定されており、「大きく異なる環境で 学び得られたことは計り知れない」、「海外で研究するというビジョンがより明確になった」等、学生から高い評価を得ている。

③　（観点５－４－③）

社会からの要請への配慮に係る取組みとして、医歯学総合研究科博士課程では、平成26年度より生命科学分野人材を育成するため、お茶の水女子大学、北里大学及び学習院大学と連携した学際生命科学東京コンソーシアムを基盤に、「疾患予防科学コース・領域」を本学医歯学総合研究科生命理工学系専攻並びにお茶の水女子大学に設置した。

同コース・領域のプログラムの設計にあたっては、大学院博士課程の教育に対する社会の要請を反映させるために、ステークホルダー（企業、学協会、自治体）及び関連分野の企業人へのアンケート・ヒアリングを実施し、その要望をベースとして、社会において将来のリーダーとして活躍できる人材育成プログラムを策定している。

④　（観点５－５－⑥）

大学院課程における研究指導について、基礎及び臨床における教育研究のレベルアップを目的として、大学院生の研究の質の向上を図り、若手研究者への指導を行うために、複数の分野の教員による「複数指導体制」が整備されている。さらに、医歯学総合研究科生命理工学系専攻では、複数指導体制をより強化するため、学外の教員を含む２名のアドバイザー教員を加えて、「課題研究の中間アドバイス」制度を実施している。

【改善を要する点】

なし

基準６　学習成果

（１）観点ごとの分析

観点６－１－①：　各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成26年５月１日現在における各学部の休学、退学・除籍、留年は、学士課程では、医学部で休学率0.6%、退学・除籍率0.5%、留年率2.6%、歯学部で休学率0.6%、退学・除籍率0.0%、留年率3.7%となっており、平成22年度～平成25年度も同様に概ね低い数値となっている（資料６－１－①－１、２）。

標準修業年限内卒業率についても、学士課程では過去５年間の平均値が88.0%、標準修業年限×1.5年内卒業率が94.8%となっており、良好といえる（資料６－１－①－３）。

また、各学部学科に関連する各国家試験の平成24年度から平成26年度の合格率の平均は、医師94.8%、歯科医師79.0%、看護師96.9%、保健師99.4%、臨床検査技師94.3%、歯科衛生士100.0%といずれも高い数値を示しており、例年多くの学生が各国家試験に合格していることから、在学中の学部教育が高い効果を発揮していることを示している（資料６－１－①－４）。なお、歯科医師国家試験の平成26年度の合格率は81.7%であり、全国公立大学中１位となっているほか、歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻において、社会福祉系選択科目を専攻することで受験資格を得る社会福祉士についても53.6%の合格率となっており、また、平成26年度にはじめて卒業生を出した歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻についても、歯科技工士国家試験の初年度合格率が100.0%となっている。

大学院課程では、平成26年５月１日現在における休学、退学・除籍、留年は、医歯学総合研究科修士課程で休学率1.7%、退学・除籍率3.9%、留年率2.2%、同研究科博士課程（一貫）で休学率2.5%、退学・除籍率3.0%、留年率8.3%、同研究科博士（後期）課程で休学率0.0%、退学・除籍率5.2%、留年率0.0%、保健衛生学研究科博士（前期）課程で休学率0.0%、退学・除籍率2.0%、留年率0.0%、同研究科博士課程（後期）で休学率1.4%、退学・除籍率11.5%、留年率21.7%となっており（資料６－１－①－１）、学生数が少なく社会人学生の割合の多い保健衛生学研究科博士（後期）課程の退学・除籍率、留年率が若干高い数値となっているほかは、概ね低い数値となっており、平成22年度～平成25年度も同様に概ね低い数値となっている（資料６－１－①－２）。

標準修業年限内修了率及び標準修業年限×1.5年内修了率については、医歯学総合研究科博士課程及び保健衛生学研究科博士（後期）課程を除く大学院課程については、概ね80%を超えており、良好といえる（資料６－１－①－３）。なお、医歯学総合研究科博士課程及び保健衛生学研究科博士（後期）課程については、時間的制約のある社会人学生の割合が多いことも標準修業年限内修了率の低い一因となっている（資料６－１－①－５）が、当該研究科委員会等において標準修業年限内に修了できるように学生を指導する旨の周知を行うなどの改善策を図っている。特に、保健衛生学研究科博士（後期）課程においては、社会人学生に対して長期履修制度の積極的な活用を促している。そのほか、平成26年度より総合保健看護学専攻を改組し、看護系大学院では全国初となる５年一貫制博士課程看護先進科学専攻を設置し、長期的視野に立った研究計画立案を可能とするとともに、２年次終了時に全学生が中間評価を実施し、研究の進捗状況を的確に把握できる体制を整備するなど、標準修業年限内修了率改善のための取組みを行っている。

また、平成26年度から過去３年間の平均の学位取得率は、医歯学総合研究科では修士課程91.8％・博士課程61.9％、修士課程医療管理政策学（MMA）コースについては、医歯科学コース83.9％、医歯理工学コース100.0％となっている。保健衛生学研究科では博士（前期）課程88.5％・博士（後期）課程26.9％となっている（資料６－１－①－６）。

なお、学位論文については、単著もしくは学生が筆頭著者の共著であることを条件としており、いずれも高いレベルにある。主な例としては、医歯学総合研究科では、平成25年５月にNature誌（第497巻第7450号）に掲載された「Semaphorin3Aは感覚神経形成を介して骨代謝を制御する」や、平成24年10月にProceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America誌（第109巻第43号）に掲載された「プルキンエ細胞変性をともなう脊髄小脳変性症6型ノックインマウスは病態発症にリソゾームが関係する」をはじめとして、国際的に高く評価される学術誌に掲載された多くの研究がある。

前掲資料５－２－②－１　学部学科別習得単位数一覧（平成26年度）

資料６－１－①－１　学籍異動状況（平成26年５月１日現在）　（出典：学務部及び各学部事務部調べ）

部局	学籍異動	年次						合計
		１年次	２年次	３年次	４年次	５年次	６年次	
医学部	学生数	195	207	210	190	100	91	993
	休学者数	1	0	2	2	0	1	6 (0.6%)
	退学者・除籍者数	2	0	3	0	0	0	5 (0.5%)
	留年者数	2	11	7	1	4	1	26 (2.6%)
歯学部	学生数	91	96	101	81	59	52	480
	休学者数	1	2	0	0	0	0	3 (0.6%)
	退学者・除籍者数	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
	留年者数	3	8	6	0	1	0	18 (3.7%)
医歯学総合研究科（修士）	学生数	110	116	－	－	－	－	226
	休学者数	1	3	－	－	－	－	4 (1.7%)
	退学者・除籍者数	5	4	－	－	－	－	9 (3.9%)
	留年者数	1	4	－	－	－	－	5 (2.2%)
医歯学総合研究科（博士）医歯学系専攻	学生数	248	240	241	295	－	－	1024
	休学者数	2	2	4	18	－	－	26 (2.5%)
	退学者・除籍者数	7	5	9	10	－	－	31 (3.0%)
	留年者数	4	8	9	65	－	－	86 (8.3%)
医歯学総合研究科（博士後期）生命理工学系専攻	学生数	17	13	8	－	－	－	38
	休学者数	0	0	0	－	－	－	0 (0.0%)
	退学者・除籍者数	2	0	0	－	－	－	2 (5.2%)
	留年者数	0	0	0	－	－	－	0 (0.0%)
保健衛生学研究科（博士前期）	学生数	15	33	－	－	－	－	48
	休学者数	0	0	－	－	－	－	0 (0.0%)

	退学者・除籍者数	1	0	－	－	－	－	1（2.0%）
	留年者数	0	0	－	－	－	－	0（0.0%）
保健衛生学研究科（博士後期）	学生数	16	17	36	－	－	－	69
	休学者数	0	0	1	－	－	－	1（1.4%）
	退学者・除籍者数	0	0	8	－	－	－	8（11.5%）
	留年者数	0	0	15	－	－	－	15（21.7%）

※保健衛生学研究科（博士課程一貫）については、平成26年4月より設置のため対象外とする。

資料６－１－①－２　平成22年度～平成25年度の休学率、退学・除籍率、留年率（出典：学務部及び各学部事務部調べ）

部局	区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部	休学率	1.1%	1.4%	0.8%	1.6%
	退学・除籍率	1.7%	0.3%	0.5%	1.1%
	留年率	2.0%	2.2%	1.9%	2.2%
歯学部	休学率	2.1%	3.3%	1.4%	1.7%
	退学・除籍率	1%	0.8%	1.4%	1%
	留年率	2.5%	3.5%	3.3%	1.9%
医歯学総合研究科（修士）	休学率	3.0%	5.2%	4.6%	2.7%
	退学・除籍率	3.0%	4.5%	2.9%	4.0%
	留年率	3.0%	1.5%	1.7%	0.9%
医歯学総合研究科（博士）	休学率	3.8%	4.9%	5.0%	4.1%
	退学・除籍率	3.9%	3.0%	3.6%	3.9%
	留年率	6.7%	6.5%	5.6%	5.3%
医歯学総合研究科（博士後期）	休学率	－	－	0.0%	4.4%
	退学・除籍率	－	－	11.1%	8.7%
	留年率	－	－	0.0%	0.0%
保健衛生学研究科（博士前期）	休学率	7.2%	2.0%	2.0%	0.0%
	退学・除籍率	2.1%	1.0%	3.1%	1.1%
	留年率	3.1%	3.0%	0.0%	0.0%
保健衛生学研究科（博士後期）	休学率	11.3%	10.5%	11.5%	7.7%
	退学・除籍率	1.4%	6.6%	5.1%	10.3%
	留年率	31.0%	26.3%	23.1%	14.1%

資料６－１－①－３　平成22年度～平成26年度卒業者の卒業率・修業率（出典：学務部及び各学部事務部調べ）

学部・研究科	学科等	卒業率・就業率	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平均
医学部	医学科（６年制）	標準修業年限内	86.8%	88.5%	88.1%	90.1%	92.3%	89.2%
		標準修業年	97.7%	98.8%	98.8%	97.6%	100.0%	98.6%

		限内×1.5						
	保健衛生学科看護学専攻（４年制）	標準修業年限内	90.0%	90.9%	92.7%	91.4%	86.0%	90.2%
		標準修業年限内×1.5	96.8%	96.0%	96.0%	96.4%	94.5%	95.9%
	保健衛生学科検査技術学専攻（４年制）	標準修業年限内	93.8%	91.4%	91.4%	86.1%	91.7%	91.0%
		標準修業年限内×1.5	95.0%	97.0%	93.8%	94.3%	100.0%	96.0%
歯学部	歯学科（６年制）	標準修業年限内	78.5%	80.3%	92.1%	83.1%	81.8%	83.2%
		標準修業年限内×1.5	92.5%	92.4%	95.5%	93.8%	90.9%	93.0%
	口腔保健学科口腔保健衛生学専攻（４年制）	標準修業年限内	77.4%	84.8%	84.8%	97.0%	92.6%	87.3%
		標準修業年限内×1.5	94.3%	96.9%	93.5%	90.9%	84.8%	90.1%
	口腔保健学科口腔保健工学専攻（４年制）	標準就業年限内	－	－	－	－	87.5%	87.5%
		標準修業年限内×1.5	－	－	－	－	－	－
医歯学総合研究科(修士)	医歯理工学専攻（２年制）	標準修業年限内	90.4%	90.2%	96.2%	89.2%	93.1%	91.8%
		標準修業年限内×1.5	92.3%	90.2%	96.2%	90.3%	93.1%	92.4%
	MMA（２年制）	標準修業年限内	72.7%	81.8%	90.0%	93.8%	83.3%	84.3%
		標準修業年限内×1.5	88.9%	88.2%	100.0%	93.8%	83.3%	90.8%
医歯学総合研究科(博士)	医歯学系専攻（４年制）	標準修業年限内	74.1%	72.8%	70.0%	70.5%	64.2%	70.3%
		標準修業年限内×1.5	80.8%	79.4%	80.7%	78.9%	74.4%	78.8%
医歯学総合研究科(博士後期)	生命理工学系専攻（３年制）	標準修業年限内	－	－	－	－	77.8%	77.8%
		標準修業年限内×1.5	－	－	－	－	－	－
保健衛生学研究科	総合保健看護学専攻	標準修業年限内	80.0%	94.1%	90.0%	82.4%	82.4%	85.8%

(博士前期)	(２年制)	標準修業年限内×1.5	95.0%	100.0%	90.0%	88.2%	82.4%	91.1%
	生体検査科学専攻 (２年制)	標準修業年限内	100.0%	85.7%	84.6%	100.0%	100.0%	94.1%
		標準修業年限内×1.5	100.0%	92.9%	92.3%	100.0%	100.0%	97.0%
保健衛生学研究科 (博士後期)	総合保健看護学専攻 (３年制)	標準修業年限内	50.0%	33.3%	18.2%	36.4%	18.2%	31.2%
		標準修業年限内×1.5	50.0%	33.3%	18.2%	36.4%	18.2%	31.2%
	生体検査科学専攻 (３年制)	標準修業年限内	50.0%	0.0%	60.0%	83.3%	75.0%	53.7%
		標準修業年限内×1.5	50.0%	0.0%	80.0%	83.3%	75.0%	57.7%

※1．保健衛生学研究科（博士課程一貫）については、平成26年4月より設置のため対象外とする。

資料６－１－①－４　在学・卒業（修了）者中の学部学生の国家試験資格取得状況　（出典：学務部・各学部事務部調べ）

学部	年度	医師	看護師	保健師	臨床検査技師	歯科医師	歯科衛生士	社会福祉士	歯科技工士
医学部	26	86 (91)	51 (53)	51 (51)	34 (37)	－	－	－	－
	25	89 (91)	55 (56)	54 (55)	33 (34)	-	-	－	-
	24	82 (89)	52 (54)	55 (55)	31 (33)	-	-	－	-
歯学部	26	－	－	－	－	58 (71)	20 (20)	5 (12)	10 (10)
	25	-	-	-	-	50 (71)	26 (26)	8 (16)	－
	24	-	-	-	-	62 (73)	26 (26)	9 (13)	－
平均取得率		94.8%	96.9%	99.4%	94.2%	79.1%	100.0%	53.7%	100.0%

※括弧内は受験者数（申請者数）を示す

資料６－１－①－５　標準修業年限修了率の低い研究科等における社会人学生在籍率　（出典：学務部調べ）

学部・研究科	学科等	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平均
医歯学総合研究科 (博士)	医歯学系専攻	44.8%	34.8%	29.9%	37.8%	36.5%
保健衛生学研究科 (博士後期)	総合保健看護学専攻	50.0%	63.6%	45.4%	50.0%	52.9%
	生体検査科学専攻	100.0%	40.0%	66.6%	58.3%	61.5%

資料６－１－①－６　学位取得状況　（出典：学務部調べ）

学部・研究科等		平成23年度			平成24年度			平成25年度			平均
		学生数※1	取得者	取得率※2	学生数	取得者	取得率	学生数	取得者	取得率	取得率※3
医歯学総合研究科	修士課程（MMAコース除く）	53	47	88.7%	54	51	94.4%	89	82	92.1%	91.8%
	修士課程医歯科学(MMA)コース	18	15	83.3%	11	9	81.8%	2	2	100.0%	83.9%
	修士課程医歯理工学(MMA)コース	－	－	－	5	5	100.0%	16	16	100.0%	100.0%
	博士課程	305	195	63.9%	305	183	60.0%	309	191	61.8%	61.9%
保健衛生学研究科	博士（前期）課程	37	32	86.5%	37	33	89.2%	30	27	90.0%	88.5%
	博士（後期）課程	42	8	19.0%	46	12	26.1%	46	16	34.8%	26.9%

※１　学生数は当該年度の最高学年の学生数を示す。

※２　学位取得率＝学位取得者数／当該年度最高学年の学生数

※３　平成23年度～平成25年度の３年間の平均学位取得率を示す。

※４　保健衛生学研究科（博士課程一貫）については、平成26年４月より設置のため対象外とする。

【分析結果とその根拠理由】

学士課程においては、平成22年度～平成26年度における休学率、退学・除籍率、留年率は、概ね低い数値となっており、平成23年度～平成25年度における標準修業年限内卒業率についても、学士課程では過去５年間の平均値が88.0%、標準修業年限×1.5年内卒業率が94.8%となっており、良好といえる。また、各学部学科に関連する各国家試験の平成24年度から平成26年度の合格率の平均は、医師94.8%、歯科医師79.0%、看護師96.9%、保健師99.4%、臨床検査技師94.3%、歯科衛生士100.0%といずれも高い数値を示しており、学部教育が高い効果を発揮していることを示している。また、今年度初めて卒業生を出した歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻についても、歯科技工士国家試験の初年度合格率は100.0%であった。

大学院課程については、社会人学生の割合が多い一部の大学院課程において、休学率、退学・除籍率、留年率が若干高い数値となっているが、専攻の改組等の改善策を講じており、その他の大学院課程についての数値は概ね良好となっている。

その他、学位取得率は、保健衛生学研究科博士（後期）課程を除き、各学部・研究科とも概ね良好な数値を示しており、保健衛生学研究科博士（後期）課程についても、平成26年度より改組し、５年一貫制博士課程看護先

進科学専攻を設置し、２年次終了時に全学生が中間評価を実施し、研究の進捗状況を的確に把握できる体制を整備するなどの取組みを行っている。

また､学位論文については高いレベルにあり､国際的に高く評価される学術誌に掲載された多くの研究がある。

以上のことから、各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

観点６－１－②：　学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

各学部・研究科及び教養部において、学生からの授業評価・アンケート等を行っており、教養部ではホームページ上に評価結果を掲載し、学内に公開している（資料６－１－②－１～３）。

評価結果に関しては、各学部・研究科及び教養部において、いずれも本学の教育について高い満足度が示されており、学習成果が上がっている（資料６－１－②－４、別添資料６－１－②－Ａ）。例えば、教養部で行っている授業評価アンケートでは、授業に関して「多くのことを学んだか」という設問に対し「多くを学んだ」「やや多くを学んだ」と回答した学生の割合が７割を超える科目が、平成22年度は76.4%、平成23年度は74.0%、平成24年度は73.6%、平成25年度は87.1%と高評価を受けている。また、医学部医学科では、全課程を修了した学生を対象とした卒業前カリキュラム満足度調査において、医学を学ぶ機関として本学を選んだことについて「良かった」「とても良かった」と回答した学生の割合が、平成22年度から平成25年度において一貫して80%以上と、学生の満足度は高くなっている。

なお、評価結果については、各学部学科・研究科及び教養部の教育委員会等で検証のうえ、各教授会等に報告され、教員 FD 研修等で活用するなど、カリキュラムや教育方法の改善の参考としている。

資料６－１－②－１　学生による授業評価・アンケート実施状況　（出典：評価情報室作成）

学部・研究科等	学科･課程	授業評価実施状況
医学部	医学科	全学年（１年生～６年生）を対象に教育段階別・内容別のアンケートを実施している。回収されたアンケートは会議や WG で検証され、担当者や臨床実施における各診療科へフィードバックすることにより、教育改善に役立てている。なお、診療科へのフィードバックについては、改善点として提示するのみでなく、改善に向けての取組みを診療科から提出させ、カリキュラム改善に役立てている。 学生のカリキュラムに関する意見聴取として、臨床実習に関するオンライン評価システムや、カリキュラム全課程を修了した学生を対象に卒業前カリキュラム満足度調査等を実施している。解析については、新カリキュラム評価改善ワーキンググループを中心に行い、教育委員会、教授会の議論を経て、教員研修会等を通じて関係教員への周知徹底を図るとともに、現場教員によるトピック毎のワーキンググループを設定し、カリキュラム改善等に反映させている。カリキュラム評価として実施しているアンケートについては、毎年項目を見直しながら、現状のカリキュラムに沿った評価を得ることができるように修正し、継続的に毎年実施している。アンケートにより取得した情報は、授業担当者へフィードバックし次年度の授業で改善できるよう取り組んでいる。その他、授業担当教員毎に適宜

		授業評価・アンケートを行っており、フィードバックと教員研修の２本立てで指導方法の改善に努めている。
	保健衛生学科	全学年（１年生～４年生）を対象に各学期末に学生による授業評価を実施している。回収したものを評価調査項目ごとに集計し、フリーコメントと共にその授業の担当教員に開示して、授業改善に役立てている。
歯学部	歯学科	２年次から５年次までの全てのモジュール・ユニット授業終了後に、学生に授業アンケートを実施している。アンケート結果は集計され、各授業担当者に集計結果と授業アンケート記載内容を合わせて開示し、授業内容・方法等の改善に役立てている。また、６年生を対象に、包括臨床実習終了時及び卒業時アンケートとして、臨床実習全体と、６年間の大学での教育内容についての評価をアンケートにより実施しており、集計結果は歯学科の全教授、臨床実習に関わった全教員に配布し、今後の教育活動に役立てている。
歯学部	口腔保健学科	専門課程履修において、科目の授業終了後、学生に対し、詳細なアンケート調査を行っている。分析結果については、教育委員会及び教授会において検証を行い、担当分野及び教員にフィードバックを行い、今後の授業改善の参考とするとともに、頻繁に教員FDを開催し、学生アンケートを次年度以降のカリキュラムの参考としている。
教養部	-	学生による授業評価アンケートを、非常勤担当科目も含む全科目に対して実施している。原則、各学期の当該科目最終授業時間中に無記名で紙媒体アンケートを実施し、FD・評価委員会がアンケート用紙を回収した後、グラフを作成し、各教員にフィードバックしている。また、学生の自由記述を各教員に知らせるために、アンケート用紙を電子媒体で各教員に送付している。さらに、全教員が関わる教養総合講座に関しては､最終授業時間内に独自のアンケートを実施した後、教養総合講座運営委員会で結果を分析し、検討した改善策とともに教授会で報告しているほか、湯島地区における「主題別教育」については、上記の様式による各科目別のアンケート以外にも、「主題別教育」全般に関わる自由記述式のアンケートを実施し､その結果を主題別教育運営委員会で分析し、検討した改善策等を教授会で報告・協議している。 その他、毎年２月中旬から３月にかけて「修了生アンケート」をWebClass上で実施し、教養部におけるカリキュラム全般や教育環境等について、学生の意見を聴取し、FD・評価委員会で分析し､教授会で報告している。 なお、アンケート結果は教養総合講座を除き、回答数が10名を超えたものについて、自由記述を除くグラフ部分を学内公開している。
医歯学総合研究科	修士課程	修士課程１年次生を対象にアンケートを行っており、アンケート結果は医歯学総合研究科修士課程教育委員会において報告するとともに、科目責任者に対しても個別に配布してフィードバックを行い、今後の教育活動に役立てている。
	博士課程	医歯学系専攻については、博士課程２年次生に対するアンケートを行っており、アンケート結果は医歯学総合研究科博士課程教育委員会及び医学系研究科運営委員会並びに歯学系研究科運営委員会に報告し、教員へのフィードバックを行い、今後の教育活動に役立てている。 生命理工学系専攻についても、博士課程１年を対象として実施しており、アンケート結果は、生命理工学系教務委員会・生命理工学系研究科運営委員会に報告し、教員へのフィードバックを行い、医歯学系専攻同様に今後の教育活動に役立てている。
保健衛生学	博士課程	生体検査科学専攻では、博士（前期）課程２年生、博士（後期）課程２年生を対象としてアンケー

研究科		トを実施しており、結果は、保健衛生学研究科教育委員会・保健衛生学研究科委員会に報告して、教員へフィードバックをしている。 平成26年度に開設された看護先進科学専攻においても、平成26年度末にアンケートを実施している。共同災害看護学専攻については、平成26年10月に学生からの意見・フィードバックの会を開催し、テレビ会議システムで、５大学の学生から直接意見を聴取した。結果について５大学の会議で検討し、フィードバックしていく予定である。

資料６－１－②－２　教養部授業評価結果 授業評価アンケートトップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artsci/hyouka/）
資料６－１－②－３　教養部授業評価結果 修了生アンケートトップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artsci/shuryoenq/）

資料６－１－②－４　学生アンケート結果概要　（出典：学務部調べ）

学部・研究科	学科・専攻	対象学年	対象年度	結果等から判断して、学習成果が上がっている主な根拠
医学部	医学科	6	H22-H25	①平成25年度のブロック別授業関するアンケートにおいて「ブロックで学んだ知識を統合できたか」について、全11ブロック中８ブロックにおいて７割以上の学生が「できた」「ややできた」と回答している（別添資料６－１－②－AP１）。 ②全課程を修了した学生を対象とした卒業前カリキュラム満足度調査において、医学を学ぶ機関として本学を選んだことについて「良かった」「とても良かった」との回答を合わせると、平成22年度から平成25年度において一貫して80%以上と高評価となっている（別添資料６－１－②－A P２）。
	保健衛生学科	１～４	H22-H25	平成22年度から平成25年度の学生による授業評価（全科目の平均）において、「内容が良く理解できたか」「内容に興味がもてたか」との２項目について５点満点で４点以上と回答した学生が一貫して 75%～80%と概ね良好であった（別添資料６－１－②－A P３～８）。
歯学部	歯学科	１～５	H22-H25	①平成22年度から平成25年度における、学生による授業評価において全77ユニット中、平成22年度は75、平成23年度は76、平成24年度は75、平成25年度は全ユニットで４点以上（５点満点）であり、いずれの年も平均4.5点以上と高評価となっている（別添資料６－１－②－A P９～10）。 ②平成25年度においては、３年生から５年生が一緒に選択授業を受講する、学年混合選択セミナーの総合点が4.87と特に高くなっている。これは広い視野を持ち柔軟な考え方ができる人材を育成することを狙いとして、社会で活躍している方を講師として招聘するもの取組だが、学生からも好評であり、学習成果が上がっているといえる（別添資料６－１－②－A P10）。
	口腔保健学科	２～４	H26	モジュール・ユニット授業終了後のアンケートにおいて、授業の総合評価は全45ユニット中43のユニット で3.5点以上（５点満点）であるなど、概ね高評価を得ている。（別添資料６－１－②－A P11）。

教養部		1	H22-H25 (授業評価 アンケート)	授業全体において「多くのことを学んだか」に対し「多くを学んだ」「やや多くを学んだ」と回答した学生の割合が７割を超える科目は、平成 22 年度は 76.4%、平成 23 年度は 74.0%、平成 24 年度は 73.6%、平成 25 年度は 87.1%と高評価である。
医歯学総合研究科	修士	1	H23-H25	平成 23 年度から 25 年度結果で、入学について「満足」「大変満足」と回答した学生の割合は平成 22 年度から平成 25 年度の３カ年平均で 81.9%である（別添資料６－１－②－A P12)。
保健衛生学研究科	博士 (前期)	2	H23-H25	本学入学について「大変良かった」「良かった」と回答した学生が、H23 は 94%、H24 は 88%、H25 は 92%である。その他の学生も「まだ分からない」との回答であり、「満足していない」と回答した学生はいずれの年も 0 であった（別添資料６－１－②－A P13～15)。
	博士 (後期)	2	H23-H25	本学入学について「大変良かった」「良かった」と回答した学生が、H23 は 83%、H24 は 100%、H25 は 89%である。その他の学生も「まだ分からない」との回答であり、「満足していない」との回答はいずれの年も 0 であった（別添資料６－１－②－A P13～15)。

別添資料６－１－②－A　学生アンケート結果において学習成果が上がっている主な根拠部分抜粋　（出典：評価情報室作成）

【分析結果とその根拠理由】

各学部・研究科及び教養部において、学生から授業評価・アンケート等を行っており、その分析結果によれば、各学部・研究科及び教養部とも、本学の教育に関する学生の満足度は高く、教育の成果や効果が上がっているといえる。

以上のことから、学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

観点６－２－①：　就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成 25 年度の各学部・研究科における進路別卒業者数及び産業別・職業別就職者数については、それぞれ資料６－２－①－１及び資料６－２－①－２のとおりとなっている。

学士課程卒業者の進路状況は、大学院等進学 8.7%、就職者 32.8%、臨床研修医 45.3%、その他 13.2%となっている。学科単位でみると、医学科では大学院進学 1.2%、臨床研修医 86.9%、その他 11.9%、保健衛生学科では大学院・大学進学 23.5%、就職者 67.4%、その他 9.0%、歯学科では臨床研修医 78.3%、その他 21.7%、口腔保健学科では大学院進学 3.1%、就職者 84.4%、その他 12.5%となっている。

医学科及び歯学科では、大部分の学生が臨床研修医となっており、医学科では臨床研修医となった者のうち 83.6%が本学医学部附属病院で研修プログラムに参加し（本学研修医における自大学出身者の比率：52.1%)、16.4%は他病院で臨床研修を受けている。保健衛生学科及び口腔保健学科の就職者の多くは、保健師・助産師・

看護師や医療従事者等の医療関連が大半を占めており、進学者についても学科で修得した知識・能力を基礎に、多方面に進学して、さらに力を伸ばしたいとの意欲を持ち、教育者、研究者を志す学生が多い。また、保健衛生学科は平成元年に設立されたが、同学科出身者で保健系大学の教授、准教授に就任した者も多数いる（別添資料６－２―①－Ａ）。以上のことから、学生が在学中に得た知識や経験、技術等を活かす就職先に進んでおり、各学部学科の教育目標の中で意図している人材の養成が図られているといえる。

大学院課程の進路状況は、進学 8.0%、就職者 53.6%、臨床研修医 5.3%、その他 38.4%である。各研究科等単位でみると、医歯学総合研究科の修士課程では、進学 20.0%、就職者 68.0%、その他 12.0%、博士課程では、進学 1.0%、就職者 49.3%、その他 49.8%、保健衛生学研究科の博士（前期）課程では、進学 25.9%、就職者 37.0%、その他 37.0%、博士後期課程では、就職者 50.0%、その他 50.0%となっている。なお、その他には進学準備中の者、就職準備中の者などが含まれる。

医歯学総合研究科においては、修士課程では医療関連企業や研究開発機関等への就職者を多数輩出しているが、博士課程でも半数近くが就職し、その大多数が医師、歯科医師をはじめとする医療業もしくは保健衛生関連の職種及び大学教員をはじめとする学校教育関連（研究職を含む）の職種に就いている。その他、修士課程の医療管理政策学（MMA）コースについて、大半は社会人が入学し、修了後は若干名が博士課程に進学するほか、在学中に医療関連業務の中で新たに指導的立場につくか、獲得した専門技能を活かして医療管理政策の分野の指導的立場の職に転職している。留学生に関しては、卒業後、自国で教職に就く者の比率が高いが、自国以外の国でポスドクとして研究職に就く者も多数いる。保健衛生学研究科についても、進学する者の他は医療職、医療関連企業、大学教員等の職種に就職して教育の成果を活かして活躍している。

資料６－２－①－１　各学部・研究科等進路別卒業者数（平成 26 年５月１日現在）　（出典：学務部調べ）

学部・研究科	学科・課程	進路別卒業者数							合計
		進学		就職者	臨床研修医	専修学校・外国の学校等入学者	左記以外	死亡・不詳	
		大学院	大学学部						
医学部	医学科	1 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	73 (86.9%)	0 (0.0%)	2 (2.4%)	8 (9.5%)	84
	保健衛生学科	19 (21.3%)	2 (2.2%)	60 (67.4%)	0 (0.0%)	4 (4.5%)	4 (4.5%)	0 (0.0%)	89
歯学部	歯学科	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	47 (78.3%)	0 (0.0%)	13 (21.7%)	0 (0.0%)	60
	口腔保健学科	1 (3.1%)	0 (0.0%)	27 (84.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (12.5%)	0 (0.0%)	32
学部合計		21 (7.9%)	2 (0.8%)	87 (32.8%)	120 (45.3%)	4 (1.5%)	23 (8.7%)	8 (3.0%)	265
医歯学総合研究科	修士（MMA を除く）	19 (19.0%)	1 (1.0%)	68 (68.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (9.0%)	3 (3.0%)	100
	博士	0 (0.0%)	2 (1.0%)	103 (49.3%)	0 (0.0%)	11 (5.3%)	39 (18.7%)	54 (25.8%)	209
保健衛生学	博士	7	0	10	0	0	10	0	27

研究科	(前期)	(25.9%)	(0.0%)	(37.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(37.0%)	(0.0%)	
	博士(後期)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (16.7%)	8 (33.3%)	24
大学院合計		26 (7.2%)	3 (0.8%)	193 (53.6%)	19 (5.3%)	11 (3.1%)	62 (17.2%)	65 (18.1%)	360

資料６－２－①－２　各部局産業別・職業別就職者数（平成 26 年５月１日現在）　（出典：学務部調べ）

学部・研究科	学科・課程	種別	就職先
医学部	保健衛生学科 ※就職者 60 名	産業別	医療業・保健衛生 57 名、サービス業２名、地方公務１名
		職業別	保健師・助産師・看護師 41 名、医療従事者 16 名、その他３名
歯学部	口腔保健学科 ※就職者 27 名	産業別	医療業・保健衛生 21 名、社会保険・社会福祉・介護事業２名、サービス業４名
		職業別	医療従事者 23 名、その他４名
医歯学総合研究科	修士(MMA を除く) ※就職者 68 名	産業別	製造業 24 名、情報通信業１名、学術研究専門・技術サービス業 24 名、教育・学習支援業１名、医療業・保健衛生 13 名、国家公務２名、地方公務３名
		職業別	研究者９名、製造技術者 26 名、情報処理・通信技術者１名、その他技術者３名、大学教員１名、保健師・助産師・看護師３名、医療技術者９名、その他保健医療従事者１名、事務従事者５名、サービス職業従事者４名、その他６名
	博士(一貫) ※就職者 103 名	産業別	製造業９名、学術研究専門・技術サービス業７名、学校教育 13 名、医療業・保健衛生 51 名、国家公務２名、地方公務２名
		職業別	研究者 11 名、技術者６名、教員（大学）13 名、医師・歯科医師 68 名、保健師・助産師・看護師１名、医療従事者２名、事務従事者２名
保健衛生学研究科	博士(前期) ※就職者 10 名	産業別	製造業１名、医療業・保健衛生９名
		職業別	研究者１名、保健師・助産師・看護師３名、医療従事者６名
	博士(後期) ※就職者 12 名	産業別	製造業１名、学校教育７名、医療業・保健衛生４名
		職業別	技術者１名、教員（大学）７名、医療技術者４名

別添資料６－２－①－Ａ　保健衛生学科・保健衛生学研究科卒業生の保健系大学就職状況

【分析結果とその根拠理由】

学士課程卒業者の進路状況は、医学部医学科及び歯学部歯学科については大部分の学生が臨床研修医となり、保健衛生学科及び口腔保健学科については、保健師・助産師・看護師や医療従事者等の医療関連の就職者が多くを占めるとともに、学科で修得した知識・能力を基礎に、多方面に進学してさらに力を伸ばしたいとの意欲をもち、教育者、研究者を志す学生も多数輩出していることから、学生が在学中に得た知識や経験、技術等を活かす進路に進んでいるといえる。

平成25年度大学院課程修了者についても、多くの学生が就職し、科学研究者や医療業・保健衛生等をはじめとした多様な分野で、在学中に得た知識や経験、技術等を活かす就職先に進んでおり、また、修士課程等では研究に興味を持って博士課程に進学する者も多く輩出している。

以上のことから就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がって

いると判断する。

観点６－２－②：　卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成 26 年度に、就職先企業等を対象に本学の卒業生・修了生に関する評価についてアンケート調査を実施し、結果を各学部・研究科に分類し、分析を行っている（別添資料６－２－②－Ａ）。

アンケートでは本学の教育理念である「幅広い教養」、「自己問題提起・自己解決力」、「国際感覚・語学力」に関するアンケート項目を設けており、「幅広い教養（身に付けている教養)」については 99.0%が、「自己問題提起・自己問題解決能力」については 92.0%が、「国際感覚（国際感覚、語学力)」については 81.0%が「高い」・「やや高い」と評価されている。卒業生に関するその他の項目及び学部学科・研究科別に分類したアンケート結果においても、同様に高い評価を受けている。

また、平成26年度には、平成25年度に卒業・修了した学生を対象に、「幅広い教養」、「自己問題提起・自己解決力」、「国際感覚・語学力」の各項目に関して、在学中に身に付いたか、現在役立っているかという観点でアンケート調査を行っている。アンケート結果では、在学中に身に付いたと回答した学生は、「幅広い教養」で81%、「自己問題提起・自己解決力」で87%、「国際感覚・語学力」で52%となっており、現在役立っていると回答した学生は、「幅広い教養」で82%、「自己問題提起・自己解決力」で88%、「国際感覚・語学力」で58%となっており、概ね良い評価を受けている（別添資料６－２－②－Ｂ）。

さらに、教職員が個別に卒業生から意見聴取を行っているほか、就職説明会の機会に情報を入手しており、例えば、医学部医学科及び歯学部歯学科では、本学附属病院の臨床研修医となった多くの卒業生から、在学中に得た知識や経験が卒後に活かされている旨の回答を得ている。歯学部口腔保健学科においても、卒業生から意見聴取を行ったところ、学科教育で身に付けたコミュニケーション力、企画力、プレゼンテーション力並びにPBLチュートリアル教育及び卒業研究で養成された情報の収集及び科学的吟味の力が卒後活かされているとの回答が得られている。その他、医学部保健衛生学科では、毎年４年生を対象にした就職ガイダンスを開催し、卒業生及び就職先の病院の検査部長や企業の人事担当者などを講師として招いて講演を行っており、講師からは卒業生の活躍や本学の教育について高い評価を受けている。

別添資料６－２－②－Ａ　就職先を対象とした卒業生・修了生に関するアンケート調査 （出典：学生支援・保健管理機構事務部学生支援課作成）
別添資料６－２－②－Ｂ　卒業生・修了生へのアンケート調査 （出典：学生支援・保健管理機構事務部学生支援課作成）

【分析結果とその根拠理由】

平成26年度に就職先企業等を対象に本学の卒業生・修了生に関する評価についてアンケート調査を実施しており、卒業生に関する観点について「身に付けている教養」は99.0%、「自己問題提起、自己解決力」は92.0%、「国際感覚、語学力」は81.0%が「高い」もしくは「やや高い」と回答しており、高い評価を受けている。

また、卒業生・修了生を対象に、「幅広い教養」「自己問題提起、自己解決力」「国際感覚、語学力」の各項目に関して、在学中に身に付いたか、現在役立っているかという観点で調査を行っており、概ね良い評価を受けている。

以上のことから、卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

①（観点６－１－②）・（観点６－２－②）

各学部・研究科及び教養部で実施している学生からの授業評価・アンケートにおいては、本学の教育についていずれも高い評価を得ているほか、就職先企業等を対象に本学の卒業生・修了生に関する評価について行ったアンケートの調査結果においても高い評価を得ており、学内外で本学教育の成果や効果が上がっていることが示されている。

②（観点６－２－①）

教育の成果や効果については、各学部学科に関連する各国家試験の平成 24 年度から平成 26 年度の合格率の平均が、医師 94.8%、歯科医師 79.0%、看護師 96.9%、保健師 99.4%、臨床検査技師 94.3%、歯科衛生士 100.0%といずれも高い数値を示しており、今年度初めて卒業生を出した歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻についても、歯科技工士の合格率は 100.0%であったことや、大学院では国際的に高く評価される学術誌に掲載された多くの学位論文等があることからも教育の成果や効果が上がっている。

【改善を要する点】

①（観点６－１－①）

標準修業年限内修了率について、医歯学総合研究科博士課程及び保健衛生学研究科博士（後期）課程については、標準修業年限内修了率が他の大学院課程に比して若干低い数値となっている。時間的制約のある社会人学生の割合が多いことも標準修業年限内修了率の低い一因となっているが、当該研究科運営委員会等においては、標準修業年限内に修了できるように学生を指導する旨の周知を行うなどの改善策を図っている。特に、保健衛生学研究科博士課程後期においては、社会人学生に対しては長期履修制度の積極的な活用を促しているほか、平成 26 年度より総合保健看護学専攻を改組し、看護系大学院では全国初となる５年一貫制博士課程看護先進科学専攻を設置し、長期的視野に立った研究計画立案を可能とするとともに、２年次終了時に全学生に中間評価を実施し、研究の進捗状況を的確に把握できる体制を整備するなど、標準修業年限内修了率改善のための取組みを行っている。

基準７　施設・設備及び学生支援

（１）観点ごとの分析

観点７－１－①：　教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、湯島地区、駿河台地区、国府台地区の３地区において、校地面積111,596㎡を有しており、その中に、123,739 ㎡の校舎面積を保有し、教育研究等に必要な施設及び設備を整えている。湯島地区、駿河台地区には、講義室、研究室、附属病院、附置研究所、附属図書館、各種実験施設等が整備されており、国府台地区には、講義室や研究室などに加えて附属図書館分館、屋外運動場、プール、体育館、国際交流会館、国際学生宿舎等が整備されている（大学現況票及び資料７－１－①－１、２）。

また、施設の有効活用を促進し、教育研究活動の活性化を図るため、共用スペースの確保やスペースの再配分を行っており、施設点検評価に関する内規及び施設有効活用に関する施設点検評価実施要項に基づき、施設の有効活用に関する調査を行い、大学全体の戦略の実現に向け、既存施設の有効活用を進めていくための学長裁量スペースを確保した。また、不断の見直しによる再分配で、再生医療研究センター、リサーチ・ユニバーシティ推進機構、スポーツサイエンス機構及び長寿・健康人生推進センター（医学部附属病院）等のスペースも確保している。

バリアフリー施設については、エレベーター、自動ドア、スロープ、点字ブロック、身障者用駐車場、身障者用トイレ等を設置しており、必要な箇所には適切に整備を行っている（資料７－１－①－３）。

その他、耐震改修の必要性を把握するために、対象建物の耐震診断を実施し、耐震性の低い建物について、耐震改修の検討を行い、耐震性の劣る湯島地区２号館及び５号館や国府台地区の図書館の耐震補強を実施し、湯島地区の耐震性の劣る建物の補強は終了している。現在、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に係る規制対象と規模要件に該当する本学の湯島地区・国府台地区・駿河台地区における建物の耐震化率は100％となっている。

また、災害発生時に学生及び教職員が早急に避難するために必要な非常用放送設備等の更新や、大規模災害時に避難所として必要な水を確保するために、井水浄化設備の設置や高置水槽及び受水槽を更新し、防災機能を強化したのみならず、ヘリポートの拡充設備により東京都の防災体制強化にも寄与している。

さらに、全ての地区の全エレベーターを地震時管制運転装置付に改修するとともに、建築基準法に基づく、特殊建築物等定期調査及び建築設備定期検査並びに施設パトロールを実施し、リスク発生の可能性を把握するとともに、老朽劣化による事故が起きる危険度の高い建築設備の改修を行うなど、事故災害のリスクの低減を図り、予防的措置を実施している。

別添資料　大学現況票（教育研究組織等【基準７】）
資料７－１－①－１　国立大学法人東京医科歯科大学案内ｐ.55～58　キャンパス概要
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20101125-105855-3526.pdf）
資料７－１－①－２　国立大学法人東京医科歯科大学概要ｐ.42　土地・建物及び所在地
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/kouhou/gaiyouH26.pdf）

資料７－１－①－３　地区別バリアフリー施設一覧　（出典：財務施設部調べ）

区　分	湯島地区 （うち附属病院部分）	駿河台地区	国府台地区	合計
エレベーター	17（5）	3	1	21
自動ドア	15（7）	1	0	16
出入口	17（3）	4	15	36
トイレ	2（2）	0	0	2
駐車場	9（7）	2	0	11
手摺り	15（3）	4	8	27
呼出設備	3（3）	0	0	3
合計	78（30）	14	24	118

【分析結果とその根拠理由】

本学では、湯島地区、駿河台地区、国府台地区の３地区で、校地面積111,596㎡、校舎面積123,739㎡を有し、教育研究等に必要な施設及び設備を整えている。これは、大学設置基準に定められた必要な校地面積22,783㎡（収容定員1,458人×10㎡＋附属病院建築面積8,203㎡）及び校舎面積37,281.6㎡（医学部23,803.6㎡＋歯学部13,478㎡）を校地面積で約4.9倍、校舎面積で約3.3倍といずれも基準を上回るとともに、各地区ともに教育研究等に必要な施設及び設備が整備されている。

施設の有効活用については、教育研究活動の活性化を図るため、共用スペースの確保やスペースの再配分を行い、効率的な施設の運用に努めている。バリアフリー化への配慮については、各地区でバリアフリー施設・設備の整備を行っている。さらに、耐震改修の必要性を把握するために、対象建物の耐震診断を実施し、耐震性の低い建物については、耐震補強を実施したほか、大規模災害時に避難所として必要な水を確保するため、井水浄化設備の設置や高置水槽及び受水槽を更新する等、防災機能を強化している。建築基準法に基づく、特殊建築物等定期調査、建築設備定期検査及び施設パトロールを実施し、リスク発生の可能性を把握するとともに、老朽劣化による事故が起きる危険度の高い建築設備から改修を行うなど、事故災害のリスクの低減を図り、予防的措置を実施している。

以上のことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされていると判断する。

観点７－１－②：　教育研究活動を展開する上で必要なＩＣＴ環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育・研究に必要な資料の管理、医歯学メディア教育開発や情報通信技術の利用促進を目的に、図書館情報メディア機構（資料７－１－②－１）を平成22年4月に発足させた。

本学のICT環境は、平成６年度に構築されたキャンパス情報ネットワークシステムを基盤としており、技術の進展、学内ニーズの変化、社会情勢の変化に合わせて、セキュリティの強化等に取り組みながら運用を続けている。観点７－１－④に記載したPCの設置に加え、講義室や図書館に無線LANを設置している（別添資料７－１－②－Ａ）。

平成23年度から、大学全体の情報化グランドデザインに取り組み、統合認証や複合ポータルなどの導入などを進めている。また、情報セキュリティ・個人情報保護講習会の開催や情報セキュリティガイドラインの整備等、教職員のICT知識の向上などの啓発活動にも取り組んでいる。さらに教員の業績は「研究情報データベース」で学内外に発信している（資料７－１－②－２）。

本学独自の取組みとしては、平成21～23年度に大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラムとして採択された「コンピュータによる診療模擬実習の展開」（資料７－１－②－３）を行っている。これは、臨床現場に即した多種多様の経験ができるコンピュータシミュレーション教材を独自に作成・活用するものである。平成26年度は、教材を新規に31本作成し、累計540本となった（別添資料７－１－②－B）。活動の評価としては、平成18年度から教材を使った学生にアンケートを行っており、例えば、「当該実習により臨床の知識を自己学習する能力を身につけたと思うか?」との項目においては毎年約80%以上が肯定的な評価を行っているほか、自由回答についても当該実習が有効に活用されていることを示す多数の回答を得ている（資料７－１－②－４）。他の国立大学２校でもこの教材を採用する等、学外からも評価されている。

TV会議システムを用いて、講義室と歯学部附属病院の診療室を繋ぎリアルタイムの診療映像を見ながら質疑応答する授業（臨床ライブ授業）や、国内外の大学と講義の同時中継なども行っている（資料７－１－②－５）。講義映像も収録し、平成26年度は383本、累計では1,011本を配信している。資料配布やオンラインテスト機能のあるLMSには、430コース（平成27年2月現在）が開設され（資料７－１－②－６）、学部授業のほか、他大学と連携したプログラム（資料７－１－②－７）や、教職員などにも用いられている。英語学習システムでは、医学英語基礎とライフサイエンス英語を導入している。成績やシラバス等の管理を行っている東京医科歯科大学キャンパス教育支援システムのID発行数は、学部学生1,473名、教職員2,482名、登録授業科目数は、531（平成26年度後期）で、平成27年度から大学院生にもIDの発行を予定している。これらのシステムへのアクセスのためにポータルを設置している（資料７－１－②－８）。

資料７－１－②－１　国立大学法人東京医科歯科大学図書館情報メディア機構規則抜粋

（出典：国立大学法人東京医科歯科大学図書館情報メディア機構規則）

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程第２７条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学図書館情報メディア機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　機構は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における教育、研究及び学習に必要な医歯学情報等の図書及びその他必要な資料等の収集・整理・管理・運用等を行うとともに、医歯学メディア教育開発の促進、情報通信技術の総合的な利用の促進を図ることを目的とする。

別添資料７－１－②－A　無線LAN利用可能場所（東京医科歯科大学学内LAN接続マニュアル抜粋）

資料７－１－②－２　研究情報データベース

（出典：東京医科歯科大学研究情報データベース・http://reins.tmd.ac.jp/search?m=home&l=ja）

資料７－１－②－３　大学教育・学生支援推進事業　大学教育推進プログラム　選定取組一覧（大学）

（出典：日本学術振興会Webサイト・http://www.jsps.go.jp/j-pue/kohyo/sentei_daigaku.html）

別添資料７－１－②－B　コンピュータシミュレーション教材の例（製作：図書館情報メディア機構）

資料７－１－②－４　学生からの評価（出典：東京医科歯科大学Webサイト・http://www.tmd.ac.jp/dent/program/tmd04/page05.html）

資料７－１－②－５　講義映像の収録・中継
（出典：東京医科歯科大学Webサイト・http://www.tmd.ac.jp/labs/toshozyouhou/media-education/e-learning_video/index.html）
資料７－１－②－６　LMS（Learning Management System）開講コース一覧
（出典：東京医科歯科大学 WebClass・http://lib02.tmd.ac.jp/webclass/tool/tmdu/courselist.php）
資料７－１－②－７　「課題解決型高度医療人材養成プログラム」選定大学申請書
（出典：文部科学省Webサイト・http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryou/1351007.htm）
資料７－１－②－８　学生用情報システムポータル
（出典：東京医科歯科大学Webサイト・http://www.tmd.ac.jp/labs/toshozyouhou/media-education/students/index.html）

【分析結果とその根拠理由】

情報ネットワークシステムについては、図書館情報メディア機構において適切な整備がなされているとともに、利用に必要なサービスの提供等の業務についても行われているほか、各地区ともに学生が利用可能なPCの整備が適切に行われている。WebClassにより学生の学習支援を行っているほか、講義映像の収録と配信システムやTV会議システムを用いた講義同時中継システムも整備して教育環境の充実を図っており、ICTを活用した教育システムの開発・構築を推進している。なお、こうしたICT活用教育については学生からも高い評価を得ている。

以上のことから、教育研究活動を展開する上で必要なＩＣＴ環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

観点７－１－③：　図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

湯島キャンパスにおいて昭和21年に開設した本館と、教養部において昭和33年に開設した国府台分館がある（資料７－１－③－１）。本館は、総面積4,644㎡、うち閲覧室は2,222㎡、書架延長は6,643.5㎡、座席数301で、PCを常置した情報検索室等を備えている。分館は、平成26年度に改修工事を終え、平成27年度より集密書架やアクティブラーニングスペースを備え、再開している。入館者数、館外貸出数等については、図書館（本館）及び国府台分館合わせて、平成25年度実績では入館者数が164,462名、貸出図書が22,390冊である（資料７－１－③－２）。

資料の構成としては、本館は、医学・歯学・生命科学等、本学の学科・研究科に特化したもの、分館は医療人に求められる教養教育に必要な幅広い分野のものとなっている。蔵書数は、本館は図書223,762冊、プリント版学術雑誌3,511種、視聴覚資料336点、分館は、図書85,548冊、プリント版学術雑誌239種、視聴覚資料840点である（平成27年５月１日現在）。これらの資料は、図書館業務システムで管理されており、OPAC（資料７－１－③－３）で学内外から所蔵場所や貸出状況が確認できるようになっている。他に電子ジャーナル8,790タイトル（別添資料７－１－③－A）、電子ブック319タイトル（別添資料７－１－③－B、C、資料７－１－③－４）、データベース９タイトル（資料７－１－③－５）、文献管理ツール３種を提供している（各タイトル数は平成27年度現在）。

資料収集の方針としては、学部生用には学習に密着したシラバス掲載図書を重点的に、大学院生・教職員には研究に有用な電子ジャーナル・データベースの提供を目標としている。新年度開始時に教科書・参考書が利用可能となるよう観点７－１－②に記した東京医科歯科大学キャンパス教育支援システムで、次年度のシラバスを確認している。さらに、利用者のニーズの把握方法としては、図書の購入希望を随時受付けている。一方、電子ジャーナルは、前年度利用実績を集計するとともに、学内各分野のニーズを確認するため重要度調査を毎年度行い、それに基

づきジャーナルの重み付けを行なっている。これらを基に図書館運営委員会下の選書専門委員会で、購入図書や電子ジャーナルのタイトル入替を決定する。

図書は、閲覧室と自動書庫に配架され、コンビタグにより自動貸出機またはカウンターで館外貸出手続きを行っている。本学に所蔵の無い資料については、相互利用協定を締結した大学（資料７－１－③－６）での貸出や閲覧が可能なほか、NACSIS-ILL を利用してそれ以外の大学図書館からも資料の取り寄せを行っている。資料の依頼や、図書の貸出期間の延長などはMyLibrary を使用することができる。電子ジャーナルやデータベース等の Web サービスについては、学内はもちろん、学外からも VPN（別添資料７－１－③－D）で利用することができる。

本学の学術情報資源を有効に活用してもらうため、毎年、図書館職員が授業やオリエンテーションに赴き、学部生、大学院生、留学生に向けて文献検索を中心とした資料の活用方法の説明を行っている。さらに、個別のデータベースや文献管理ツール等のより詳細な講習会も開催している（資料７－１－③－７）。特に、臨床支援データベース「Up To Date」「Cochrane Library」については、多忙な医療従事者が参加しやすいように医学部附属病院で出張講習会も行っている。平成 26 年度には学術論文の投稿支援として開講した「英語論文の書き方セミナー」は、定員 100 名を上回る応募があり急遽追加開催をする等、好評を得ている。また、講習会映像を録画し、教職員や学生に向けて学内で配信をしている。

本学の図書館は、誰でも入館可能であり（資料７－１－③－８）、他大学にあまり例の無い取組みとして電子ジャーナルの閲覧（無料）とプリントアウト（有料）を認めている。

その他、Anatomische Tabellen（ターヘルアナトミア）など、日本のみならず世界的にも貴重な医学資料も所蔵し、そのうちDe humani corporis fabrica は全ページを Web で公開している（資料７－１－③－９）。

館内のセキュリティでは、入退館ゲート（ブックディテクションシステム）や防犯カメラを設置し、防災対策としては、アンカーボルトや上部連結転倒防止を図っている。

資料７－１－③－１　東京医科歯科大学図書館ホームページ
（出典：東京医科歯科大学Webサイト・http://www.tmd.ac.jp/lib/index.html）

資料７－１－③－２　図書館利用状況（平成25年度実績）　（出典：図書館情報メディア機構作成）

区分	開館日数	入館者数	開館時間		館外貸出冊数	
			平日	土・日・祝日	学生	教職員
本館	359日	144,495人 (*)	8:30～22:00	10:00～18:30(**)	16,212冊	4,301冊
国府台分館	244日	19,967人	9:00～20:00	-	1,522冊	355冊

(*)うち学外者数4,012 人

(**)3,8 月以外は、8:30～10:00 プレオープン（利用登録のある者のみ入館可）

資料７－１－③－３　OPAC（蔵書検索）
（出典：東京医科歯科大学図書館 WebOPAC・http://lib07.tmd.ac.jp/webopac/topmnu.do）
別添資料７－１－③－Ａ　東京医科歯科大学図書館　電子資料タイトルリスト
別添資料７－１－③－Ｂ　電子書籍　OVID
別添資料７－１－③－Ｃ　電子書籍　NetLibrary
資料７－１－③－４　電子書籍　分館電子ブック
（出典：東京医科歯科大学Webサイト・http://www.tmd.ac.jp/lib/bunkan_kounodai/index.html）

資料７－１－③－５　データベースリンク集（出典：東京医科歯科大学Webサイト・http://www.tmd.ac.jp/lib/database/top.html）

データベース利用回数　（出典：図書館情報メディア機構作成）

タイトル	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
(1)MEDLINE (OVID)	10,006	9,119	4,538	6,113
(2)Web of Science	40,660	31,648	34,117	36,283
(3)Journal Citation Reports	10,974	11,448	10,473	8,732
(4)CINAHL	3,933	4,053	1,702	1,963
(5)Up To Date	23,200	23,062	31,279	28,535
(6)Cochrane Library	2,430	1,301	1,487	1,968
(7)Current Protocols	1,372	1,927	778	679
(8)医中誌Web	93,257	107,022	105,565	109,012

資料７－１－③－６　相互利用協定（明治大学、文京医学図書館コンソーシアム、四大学連合）

（出典：東京医科歯科大学図書館Webサイト・http://www.tmd.ac.jp/lib/mutual_use2/index.html）

別添資料７－１－③－D　Vertial Praivate Network Service

資料７－１－③－７ 講習会一覧（平成26年度）（出典：図書館情報メディア機構作成　2月末現在）

名称	実施日	人数
講習会・説明会		
英語論文の書き方セミナー	12/8,19（英語）	194
EndNote説明会	7/9,15,31、10/20、11/7,20、12/3,10(日本語）、7/11(英語)	194
Ref Works説明会	7/22、10/14、12/5(日本語)、7/25、10/8（英語）	60
Web of Science 説明会	6/26、10/29(日本語)、7/28(英語)	53
NetAcademy2説明会（国際交流センターとの共催）	10/20	43
Up to Date説明会	6/11、11/4（日本語）、6/18（英語）	40
WebClass説明会	9/1	33
医中誌Web説明会	7/2、11/14,19,28、12/12	31
CINAHL 説明会	6/25、7/30、11/10,26、12/11	28
Cochrane Library 説明会	6/25	19
Journal Citation Reports説明会	10/29	11
ワークショップ		
コンピュータシミュレーション教材の作成	10/29	3
	計	709

資料７－１－③－８　利用案内（卒業生・学外者）

（出典：東京医科歯科大学Webサイト・http://www.tmd.ac.jp/lib/information_for_visitors/top.html）

資料７－１－③－９　貴重図書の公開（出典：東京医科歯科大学Webサイト・http://www.tmd.ac.jp/lib/rare_books/index.html）

【分析結果とその根拠理由】

本学の図書館及び国府台分館の蔵書は、図書309,310冊、学術雑誌3,750種、視聴覚資料1,176点、電子ジャーナル8,790となっており、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整備されている。

図書館の利用状況については、図書館及び国府台分館合わせて、平成25年度実績では入館者数が164,462名、貸

出図書が 22,390 冊である。電子ジャーナルやデータベース等の Web サービスについては、湯島地区・国府台地区はもちろん、VPN の使用により学外からも資料を利用することができるようになっている。また、本学の情報資源を有効に活用してもらうため、学部学生、大学院生、留学生、医療従事者それぞれに向けて各種のガイダンス講習会を開催しており、好評を得ている。その他、NACSIS-ILL を利用した他大学からの資料の取り寄せや、明治大学各図書館と本学図書館との相互利用などを実施している。

以上のことから、図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

観点７－１－④：　自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

湯島地区及び教養部のある国府台地区において、自習室・演習室を整備し、PC を設置するなど自主学習が行いやすい環境を整えている（資料７－１－④－１）。

図書館本館では、自主的学習設備として、静謐な学習空間に加えて、有料コピー機６台（うち４台はプリンター兼用）、無線LAN等を整備しているほか、活発かつ能動的に学習ができるラーニングコモンズを設置している。本館の開館時間は平日8:30-22:00、土日祝は10:00-18:30で、年末年始と計画停電時を除き休館日は設けていない（観点７－１－③を参照）。蔵書数は22万冊、館外貸出は５冊までとなっており、期間は２週間（製本雑誌は１週間）である（資料７－１－④－２）。平成25年度の学生による図書の館外貸出人数は9,518名、貸出冊数16,212冊であり、活用されているといえる。

図書館分館は平成27年３月に改修工事が完成し、新たにグループ学習に適した可動式のテーブルとチェアを配置し、情報検索・e-Learning用のPCとLAN環境を整えたラーニングコモンズを設置した。一方、遮音性の高い壁・窓・扉を設置して活発な空間からの音漏れがないようにした静謐な場に、隣や向かいが見えない仕切りの高い学習用デスクを設置し、授業外の学習時間の質の向上も図った。分館の開館時間は平日9:00-20:00（長期休暇中は9:00-17:00）、土日祝、年末年始と計画停電時は休館である。蔵書数は８万冊、館外貸出は５冊までで、期間は２週間である。平成25年度の学生の館外貸出人数は885名、貸出冊数1,522冊であり、本館同様に活用されている。

観点７－１－②で詳述したとおり、e-Learningシステムを使用すれば、講義資料のダウンロードやレポート提出、講義映像の視聴は、自宅からも可能となっている。電子ジャーナルやデータベース、各種ツールは、使用方法の説明会を頻繁に開催し、VPNを使用すれば、自宅からも利用することができる。

その他、各学部・研究科及び教養部において自主学習環境の充実のために様々な取組みを行っており、例えば、医学部医学科では、自習時間の確保のために時間割編成において平成23年度入学生より５時間目の講義を原則として廃止した。歯学部歯学科では、問題発見・解決型の診療シミュレーション教材を独自に開発し、臨床現場を体験学習させるe-Learning教材を多数学生に活用させており、指定した授業時間内はもちろん、時間外に自宅からでも体験学習ができるように整備している等、学生に対して学習環境は十分に整備されているといえる（資料７－１－④－３）。

また、さらなる改善に向けて、学長と学生の懇談会やキャンパスに関するアンケート等により学生からの要望を把握することとしている（別添資料７－１－④－Ａ）。

資料７－１－④－１　各部局の自習室・演習室整備状況　（出典：評価情報室調べ）

部局名	自習室・演習室名称	PC 設置状況	座席数・定員	備考
医学部	３号館３階演習室 ３－１～10	10 台 各１台	座席数 各約 10 席	学生の実習を行っていない平日及び休日に学生の自習用に貸し出し。
医学部	３号館４階演習室 ４－１～12	12 台 各１台	座席数 各約 10 席	学生の実習を行っていない平日及び休日に学生の自習用に貸し出し。
医学部	３号館５階演習室 ５－１～４	４台 各１台	座席数 各約 10 席	学生の実習を行っていない平日及び休日に学生の自習用に貸し出し。
医学部医学科	３号館５階自習室	なし	座席数 22 席	医学科学生自習用に開放
	３号館６階自習室	なし	座席数 22 席	医学科学生自習用に開放
医学部保健衛生学科	３号館８階 リフレッシュルーム	６台	座席数 11 席	保健衛生学科（主に看護）自習用に開放
医学部保健衛生学科	３号館８階 保健衛生学科自習室	０台	座席数６席	保健衛生学科（主に検査）自習用に開放
歯学部	歯学部学生リフレッシュルーム	なし	座席数 18 名	歯学部学生（主に歯学科）自習用に開放 無線 LAN 使用可
歯学部歯学科	第１講義室	なし	定員 90 名	授業時間帯以外に学生へ開放
	第５～11 演習室	なし	各定員 10 名	主に国家試験対策自習で使用
歯学部口腔保健学科	リフレッシュルーム	なし	２０名程度	口腔保健衛生学専攻専用
	リフレッシュルーム	なし	２０名程度	口腔保健工学専攻専用
図書館本館	３階閲覧室	19 台	座席数 70 席	
	４階閲覧室	なし	座席数席 162 席	
	情報検索室１	120 台	定員 120 名	
	情報検索室２	12 台	定員 12 名	
	ラーニングコモンズ	なし	定員３名	
図書館国府台分館	１階閲覧室	なし	座席数 35 席	
	１階 Collaboration Area	ノートブック型 20 台	座席数 20 席	PC ミーティングスペース
	１階 Communication Area	タブレット型 PC25 台 ※館内（閲覧室を除く）専用モバイル端末（計画中）	座席数 20 席	ラーニングコモンズ
	１階 Presentation Room		座席数 12 席	プレゼン室
	２階 Seminar Room A		座席数 25 席	※利用方法は、分館図書館運営委員会で検討
	２階 Seminar Room B		座席数 12 席	
	２階 Seminar Room C		座席数 15 席	
教養部	計算機実習室	90 台	座席数 90 席	
国際交流センター	ラウンジ	なし	座席数約 20 席	留学生へ開放 日本語教材、英字新聞・雑誌等設置

国際交流センターグローバルキャリア支援室	TEAM COLLABORATION SPACE	なし	座席数10席	Health Sciences Leadership Program (HSLP) 履修学生へ開放

資料７－１－④－２　図書館利用者案内（学生・教職員・共同研究者）
（出典：東京医科歯科大学Webサイト　http://www.tmd.ac.jp/lib/guide/top.html）

資料７－１－④－３　各学部・研究科等の自主的学習環境整備に関する取組　（出典：評価情報室調べ）

学部学科・研究科等	取組内容
医学部医学科	研究実践プログラム・研究者養成コースを履修する学生に配慮し、また自習時間の確保のために時間割編成において５時間目の講義を原則として廃止した。また、自習が出来る環境づくりとして、学生が自由に使用できる自習室や各学年毎の談話室を設置し、自発的学習の機会を提供している。 また、講義時間以外では演習室等を貸し出し、グループ学習機会に供している。
医学部保健衛生学科	湯島キャンパスで実施する専門科目では、ほとんどが必修科目のため、学生が授業毎に別の講義室に移動することが少ない。このため事実上、各学年にそれぞれ専用の講義室が割り当てられている状態となっており、年間を通してほとんどの期間は、それぞれの講義室で自習もできる。 その他に学生が自由に使用出来るようにリフレッシュルーム、自習室、談話室を設置し、自発的学習の機会を提供している。
歯学部	問題発見・解決型の診療シミュレーション教材を独自に開発し、臨床現場を体験学習させる e-Learning 教材を多数学生に活用させており、指定した授業時間内はもちろん、時間外に自宅からでも体験学習ができるように整備している。 また、歯学科では、３年次の病態科学演習では、同時に行っているモジュールと密接に関連したテーマを設定し、数名の学生に１名の教員がチューター参加して議論を行い、学生に自主的に学習を行わせている。 また、４年次の研究実習では、学生が希望する研究室で、２ヶ月間研究の体験を行う。歯学部学生が自主学習を行えるスペースとして７号館の１F にリフレッシュルームを整備した。 歯学科６年生の国家試験対策の自主学習を行える場として、期間を限定し、小規模（定員 10 名）な演習室を７部屋開放している。 口腔保健学科の各専攻では専用的に使用できるリフレッシュルームを整備した。
医歯学総合研究科	修士課程医歯理工学専攻医療管理政策学（MMA）コースでは、M&D タワー12 階に同コース学生用の共同研究室を設け、学生が自由に利用できる学習スペースを確保している。
保健衛生学研究科	大学院生は各分野の研究室内に机があり、各自の PC を各分野の経費負担で学内 LAN に接続できる。さらに、３号館 17・18 階談話室を開放している。 博士課程看護先進科学専攻において、平成 26 年度より、がん看護専門看護師資格取得を目指す学生を対象に、文部科学省補助事業・がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン選定大学の講義を収録した「がんプロ e-Learning クラウド」のコンテンツを補助教材として利用できるようにし、自宅等で予習・復習できる環境を整備した。 生体検査科学専攻では、平成 26 年度より必修科目として導入した「生体検査科学セミナー」において、学生が研究の目的・方法の妥当性・考察などを他分野学生に発表する機会を新たに設け、セミナー発表の準備な

	ど、学生に自主的に学習を行わせている。
教養部	従来から図書館分館のラウンジにパソコンを配備し、学生の自学自習に供してきたが、改修後、平成 27 年４月からは、パソコンを完備した PC ミーティングスペースのほか、セミナー室、プレゼン室等の学習スペースを設けて、学生への支援体制を一層充実させた。その他、自然系、外国語系等の科目では、WebClass 上に使用教材･参考教材をアップして学生の予習・復習の便を図る等、自主学習環境の整備に努めている。

資料７－１－④－Ａ　キャンパスに関するアンケート集計結果報告〈調査概要〉

【分析結果とその根拠理由】

湯島地区、国府台地区の各地区において、自習室・演習室を整備し、PC を設置するなど、自主学習が行いやすい環境を整えている。

図書館については、図書館本館、国府台分館ともに、豊富な蔵書を揃え、学生に活用されていることに加え、活発かつ能動的に学習ができるよう、情報検索・e-Learning 用の PC と LAN 環境を整えたラーニングコモンズを設置する等、環境整備がなされている。

各学部・研究科及び教養部においても、自習時間の確保のための時間割編成の変更や、e-Learning 教材を学生に活用させる等、自主学習環境の充実のために様々な取組みを行っており、学生に対して学習環境は十分に整備されているといえる。

以上のことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

観点７－２－①：　授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学士課程・大学院課程における授業科目の履修方法、専門、専攻の選択の際のガイダンスは、各学部・研究科が実施しており、学士課程の新入生に対しては、４月当初に全新入生参加による校外合宿オリエンテーションにおいて、患者の治療体験談と質疑応答を通じて医療人としての動機付けを行うとともに、教養部においても全学部学生共通で教養科目についてのガイダンスを行っている。さらに、それぞれの学部学科毎に専門科目等についてのガイダンスを行っている。また、各年次学生については、４月当初に科目履修、専門科目等についてのガイダンスを行うほか、PBL、臨床実習、プロジェクトセメスター（自由選択学習）、複合領域コースなどそれぞれのプログラム開始前に説明会を行っている。平成 24 年度より開講された医歯学融合教育については、対象となる医学科及び歯学科の学生に対し、履修開始前となる２年次の４月にオリエンテーションを実施し、教育内容・目的等を説明している。（資料７－２－①－１）。

大学院課程については、各研究科別にガイダンスを行っている（前掲資料７－２－①－１）ほか、医歯学総合研究科では入学者を対象に研究開始に当たり，種々の研究分野における基本的な研究概念や具体的な研究方法の必要知識及び研究実施上の注意事項を学習する初期研究研修プログラムを実施しており、各分野の研究法、研究発表・論文作成、動物実験の進め方等についてのガイダンスを行っている（前掲資料５－５－①－２）。

また、10 月入学の留学生に対して、４月上旬に実施している英語による初期研究研修プログラムを録画し、10 月以降に１週間程度の期間を設けて視聴を義務付けている。

その他、学生支援・保健管理機構では、４月と 10 月に外国人留学生に対するオリエンテーションを実施し、健康

管理、大学生活に必要な諸手続、日本での研究・勉学及び日常生活等について説明し、留学生が日本で円滑な学生生活がおくれるよう支援している。

資料７－２－①－１　平成26年度ガイダンス実施状況　（出典：評価情報室調べ）

学部・研究科等	ガイダンス	対象学生	実施時期	内容
学部共通	新入生オリエンテーション	学部入学者	４月当初	医療人としての動機付け等を行う
	教養部ガイダンス（入学者）	学部入学者	４月当初	教養科目の履修等に関するガイダンス
	教養部ガイダンス（留年者）	留年者	４月当初	教養科目の履修等に関するガイダンス
	教養部ガイダンス（編入学生）	口腔保健学科第２・３学年	４月当初	教養科目の履修等に関するガイダンス
	海外渡航・派遣前オリエンテーション	全学部　海外渡航・派遣予定学生	２月中旬	渡航前の準備、ワクチン等健康管理について、緊急連絡先等書類提出について
医学部	学部専門科目ガイダンス	医学科、保健衛生学科	４月当初	学部学科の全般的ガイダンス
	プロジェクトセメスター	医学科第３学年	10 月末	プロジェクトセメスターに関する説明会
	合宿研修	医学科第４学年	11 月末	臨床実習に向けてのガイダンス
	臨床実習Ⅰ	医学科第４学年	12 月当初	臨床実習に関する説明会
	臨床実習	医学科第４学年	１月中旬 ３月中旬	臨床実習に関する説明会
歯学部	学部専門科目ガイダンス	歯学科、口腔保健学科	４月当初	学部学科の全般的ガイダンス
	合宿研修	歯学科第５学年	10 月当初	臨床実習に向けてのガイダンス
	患者対応接遇セミナー	歯学科第５学年	10 月当初	患者対応方法の説明・指導
	包括臨床実習PhaseⅠオリエンテーション	歯学科第５学年	9 月末～ 10 月当初	臨床実習に関する説明会
	包括臨床実習PhaseⅡオリエンテーション	歯学科第５学年	11 月末～ 12 月当初	臨床実習に関する説明会
	歯学部附属病院臨床実習ガイダンス	口腔保健学科衛生学専攻第３学年	9 月末～ 10 月当初	歯学部附属病院における臨床実習の説明会
医学科・歯学科	医歯学融合教育オリエンテーション	医学科・歯学科第２学年	４月当初	融合教育の概要・目的等の説明会
医歯学総合研究科	専門科目ガイダンス	修士、博士（一貫）	４月当初	研究科の全般的ガイダンス
	初期研究研修プログラム	医歯学総合研究科入学者	４月中旬	研究等に関する必要事項について説明
保健衛生学研究科	専門科目ガイダンス	博士（前期）・（後期）、博士（一貫）	４月当初	研究科の全般的ガイダンス
	共同災害看護学専攻 入学生合同オリエンテーション	共同災害看護学専攻入学者	４月当初	共同教育課程全般的ガイダンス 各大学の紹介
学生支援・	新入留学生オリエンテーション	新入留学生	４月,10 月	研究・勉学及び日常生活等について説明

保健管理機構				
国際交流センター	オリエンテーション	新入日本語研修生	4月,10月	日本語研修コースの履修等に関する説明

前掲資料５－５－①－２　初期研究研修プログラム講義スケジュール

【分析結果とその根拠理由】

学士課程・大学院課程ともに入学者及び在学生に対し、適切にガイダンスを行い、授業の履修、専門や専攻の選択の指導を行っている。学士課程においては、新入生オリエンテーションにおいて医療人としての動機付けを行っているほか、教養科目、専門科目それぞれでガイダンスを行い、その他、プログラム等に応じて説明会を行っている。大学院課程においては、各研究科別にガイダンスを行っているほか、医歯学総合研究科では初期研究研修プログラムとして、研究等に関する必要事項についてのガイダンスを行っている。さらに、外国人留学生に対しても、４月と10月にオリエンテーションを行っている。

以上のことから、授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

観点７－２－②：　学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

学習支援に関する学生のニーズの把握については、学生からの授業評価・アンケートのほか、担当教員が学生と面談した際に、学生の要望等を聞くことなどにより把握している。

また学習相談、助言、支援については、学生支援・保健管理機構学生・女性支援センター（以下「学生・女性支援センター」という。）が対応しており、勉学や生活に関する学生からの相談等について日本語及び英語で対応している（資料７－２－②－１）。

なお、学生支援・保健管理機構は、学習相談、助言、支援に加え、経済、健康、課外活動、進学等の問題について、一元的な相談窓口を設けて支援を行っている。平成26年度には、留学生受入の窓口と日本人学生の海外派遣の窓口を一元化した。また、学生の海外派遣に関する助言・支援等の業務も取り扱っており、特に、海外研修に派遣される学生に対して、海外事情、危機管理を含めた心構え等のアドバイスを行っている。危機管理に関しては、渡航中の学生の安全面を最大限に考慮し、海外での事件・事故のリスク対策として、トラブルに巻き込まれないような事前指導を強化するとともに、OSSMA（危機管理サービス）への加入（必須）と合わせて海外旅行保険の加入（必須）を促すほか、緊急連絡先の把握などを行い、有事の際に備えた危機管理体制を整えている。

また、各学部学科及び教養部においては、担当教員制度として担任制、チューター制(グループ別担当教員、卒業研究担当教員)、あるいはアドバイザー教員制等を採り、学生の日常生活、研究･教育上の相談に対応している（資料７－２－②－２）。

各学部学科及び教養部の学生委員会ないし教育委員会等においては、学生の要望や相談等を基に、学生のニーズに合った学習環境の整備等について検討を行うとともに、改善を行っている。例えば、医学部では学生個々人のニ

ーズに合わせ２学年からは四大学連合を活用し、一橋大学、東京工業大学、及び東京外国語大学でも複合領域の履修を認めているほか、４年次における最大６ヶ月におよぶ自由選択学習（プロジェクトセメスター）では、国内外の様々な大学・研究所等での実習が可能である。

さらに、国際交流センター（グローバルキャリア支援室）では、学生の要望に応え、海外研修プログラムに参加する学生やこれから海外留学を考えている学生のために「TOEFL-CBT受験のための集中セミナー」を実施している。

医歯学総合研究科では、学際生命科学東京コンソーシアムを活用し、国立私立の枠を越えた大学間の単位互換制度、共通シラバスの作成などで幅広い科目の履修が可能となるとともに、合同で企業などでのインターンシップ、学外特別研修や就職支援を行なっている。

なお、こうした要望・相談等の体制については、入学時に学生に配布される「学生生活の手引き」及び各学部・研究科等のガイダンスにおいて周知されている（資料７－２－②－３、４）。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援については、障がい者等については学生・女性支援センターが窓口となって相談を受け、学生支援・保健管理機構事務部学生支援課（以下「学生支援課」という。）、学務部、各学部事務部、その他関係部署と連携して対応している。

留学生についてはチューターを配置し、学習支援、日本語の指導等に加えて教育・研究についても個別に課外指導を行い、留学生が早期に環境に適応できるよう支援しているほか、教養部では教養部英語教員、大学院生は指導教員からもアドバイスを受けられる。また、他の学生と同様に学生・女性支援センター又は担当教員が勉学や生活に関する学生からの相談等について日本語及び英語で対応している。

さらに、平成26年度より学生による学生のための支援制度として、学部２年生以上の学生がサポーター（相談役）となり、下級生の相談（修学、進路、学生生活等）を受けるピア・サポート制度を開始した。同制度では週に２日程度、学生支援課内にサポーターが待機して随時下級生の相談に応じているほか、メールでの相談も受け付けている（資料７－２－②－５）。

資料７－２－②－１　学生支援・保健管理機構学生支援・保健管理機構学生・女性支援センタートップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/labs/gakuseihokenkikou/scsfs/index.html）

資料７－２－②－２　学生相談等体制（担当教員制度）　（出典：学生生活の手引き（平成27年度）p.13抜粋）

担当教員制度について

○　教養部では、教養部学生委員会（教員５名）が全学生の相談窓口として、教育・生活の両面にわたって相談・指導に当たっています。

なお、外国人留学生については、学部へ進級するまで教授会で任命された教員が指導教員として担当しており、個別に責任をもって指導、教育に当たっています。その他に教員別学生面接受付時間（Office Hours）を設けており学生の指導・教育の充実・向上を図っています。

○　医学部医学科では、学生グループ担任制を設けています。本制度は、学生の皆さんが教員との接触を積極的に進め何事にもかかわらず、各自が教員に相談し湯島地区での勉学、実習、学生生活、将来の進路を有意義なものにするように活用するためのものです。このためにグループは１～６年生の学生を学年縦断的に合同して12・13名単位に対し、医学科で選出した准教授以上の教員１名を配置し卒業まで同一教員が担当します。グループ単位の教員との懇談は、学生側の計画によって進めることが本制度の有用性を高めるのに役立つと思います。

○　医学部保健衛生学科では、「学年担当教員制」を設け、１～４年の各学年に１～２名の教員を置き、修学並びに生活上等の諸問題に対応しておりますので、有効にこの制度を活用して下さい。

○　歯学部では、学年別担当教員制度を設けています。
　この制度は湯島地区学生の勉学上のこと、生活上のこと、将来の進路のことなど何ごとによらず、気軽に相談してもらうことを目的としたもので、各学年に１名の学年別担当教員（歯学部学生委員会委員が対応）を置いています。
　この他、歯学部には、修学上の諸問題を審議するため、「歯学部学生委員会」があります。

資料７－２－②－３　平成27年度 学生生活の手引き
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/H27tebiki.pdf）
資料７－２－②－４　平成27年度 大学院学生生活の手引き
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/H27tebiki_graduate.pdf）
資料７－２－②－５　学生支援・保健管理機構学生支援・保健管理機構学生相談・就職支援部ホームページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/labs/gakuseihokenkikou/scsfs/sc/index.html）

【分析結果とその根拠理由】
学習支援に関する学生のニーズの把握については、学生からの授業評価・アンケートや担当教員が直接学生と面談することなどにより把握しており、学生相談、助言、支援については、学生・女性支援センター及び各学部学科及び教養部の担当教員制度によって教育・生活両面における相談・助言・指導を行っている。学生の要望や相談のうち主要なものについては、各学部・研究科及び教養部の教育委員会等において検討・審議し、改善を行っている。
以上のことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。
また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援については、障がい者等については学生・女性支援センターが窓口となって相談を受け、学生支援課、学務部、各学部事務部、その他関係部署と連携して対応しており、留学生についてもチューターによる学習支援に加え、他の学生と同様に学生・女性支援センター又は担当教員が勉学や生活に関する学生からの相談等について日本語及び英語で対応している。
以上のことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

観点７－２－③：　通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし。

観点７－２－④：　学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】
本学では、学生の心身の向上と学生間の親睦を図ることを目的として、学術、文化、運動等の自発的な活動を行う全学的な組織として学友会がある。学友会は、本学の学生によって組織され、文化系20サークル、体育系28サークルを有し、顧問教員の指導のもと学術、文化、運動等について活発な活動を行っている（資料７－２－④－１）。

また、学生の福利厚生を図り自治精神を昂揚させることを目的として、学生自治会が本学全学生をもって組織されている。こうした学生のサークル活動や自治活動等の課外活動への支援に関しては、学生支援課がその窓口となるとともに、課外活動施設の維持管理及び使用についての指導・連絡・調整を行い活動を支援している（資料７－２－④－２）。具体的な指導のための指針として、「課外活動団体指針」「課外活動団体顧問教員指針」を学生支援・保健管理機構運営委員会において策定し、各サークル・各顧問教員へ配布している（資料７－２－④－３）。また、平成26年度には課外活動施設の１つである国府台合宿研修所を、より利用しやすいキャンパス入口に近い場所に建て直した。

資料７－２－④－１　学友会所属の公認課外活動団体一覧　（出典：平成27年度 学生生活の手引きp.58抜粋）

〔文化系〕（20サークル）		〔体育系〕（28サークル）	
English Speaking Society	学生国際交流会　S.S.I.A	漕艇部	女子バレーボール部
お茶の水管弦楽団	Tokyo Medical & Dental Piano Club ピアノの会	躰道部	競技スキー部
混声合唱団	ジャズ研究会	柔道部	水泳部
美術部	ＴＥＳＳＯ	剣道部	ワンダーフォーゲル部
写真部	アカペラサークル	弓道部	バドミントン部
茶道部	iPag医科歯科プライマリケア研究会	硬式庭球部	ハンドボール部
演劇部	つり部	ソフトテニス部	ゴルフ部
公衆衛生予防医学研究会	文藝同好会	硬式野球部	陸上競技部
Modern Jazz Diggers	Ｒｅｇａｌｏ	卓球部	スキューバーダイビング部
コンピューター部	TMDU LIFE	ラグビー部	アメリカンフットボール部
		男子バスケットボール部	ダンス部
		女子バスケットボール部	フットサル部
		サッカー部	空手同好会
		男子バレーボール部	ヨット同好会

資料７－２－④－２　課外活動等使用施設一覧　（出典：平成27年度 学生生活の手引きp.61抜粋）

地　区	施 設 名	申 込 窓 口	備　考
国府台 （教養部）	国府台グランド 国府台テニスコート 国府台プール 国府台体育館 国府台武道館 国府台弓道場 国府台合宿研修所	学生支援課 教養部教養教務・支援掛	
湯島 （本部）	５号館ゼミナール室 ５号館屋内体育館 ５号館柔剣道場	学生支援課	

館山	大　賀　寮	学生支援課	

資料７－２－④－３　課外活動団体指針・課外活動団体顧問教員指針
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/campuslife/club/index.html）

【分析結果とその根拠理由】

本学では、学術、文化、運動等に関する自発的な活動のための全学的な組織として学友会が、また、学生の福利厚生を図り自治精神を昂揚させることを目的として学生自治会があり、学生支援課がその窓口になるとともに、課外活動施設の維持管理及び使用についての指導連絡調整を行い、活動を支援している。

以上のことから、学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

観点７－２－⑤：　生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。
また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

生活支援等に関する学生のニーズの把握については、アンケートを実施するほか、担当教員や学生支援・保健管理機構及び教務系の事務職員等が学生と接する際に、要望等を聞くことなどにより把握しており、相談・助言体制としては、学生支援・保健管理機構が、学習相談、助言、支援に加え、経済、健康、課外活動、進学等の問題について、各種担当窓口を設けて対応を行っている（前掲資料７－２－②－１）。

また、各学部学科及び教養部において担当教員制度として、担任制、チューター制(グループ別担当教員、卒業研究担当教員)、あるいはアドバイザー教員制等をとり、学生の日常生活、研究･教育上の相談等に対応している（前掲資料７－２－②－２）。担当教員と学生支援・保健管理機構保健管理センター（以下「保健管理センター」という。）との協力の下、学生の精神面を重視した健康管理体制の強化を図っており、同センターが学生各自の健康を保持し増進するために、メンタル面を含んだ健康面での相談等について助言・指導を行っている（資料７－２－⑤－１）。さらに、学生・女性支援センターでは、企業などでのインターンシップや学外特別研修、就職説明会などの就職支援も行なっている。

その他、各種ハラスメントについては、大学全体として「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」及び「国立大学法人東京医科歯科大学におけるハラスメントの防止等に関する取扱い要項」を定め、ガイダンスや「学生生活の手引き」等を通じて学生にハラスメントについて教示するとともに、保健管理センター長、学生・女性支援センター長のほか、教養部教員１名、各部局より各部局長が指名する職員各２名（うち各１名は女性職員とする）、相談員を配置して対応にあたる体制となっている（資料７－２－⑤－２、３、別添資料７－２－⑤－Ａ、Ｂ）。

また、留学生への生活支援に関しては、ホームページにおいて留学生の項目を設け、奨学金、住居等に関する情

報を掲載しているほか、住居の詳細、健康管理、在留資格手続き、その他便利な情報等が記載された留学生ガイドブックを作成し、ホームページに掲載するとともに、紙媒体でも留学生に配布している（資料７－２－⑤－４、５）。その他、担当教員、学生・女性支援センター、チューターが留学生の学習上の援助と日常生活上の助言等を行っており、チューターに対しては留学生チューターマニュアルを作成・配布し留学生への対応等について周知を行っている（資料７－２－⑤－６）。

その他、育児中の大学院生等に対しては、学内保育園、派遣型病児保育チャイルドケア事業、授乳・搾乳室の設置等により支援を行っている。

障害のある学生等に対する支援に関しては、通学手段等の生活支援に関して学生・女性支援センターが窓口となって相談を受け、学生支援課、学部事務部その他関係部署と連携して対応している。なお、障がいを持つ学生に対し、ホームページ等を通じて、何か困ったこと、必要な支援がある場合、学生・女性支援センターが相談の窓口であることを周知している。

対人関係においてコミュニケーションが上手く取れずに修学に支障をきたし、相談に来る学生（発達障害のおそれのある学生を含む）に対しても、カウンセリングで学生の話を聞くことにより問題の所在と解決方法を一緒に検討している。学生から担当教員への依頼があれば、申立書を提出してもらうことにより対応している。

このように、相談や支援の要請があれば、学生・女性支援センター長に報告し、支援の内容により、適する関連部署と協議し対応を行うこととしている。また、ケースによっては、学生支援・保健管理機構運営委員会（またはその下に設置されたワーキンググループ等）において審議・検討を行うこととしている。

前掲資料７－２－②－１　学生支援・保健管理機構学生支援・保健管理機構学生・女性支援センタートップページ
前掲資料７－２－②－２　学生相談等体制（担当教員制度）
資料７－２－⑤－１　学生支援・保健管理機構保健管理センタートップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/hsc/index.html）
資料７－２－⑤－２　国立大学法人東京医科歯科大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/3hen/2shou/6setsu/32604sekuhara.pdf）
資料７－２－⑤－３　学生生活の手引き　p.31～32　ハラスメントについて
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/H27tebiki.pdf）
別添資料７－２－⑤－Ａ　国立大学法人東京医科歯科大学におけるハラスメントの防止等に関する取扱い要項
別添資料７－２－⑤－Ｂ　東京医科歯科大学学生ハラスメント相談の流れ（出典：学生支援・保健管理機構事務部学生支援課作成）
資料７－２－⑤－４　学生生活　留学生トップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/campuslife/internationalstudents/index.html）
資料７－２－⑤－５　東京医科歯科大学留学生ガイドブック
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20150121-123213-7526.pdf）
資料７－２－⑤－６　留学生チューターマニュアル
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20150106-150716-4098.pdf）

【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズの把握については、アンケートを実施するほか、担当教員や学生支援・保健管理機構及び教務系の事務職員等が学生と接する際に、要望等を聞くことなどにより把握している。また、学生からの相談に対する相談助言体制については、学生・女性支援センターが相談等に対応しているほか、各学部学科及び教養部において担当

教員制度（担任制、チューター制）等を活用して対応する体制となっている。

その他、保健管理センターでは、担当教員との協力の下、学生のメンタル面を含んだ健康面での相談等についての助言・指導を行っているほか、ハラスメント相談については、大学全体として「国立大学法人東京医科歯科大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」及び「国立大学法人東京医科歯科大学におけるハラスメントの防止等に関する取扱い要項」を定めるとともに、専門の相談員が対応にあたる体制となっている。

以上のことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

また、留学生への支援については、ホームページ、ガイドブックによる情報提供を行い、学生支援・保健管理機構、担当教員、チューターが留学生の学習上の援助と日常生活上の助言等を行っている。その他、障がいのある学生に対する生活支援は、学生・女性支援センターが中心となり各教務担当部署と連携して支援について対応する体制をとっている。

以上のことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

観点７－２－⑥：　学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生に対する経済面の援助としては、「東京医科歯科大学入学料及び授業料免除並びに徴収猶予に関する選考基準」に基づき入学料の免除及び徴収猶予、授業料の免除及び徴収猶予を行っており、規程に基づいた支援が行われている（資料７－２－⑥－１、２、別添資料７－２－⑥－Ａ）。奨学金については、日本学生支援機構，地方公共団体、民間団体の奨学金制度を取り扱っているほか、本学独自の奨学金制度である小橋晶一奨学金、小林育英会奨学金、私費外国人留学生特別研究奨励費給付制度、ソニースカラシップなどからも規則に基づき支援を行っている（資料７－２－⑥－３、４、別添資料７－２－⑥－Ｂ～Ｅ）。これら奨学金の情報については、対象学生へのメール及び掲示板において、日本語及び英語で周知するとともに、案内資料の配布、ホームページへの掲示等を通じて情報提供を行っている。

また、経済的な理由等でアルバイトをすることが必要な学生のためのアルバイト紹介事業を民間企業に委託しており、アルバイト情報をWebサイトで公開し、パソコンや携帯電話から最新情報を閲覧できるように整備している（資料７－２－⑥－５）。

その他、寄宿舎として国府台地区に男子学生寮「里見寮」及び女子学生寮「国際学生宿舎」と外国人留学生用の宿舎として「市川国際交流会館」があり、３つの寄宿舎の合計の入居率は約８割となっている。その他、「南行徳国際交流会館」として、民間のマンション１棟（25 戸）を借り上げ、留学生、日本人学生等に提供しているほか、入寮できなかった学生に対してはアパート等不動産情報の提供を行っている（資料７－２－⑥－６～８）。

資料７－２－⑥－１　授業料免除状況(平成25年度、26年度)　（出典：学生支援・保健管理機構事務部学生支援課調べ）

平成25年度	日本人学生		留学生		合計	
	申請者472人		申請者146人		申請者618人	
	前期229人	後期243人	前期71人	後期75人	前期300人	後期318人
全学免除	187人	166人	69人	67人	256人	233人

半額免除	20 人	65 人	2 人	8 人	22 人	73 人

平成 26 年度	日本人学生		留学生		合計	
	申請者 466 人		申請者 143 人		申請者 609 人	
	前期 253 人	後期 213 人	前期 69 人	後期 74 人	前期 322 人	後期 287 人
全学免除	144 人	181 人	64 人	72 人	208 人	253 人
半額免除	56 人	23 人	4 人	2 人	60 人	25 人

資料７－２－⑥－２　入学料免除状況(平成 25 年度、26 年度)　(出典：学生支援・保健管理機構事務部学生支援課調べ)

平成 25 年度	日本人学生	留学生	合計
	申請者 31 人	申請者 15 人	申請者 46 人
全額免除	6 人	9 人	15 人
半額免除	1 人	0 人	1 人

平成 26 年度	日本人学生	留学生	合計
	申請者 31 人	申請者 16 人	申請者 47 人
全額免除	4 人	9 人	13 人
半額免除	2 人	1 人	3 人

別添資料７－２－⑥－Ａ　東京医科歯科大学入学料及び授業料免除並びに徴収猶予に関する選考基準

資料７－２－⑥－３　奨学生一覧(平成 25 年度、26 年度)　(出典：学生支援・保健管理機構事務部学生支援課調べ)

奨学団体名	学部		大学院		備考
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
日本学生支援機構 (1 種)	１６４人	１４６人	２７７人	２６０人	
日本学生支援機構 (2 種)	１９２人	１７６人	１４人	１６人	
各財団法人等	５人	６人	２人	３人	
小橋晶一奨学金	-	-	１人	１人	本学の独自奨学金 (206,000 円/年)
小林育英会奨学金	６人	６人	３人	３人	
私費外国人留学生特別研究奨励費給付制度	-	-	９人	１２人	本学の独自奨学金 (80,000 円/月)
ソニースカラーシップ	-	-	４人	１人	本学の独自奨学金 (200,000 円/月)

資料７－２－⑥－４　小橋晶一奨学金給付規則
(出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/6hen/2shou/6210kohashi.pdf)

別添資料７－２－⑥－Ｂ　小林育英会奨学金取扱要項

別添資料７－２－⑥－Ｃ　東京医科歯科大学私費外国人留学生特別研究奨励費給付制度実施要項

別添資料７－２－⑥－Ｄ　東京医科歯科大学スカラーシップ（ソニー(株)支援）実施要項

別添資料７－２－⑥－Ｅ　東京医科歯科大学スカラーシップ（ソニー(株)支援）受給者選考委員会内規

資料７－２－⑥－５　東京医科歯科大学アルバイト紹介システム

（出典：「学生アルバイト情報ネットワーク」・https://www.aines.net/tmd/index.html?PREF=83576a70f5b765b1c3574bd724c5a668）

資料７－２－⑥－６　学生寮について

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/campuslife/support/student-residence/index.html）

資料７－２－⑥－７　留学生宿舎について

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/campuslife/internationalstudents/housing/index.html）

資料７－２－⑥－８　寄宿舎一覧

（出典：学生生活の手引き（平成27年度）p.36抜粋、入居率については学生支援課調べ（平成27年５月１日現在））

概要／種別		里　見　寮	国際学生宿舎	市川国際交流会館	南行徳国際交流会館
収　容　定　員		70名	50名	48名	25名
建　物　構　造		鉄筋４階建	鉄筋４階建	鉄筋４階建	鉄筋５階建て
所　在　地		市川市国府台2-8-30	市川市国府台2-8-1	市川市国府台2-8-1	市川市新井2-10-14
一ヶ月の経費の予定	宿　舎　料	17,800円	5,900円	5,900円	48,000円
	光熱水費用	約5,000円	約5,000円	約5,000円	実費
	雑　費	約2,500円	-	1,400円	-
退　去　時　清　掃　費		約14,000円	約14,000円		約31，500円
入居率		78.5%（55/70）	98%（49/50）	81.2%（39/48）	56%（14/25）

【分析結果とその根拠理由】

学生に対する経済面の援助としては、入学料の免除及び徴収猶予、並びに授業料の免除及び徴収猶予が取扱規程に基づいて行われ、奨学金制度も日本学生支援機構及び地方公共団体、民間団体の奨学金制度を取り扱っているほか、本学独自の奨学金制度である小橋晶一奨学金、小林育英会奨学金、私費外国人留学生特別研究奨励費給付制度、ソニースカラシップからも規則に基づき支援を行っている。また、経済的な理由等でアルバイトをすることが必要な学生のために、パソコンや携帯電話からアルバイトに関する最新情報を閲覧できるように整備している。

その他、寄宿舎として国府台地区に男子学生用、女子学生用、外国人留学生用の学生寮を配備しているほか、「南行徳国際交流会館」として、民間のマンション１棟（25 戸）を借り上げ、留学生、日本人学生等に提供している。さらに、入寮できなかった学生に対してはアパート等不動産情報の提供を行っている。

以上のことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

①（観点７－１－②）

WebClass により学生の学習支援を行っているほか、講義映像の収録と配信システムや TV 会議システムを用いた講義同時中継システムも整備して教育環境の充実を図っており、ICT を活用した教育システムの開発・構築を推進し、学生からも高い評価を得ている。

②（観点７－２－①）

学生支援等においては、通常のガイダンスに加えて、４月当初に学部の全新入生に対して一泊二日の校外合宿オリエンテーションを行っているほか、大学院の新入生に対しては、初期研究研修プログラムとして各分野の研究法、研究発表・論文作成、動物実験の進め方等のガイダンスを行っている。

③（観点７－２－⑥）

学生の経済面における援助の一環として、入学料の免除及び徴収猶予、並びに授業料の免除及び徴収猶予、奨学金制度、寄宿舎の整備に加えて、経済的な理由等でアルバイトをすることが必要な学生のためにアルバイト情報を Web サイトで公開し、パソコンや携帯電話から最新情報を閲覧できるように整備している。また、本学独自の奨学金制度として、小橋晶一奨学金、小林育英会奨学金、私費外国人留学生特別研究奨励費給付制度、ソニースカラシップ等を整備している。

【改善を要する点】

なし

基準８　教育の内部質保証システム

（１）観点ごとの分析

観点８－１－①：　教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

全学的には、教育を含め大学運営全般に関して問題点を把握し、改善に向けた取組みを実施し得るよう、第二期中期目標・中期計画期間の開始に合わせ、平成22年度より毎年度、学内の各協議会・戦略会議、各部局において自己点検・評価報告書を作成しており、教育の取組状況についても、教育内容及び教育の成果等に関する目標・計画の進捗状況に照らし合わせつつ、全般的な自己点検・評価を行っている（資料８－１－①－１）。同評価の際には、具体的に明示可能な項目として、取組みの進んだ計画及び取組みの遅れた計画について総評を作成して総括し、計画ごとに「計画の進捗状況」・「取組みが進んだ（遅れた）理由（分析）」・「今後の計画」を記載するとともに、それをホームページにも掲載し、学内外に公開している（資料８－１－①－２～４）。

また、教育の質の改善・向上を図るための体制については、全学的には教育担当理事を議長とする教育推進協議会において、教育の質の改善・向上を含めて、本学の教育に関する構想・戦略についての協議を行い、役員会へ発議する体制としている。各学部学科・研究科及び教養部においても、各教育委員会等において、国家試験合格率や授業アンケートの結果等に基づいて学生が身に付けた学習成果について検証し、カリキュラム編成や教育指導方法の改善・拡充に資する自己点検・評価の結果のみならず、教育の質の改善・向上を図るための各種の取組みについての協議を行い、各教授会等へ発議する体制としており、各教授会等の審議・承認を経て実施されている。（前掲資料２－１－②－３、４、前掲別添資料２－１－②－A、前掲資料２－２－①－７、前掲別添資料２－２－①－D）。

資料８－１－①－１　自己点検・評価トップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/outline/plan-evaluation/jikotenken/index.html）
資料８－１－①－２　平成23年度自己点検・評価報告書【総評】
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/outline/plan-evaluation/jikotenken/index.html）
資料８－１－①－３　平成24年度自己点検・評価報告書【総評】
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/outline/plan-evaluation/jikotenken/index.html）
資料８－１－①－４　平成25年度自己点検・評価報告書【総評】
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/outline/plan-evaluation/jikotenken/index.html）
前掲資料２－１－②－３　国立大学法人東京医科歯科大学教育推進協議会規則
（http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2208kyouikusuishin.pdf）
前掲資料２－１－②－４　学部教育に係るトップダウン・ボトムアップの流れ（出典：事務局作成資料）
前掲別添資料２－１－②－A　教授会議事要旨例（出典：平成26年度第３回教養部教授会議事要旨）
前掲資料２－２－①－７　各学部・研究科等の教育委員会設置状況　（出典：評価情報室作成）
前掲別添資料２－２－①－D　教育委員会議事要旨例　（出典：平成26年度第９回医学部医学科教育委員会議事要旨）

【分析結果とその根拠理由】

全学的に毎年度、教育内容及び教育の成果等に関する目標と計画の進捗状況を照らし合わせて取組みの進んだ計画及び取組みの遅れた計画について分析し、合わせて今後の計画についても記載するなど、教育研究に関する項目を含めた自己点検・評価報告書を作成している。

また、教育の質の改善・向上を図るための体制については、全学的には教育担当理事を議長とする教育推進協議会において、教育の質の改善・向上を含め本学の教育に関する構想・戦略についての協議を行い、役員会へ発議する体制としている。各学部学科・研究科及び教養部においても、各教育委員会等において教育の質の改善・向上を図るための各種の取組みについての協議を行い、各教授会等での審議を経て、実施されている。

以上のことから、教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

観点８－１－②：　大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

学生からの意見聴取については、各学部・研究科及び教養部において、各学期やユニットの終了後等に学生による授業評価・アンケートを行っているほか、指導教員が学生との対話を通じて、学業の成果等について意見聴取を行っている（前掲資料６－１－②－１）。この結果については、担当教員や指導教員個人にフィードバックされ、教育の質の向上や改善に活かされるとともに、各学部・研究科及び教養部の教育委員会等が中心となって教育の評価・効果について検証することで、カリキュラムの見直しや学生の指導体制、入学試験選抜方法の改善のほか、海外研修奨励制度の推薦等に反映させ、教育の現場にフィードバックしている（資料８－１－②－１）。主な改善事例としては、教養部では教養総合講座において、学科横断の 15 人グループ編成で討論を行っていたが、学生アンケートにおいて「１グループの人数が多くディスカッションがしにくい」等の意見があり、平成 26 年度からは１グループの人数を７～８人とし、全ての学生に発言機会を設けるよう改善したこと等が挙げられる。

さらに、学長と学生との懇談会（希望する学生の自由参加）を年に数回（平成 26 年度は計 14 回）実施し、学長と学生が直接対話する機会を設けており、学生が本学に期待することや、海外実習に関する感想等をはじめとした多岐に亘る内容に関し懇談を行っている。懇談会で学生から出た意見等については、検討のうえ、対応・改善を行っており、主な改善事例としては、就学環境の改善要望を受けて、学長裁量経費を財源として 94,804 千円を投入し、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて国府台合宿研修所の新築、国府台女子寮施設・設備整備、国府台テニスコートの改修、７号館トイレの改修を行ったこと等が挙げられる（別添資料８－１－②－A）。

教職員からの意見聴取については、全学的には、各部局の教授会等で教職員から出された意見等を取り纏め、教育推進協議会において、審議を行ったうえで役員会に発議を行う体制としているほか、全学の教職員 FD 研修に関してのアンケートを実施しており、アンケート結果を分析して、次年度の同研修の改善に活用している（別添資料８－１－②－B）。

また、各学部・研究科及び教養部においても、教員へのアンケートや教員連絡会、教員研修等で意見聴取の機会を設けており、そこで提案された意見等を基に、カリキュラムの見直し等を教育委員会や教授会等において審議し、継続的な教育の改善を図っている（資料８－１－②－２、３）。主な改善事例としては、保健衛生学研究科

において、「大学院生の複数指導教員による指導体制を充実させるべき」との意見を受けて、学生の研究計画を複数の教員が審査する研究計画審査会を実施するようにしたほか、全学生が参加して自身の研究の進捗状況をプレゼンするセミナーを開催することとした等の事例が挙げられる。

その他、平成 26 年度には、学生及び教職員を対象として、キャンパスの個性や普遍的な要素及び改善必要箇所の抽出を目的としたアンケートを実施しており、今後の整備方針等の参考とすることとしている（別添資料８－１－②－C）。

資料８－１－②－１　学生の意見を基にした主な改善事例　（出典：評価情報室作成）

学部・研究科等	改善事例
医学部医学科	有線LAN及び無線LANの使用によるインターネットが使用できなくなったとの学生からの連絡を受けて抜本的にシステムを入れ替えたことにより、以前は多くの学生が一斉にアクセスするとネットに接続できない状態が続いていたが、その状況が改善され、講義室・演習室で円滑に接続できるようになった。
医学部 保健衛生学科	平成24年度には、教室内のパソコンからインターネット接続がうまくできないとの要望があり、各講義室に無線ランを設置した。また、ロッカー室が狭いとの苦情があり、ロッカーの割り振り方を変更して、同一クラスの学生が一ヶ所に集中しないように配慮している。
歯学部歯学科	（1）平成17年度より開始した新歯学カリキュラムは、各学年の１年間の実施を踏まえ、学生授業アンケートなどの結果より、ユニット試験を原則休み明け１時限目から実施する体制とすること、臨床系基礎実習を午前午後６コマ連続で実施することをなるべく避ける体制に授業カレンダーを変更した。 （2）包括臨床実習PhaseⅠの日程、PhaseⅡのオプション実習の運用に関して、平成19年度の学生からのアンケートを踏まえて、平成20年度10月以降の授業スケジュールの変更、オプション実習の予約方法等について変更し、学生により学習のしやすさと時間的余裕が生まれるように配慮した。 （3）６年生からの要望により、国家試験対策の自主学習を行える場として、期間を限定のうえ、歯学部演習室の一部を学生に開放し、国家試験合格率向上の一助としている。
歯学部 口腔保健学科	（1）口腔保健学科の教員及び学生の意見並びに歯科衛生士教育の動向に基づき、平成19年度より専門科目の大幅な編成替えを行った。主要な変更点は、前年度までの細分化された科目について、関連する科目を大科目として統合し、従来の小科目は大科目内のユニットとして位置づけたことである。これにより、教育内容の重複を減らすとともに、科目全体で責任者を配置することで、科目内ユニットの効率的な編成、教授を可能とした。また、平成20年度には、ほとんどが非常勤講師に依存していた社会福祉系科目について、放送大学単位互換制度導入の検討を進め、学科教員が責任をもって学生の履修を支援する体制を構築しつつある。 （2）従来のグループ学習形式では、学生間で取組み方の差が大き過ぎるとの学生の意見を検討し、平成17年度からは、個々が問題解決能力、自己学習の意欲を培うことを目的として、PBLチュートリアル教育を導入した。当初は学科教員が少ないため、チューターの質に関して学生からのクレームがみられたが、毎セッション後の反省会での教員の話し合い、及び、上級生チューターの導入により、チューターの問題改善を図った。
医歯学総合 研究科	博士課程及び修士課程１年次を対象に毎年度講義内容等についてアンケートを実施し、改善を図っている。具体的には、初期研究研修プログラム、大学院セミナー、大学院特別講義の内容の見直しを図っている。
保健衛生学 研究科	思いどおりの実験結果がでなくて悩んでいる学生が少なくない現状に鑑み、平成26年度から導入された領域制のミーティングでは、学生が行き詰まっている研究について、プレゼンテーションをさせて、指導教員とは異なる分野の教員からアドバイスを受けることができるようにしている。
教養部	（1）教養総合講座においては、学科横断の15人グループ編成で、討論を通して一つのプロダクトにまとめ上げ

	させることを授業目的にしているが、１グループの人数が多いために、学生アンケートにおいて「一部の学生のみが頑張っている」、「ディスカッションがしにくい」等の意見があり、平成26年度からは１グループの人数を７～８人とし、全ての学生の発言機会を増やすように改善した。 （2）「主題別選択Ⅰ・Ⅱ」においては、教員の専門分野との関係で、「言語と文化」等一部の主題については、その群に含まれる科目が少なくなることから、平成25年９月に実施したアンケートで、科目の選択肢を増やしてほしいという学生の要望があった。そのため、主題別という趣旨は保ちつつも、一部の学生に不利益が生じないよう、平成26年度の２年生からは、３年次に受講する主題別選択Ⅱに限って、自らがあらかじめ決めた主題と関係なく、希望する科目を選択できるように変更した。

別添資料８－１－②－Ａ　学生等就学環境整備事業（学長と学生の懇談会要望事項）（出典：平成25年度第10回役員会資料）
別添資料８－１－②－Ｂ　教職員FD研修　アンケート結果（平成24年度～平成26年度）
（出典：東京医科歯科大学学内専用ホームページ）

資料８－１－②－２　各学部学科・研究科等の教職員意見聴取実施状況　（出典：評価情報室作成）

学部・研究科等	内容
医学部	医学科では、教職員の意見聴取は、教員研修等で実施されるアンケートや臨床実習に関わる会議などを通して行っている。解析については、学生の意見聴取と同様にカリキュラム評価・改善ワーキング・グループを中心に行い、教育に関わる各種ワーキング・グループ、教育委員会、教授会の議を経て、関係教員へ公表周知しカリキュラム改善等に反映させている。また、臨床実習においては、現場の教員が参加する改善ワーキング・グループを定期的に開催し、迅速な改善を図っている。保健衛生学科でも同様に、教授会、教育委員会をはじめとする各種委員会等において、教員から提案された意見を基に、教育の質の向上・改善を図っている。
歯学部	（1）歯学科では、学生臨床実習における指導教員に対しては、定期的に学生指導の点からアンケート調査を行い、カリキュラム改善要望などの意見を聴取し、その結果を関係教員に公表するとともに、教育委員会にて討議を行い必要な改善については、その都度実施している。包括臨床実習においても定期的に主任指導者会議を開催し、臨床実習の進行状況、指導体制の改善点、問題点等について直接意見聴取、協議を行っている。また、モジュールコーディネーターからも主任指導者に対して直接改善依頼を行える体制を構築している。 （2）口腔保健学科では、教職員の意見は、月１回の教員連絡会で聴取し、教育委員会、教授会等で検討し教育の改善に反映させている。
医歯学総合研究科	修士課程教育委員会、MMA 運営協議会、博士課程教育委員会等の委員会において、教員から提案された教育の質の向上、改善に向けての意見を研究科運営委員会で討議、承認するというシステムを構築し、教育の質の向上・改善を図っている。
保健衛生学研究科	保健衛生学研究科委員会、保健衛生学研究科教育委員会等の各種委員会において、教員から提案された意見を基に、教育の質の向上・改善を図っている。
教養部	自然科学系、人文社会科学系、英語、第二外国語の各部会で所属教員の意見を聴取・協議して授業やカリキュラム改善等を実行に移している。制度上の改革を伴うときには、部会からの提案を教務委員会で協議してから教授会に諮っているが、教授会は、講師以上の全教員で構成されているため、各教員は教授会でも直接意見を述べることが出来る。また、教員研修会においては、教員相互の授業見学や授業紹介等を実施し、問題点を指摘し合うことで授業改善の一助としている。

資料８－１－②－３　教職員の意見を基にした主な改善事例　（出典：評価情報室作成）

学部・研究科等	改善事例
医学部医学科	実習室の劣化などの意見を取入れ、消耗品や機器、実習室の用途に応じた顕微鏡や実習台を設置したことで本来の実習室の機能が高まり、教育効果が高まっている。また、臨床実習においても、実習器具を病院と同等のものを揃えることで卒後研修においても十分に対応できるように取り組んでいる。
医学部保健衛生学科	看護学専攻の選択科目である英文購読Ⅲの受講者が少ないとの指摘があったため、平成 26 年度から検査技術学専攻との合同科目として開講することにして、内容も英語の運用能力を向上させるために、従来より実践的なものに改善した。
歯学科	（1）平成17年度より開始した新歯学カリキュラムは、各学年の１年間の実施を踏まえ、教員アンケートなどの結果より、ユニット試験を原則休み明け１時限目から実施する体制とすること、臨床系基礎実習を午前午後６コマ連続で実施することをなるべく避ける体制に授業カレンダーを変更した。 （2）包括臨床実習PhaseⅠの日程、PhaseⅡのオプション実習の運用に関して、平成19年度の教員からのアンケートを踏まえて、平成20年度10月以降の授業スケジュールの変更、オプション実習の予約方法等について変更し、学生により学習のしやすさと時間的余裕が生まれるように配慮した。 （3）歯科医師国家試験の合格率向上のため、成績下位の学生で構成されたグループに担当教員を配し、国家試験対策や指導を講じている。 （4）学生の海外派遣が活発になってきたことから、海外研修プログラムを履修した学生に、それぞれの海外研修プログラムの責任者が学生の研修内容等を総合的に判定し、１単位を認定する自由選択科目「デンタルエクスターンシップ」を新設した。
医歯学総合研究科	教員からの意見・要望を基に、古くなった各種設備備品等の更新や、教務システムの改修等を行い、教員の利便性を高めた。
保健衛生学研究科	（1）グローバル人材育成が推進される折、在学中に短期海外研修に出かける事例が増加している。これに関して、担当窓口や指導教員との連絡体制が整備されておらずに、危機管理体制が不充分との指摘があり、平成 26 年度に国際教育･研究センターの組織改編を実施し、教員と事務職員が一体となって学生の海外派遣に取り組む体制が整備された。 （2）大学院生の複数指導教員による指導体制を充実させるべきであるとの意見により、学生の研究計画を複数の教員が審査する研究計画審査会を実施するようにしたほか、全学生が参加して自分の研究の進捗状況をプレゼンするセミナーを開催することとした。
教養部	（1）新カリキュラムである教養総合講座については、毎年、終了後に教員研修会を開催して実際に運用して出てきた問題点を話し合い、次年度以降のテーマの選定や、学生討論への教員の関与の仕方、グループ構成、全体の時間配分等の改善に役立てている。現在までに、グループの少人数化、中間発表会の開催、英語ディスカッションの導入等が改善点としてあげられる。 （2）教養部の授業の英語化への要請があることから、自然科学系では助教から教授まですべての教員が参加する自然科学系部会において、今後の方針を話し合って幾つかの方向性をまとめた。具体的には、平成27年度から自由選択科目として３科目、英語授業若しくは英語テキストを使った授業を開講することとした。

別添資料８－１－②－Ｃ　キャンパスに関するアンケート集計結果報告（出典：本学建築委員会作成資料）

【分析結果とその根拠理由】

大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取に関し、学生については、授業評価・アンケートや学長と学生との懇談会等を通して、教員については、教授会や各種委員会において行っている。これらの意見については、教育推進協議会又は各学部・研究科及び教養部の教授会や教育委員会等において審議し、カリキュラムの見直しや学生の指導体制、入学試験選抜方法の改善等に反映させ、教育の現場にフィードバックしている。

以上のことから、大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点８－１－③：　学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

各学部・研究科の学生の就職先に、卒業生・修了生に関するアンケートを実施しており（前掲別添資料６－２－②－A）、アンケート結果は、各教育委員会に報告・分析されて、カリキュラムの見直しや学生の指導体制等、その後の教育活動の改善に活かされている。経営協議会の外部委員からの意見聴取についても、継続的に取り組み、その意見に基づき改善を行った事項については、毎年度ホームページにおいて学生・教職員のみならず、社会にも公表している（資料８－１－③―１～４）。また、学外非常勤講師や協力型臨床研修施設の研修指導医等からの改善要望等についても、同様に協議し、教育の改善に活かしているほか、各学部・研究科及び教養部においては、外部評価の受審や学外委員の招聘等を通じて学外関係者の意見を聴取している（資料８－１－③－５）。

こうした外部評価結果や学外関係者の意見を基に、教育の質の向上、改善に向けて取り組んでおり、主な事例としては、医学部医学科において、平成25年度に受審した医学教育分野別評価基準日本版に基づく認証評価トライアルで、近年の社会的ニーズの高まりを受けて実習期間の見直し並びに延長を助言されたことを受け、総合診療にかかる科目（総合診療/家庭医療科）の実習期間を延長し、現場体験を充実させたこと等が挙げられる。

前掲別添資料６－２－②－A　就職先等を対象とした本学卒業生・修了生に関するアンケート調査結果
（出典：卒業生・修了生に関するアンケート調査）
資料８－１－③－１　平成22年度 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20111219-150015-5481.pdf）
資料８－１－③－２　平成23年度 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20120711-170947-2741.pdf）
資料８－１－③－３　平成24年度 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/TMDU_H24_keiei_iken-.pdf）
資料８－１－③－４　平成25年度 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/TMDU_H25_keiei_iken.pdf）

資料８－１－③－５　各学部・研究科等の主な学外関係者、外部評価の意見聴取を元に改善した主な事例（出典：評価情報室作成）

学部・研究科等	事例
医学部	【外部評価】 （１）医学科では、平成 26 年１月に医学教育分野別評価基準日本版に基づく認証評価トライアルを受審し、受審後、報告書が外部評価委員より提出され、次回受審までに改善すべき点が明確となった。近年の社会的ニーズの高まりを受けて実習期間の見直し並びに延長を助言されたことを受け、総合診療にかかる科目（総合診療/家庭医療科）の実習期間を延長し、現場体験を充実させた。 さらに、カリキュラム評価・改善ワーキング・グループでは、改善すべき点について検討しているほか、医歯学融合教育評価・改善検討ワーキング・グループにおいては、学外者を委員として招聘し、意見をいただいている。平成 23 年度の新カリキュラムでは系統講義をブロック化したほか、臨床実習も外部評価者の意見を取り入れ、低学年で臨床に触れる機会を導入するよう計画している。 （２）保健衛生学科では、平成 26 年１月に受審した外部評価の際に、看護学専攻と検査技術学専攻の学生が一緒に参加するチーム医療に関する演習などを開設する必要があるとの指摘を受けた。これを受けて、平成 27 年度の全学の学生が参加するチーム医療入門グループワークでは、両専攻の学生が同一のグループに参加するよう改善することとした。
歯学部	【学外関係者】 （１）卒業時臨床技能達成度確認試験及びOSCE（Ｄ６）について、当日の試験において、指示を明瞭且つ正確に学生に伝えるため放送設備の充実等、試験時における学生の導線等の改善・検討を行った。 （２）歯学科５年生のＤ５包括臨床実習前には外部コンサルタントを招き、学生の接遇に関する評価を受け、学生にフィードバックして、臨床実習の質の向上につなげている。 （３）医歯学融合教育では、平成23年７月に第１回医歯学融合教育評価・改善検討WGを開催し、外部委員として他大学の教員が、医歯学融合カリキュラムの構築段階から参加している。年に１～２回会議を開催しており、カリキュラムの開始後は改善に向けて、授業の評価方法や成績分布、コース評価について議論し、評価や助言を得ている。さらに、全学科最高学年の学生で実施する包括医療統合教育（チーム医療入門）においては、毎年開講時に参加を依頼し、外部評価者の自学で先行実施してきた多種職連携教育の取組みを例に、本学での取組みに指導助言をいただき、円滑な運営につながっている。 【外部評価】 （１）歯学科６年生に対し実施する卒業時臨床技能達成度確認試験及びOSCE（Ｄ６）について、共用試験OSCEに準じ、学外の歯学関係者を招聘し、試験実施後に講評の形で外部評価を行い、今後の実施内容・手順の改善に資するものとしている。 （２）歯学部歯学科では、ASEAN10カ国の有識者11名で構成する歯学教育標準化委員会による外部評価を受審し、積極的な国際社会への情報発信に関する指摘があったことから、平成26年11月の歯学部教員研修では、「英語教育・グローバリゼーションにおける課題」を取り上げ、現状の把握や問題点等を議論し、今後のカリキュラム改善や教育メソッドの検討を行った。 （３）歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻では、歯科衛生士教育の有識者３名を外部評価委員として招き、教育活動を中心に外部評価を受審し、授業時間数の多さから、学生及び教員の負担を懸念する意見があったことから、

	平成27年３月の口腔保健衛生学専攻FD研修では、授業時間の過密化について検討を行い、教育の質を保ちつつ、授業科目の重複等の確認を行い、授業時間の削減を目標に検討を行った。
医歯学総合研究科	【学外関係者】 生命理工学系専攻においては、生体材料工学研究所・難治疾患研究所の諮問委員会及び学際生命科学東京コンソーシアム諮問委員会・運営委員会において、外部諮問委員や企業や学協会からなるステークホルダー等の学外委員の意見を聞く機会を設けている。また、平成 26 年度より開講した博士課程「疾患予防科学コース・領域」では、大学院博士課程の教育に対する社会の要請を反映させるために、ステークホルダー（企業、学協会、自治体）及び関連分野の企業人へのアンケート・ヒアリングを実施し、その要望をベースとして、社会において将来のリーダーとして活躍できる人材育成プログラムを策定している。
保健衛生学研究科	【外部評価】 保健衛生学研究科では、平成26年１月に受審した外部評価の際に、教員に関する評価で、一部の助教の原著論文が少ないとの指摘を受けた。研究科内で助教の研究活動を活性化するための方策を話し合い、研究室（実験室）と教員室（デスクワークを行う部屋）との配分、配置等を見直して、助教が自分の研究や大学院生の指導に専念しやすい環境を整備する計画を立て、平成27年度中に実行することとした。
教養部	【外部評価】 （１）平成26年12月に医科大学、歯科大学から3人の評価者を招き、医療系大学における教養教育について外部評価を受審した。その際、委員より将来の医療従事者に対して、コミュニケーション能力を涵養することの重要性について指摘があり、教養総合講座では、各学科の学生がディスカッションで各自の立場からの発言機会を増やせるよう、テーマの選定や発表会の形式を工夫した。なお、当該外部評価の記録は冊子体として編集し、教養部の全教員に配付し、さらなる反省点と今後の改善点について、各分野及び教養総合講座運営委員会、主題別教育運営委員会等で検討した後、平成27年４月にFDを開催し、今後の教養教育のあり方を教養部全教員で検討・共有した。 （２）教員の任期更新に関わる業績審査においては、４名の委員のうち２名は外部委員で構成し、教育活動について外部からの評価を受けることで、その後の授業改善に役立てている。

【分析結果とその根拠理由】

学生の就職先に対して卒業生･修了生に関するアンケートを行うなど､学外関係者の意見聴取を実施しており、その意見がカリキュラムの見直しや学生の指導体制等のその後の教育活動の改善に活かされていることに加え、経営協議会の外部委員からの意見についても継続的に取組みを行っており、毎年度、当該年度の改善事項をホームページにおいて社会にも公開している。また、各学部・研究科及び教養部においては、外部評価の受審や学外委員の招聘等を通じて学外関係者の意見を聴取し教育の質の向上、改善を図っている。

以上のことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点８－２－①：　ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）については、毎年度、全学的な教職員FD研修を実施し、本学の運営方針や「大学改革」・「教育」・「研究」・「医療」・「国際交流」等の取組み方針に関する学長や担当理事からの講演とその後の質疑応答を行い、教職員の意識向上を図っている（資料８－２－①－１）。なお、当該研修終了後には、学内専用のホームページにて研修動画及び資料の配信を行うことで、出席できなかった教職員にも周知している。

また、各学部・研究科及び教養部においても、その特性や対象、研修内容等に合わせてFDが実施されている。これらのFDは、年度ごとにカリキュラムプランニングやシミュレーション教材作成に関して等、多様なテーマや対象で実施され、教育の質の向上・授業の改善を行っている（前掲別添資料３－１－④－A、資料８－２－①－２）。その例として、医学部においては、パートナーズ・ハーバードメディカルインターナショナルとの提携により、本学向けの教員研修会を米国ハーバード大学においても実施し、平成16年度以降ほぼ毎年度、教員を１週間から10日間派遣し、国際的視点からの教育技術の向上を図るとともに、研修会派遣者は教育委員会及び下部ワーキングの委員に登用し、その意見が改善に反映されるよう制度設計を行っている。また、歯学部においては、毎年歯学系教員研修及び歯学部・歯学部附属病院教職員集会を実施しているほか、教養部では年に４～５回FDを実施する等、継続的に取組みを行っている。

資料８－２－①－１　教職員FD研修（全学）実施状況（平成22年度～平成26年度）（出典：評価情報室作成）

年度	実施内容	参加者数
平成22年度	１．第一期・第二期中期目標・中期計画のまとめと抱負（学長） ２．第一期の外部評価と他大学との比較（副学長（評価担当）） ３．第二期の教育の目標・計画（理事（教育担当）） ４．第二期の研究の目標・計画　（理事（研究担当）） ５．特別講演「政治の心と医療の心」（橋本 五郎 氏（読売新聞特別編集委員）） ６．第二期の医療の目標・計画（理事（医療担当）） ⑴ 医学部附属病院の魅力　（医学部附属病院長） ⑵ 歯学部附属病院の魅力（歯学部附属病院長） ７．本学の魅力と国際交流の目標・計画　（理事（企画・国際交流担当）） ８．TMDUの持続的成長を支えるために（理事（総務・財務・施設担当））	509名
平成24年度	１．学長挨拶 ２．第二期中期目標・中期計画期間における中間評価に向けて （１）内部質保証の構築に向けて（副学長（評価担当）） （２）企画・国際交流における取組み（理事（企画・国際交流担当）） （３）教育における取組み（理事（教育担当）） （４）研究における取組み（理事（研究担当）） （５）診療における取組み（理事（医療担当）） （６）医学部附属病院における取組み（医学部附属病院長） （７）歯学部附属病院における取組み（歯学部附属病院長） （８）管理・運営における取組み（理事（総務・財務・施設担当）） ３．研究活動に係る不正行為の防止について（理事（研究担当）） ４．医・歯・看護系教育における学士力教育、教育の質保証、教育の国際化そして認証評価	565名

	（鈴木　典比古 氏（公益財団法人大学基準協会専務理事（前 国際基督教大学学長）） ５．大学広報の在り方について－本学の認知度の向上に向けて－ （富所　浩介 氏（読売新聞東京本社社長室法務部主任））	
平成25年度	１．学長挨拶 ２．最近の大学改革の動向と企画・国際交流における取組み（理事（企画・国際交流担当）） ３．最近の大学改革の動向と教育における取組み（理事（教育担当）） ４．グローバル時代に必須となる自国の伝統・文化の学び　（梶田　叡一氏（学校法人奈良学園 理事）） ５．最近の大学改革の動向と研究における取組み（理事（研究担当）） ６．最近の大学改革の動向と医療における取組み（理事（医療担当）） ７．最近の大学改革の動向と管理・運営における取組み（理事（総務・財務・施設担当）） ８．研究不正防止に対する取組み（理事（研究担当））	440名
平成26年度	１．大学運営方針について（学長） ２．日本の成り立ち ～日本人の信仰～（関　裕二氏（歴史作家）） ３．企画・大学改革における取組方針について（理事（企画・大学改革） ４．教育・学生・国際交流における取組方針について（理事（教育・学生・国際交流）） ５．研究・国際展開における取組方針について（理事（研究・国際展開）） ６．医療・国際協力における取組方針について（理事（医療・国際協力） ７．法務・コンプライアンスにおける取組方針について（理事（法務・コンプライアンス））	473名

※平成23年度については、東日本大震災の対応等を勘案して実施しなかった。

前掲別添資料３－１－④－Ａ　FD教員研修実施状況

資料８－２－①－２　教員FD（ファカルティ・ディベロップメント）を基にした主な教育の質の向上・授業の改善等事例

（出典：評価情報室作成）

学部・研究科等	改善事例
医学部医学科	平成23年度導入新カリキュラムにおいては、各科目のコンピテンシーを定めているが、当該コンピテンシーは教育委員を中心としたFDのグループワークの成果物として、その基盤が作成された。同時に新カリキュラムで期間が長くなった臨床実習においても、診療科毎の実習内容をFDで検討し、教育の内容を改善している。また、新しい講義方法であるTBLや新評価方法であるmini-CEXなどはFDで教員に対して広く説明されている。
医学部保健衛生学科	（1）平成23年度医学部保健衛生学科FDのテーマとして、複数学科学生による共同学習が採り上げられた。これによって他専攻、他学科の学生を交えた教育の重要性に関する教員の認識が高まり、全学的に実施されているチーム医療入門グループワークの取組みにおいても、現場経験のある保健衛生学科教員が計画段階から関わって、学生が主体的に参加できるプログラムの作成に努めるようになった。 （2）平成22年度医学部保健衛生学科・大学院保健衛生学研究科合同FDでは、教育・研究活動の国際的展開のあり方についての講演と討論が行われた。これを契機に教員のグローバル人材育成に関する認識が高まり、英語の授業の内容、方法、時間数などの改善、学生の短期海外研修の支援体制の整備等が進んだ。
歯学部歯学科	（1）１年に２回教員FDを行い、その中でマイクロティーチングを入れて、発表の仕方、授業のやり方について自己反省、協議を行っている。その結果、学生からの授業アンケート結果の項目で、授業内容のわ

	かりやすさ、教材の準備等の評価が非常に高くなってきている。 （２）教育委員会の下部組織にe-Learning活用WGを設置し、e-Learningの操作方法、授業においての取組活用事例等をWG主催のFDで紹介した。これにより各教員に広く認識されるとともに活用についての意識が高まった。
歯学部口腔保健学科	（１）従来の形式のグループ学習では学生間で学習量の偏りが大きく、学生の間に不満があったため、PBL理解のためのFDを実施した後にPBLチュートリアル教育を取り入れた。PBLに対する学生アンケート結果から、全体的に肯定的評価が得られており、授業の質の改善や自学自習の習慣化などの教育の質の向上が図られた。また、カリキュラム調整に関するFDを行い、科目間の内容の重複及び欠落を改善するための総合的調整を行い、その後のシラバスに反映させ、授業の改善を図った。 （２）工学専攻において、FDによる情報交換・議論を密に行い、歯科技工分野の現状に即した内容でカリキュラムの改正を行った。
医歯学総合研究科	（１）コースワークを充実させ、体系的な教育課程を構築した。また、複数指導教員制を導入し、歯学系・生命理工学系ではこれを義務化した。 （２）生命理工学系専攻では、学際生命科学東京コンソーシアムの構成大学と共同で、大学院生の研究指導に焦点をあてたFDを行なっている。例えば、平成24年度「大量のデジタルデータを扱う研究環境での大学院生の研究指導のあり方」を開催し、大量のデジタルデータの取り扱いや管理、知的財産、研究不正等との関わり、電子実験ノートの利用等についてセミナーを行い、大学院生を研究指導していく上での意識を高めた。また、平成25年度はSNSにフォーカスを当て、各種のSNSの紹介と他大学における取組み例を取り上げ、SNSの講義への利用、大学のブランディングにおける長所短所等を議論した。
保健衛生学研究科	平成22年度医学部保健衛生学科・大学院保健衛生学研究科合同FDでは、研究活動に係る不正行為の防止について、研究担当理事による講演が行われた。これにより、各種のコンプライアンス遵守に関する教員の意識が向上し、実験ノートの適切な記載法の指導、点検等、日々の大学院生に対する教育の質が向上した。
教養部	教員FDでの意見を基に、教養総合講座については、毎年、終了後に教員FDを開催して、実際に運用して出てきた問題点を話し合い、次年度以降の改善策を検討している。その結果として、平成26年度からは学生の参加度を高めるためにグループの少人数化(１グループ15名を７～８名に変更)を図り、中間発表会を開催することで前半のグループ討論について、教員や他のグループからの講評を聴く機会を設けた。平成27年度からは、中間発表会の形態を見直し、グループ全員にまとめを発表する機会を与えるとともに、英語ネイティブ教員によるインタビューを導入することとした。 また、主題別選択については、平成26年度に開催したFDで、３年次の人文社会科学セミナーの時間が足りないために、主題別選択も含めた全体の時間割構成を組み替えられないかという意見が出された。その後、主題別教育運営委員会でその意見を検討し、平成28年度の３年次学生からは、主題別選択Ⅱを履修させずに、その分２コマ連続でセミナーを受講させる方向で検討を進めることにした。それを見据えて、平成27年度は、２年次学生の主題別選択Ⅰの授業について履修方法を指導した。

【分析結果とその根拠理由】

FDについては、毎年度、全学的な教職員FD研修を実施し、教職員の意識向上を図っているほか、各学部・研究科及び教養部の特性や対象等に合わせて実施されている。

これらのFDにより、学生授業評価の活用、カリキュラムプランニング、シミュレーション教材の作成など広範

に渡り、組織として教育の質の向上や授業の改善を図っている。

以上のことから、ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

観点８－２－②：　教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

教育支援者については、本学が主催する放送大学研修や個人情報保護研修に加え、社団法人国立大学協会主催のセミナーやシンポジウム、独立行政法人日本学生支援機構主催の研修等、学内外の研修等に積極的に参加させて、意識、資質及び事務能力の向上を図っている（資料８－２－②－１）。平成 26 年度の実績としては、全 12 の研修に教育支援者及び教育補助者 36 名（大学全体で 299 名）が参加した。また、研修の一環として、放送大学科目履修制度や e-Learning を利用し、「教育関連科目」、「外国語」等を履修させ教務系職員としての自己啓発を図っている（資料８－２－②－２）。

さらに、外国人留学生増加に対応すべく、英会話研修や TOEIC 研修を活用して資質の向上を図っているほか、学習管理システムの使用方法等の e-Learning に関する講習についても、教員のみならず事務職員の参加も促し、絶えず教育活動の質の向上を図るべく努力している。

これらとは別に、新規のプログラムや授業方針、授業運営方法などが導入される際には、必ず教育担当教員より教育支援者や教育補助者に対して内容が紹介されるほか、導入時には、教育担当教員が補助者として講義の運営をサポートしている。講義室や実習室の視聴覚機器については、納入業者から教育支援職員に必要な使用法の説明がされており、適切に支援業務が行われている。

その他、新入生オリエンテーションをはじめとした学生の合宿研修や教員研修には、事務職員が随行しており、教育活動についての課題や今後の取組み内容について、教員と事務職員との情報共有が図られている。

教育補助者については、TA（ティーチング・アシスタント）制度を活用しており、教育活動の質の維持及び向上を図っている。TA の申請の際に、分野長からの推薦書を提出させることで質の担保を図っているが、さらなる質の向上を図るために OJT(On the Job Training)により、その都度教員が指導を行っている。

資料８－２－②－１　教育支援者・教育補助者研修受講状況（平成 25、26 年度）　（出典：事務局資料）※1

研修名称	H25	H26	主催
放送大学研修（前期・後期）	５名(49 名)	９名(81 名)	本学
e-Learning 研修（前期・後期）	５名(45 名)	２名(25 名)	本学
大学マネージメントセミナー（教育編）	１名(２名)	１名(２名)	社団法人国立大学協会
大学改革シンポジウム	１名(６名)	１名(１名)	社団法人国立大学協会
東京医科歯科大学職員英会話研修	５名(12 名)	５名(12 名)	本学
関東甲信越地区支部及び東京地区支部主催大学職員啓発セミナー	０名(１名)	１名(３名)	総合研究大学院大学
キャリア支援研修会	１名(１名)	０名(０名)	独立行政法人日本学生支援機構
全国学生相談研究集会	２名(２名)	２名(２名)	独立行政法人日本学生支援機構

国公私立大学医学部・歯学部教務事務職員研修	２名(２名)	２名(２名)	岐阜大学
大学運営共同ＳＤ研修	-	４名(91 名)	本学、順天堂大学
コンプライアンス及び個人情報保護研修（事務職員対象）	-	６名(61 名)	本学
ＴＯＥＩＣスコアアップ研修（※２）	１名(20 名)	５名(19 名)	本学

※１．括弧内は、大学全体での参加者数を示す。

※２．平成25年度は事務系職員英語学習特別コースとして実施

資料８－２－②－２　教育支援者・教育補助者 e-Learning 研修及び放送大学研修受講状況（平成 25、26 年度）（出典：事務局資料）

年度	区分	コース名	参加（登録）人数
平成 25 年度	e-Learning 研修	パワー・ハラスメント防止コース	１名
		リーダー・マネジャーのための課題解決基本コース	１名
		Excel2010　基本編	１名
		Word 得 テクニック７０選〈Office 2007、2010 対応〉	２名
		TOEIC テスト　スコアアップ７３０点	１名
		ステークスホルダーからみた MBA 早わかりコース	１名
		ケースで学ぶ経営戦略コース	１名
		ケースで学ぶ戦略マーケティングコース	１名
		企業会計アドバンスコース	１名
		マネジャーのための労務管理基本コース	１名
		早わかり部門の仕事シリーズ「総務部」	１名
	放送大学研修	今日のメンタルヘルス	５名
平成 26 年度	e-Learning 研修	個人情報保護&情報セキュリティ基本コース	１名
		女性活躍の促進を通じて学ぶダイバーシティコース	１名
		人を動かす　プラン&プレゼンテーション基本コース	１名
		メンタリング入門コース	１名
		グロービッシュ式らくらく英語	１名
		PowerPoint2010　基本編	１名
	放送大学研修	教育心理学概論（'14）	１名
		大学マネジメント論（14）	６名
		物理の世界（'11）	１名
		フランス語入門Ⅰ（'12）	１名
		実践英語（'１０）	１名
		初歩のスペイン語（'１３）	１名

【分析結果とその根拠理由】

教育支援者については、各種研修に積極的に参加させて、意識、資質及び事務能力の向上を図っている。また、教育補助者（TA）については、各指導教員が適切に指導し、教育活動の質の維持及び向上を図っている。その他、e-Learningなどの講習についても、教員のみならず事務職員の参加も促し、絶えず教育活動の質の向上を図るべ

く努力している。

以上のことから、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組みが適切に行われていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

①　（観点８－１－②）

学長と学生との懇談会を年に数回実施し、学長と学生が直接対話する機会を設けており、懇談会で学生から出た意見等については、検討のうえ対応・改善を行っている。例えば、就学環境の改善要望を受けて、学長裁量経費を財源として 94,804 千円を投入し、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて国府台合宿研修所の新築、国府台女子寮施設・設備整備（国際交流会館を含む）、国府台テニスコートの改修、７号館トイレの改修を行った。

【改善を要する点】

なし

基準９　財務基盤及び管理運営

（１）観点ごとの分析

観点９－１－①：　大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点に係る状況】

本学の平成 25 事業年度末の資産額は、固定資産 148,131,184 千円、流動資産 18,185,516 千円、資産合計 166,316,701 千円となっており、主に土地、建物、工具器具備品等の有形固定資産により構成されている。また、負債は、固定負債 29,011,158 千円、流動負債 17,926,031 千円、負債合計 46,937,189 千円となっており、主な内訳は、国立大学財務・経営センター債務負担金 19,976,405 千円（固定・流動）、資産見返負債 5,974,170 千円となっている（資料９－１－①－１）。また、長期リース債務 3,525,000 千円、短期リース債務 913,000 千円、PFI 事業に係る債務については該当なしとなっている（資料９－１－①－２）。

債務償還については、債務過大とならないよう、償還計画に基づき、償還を行っている（資料９－１－①－３。）

資料９－１－①－１　平成 25 事業年度国立大学法人東京医科歯科大学財務諸表・ｐ１～２ 貸借対照表
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/25zaimushohyou.pdf）
資料９－１－①－２　平成 25 事業年度国立大学法人東京医科歯科大学財務諸表・p33～34 附属明細書
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/25zaimushohyou.pdf）

資料９－１－①－３　債務償還計画年次表（出典：事務局作成資料）　（単位：円）

年度	当年度 債務残高（年度末）	当年度 新規借入額	債務償還額		
			元金	利子	合計
22	34,757,793,785	0	3,707,585,935	1,094,491,426	4,802,077,361
23	30,920,290,839	666,427,000	3,659,546,779	945,928,489	4,605,475,268
24	27,715,589,426	998,087,000	3,507,582,466	801,681,516	4,309,263,982
25	24,414,086,909	690,795,000	3,384,821,391	670,653,432	4,055,474,823
26	21,874,252,798	1,076,101,000	3,159,781,485	521,775,708	3,681,557,193
27	18,627,847,716	0	2,834,642,012	411,763,070	3,246,405,082
30	10,792,025,252	0	2,228,922,110	178,834,228	2,407,756,338
35	4,359,131,454	0	724,355,010	33,665,475	758,020,485
40	1,703,633,345	0	282,280,861	11,465,221	293,746,082
45	807,009,065	0	171,562,000	5,552,956	177,114,956
50	53,963,406	0	88,340,000	532,035	88,872,035

【分析結果とその根拠理由】

平成25年度末現在における本学の資産は、固定資産及び流動資産の合計額166,316,701千円である。また、負債

は固定負債及び流動負債の合計額46,937,187千円であり、国立大学財務・経営センターからの借入金が主なものであるが、償還計画に基づき計画的に返済されている。

以上のことから、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、また、債務も過大ではないと判断する。

観点９－１－②：　大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の経常的収入は、文部科学省からの運営費交付金、自己収入（授業料等の学生納付金、附属病院収入、雑収入）、補助金等収益、施設費収益、外部資金等により構成されている（資料９－１－②－１）。

授業料等の学生納付金については、大学説明会やオープンキャンパスを開催することにより、志願者・入学者の確保に努め、安定的な収入を確保している。附属病院収入については、人的投資、物的投資及び物流管理システムの構築などで積極的な増収方策を戦略的に行っている（資料９－１－②－２）。

外部資金等についても、競争的資金の獲得に向け取り組んでおり、教育的資金については、学長の指導体制のもと大学全体で要求を行い、研究的資金については、研究・産学連携推進機構及びリサーチ・ユニバーシティ推進機構（研究大学強化促進事業におけるプロジェクト組織）を中心として新たな職種であるリサーチ・アドミニストレーター（URA）を活用して、公的研究外部資金への申請支援や企業との産学連携活動や知的財産の保全・活用を支援・推進しているほか、部局間の横断的な研究体制の積極的な構築といった取組みを行っている（資料９－１－②－３）。

資料９－１－②－１　平成25事業年度国立大学法人東京医科歯科大学財務諸表・ｐ４損益計算書
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/25zaimushohyou.pdf）

資料９－１－②－２　平成22～26年度授業料等収入及び附属病院収入実績（出典：財務施設部調べ）　（単位：千円）

年度	学生納付金収入	（内訳）			附属病院収入
		授業料	入学料	検定料	
平成22年度	1,637,271	1,406,797	191,138	39,335	27,122,018
平成23年度	1,595,982	1,370,183	188,826	36,972	28,739,938
平成24年度	1,590,394	1,357,788	194,580	38,025	30,584,634
平成25年度	1,588,777	1,361,327	190,237	37,213	30,981,794
平成26年度	1,613,279	1,382,971	191,281	39,028	31,686,975

資料９－１－②－３　平成22～26年度外部資金等受入状況（出典：財務施設部及び研究産学連携推進機構事務部調べ）

（単位：千円）

年度	受託研究等	受託事業等	科学研究費補助金※	寄　附　金	合計
平成22年度	2,054,016	137,169	2,192,979	1,264,820	5,648,984

平成23年度	2,056,292	147,126	2,014,553	1,208,509	5,426,480
平成24年度	2,011,325	199,925	1,956,149	1,288,483	5,455,882
平成25年度	2,431,109	236,245	2,039,245	1,416,164	6,122,762
平成26年度	3,542,255	278,970	1,790,388	1,350,833	6,968,679

※間接経費除く

【分析結果とその根拠理由】

授業料等の学生納付金については、志願者・入学者の確保に努め、安定的な収入を確保している。また、日本唯一の医療系総合大学院大学であり附属病院を有する本学はその資源を最大限活用し、増収方策として人的投資、物的投資及び物流管理システムの構築などを戦略的に行っている。外部資金等についても、競争的資金の獲得に向け、研究・産学連携推進機構及びプロジェクト組織であるリサーチ・ユニバーシティ推進機構を中心として、申請件数、採択件数の増加を促す支援活動を行うほか、部局間の横断的な研究体制の積極的な構築といった取組みを行っている。

以上のことから、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

観点９－１－③：　大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学では、第２期中期目標・中期計画期間（平成22年度～平成27年度）に係る中期計画において予算、収支計画及び資金計画を策定している。こうした計画については、経営協議会及び役員会にて審議を行った後に、学長が最終決定し、文部科学大臣に申請を行い、認可を受けている。

また、各年度計画においても、予算、収支計画及び資金計画を策定し、中期計画と同様に経営協議会及び役員会にて審議を行った後に、学長が最終決定し、文部科学大臣に届け出ている。

こうした予算、収支計画、資金計画については、中期計画、各年度計画とともに本学ホームページに掲載しており、学生、教職員はもとより、広く社会に公表されている（資料９－１－③－１、２）。

資料９－１－③－１　国立大学法人東京医科歯科大学中期目標・中期計画一覧表 p.10
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/TMDU_plan_list_20150331.pdf）

資料９－１－③－２　国立大学法人東京医科歯科大学予算、収支計画、資金計画に関する各年度計画（抜粋）
（出典：東京医科歯科大学ホームページ）

（1）平成22年度計画・p. 9（http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20100419-144256-6374.pdf）
（2）平成23年度計画・p.10（http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20110405-163522-8897.pdf）
（3）平成24年度計画・p.11（http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20120402-090232-7200.pdf）
（4）平成25年度計画・p.11（http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/TMDU_plan_H25.pdf）
（5）平成26年度計画・p.11（http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/TMDU_plan_H26.pdf）
（6）平成27年度計画・p.11（http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/TMDU_plan_H27.pdf）

【分析結果とその根拠理由】

第２期中期目標・中期計画期間（平成22年度～平成27年度）において予算、収支計画及び資金計画を策定し、文部科学大臣より認可を受けている。

また、年度計画に係る予算、収支計画及び資金計画については、経営協議会及び役員会にて審議を行った後に、学長が最終決定し、文部科学大臣に届け出ており、収支に係る適切な計画等が策定されている。

なお、中期計画及び年度計画は、本学のホームページに公表していることから、学生、教職員はもとより、広く社会に公表されている。

以上のことから、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

観点９－１－④：　収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

平成25年度における事業収支状況は、経常費用53,326,473千円、経常収益55,559,834千円で、経常利益は2,233,360千円となっている。さらに、臨時損失及び臨時利益、目的積立金取崩額を加減した当期総利益は2,253,584千円を計上している。

なお、中期計画において、運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として、短期借入金限度額を41億円と定めているが、借り入れは行っていない（資料９－１－④－１）。

資料９－１－④－１　平成25事業年度国立大学法人東京医科歯科大学財務諸表・ｐ４ 損益計算書 （出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/25zaimushohyou.pdf）

【分析結果とその根拠理由】

本学の収支状況について、経常収益が経常費用を上回っており当期総利益を計上している。また、短期借り入れも行っていないことから、適切な経費執行が行われており支出超過となっていないと判断する。

観点９－１－⑤：　大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

予算配分は、各年度において予算編成方針に基づく予算配分案を策定し、教育研究活動に必要な経費を役員会及び経営協議会にて審議を行った後に、学長が決定し配分している（資料９－１－⑤－１）。また、全学的視点から、戦略的な学内資源配分として、学長裁量経費、学長裁量人員枠及び共用スペースを設定して確保するとともに、教育研究等の成果に基づき重点的に配分している。

学長裁量経費については、毎年度250,000千円を確保し、優秀な若手研究者の奨励を含めた学内プロジェクト研究の推進、学長選考特任教員の採用、スポーツサイエンス機構や再生医療研究センター等をはじめとした学内新

設組織の整備、学生就学環境の改善（国府台合宿研修所新築工事等）、その他学内各種施設・設備の充実等に配分している。

学長裁量人員枠については、本学の国際協力体制の強化及びグローバル人材育成の推進のため、海外拠点であるチリ共和国ラテンアメリカ共同研究拠点(LACRC)及びガーナ共和国ガーナ･野口記念医学研究所共同研究センターにおいて、平成22年度～平成25年度に各２名の教員を採用した。また、産学連携、特に利益相反管理、知的財産管理の強化のため、平成23年度に研究・産学連携推進機構の教員１名を採用した。さらに、平成26年度にはスポーツ医歯学、スポーツ科学を融合した国内初の拠点大学となることを目指して、スポーツサイエンス機構を設置し、室伏広治氏を教授として招へいした（資料９－１－⑤－２）。

共用スペースについては、競争的原理に基づき独立採算性を原則として、学際的・流動的な研究活動に対応し、研究テーマの変更による施設の利用形態の変化に柔軟に対応できるスペースとして、オープンラボ 340㎡を、また、使用者を固定化、特定することのない弾力的・流動的な利用のできる共用スペース及び組織の枠を越えた共用スペースとして、コモンラボＡ 519㎡を配分した。また、配分済のオープンラボ 1,127㎡及びコモンラボＡ 2,009㎡について、研究成果等を評価し、建築委員会及び役員会において使用延長申請を承認した。

その他、教育研究活動に必要な施設・設備の整備についても、同様に予算編成方針に基づき配分を行っており、当該配分に基づき、平成25年度～平成26年度においては、学生支援・保健管理機構及び実験動物センターの改修を行った。なお、既存の施設整備長期計画を、大学の戦略構想やアカデミックプランに則して見直したキャンパスマスタープランを作成中であるため、今後は、同プランに沿って予算編成方針を作成し、教育研究活動に必要な施設・設備の整備を進める。

本学では、資源配分に対する評価を行っており、当初予算計画に対し、９月末までの財務状況を中間決算として作成し、経営協議会及び役員会に諮ることにより検証し、その結果を踏まえ当初予算計画への予算調整を含めた各事業に対する追加経費の措置を行っている。学内予算での対応や概算要求事項での対応を整理のうえ、教育事業の推進、学生サービスの向上、研究プロジェクトの拡充及び教育研究支援施設の機能向上などに効率的・効果的に財源措置を行っている。

資料９－１－⑤－１　国立大学法人東京医科歯科大学予算管理実施規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/4hen/2shou/4201yosankanri.pdf）

資料９－１－⑤－２　スポーツサイエンス機構設置に係る本学プレスリリース

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/press-release/20140717/index.html）

本年10月に、「スポーツサイエンス機構」を設置し、現役トップアスリート「室伏広治氏」を教授として招へい

スポーツサイエンス機構設置　－スポーツ医歯学、スポーツ科学を融合した国内初の拠点大学を目指す－

【分析結果とその根拠理由】

各年度において予算編成方針を策定し、予算配分を行うことに加え、学長のリーダーシップによる柔軟で機動的な法人運営によって中期目標・中期計画を達成すべく、学長裁量経費、学長裁量人員枠及び共用スペースを設定確保して、戦略的な重点的資源配分を行っており、学内新設組織の整備、学生就学環境の改善など、必要な施設・設備の整備を含め教育研究活動に対して、適切な資源配分を行っている。

以上のことから、大学の目的を達成するため、教育研究活動に対し適切な資源配分がなされていると判断する。

観点９－１－⑥：　財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学の財務諸表等については、国立大学法人法第35条の規定に基づき、財務施設部財務企画課にて原案を作成し、役員会及び経営協議会に諮問し承認を得たうえで、文部科学大臣に提出している。文部科学大臣の承認後には、財務諸表を官報に公示するとともに、財務諸表、事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を閲覧に供することにより公表を行っている。また、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条第１項及び同施行令第12条の規定により、大学ホームページへの掲載による公表を行っている（資料９－１－⑥－１）。

財務に対する監査については、監事監査、会計監査人監査及び監査室による内部監査の体制を整えている。

監事監査については、監事２名が国立大学法人東京医科歯科大学監事監査規則及び監事監査実施基準に基づき、

当該年度の監査計画を策定し、これに従って監査を実施している。財務に関しては、本学の業務（財務を含む。）を監査（国立大学法人法第11条４項）して監査結果報告書を作成するとともに、毎事業年度の財務諸表等に付する意見（準用通則法第38条）を記載した監事意見書を作成し、学長に提出している（資料９－１－⑥－２、３、別添資料９－１－⑥－A、B）。

会計監査人の監査については、文部科学大臣から選任された会計監査人と監査契約を締結し期中監査を行うとともに、期末監査では、財務諸表、事業報告書の会計に関する部分及び決算報告書について、国立大学法人法に基づく監査を実施し、監査報告書を学長に提出している（資料９－１－⑥－４）。

内部監査については、学長直属の独立した組織として設置された監査室が、国立大学法人東京医科歯科大学内部監査規則及び科学研究費補助金内部監査規則に基づき、当該年度の監査計画を作成し、これに従って監査を実施している。財務に関しては、毎年度、（ア）部局の業務（対象部局を選定）、（イ）全学の各業務（対象業務を選定）、（ウ）全学の科学研究費等（対象課題を選定）について監査し、その結果を監査結果報告書により学長及び被監査部署の長に報告している（資料９－１－⑥－５～７、別添資料９－１－⑥－C～E）。

なお、各監査の連携については、監事、内部監査担当部署及び会計監査人は、的確かつ効率的な監査の実施に務めるため、会計監査人と監事とのコミュニケーションの機会を設ける等、監査の計画、実施、報告の各段階において密接に連携し、相互の監査手続きを補完することにより、監査の有効性の向上を図るとともに、監査手続の重複を避けることによって監査業務の効率化を図っている。

資料９－１－⑥－１　財務諸表等法定公開情報トップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/outline/disclosure/legal/index.html）
資料９－１－⑥－２　国立大学法人東京医科歯科大学監事監査規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/3shou/1setsu/23101kansa.pdf）
資料９－１－⑥－３　国立大学法人東京医科歯科大学監事監査実施基準
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/3shou/1setsu/23102zisshi.pdf）
別添資料９－１－⑥－A　監事監査計画（平成25年度）　（出典：監査室資料）
別添資料９－１－⑥－B　監事監査報告書及び監事意見書（平成25年度）　（出典：監査室資料）
資料９－１－⑥－４　会計監査人監査報告書（平成25年度）
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20141127-141001-7595.pdf）
資料９－１－⑥－５　国立大学法人東京医科歯科大学監査室設置要項
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/3shou/1setsu/23103secchi.pdf）
資料９－１－⑥－６　国立大学法人東京医科歯科大学内部監査規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/3shou/1setsu/23104naibu.pdf）
資料９－１－⑥－７　国立大学法人東京医科歯科大学科学研究費補助金内部監査規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/3shou/1setsu/23105kakenhi.pdf）
別添資料９－１－⑥－C　内部監査計画（平成25年度）（出典：監査室資料）
別添資料９－１－⑥－D　定期内部監査結果報告書（平成25年度）（出典：監査室資料）
別添資料９－１－⑥－E　科学研究費補助金内部監査報告書（平成25年度）（出典：監査室資料）

【分析結果とその根拠理由】

本学では、財務諸表等を法令に基づき官報に公示するとともに、大学のホームページへの掲載により公表を行

っていることから、適切な公表が行われていると判断する。

財務に対する監査については、監事監査、会計監査人による監査、監査室による内部監査によって、それぞれの役割・目的に応じた計画的な監査を実施している。また、監事、会計監査人、監査室それぞれが監査結果について学長への監査報告を行っている。

以上のことから財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

観点９－２－①：　管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

本学の管理運営組織としては、重要事項の審議を行う役員会（６名）、主に経営に関する事項を審議する経営協議会（学外委員７名、学内委員６名）、主に教育研究に関する事項を審議する教育研究評議会（学内委員26名）、学長選考会議（学外委員４名・学内委員４名）を置くとともに各部局に教授会を設置している（前掲資料３－１－①－１、別添資料９－２－①－Ａ、資料９－２－①－１～６）。

平成20年度からは、「企画・国際交流」、「教育」、「研究」、「医療」のそれぞれの領域において各担当理事を中心として「企画・国際交流戦略会議」、「教育推進協議会」、「研究推進協議会」、「医療戦略会議」を設置し、それぞれの領域における現場の意見を集約し重要事項について審議を行い、役員会に発議を行う体制を構築した。また、平成21年度には、「総務・財務・施設」担当理事を中心として「管理・運営推進協議会」を設置した（平成26年度からは副学長（事務総括）が担当）。さらに、平成26年度からは、学長の諮問に応じて大学運営・大学改革に関する重要事項を調査・検討する「統合戦略会議」を設置したほか、理事の担当を「企画・大学改革」、「教育・学生・国際交流」、「研究・国際展開」、「医療・国際協力」に再編したうえで、「企画・国際交流戦略会議」に変わり、新たに本学の大学力向上に関する事項を審議する「大学力向上戦略会議」を設置するなど、ガバナンス面において、より一層の強化を図っている（前掲資料２－１－②－４、資料９－２－①－７～11）。

事務組織については、事務局に総務部（２課、１室、計83名（うち常勤62名））、財務施設部（５課、76名（うち常勤60名））、学務部（２課、36名（うち常勤26名））、病院統括部（１課、６名（うち常勤６名））を置くとともに、各学部・研究科及び附属病院、教養部、附置研究所、附属図書館、学内共同教育研究施設等に事務部を置いている。また、広報部、職員健康管理室（いずれも平成25年度）、環境安全管理室（平成26年度）を設置し事務組織を置いているほか、平成26年度からは、学長の指示に基づき、大学改革等に関する企画立案及び調整を行う事務組織である「学長企画室」を設置している（資料９－２－①－12）。

役職員については、「企画・大学改革」、「教育・学生・国際交流」、「研究・国際展開」、「医療・国際協力」、「法務・コンプライアンス」のそれぞれの領域において、学長を補佐する５名の理事と、「評価」、「事務総括」、「広報」、「総括」のそれぞれの領域で学長及び理事を補佐する４名の副学長を置いている。さらに、理事及び副学長を補佐する副理事（26名）を置いている（資料９－２－①－13）。

危機管理等に係る体制については、全学的な「東京医科歯科大学危機管理規則」をはじめとした規則整備を行っているほか（資料９－２－①－14）、「東京医科歯科大学危機管理基本マニュアル」をはじめとした各種マニュアルを作成し、危機管理に関する学内専用ホームページや紙媒体の配布等を通じて周知を行っている（別添資料９－２－①－Ｂ、Ｃ）。東日本大震災後には、震災時の行動を検証したうえで、新たに地震発生時非常参集要

領の制定や安否確認システムの導入、危機管理マニュアルの見直し、防災訓練の実施等、災害対策に係る危機管理体制のさらなる充実を図った。特に、地震発生時の初動対応を記載した「大規模地震ポケットマニュアル」を作成して、学生及び教職員に配付し、常時携帯するよう周知している。（資料９－２－①－15、別添資料９－２－①－D）。

研究不正防止のための体制については、本学において行われる研究活動に対しては、学長が「最高管理責任者」、研究担当理事が「統括管理責任者」、各部局長が「コンプライアンス推進責任者」とし、不正防止責任体制を再構築した。なお、各部局においては「コンプライアンス推進副責任者」を置き、きめ細かく不正防止の取組みを実施する体制とした。不正防止取組みにおける全学の取り纏め実務機関として、最高管理責任者のもとに不正防止計画・推進部署（研究・産学連携推進機構事務部）を設置した（資料９－２－①－16、17）。具体的な施策については、統括管理責任者が委員長となり、各部局のコンプライアンス推進責任者等から選任された者で構成する「不正防止計画・推進委員会」が担い、不正防止計画の立案、情報共有を図っている（資料９－２－①－18）。さらに、平成26年度より、理事の担当区分に「法務・コンプライアンス担当」を新設し、更なるコンプライアンスの強化を図っている。

その他、「国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る行動規範」、「研究活動の不正行為に対する通報の流れ」、「研究活動上の不正防止ハンドブック」を策定し、研究不正に関する専用ホームページや紙媒体での配布等を通じて本学構成員に広く周知している（資料９－２－①－19～22）。

さらに、情報セキュリティに関する取組みについても、ガイドラインの策定・改訂を行うとともに、情報セキュリティ・個人情報保護講習会や情報セキュリティ監査といった取組みを実施している（資料９－２－①－23)。

前掲資料３－１－①－１　国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程
（http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/1shou/2101soshiki.pdf）
別添資料９－２－①－Ａ　国立大学法人東京医科歯科大学の運営組織体制図（出典：事務局資料）
資料９－２－①－１　理事・監事及び経営協議会の学外委員
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/outline/organization_rules/director/index.html）
資料９－２－①－２　国立大学法人東京医科歯科大学役員会規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2201yakuinkai.pdf）
資料９－２－①－３　国立大学法人東京医科歯科大学経営協議会規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2202keieikyougi.pdf）
資料９－２－①－４　国立大学法人東京医科歯科大学教育研究評議会規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2203kyouikukenkyuu.pdf）
資料９－２－①－５　国立大学法人東京医科歯科大学学長選考会議規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2204gakuchousenkou.pdf）
資料９－２－①－６　国立大学法人東京医科歯科大学教授会通則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2206kyoujukai.pdf）
前掲資料２－１－②－３　国立大学法人東京医科歯科大学教育推進協議会規則
（http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2208kyouikusuishin.pdf）
資料９－２－①－７　国立大学法人東京医科歯科大学研究推進協議会規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2209kenkyuusuishin.pdf）
資料９－２－①－８　国立大学法人東京医科歯科大学医療戦略会議規則

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2210iryou.pdf）

資料９－２－①－９　国立大学法人東京医科歯科大学管理・運営推進協議会規則

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2211kanri.pdf）

資料９－２－①－10　国立大学法人東京医科歯科大学統合戦略会議規則

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2213tougou.pdf）

資料９－２－①－11　国立大学法人東京医科歯科大学大学力向上戦略会議規則

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2214daigakuryoku.pdf）

資料９－２－①－12　国立大学法人東京医科歯科大学事務組織規則

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/5shou/2501zimusoshiki.pdf）

資料９－２－①－13　役職員一覧

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/outline/organization_rules/administration/index.html）

資料９－２－①－14　国立大学法人東京医科歯科大学危機管理規則

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/6shou/2601kikikanri.pdf）

別添資料９－２－①－Ｂ　東京医科歯科大学危機管理基本マニュアル（平成23年８月版）（出典：事務局資料）

別添資料９－２－①－Ｃ　危機管理に関する情報 トップページ（出典：東京医科歯科大学学内専用ホームページ）

別添資料９－２－①－Ｄ大規模地震ポケットマニュアル

資料９－２－①－15　東日本大震災後以降の災害対策に係る主な取組（出典：評価情報室作成）

年度	取組	目的・内容
H23年度	危機管理マニュアルの見直し	震災時の行動を検証したうえで、従前マニュアルを見直し、新たに「東京医科歯科大学危機管理基本マニュアル」を作成した。
	地震発生時非常参集要領の制定	労働時間内外を問わず、大地震が発生した際の職員の非常参集について、必要な事項を定める。（http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/6shou/2602jishin.pdf）
	安否確認システムの導入	東日本大震災の経験を踏まえ、迅速かつ正確に教職員及び学生の安否情報を収集するため、安否確認システムを導入した。また、平成24年3月に安否確認訓練を実施した。
	大規模地震ポケットマニュアル作成・配布	大規模地震（震度５強以上を想定）が発生した場合の初動対応を掲載。学生・教職員に配布するとともに、常時携行し、大規模地震が発生した場合の安全確保や避難及び安否確認等に役立てるように周知している。
	M&Dタワー災害講習会・避難訓練	火災に対する日常の取り組みや、火災発生時の初動対応の必要性についての理解を深めるため講習会及び避難訓練を実施。
H24年度	災害対応講習会	高層建築物に特有な災害時における状況を職員が自覚して、災害時に適切に対応できるようにすることを目的とする。
	徒歩通勤訓練	労働時間外に大震災等が発生した場合の危機管理対策本部の設置規模等を確認し、非常参集の在り方等について見直すことを目的とする。
	災害対策訓練（医学部附属病院）	災害拠点病院としての機能及び使命を適切かつ確実に果たすために「災害対策訓練」を実施。

	防災訓練（歯学部附属病院）	首都直下型地震を想定した「防災訓練」を実施。
	避難訓練（教養部）	地震発生を想定した避難訓練を、市川市西消防署の協力の下に実施。 （避難誘導や消化器等の使用訓練等を行った。）
	書類棚等の転倒防止対策調査	東日本大震災により、本学内の建物や各研究室等の部屋で、被害が多数発生し、書類棚等の転倒及び落下により研究室等が大きな被害を受けたことから、安全衛生委員会において、書類棚等の転倒防止対策調査を実施し、この調査結果に基づき、書類棚等の壁固定及び床固定等を実施した。
H25年度	「地震発生時非常参集要領」及び「危機管理個別マニュアル（大規模地震編）」の改正	管理・運営推進協議会のもとに設置した危機管理ワーキンググループを中心に、大規模地震等の発生時に、より実現性の高い災害対策を実行できるよう「地震発生時非常参集要領」及び「危機管理個別マニュアル（大規模地震編）」を改正
	備蓄品の拡充	（1）災害時の電力や照明の確保のためにポータブル発電機や投光器等を導入。 （2）通信手段の充実化のために防災用トランシーバーを拡充。
	災害情報配信システム導入	デジタルサイネージやキオスク情報端末、学内自主テレビ放送を設置することにより、学内で地震速報や避難場所等の防災情報を発信できる体制を整えた。
H26年度	エマージェンシーコール導入	平成23年に導入した「安否確認システム」を機能強化し、一定の地域と震度で地震が発生した場合、地震速報と連動し、大学・職員、学生等に対する安否確認を自動で連絡を発信するエマージェンシーコールを導入した。

資料９－２－①－16　国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る不正行為防止規則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/7hen/1shou/1setsu/71112kenkyuhusei.pdf）

資料９－２－①－17　研究不正防止に係る主な取組（出典：評価情報室作成）

事項名	取組内容
全学教職員FD研修	統括管理責任者から研究不正行為の防止の徹底を強く求めたほか、学内科学研究費補助金説明会を開催し、補助金の適正な使用について理解を深めている。
教員等個人に対して寄附された寄附金の取扱い	教員等個人に対して寄附された寄附金の取扱いについては、ホームページにおいて周知するとともに全教員に対し、必ず本学へ寄附手続を行うよう記載した文書を配布し、内容を確認のうえ署名し、大学への提出を求め、全教員への周知を図った。また、手続きに関するパンフレットを作成し全員に配付するとともに、ポスターも作成し学内に掲示し、あわせて各分野・部門等にも配布し掲示するようにしている。
研究費に係る不正防止 （不正発注の防止）	固定資産及び物品の購入に係る検収のための検査を適正に実施するため、財務施設部財務管理課に物品検収センターを設置しているほか、従来認めていた少額の発注についても、平成25年８月から教員や研究補助者などの教育研究分野所属者が直接行うことを禁止した。研究費の管理は、物品請求WEBシステム上で行っており、予算の責任者（分野長、研究代表者）が適確な経費執行状況を把握できるよう、教員や研究補助者からの発注依頼に対して、システム上で管理及び承認を行わない限り発注データが担当事務部へ送信されない仕組みにシステムを改修した。なお、研究費の執行状況を予算の責任者が該当システムを用いて確認しているか、システム上でチェックできる機能も付加し、財務経理事務担当者が確認している。

生命倫理・研究安全に関する取組	生命倫理に関する研究や各種の実験等に関しても規則を策定し、安全管理体制の整備を行っており、特に生命倫理に関しては、研究・産学連携推進機構生命倫理研究センターが、各部局の倫理審査委員会の運用をサポートするとともに、講義・セミナー・個別指導の実施やシンポジウムを通じて研究倫理に関する啓発活動を推進している。なお、ヒト由来試料を用いる研究を行う際に学生を含み、研究者は年複数回開催する研究倫理講習会へ参加することを必須条件（３年毎の更新制）としており、受講証番号を研究計画申請書に記載させることで、受講漏れを防いでいる。また、学内の臨床研究を実施する際に、倫理審査委員会で研究計画が承認されたことを明らかにするために、患者から臨床研究参加の同意を得る際の説明書や同意書に、当該研究の研究課題名、研究代表者名、倫理審査委員会承認番号、承認日を記載することを義務付けている。さらに、ヒトES細胞を使用した研究の適正な実施を図るため、ヒトES細胞使用計画又はその計画の変更について、科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査する「ヒトES細胞倫理審査委員会」を設置した。

資料９－２－①－18　国立大学法人東京医科歯科大学不正防止計画・推進委員会要領
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・
http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/7hen/1shou/1setsu/71113huseiboushiiinkai.pdf）
資料９－２－①－19　国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る行動規範
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/tmd-research/artis-cms/cms-files/20141028-085628-7953.pdf）
資料９－２－①－20　研究活動の不正行為に対する通報の流れ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/tmd-research/artis-cms/cms-files/20140215-233339-2229.pdf）
資料９－２－①－21　研究活動上の不正防止ハンドブック
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/tmd-research/artis-cms/cms-files/20150407-102035-1809.pdf）
資料９－２－①－22　研究不正の防止 トップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/tmd-research/rule/prevention-injustice/）

資料９－２－①－23　情報セキュリティに係る主な取組（出典：評価情報室作成）

事項名	取組内容
ガイドラインの策定	両附属病院の共通事項として、患者情報の取扱いを含む情報セキュリティについて「医療情報ネットワークの情報セキュリティガイドライン」を策定、冊子化し全病院職員へ配布して意識向上を図っている。
ガイドラインの改訂	両附属病院の患者個人情報を適切に管理するため、遵守すべきルールについて、医学部附属病院医療情報部と歯学部附属病院歯科医療情報センター監修のもと、平成26年１月に「医療情報ネットワーク情報セキュリティガイドライン」を改訂した。ルールの追加・修正を行ったほか、補足資料として、どのような行為が危険であり、どのような行為が安全であるかをより具体的に示すため、患者情報を「個人情報」と「連結不可能な匿名化された情報」に分け、事例毎に適切な取り扱い方法について記載した。
情報セキュリティ・個人情報保護講習会の開催	情報セキュリティポリシー、対策基準書及びガイドライン並びに個人情報保護制度の理解と意識の向上を目的として情報セキュリティ・個人情報に関する全学生、教職員を対象とした講習会を開催している。

情報セキュリティ監査	平成25年度に情報セキュリティ監査規則を制定し、事務局の業務システム管理・運用について監査を実施した。平成26年度は、学外公開サーバを対象に学外からのアタックに対する脆弱性の有無を確認するために図書館情報メディア機構情報基盤部門の監査を実施した。 ※情報セキュリティ監査規則 http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/7hen/4shou/7404kansa.pdf
個人情報の保護	事務職員に対しては、初任職員向け研修において、「事務情報ネットワーク情報セキュリティガイドライン」を配付し、情報漏洩に関するリスクを説明しているほか、全事務職員向けに行っているe-learning研修を活用して個人情報保護制度等のコンテンツを定期的に受講できる環境を整え、個人情報保護制度の理解と意識の向上を図っている。また、附属病院においても、新規採用者オリエンテーションや講習会等において個人情報の適切な取扱いに関する講義を行っている。
規則等の整備	医療情報ネットワーク情報セキュリティガイドラインの遵守が規則として明文化した附属病院における患者個人情報の取扱いに関する申合せを制定した。同申し合わせにおいては、他の医療機関等への診療情報提供などを除き、特定の個人を識別できる状態では学外への持ち出しは禁止したほか、やむを得ない事情により個人情報を持ち出す際に申請から許可を得るまでの手続の整備を行ったほか、情報保護管理担当者を従前は３名であったところを、新たに情報保護副担当者を設けるとともに、同職を診療科長等に担当させ、科員等に個人情報について厳格な取扱いの指導・管理を行い、その管理状況を保護管理者に報告することとした。さらに、セキュリティ事故時の報告及び病院長が全診療従事者を対象とした個人情報保護に関する研修会等を複数回開催することの義務化を明記している。
システムの整備	外部記憶媒体について、システムより医療端末にアクセスできる外部記憶媒体（USB）を病院指定のもの（パスワードロック付き）に限定するなどの対策を行っているほか、安易な外部記録媒体への保存等の抑止を図るために、連結不可能な匿名化した患者個人情報データ（X線写真、患部写真等）を保存するファイルサーバーを設置した。

【分析結果とその根拠理由】

本学の管理運営組織は、法令に基づく学長選考会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会を設置するとともに、「企画・大学改革」、「教育・学生・国際交流」、「研究・国際展開」、「医療・国際協力」のそれぞれの領域において各担当理事を中心として戦略会議・推進協議会を設置するとともに、「管理・運営推進協議会」を設置し、各領域の重要事項を審議し、役員会等に発議を行う体制を構築している。

事務組織については、各部局にそれぞれ事務部を置くとともに、大学全体としての事務局を置き事務の総括、調整を行っているほか、平成26年度からは、学長の指示に基づき、大学改革等に関する企画立案及び調整を行う事務組織である「学長企画室」を設置している。

役職員については、学長の下に「企画・大学改革」、「教育・学生・国際交流」、「研究・国際展開」、「医療・国際協力」、「法務・コンプライアンス」のそれぞれの領域に理事を置くとともに、「評価」、「事務総括」、「広報」、「総括」をそれぞれ担当する副学長を置いている。さらに、そうした業務を補佐する副理事を置き、より効率的・機動的な業務執行体制を構築し、管理運営組織の充実を図っている。

また、危機管理等に係る体制については、全学的なマニュアルを作成しているほか、地震発生時非常参集要領の制定や安否確認システムの導入等を実施している。さらに、研究不正の防止及び情報セキュリティに関する取

組みについても、体制及び規則整備を行ったうえで多様な取組みを行うことにより、安全管理体制の充実を図っている。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

観点９－２－②：　大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

経営協議会において、外部の有識者を学外委員として加えることで、学外関係者の意見やニーズを把握し、管理運営に反映させており、その意見を法人運営の改善に向け審議、活用した事例については、年度毎に取り纏めホームページ上で公開している（資料９－２－①－１、前掲資料８－１－③－１～４）。主な活用事例としては、教育の質保証についての意見を受けて、医学部医学科で認証評価トライアルを受審したほか、教育研究組織の見直しについての意見を受けて、保健衛生学研究科の改組や領域制の導入を行っている。

また、「大学力向上戦略会議」、「教育推進協議会」、「研究推進協議会」、「医療戦略会議」、「管理・運営推進協議会」が設置されており、「企画・大学改革」、「教育・学生・国際交流」、「研究・国際展開」、「医療・国際協力」、「事務総括」のそれぞれの現場の意見を集約するとともに、それを活用し大学の管理運営に反映させる仕組みが構築されている（前掲資料２－１－②－３、前掲資料９－２－①－７～９、11）。

また、学生については、学長と学生との懇談会を年に数回（平成26年度は計14回）実施し、学長と学生が直接対話する機会を設けており、学生が本学に期待することや、海外実習に関する感想等をはじめとした多岐に亘る内容に関し懇談を行っている。懇談会で学生から出た意見等については、各部局において対応・改善を行っており、主な改善事例としては、就学環境の改善要望を受けて、国府台合宿研修所の新築等を行ったことが挙げられる（前掲別添資料８－１－②－Ａ）。

さらに、担当教員による学生との直接対話によっても意見聴取を行っているほか、学生による授業評価アンケート、大学説明会・オープンキャンパス参加者へのアンケート、卒業者・修了者の在籍する企業等に対するアンケート等を実施し、学生や社会のニーズを把握し、管理運営の参考としている。

前掲資料９－２－①－１　理事・監事及び経営協議会の学外委員
（http://www.tmd.ac.jp/outline/organization_rules/director/index.html）
前掲資料８－１－③－１　平成22年度 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例
（http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20111219-150015-5481.pdf）
前掲資料８－１－③－２　平成23年度 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例
（http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20120711-170947-2741.pdf）
前掲資料８－１－③－３　平成24年度 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例
（http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/TMDU_H24_keiei_iken-.pdf）
前掲資料８－１－③－４　平成25年度 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例
（http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/TMDU_H25_keiei_iken.pdf）
前掲資料２－１－②－３　国立大学法人東京医科歯科大学教育推進協議会規則

(http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2208kyouikusuishin.pdf)
前掲資料９－２－①－７　国立大学法人東京医科歯科大学研究推進協議会規則
(http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2209kenkyuusuishin.pdf)
前掲資料９－２－①－８　国立大学法人東京医科歯科大学医療戦略会議規則
(http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2210iryou.pdf)
前掲資料９－２－①－９　国立大学法人東京医科歯科大学管理・運営推進協議会規則
(http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2211kanri.pdf)
前掲資料９－２－①－11　国立大学法人東京医科歯科大学大学力向上戦略会議規則
(http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/2shou/2214daigakuryoku.pdf)
前掲別添資料８－１－②－Ａ　学生等就学環境整備事業（学長と学生の懇談会要望事項）（出典：平成25年度第10回役員会資料）

【分析結果とその根拠理由】

経営協議会に学外の有識者を加え、学外関係者の意見やニーズを把握し、様々な施策を通して管理運営に反映させている。また、学生の意見についても、学長と各学部・研究科の学生との懇談会を年に数回に開催し、そこで得られた学生からの要望等を管理運営に反映させている。

以上のことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

観点９－２－③：　監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

本学には、国立大学法人法第10条に基づき、２名の監事が置かれており、本学の業務を監査（同法第11条４項）するとともに、毎事業年度の財務諸表等に関して意見を付す（準用通則法第38条）業務を行っている。

業務（財務を含む）の監査に関しては、国立大学法人法及び国立大学法人東京医科歯科大学監事監査規則に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学監事監査実施基準に従って実施している（前掲資料９－１－⑥－２、３）。なお、同実施基準には、趣旨、心得、監査事項、手順、公表等が明確に定められている。

監事は、毎事業年度の監査計画を策定のうえ、役員会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、部門責任者等からの業務処理状況の聴取等により監査を行い、監査終了後に監査結果報告書を作成し、学長に報告を行っている（前掲別添資料９－１－⑥－Ａ、Ｂ）。監査結果報告書に記載された監事からの意見（指摘事項）に対しては、例えば、平成25年度には、研究ノート等論文の根拠となるデータの保存期間に関し、「研究活動不正防止計画」の見直しに織り込むとともに、その根拠規則として学内規則に明示することも検討頂きたいとの指摘を受けて、「国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る不正行為防止規則」を新たに策定、施行する等、毎年度改善措置を講じている（資料９－２－③－１）。

財務諸表等に付す意見に関しては、毎月次決算（合計残高試算表）を確認するとともに、会計監査人から会計監査の方法・結果の報告及び説明を受けてその妥当性を判断のうえ、財務諸表、事業報告書及び決算報告書の適正性について検討し、監事意見書を学長に提出している（前掲別添資料９－１－⑥－Ｂ）。

その他、毎年度、役員と本学との利益相反取引及び役員による本学以外の業務の実施に関する義務違反についての確認を行っている。

なお、監査室は、内部監査業務や外部監査に係る連絡調整に加え、監事の事務の補佐も担当しており、監事監査の支援体制が整備されている（前掲資料９－１－⑥－４）。

前掲資料９－１－⑥－２　国立大学法人東京医科歯科大学監事監査規則
（http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/3shou/1setsu/23101kansa.pdf）
前掲資料９－１－⑥－３　国立大学法人東京医科歯科大学監事監査実施基準
（http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/3shou/1setsu/23102zisshi.pdf）
前掲別添資料９－１－⑥－Ａ　国立大学法人東京医科歯科大学監事監査計画書（平成25年度）（出典：監査室資料）
前掲別添資料９－１－⑥－Ｂ　監事監査報告書及び監事意見書（平成25年度）（出典：監査室資料）
前掲資料９－１－⑥－５　国立大学法人東京医科歯科大学監査室設置要項
（http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/3shou/1setsu/23103secchi.pdf）

資料９－２－③－１　監事の指摘事項を法人運営に活用した主な取組事例・改善に向けた主な取組事例（出典：評価情報室調べ）

監査年度	指摘事項	改善事例
平成21年度	人事評価については、無駄の削減や業務の効率的な執行の観点を踏まえて、職員の評価が行われる仕組みとすることが効果的ではないか。	平成23年３月に国立大学法人東京医科歯科大学職員人事評価規則及び同職員人事評価実施要領を改正し、無駄の削減や業務の効率的な執行に取組みやすいように評価期間をこれまでの半年から１年間に変更するほか、評価点の計算方法を見直す等評価の改善を図った。
	職員の意識向上のためには、自らが日頃の業務を通じて改善等ができることに関心を持ち積極的に取組み、提言する意識を醸成する環境を整備することが重要であり、職員からの提言等を募集する制度や、優れた提言等については表彰等を行う制度を設ける等により職員の志気の高揚を図ることも必要ではないか。	自校愛教育の一貫及び大学の創立記念日の記念行事に、職員を表彰することで業務の活性化を図る「やる気倍増プロジェクト」を実施し、職員の志気の高揚を図る取組が行われている。
平成22年度	業務量の増大及び人件費の削減に取組むため、国立大学当時から継続して行っている業務を抜本的に見直し、不要と思われる業務は大胆に削減することにより業務の軽減を図ることが重要である。	各部局に対して、前年度以前の事務業務の合理化・効率化計画の実施状況及び新規の計画案を調査し、提出された計画案を管理運営協議会において審議し、事務業務の合理化・効率化計画として策定した。
平成23年度	雇用している技術補佐員等の出勤簿に本人の押印漏れが見受けられた。責任者の労務管理を徹底する必要がある。	労働時間管理者および補助者に対して外部資金の厳格な管理・執行の重要性を認識させ、労務管理の徹底についても指導していくこととした。
	年度末の予算執行集中が見受けられるが、一層の計画的執行に努力願いたい。	平成22年度に導入した物品請求WEBシステムに加えて平成24年度には旅費請求もWEBシステム化し、より早期に予算残額が把握できるようにした。予算の執行について、定期的に全学メール等で周知しているほか、契約課長名で各予算責任者宛に予算の早期執行を要請した。
	業務の整理・見直し並びに適正な人員配置を進めることにより、36 協定の遵守に向け一層の努力をお願いしたい。	時間外労働実績については、定期的に実施している事務局長によるヒアリングにて各部局の状況を聴取し、実態に即した労働時間の管理

		について徹底するよう指導している。また、業務の合理化・効率化の推進について検証する中で、マンパワー不足から時間外労働が増加している部署については人員増も含めた適正な人員配置を実施している。この他にも、「労務管理システム」の導入により、適正な労働時間の管理と職員の意識改善を図るとともに、担当者及び各職員の労務管理の軽減を図っている。
平成24年度	毒物劇物の管理について全学レベルでの取組を推進するには、審議検討、専門的支援等を実施する体制が望ましく、審議検討を行う委員会等の組織・各部局、研究室に対し専門的・技術的な支援を行う組織・スタッフ・各部局における管理を実施するための担当組織の明確化等につき、検討頂きたい。	平成26年度より、毒物及び劇物を含めた化学物質の入手から保管、使用、廃棄に至る管理を一貫した全学レベルで取組むため、「環境安全管理室」及び同室の事務を処理するため「職員健康管理室・環境安全管理事務室」を設置した。
平成25年度	研究ノート等論文の根拠となるデータの保存期間に関し、現在は「論文発表した後10年間は保管」としてFD等で周知を図っているが、「研究活動不正防止計画」の見直しに織り込むと共に、その根拠規則として学内規則に明示することも検討頂きたい。	研究ノート等論文の根拠となるデータの保存期間等を含め不正行為を防止するための体制を規定した「国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る不正行為防止規則」を新たに策定し、役員会等で審議のうえ、平成27年1月22日より施行した。
	病院予算については大学全体の予算の中で管理されているが、病院としての予算管理、さらには病院経営の責任の明確化、また、病院における機動的運営の確保といった観点から、病院予算を区分して編成することが必要と考えられる。早急に検討頂きたい。	病院予算を含めた大学一体的な予算編成方法から病院予算を区分して編成する方法に改めるべく新しい予算配分方法について、ワーキンググループにて検討を行うとともに、平成26年度学内補正予算の状況を反映したシミュレーションを行ったうえで原案を作成した。 その後、役員会等で審議のうえ、平成27年度当初予算から病院を区分した新しい予算配分による予算を編成することとした。

【分析結果とその根拠理由】

監事は、国立大学法人法及び本学で定めた監査規則、監事が定めた監査計画等により監査を適切に実施している。監査の実施に際しては、監事監査実施基準により、趣旨、心得、監査事項、手順、公表等が明確に定められている。また、指摘事項に対しては改善措置が講じられている。以上のことから、監事は適切な役割を果たしていると判断する。

観点９－２－④：　管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

役員及び管理職員等は、社団法人国立大学協会等が主催する各種セミナー・シンポジウム等に参加している。事務職員については、初任職員研修や初任掛長研修など職階別の研修を実施しているほか、職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした各種研修等を行い、職員の意識・能力の向上を図っている。

また、ヒューマンスキルを含めた社会人として必要な基礎知識を身につけること及び能力開発を行うことを目

的として、放送大学を活用した研修や集合研修への参加が困難な職員も受講できるように、自宅パソコンでも研修が可能なe-Learning研修を実施している。その他、関東・甲信越地区国立大学法人等が主催する国立大学法人会計基準に関する研修、係長研修、課長研修等にも積極的に参加しているほか、コンプライアンス及び個人情報保護に関する研修を実施している。

その他、附属病院に所属する事務職員については、国立大学附属病院長会議主催の研修に参加しているほか、学内でも感染対策、安全管理等、病院職員に必要な知識の修得及び意識の向上を図るため、事務職員を含む教職員を対象に病院職員研修を行っている（資料９－２－④－１）。

さらに、平成26年度からは、大学運営における事務職員の知識増大、能力向上及び交流を目的として大学運営に関する幅広い研修を順天堂大学と共同実施する新たな取組みを行っている（資料９－２－④－２）。

資料９－２－④－１　研修受講状況（平成24年度～平成26年度）　（出典：事務局資料）

研修名称	H24	H25	H26	主催
大学マネージメントセミナー（企画戦略編）	4名	2名	0名	社団法人国立大学協会
大学マネージメントセミナー（研究編）	2名	1名	2名	社団法人国立大学協会
大学マネージメントセミナー（教育編）	2名	2名	2名	社団法人国立大学協会
大学改革シンポジウム（第１２回、第１３回）	0名	6名	1名	社団法人国立大学協会
四大学等事務系職員初任職員研修（※１）	31名	61名	-	東京海洋大学（H24）本学（H25）
e-Learning研修（前期・後期）	100名	100名	65名	本学
東京医科歯科大学初任職員研修	30名	68名	56名	本学
東京医科歯科大学掛長研修	19名	-	27名	本学（※２年に１回開催）
東京医科歯科大学職員英会話研修	9名	12名	12名	本学
放送大学研修（前期・後期）	38名	58名	87名	本学
関東・甲信越地区国立大学法人等係長研修	3名	3名	3名	お茶の水女子大学
関東・甲信越地区国立大学法人等会計事務研修	3名	5名	5名	茨城大学
東京医科歯科大学職員パーソナルコンピュータ研修	22名	0名	0名	本学
東京医科歯科大学安全衛生に関する研修会	1名	0名	1名	本学
国立大学法人等部課長級研修	2名	2名	2名	社団法人国立大学協会
国立大学法人若手職員勉強会	1名	1名	1名	国立大学財務・経営センター
関東・甲信越地区及び東京地区実践セミナー（広報）	2名	2名	2名	横浜国立大学
関東・甲信越地区及び東京地区実践セミナー（人事・労務）	2名	2名	2名	東京農工大学
関東・甲信越地区及び東京地区実践セミナー（財務）	3名	2名	3名	東京工業大学
関東・甲信越地区及び東京地区実践セミナー（情報の部）	1名	1名	1名	筑波大学
関東・甲信越地区及び東京地区実践セミナー（産学連携の部）	2名	2名	2名	埼玉大学
研究開発評価人材育成研修（初級）	0名	0名	1名	文部科学省 科学技術・学術政策局
関東・甲信越地区支部及び東京地区支部主催大学職員啓発セミナー	2名	1名	3名	総合研究大学院大学
関東・甲信越地区国立大学法人等安全管理協議会	2名	2名	1名	東京学芸大学
キャリア支援研修会	0名	1名	0名	日本学生支援機構

全国学生相談研究集会	2名	2名	2名	日本学生支援機構
大学運営共同ＳＤ研修	-	-	91名	本学、順天堂大学
コンプライアンス及び個人情報保護研修（事務職員対象）	-	-	61名	本学
情報セキュリティ・個人情報保護研修会（全職員対象）	130名	131名	166名	本学
ＴＯＥＩＣスコアアップ研修（※２）	-	20名	20名	本学
コンプライアンス研修会（全職員対象）	-	-	106名	本学
大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会	0名	2名	2名	大学評価・学位授与機構
大学教育の質保証研修	-	-	2名	大学評価・学位授与機構
NIAD-UE シンポジウム「国際共同教育プログラムの質保証」	-	-	2名	大学評価・学位授与機構
国立大学附属病院係長クラス勉強会	4名	4名	4名	国立大学附属病院長会議
国立大学附属病院若手職員勉強会	2名	1名	2名	国立大学附属病院長会議
病院職員研修※３※４	−	−	894名	本学医学部附属病院
院内感染対策講習会※４	578名	1040名	1047名	本学歯学部附属病院
安全対策研修会※４	1315名	1546名	1653名	本学歯学部附属病院

※１．初任職員研修については、平成26年度より本学初任職員研修のみの実施としている。

※２．平成25年度は事務系職員英語学習特別コースとして実施。

※３．病院職員研修については、平成25年度以前は各テーマ別で個別に研修を実施している。

※４．病院職員研修、院内感染対策講習会及び安全対策研修会については延べ人数を記載している。

資料９－２－④－２　大学運営共同ＳＤ研修

（出典：評価情報室作成　※解説文は、文教ニュース第2325号（平成27年1月19日）P15より抜粋）

「医科歯科大、順天堂大　共同SD研修を実施」

東京医科歯科大学と順天堂大学では、１２月１２日に、順天堂大学センチュリータワーにて、大学運営共同ＳＤキックオフセミナーを合同で開催し、両大学の事務職員９１名が参加した。　大学運営共同ＳＤは、大学運営における事務スタッフの重要性に鑑み、その知識増進、能力向上及び交流を目的として大学運営に関する幅広い研修を共同実施することとなった。　文部科学省においても、

平成２６年８月２６日に、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学大臣決定）を定めたことに鑑みて、初回となる今回は、研究費の不正使用、研究活動における不正行為について不正行為に対する厳しい見方など、日本学術振興会笹川研究事業部参事（研究倫理推進室長兼務）より講話を頂き、その後、質疑応答や、大学間交流を目的とした情報交換会を実施した。このような研修は、両大学ともに初の試みであったが、コンプライアンスの重要性が高まっている中、大学における研究倫理をめぐる動向を理解し、研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について、両大学で学び、また、意見交換の場を設けることができたことは大きな成果といえ、今後も、様々なテーマにより、継続実施していく予定である。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関わる職員は、他機関が主催する各種セミナー・シンポジウム等に参加しており、また事務職員については、テーマ別・階層別に職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした様々な研修を実施している。また、関東・甲信越地区国立大学法人等が主催する研修についても積極的に参加していることに加え、他大学との研修の共同実施など新たな取組みを行っている。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

観点９－３－①：　大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

全学的な大学評価に対応するための体制として、評価担当の副学長（室長）、副理事（５名）及び事務職員（５名）で構成される学長直属の評価情報室が設置されており、大学評価に係る情報の収集・調査、評価の分析等を行っている（資料９－３－①－１）。

自己点検・評価については、評価情報室が中心となって、毎年度行われる大学全体としての年度計画及び事業年度に係る業務実績報告書の作成に先立ち、上半期と通期の２回に亘って各部局の設定した年度計画に対する実施状況調査を行っている。各部局では、それぞれの自己点検・評価委員会等が、各部局において作成した多岐に亘る年度計画に対する取組状況及び進行状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて検証することにより、自己点検・評価を行っている。評価情報室は、部局における自己点検・評価結果及び根拠資料やデータ等を基に、各部局の年度計画に対する取組状況の把握及び進行状況の確認を行うことで、大学全体として自己点検・評価を行っている。

さらに、平成22年度からの第２期中期目標・中期計画期間からは、第１期中期目標・中期計画期間の経験を活かして内部質保証システムのさらなる充実を目指し、各推進協議会・戦略会議及び部局が策定した年度計画の進捗状況を認識し適切にフィードバックさせることを目的とした自己点検・評価報告書を作成している。各推進協議会・戦略会議及び部局ごとに、年次計画の実施状況調査に基づいて、（１）当初の計画を超えて取組みが進んだ事項とその要因の分析及び今後の展開、（２）進捗が遅れた事項とその要因の分析及び改善方策の立案、（３）当該年度に係る特殊要因への対応について、の３点について毎年度、自己点検・評価報告書を作成し、全職員に周知するとともに、総表部分を大学ホームページに掲載し、社会に公表している（資料９－３－①－２～３）。

資料９－３－①－１　東京医科歯科大学評価情報室設置要項

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/2hen/3shou/2setsu/23201hyouka.pdf）

資料９－３－①－２　自己点検・評価実施に係るフロー図（出典：評価情報室作成）

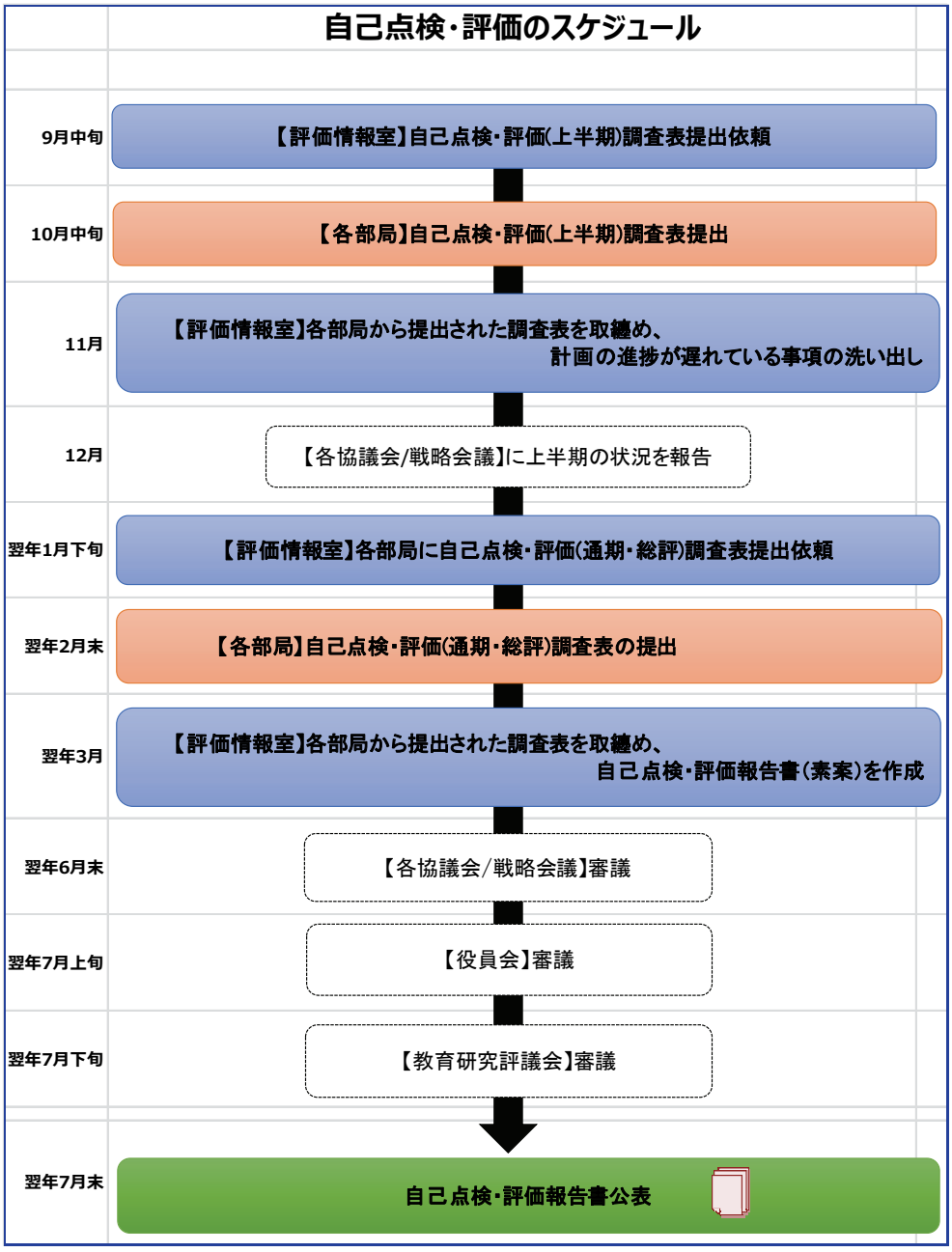

資料９－３－①－３　東京医科歯科大学自己点検・評価　トップページ

（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/outline/plan-evaluation/jikotenken/index.html）

【分析結果とその根拠理由】

評価情報室が設置されており、自己点検・評価を含め効率的、機動的に全学的な大学評価を実施する体制となっている。自己点検・評価については、評価情報室が中心となって、各部局の年度計画に対する実施状況調査を行っており、根拠となる資料やデータ等に基づいて自己点検・評価が行われている。さらに、平成22年度からは、各推進協議会・戦略会議及び部局ごとに、年次計画の実施状況調査に基づいて、（１）当初の計画を超えて取組みが進んだ事項とその要因の分析及び今後の展開、（２）進捗が遅れた事項とその要因の分析及び改善方策の立案、（３）当該年度に係る特殊要因への対応について、の３点について毎年度、自己点検・評価報告書を作成するとともに、大学ホームページに掲載し、学内外に周知している。

以上のことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

観点９－３－②：　大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人である本学では、国立大学法人法に基づき、中期目標・中期計画については６年に１度、各事業年度に係る業務実績については毎年度、自己点検・評価を行ったうえで報告書を作成し、国立大学法人評価委員会の評価を受けることとなっている。既に第１期中期目標期間における各事業年度に係る業務実績、中期目標・中期計画期間の業務実績及び第２期中期目標期間における平成22～平成25事業年度に係る業務実績については評価を受けており、その評価結果については、本学ホームページに掲載している（資料９－３－②－１～３）。

また、各学部・研究科等においても、それぞれのサイクルで外部者による評価を実施しており、近年の主な外部評価実施状況としては、医学部医学科で平成25年度に受審した認証評価トライアルや、教養部で平成26年度に受審した医療系大学における教養教育に関する外部評価等が挙げられる（資料９－３－②－４）。

資料９－３－②－１　第一期中期目標期間に係る各事業年度評価結果掲載ページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/outline/plan-evaluation/nendo22-27/nendo16-21/index.html）
資料９－３－②－２　第一期中期目標期間に係る評価結果掲載ページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・
http://www.tmd.ac.jp/outline/plan-evaluation/middle-term/middle-term_1/index.html）
資料９－３－②－３　第二期中期目標期間に係る各事業年度評価結果掲載ページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/outline/plan-evaluation/nendo22-27/index.html）

資料９－３－②－４　各学部・研究科等における外部評価受審状況（出典：評価情報室作成）

部局名	内容
医歯学総合研究科	次世代がん治療推進専門家養成プログラムにおける外部評価を、平成 27 年３月 10 日に国立がん研究センター所長、順天堂大学大学院医学系研究科臨床腫瘍学教授、東京慈恵会医科大学麻酔科学講座教授３名を外部評価委員として招き受審した。

保健衛生学研究科（医学部保健衛生学科を含む）	平成26年１月に群馬大学大学院保健学研究科教授及び信州大学大学院医学系研究科教授を外部評価委員として招き、教育活動に関する外部評価を受審し、教育の質の向上を図ったほか、共同災害看護学専攻において、災害看護グローバルリーダー養成プログラム外部評価委員会を高知県立大学において平成26年11月３日～11月４日に開催した。
医学部医学科	平成26年１月に国際標準の医学教育認証制度による教育の質保証を図るため、世界医学教育連盟（WFME）グローバルスタンダードに準拠した認証評価トライアルを受審した。
歯学部歯学科	平成26年10月29日に歯学教育標準化委員会（ASEAN10カ国の有識者11人）による外部評価を受審した。
歯学部口腔保健学科	平成27年２月に歯科衛生士教育の有識者３人を外部評価委員として招き、口腔保健衛生学専攻及び大学院修士課程（口腔保健学）における教育活動を中心に外部評価を受審した。
教養部	平成26年12月20日に医科大学、歯科大学から３人の評価者を招き、医療系大学における教養教育について外部評価を受審した。
生体材料工学研究所	平成25年５月28日に生体材料工学研究所の運営諮問委員会を開催している（学外委員６名）、学内委員３名、所内委員６名）。
難治疾患研究所	２年に１度の頻度で学外有識者８名で構成する難治疾患研究所運営諮問委員会を開催し、難治疾患研究所及び全国共同利用・共同研究拠点（難治疾患共同研究拠点）における教育、研究、社会貢献及び運営に関する取組全般に渡る評価意見をいただいている。また、全国共同利用・共同研究拠点（難治疾患共同研究拠点）の課題選考委員会及び運営委員会においてもそれぞれ３名の学外委員による評価意見をいただいている。これらとは別に、平成25年度には、科学技術・学術審議会学術分科会研究基盤部会による難治疾患共同研究拠点の中間評価を受けた。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、大学全体として、国立大学法人評価委員会から、各事業年度に係る業務実績及び中期目標・中期計画期間の業務実績に関する評価を受けており、その結果についてはホームページで公表している。また、各学部・研究科等においては、それぞれのサイクルで外部者による評価を実施している。

以上のことから、大学の活動の状況について、外部者による適切に評価が行われていると判断する。

観点９－３－③：　評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人評価委員会による、各事業年度に係る業務の実績に係る評価の評価結果については、役員会、経営協議会、教育研究評議会にて配布・説明を行っており、特に、各部局長等で構成される教育研究評議会においては、各部局での周知を促している。さらに、ホームページ上にも掲載することにより、全学的な周知を図っている。

また、年度評価における指摘事項については、評価情報室から、指摘事項該当部局にフィードバックし、改善に向けた検討及び取組みの実施を要請しており、平成25年度においては、個人情報保護に関するリスクマネジメントの強化に一層努めることが求められるとの評価結果を受けて、研修会等におけるプログラムの充実、規則等の整備、システム等の整備を行う等、毎年度、業務の実績に係る評価結果に対して改善を行っている（資料９－３－③－１）。

資料９－３－③－１　国立大学法人評価委員会による、各事業年度に係る業務の実績に係る評価結果に対する改善に向けた取組事例

（出典：評価情報室調べ）

年度	指摘事項	改善事例
H24年度	職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組を引き続き行うことが求められる。	寄附金の取り扱いに関して、統括管理責任者（研究担当理事）による説明をくり返し行ったほか、全教員に個人あて寄附金の手続きに関する文書を配布し、内容を確認のうえ署名し提出させるなど、周知徹底のための取組を実施した。
	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針違反があったことから、職員への教育研修の徹底や、研究に対する審査体制の強化など、組織として確実な再発防止に取り組むことが求められる。	インフォームドコンセントの説明書に倫理審査委員会承認番号等の記載を義務付けるなどの再発防止策を策定し、策定した再発防止策について、研究担当理事が各部局の教員研修会で周知した。
	元職員が物品を不正転売した事案を踏まえ、物品発注体制の見直しや執行状況の定期的な確認作業の義務化について決定するなどの取組を行っているが、今後とも再発防止に向けたさらなる取組が求められる。	予算管理責任者による発注依頼の承認を徹底させるため、発注システムの運用方法を見直すとともに、予算執行状況の定期的な確認を義務付けた。また、不正な発注を防ぐため、教員による業者への発注を原則禁止とした。
	大学院生が学外で患者の個人情報が記録されていたUSBメモリー等を紛失する事例があったことから、再発防止とともに、個人情報保護に関するリスクマネジメントに対する積極的な取組が望まれる。	情報管理担当副学長による研修会を開催したほか、ガイドラインを改正し、パソコン、USBメモリ等に患者個人情報を保存することを禁止し、患者情報の管理を徹底した。また、外部記憶装置の使用を抑えるとともに、情報を一元的に管理するため、医療情報ネットワークにおけるファイル共有システムの導入について検討した。
H25年度	平成24年度評価において評価委員会が課題として指摘した、個人情報の不適切な管理については、平成25年度においても、教員が患者の個人情報が記録されたパソコンを盗難された事例、附属病院の医師が学会において患者の個人情報が含まれた複数の電子カルテ画面をスクリーンに投影する事例があったことから、再発防止とともに、個人情報保護に関するリスクマネジメントの強化に一層努めることが求められる。	個人情報漏洩等に係る再発防止策として下記取組を実施した。 （1）研修会等におけるプログラムの充実 （2）規則等の整備（患者個人情報の取扱いに関する申合せの制定等） （3）システム等の整備（外部記憶媒体（USBメモリ）の指定、ファイルサーバーの設置等）
	「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の規制対象である放射性同位元素について、学生が管理区域外へ漏えいする事例があったことから、再発防止とともに、適切な管理、保管を行うことが望まれる。	放射性同位元素の管理区域外への漏洩に係る再発防止策として下記取組を実施した。 （1）安全管理や研究倫理に係る講習会の実施 （2）研究者に対する責任体制の整備 （3）複数指導体制の構築 （4）有害物質等の取扱いに関する講習会及び教育を通じての再発防止の強化 （5）ＲＩ部門における再発防止の強化策（アイソトープ教育訓練の強化、管理区域入退出の厳格化、持ち出し物品の申告制度、

		退出時の映像記録とその表示、使用計画書の厳重チェック）

【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人評価委員会による、各事業年度に係る業務の実績に係る評価の評価結果については、役員会等での説明・配布及びホームページへの掲載を通じて学内への周知徹底が図られている。また、評価結果において指摘事項のあった該当部局については、評価情報室から、改善に向けた検討及び取組の実施を要請し、改善に向けて迅速な対応を行っている。

以上のことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組みが行われていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

①（観点９－２－①）

平成26年度からは、学長の諮問に応じて大学運営・大学改革に関する重要事項を調査・検討する「統合戦略会議」を設置したほか、新たに本学の大学力向上に関する事項を審議する「大学力向上戦略会議」や学長の指示に基づき、大学改革等に関する企画立案及び調整を行う事務組織である「学長企画室」を設置するなど、ガバナンス面において、より一層の強化を図っている。

②（観点９－２－④）

事務職員について、テーマ別・階層別に職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした様々な研修を実施しているほか、外部機関が主催する研修についても積極的に参加していることに加え、平成26年度からは、大学運営における事務職員の知識増進、能力向上及び交流を目的として大学運営に関する幅広い研修を順天堂大学と共同実施する新たな取組みを行っている。

【改善を要する点】

なし

基準 10　教育情報等の公表

（1）観点ごとの分析

観点 10－１－①：　大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

学則及び大学院学則に定められている本学の目的については、ホームページへの掲載により、学内外へ公表、周知されている（前掲資料１－１－①－１、１－１－②－１）。各学部学科・研究科においても、大学の目的及び各学部学科・研究科の特色を踏まえ、人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的が定められており、同様にホームページに掲載し学内外に公表している（前掲資料１－１－①－２）。

また、平成 22 年度より、上記の教育研究上の目的及び大学の特色を踏まえ、本学の目的をより明確に社会に発信するためにミッションとして「知と癒しの匠を創造する」を掲げるとともに、その遂行のために教育理念として「幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養を目指す」・「自己問題提起・解決型の創造的人間を養成する」・「国際性豊かな医療人を養成する」を掲げており（前掲資料１－１－①－３）、ホームページとともに、「大学概要」、「大学案内」、「学生募集要項」、大学広報誌等にも掲載することにより構成員（教職員及び学生）並びに社会に公表・周知している。さらに、職員に対しては FD 研修や新規採用職員研修、学生に対しては入学式の学長式辞やオリエンテーション等を通じて周知を図っており、また、全学教職員 FD でも、こうした大学の目的を踏まえて学長及び理事より講演を行っている。

さらに、平成 26 年度からは大学ポートレートを活用し、より一層の周知を図っている（資料 10－１－①－１）。

前掲資料１－１－①－１　東京医科歯科大学学則
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/1hen/101gakusoku.pdf）
前掲資料１－１－②－１　東京医科歯科大学大学院学則第１条
（出典：東京医科歯科大学大学院学則・http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/1hen/102ingakusoku.pdf）
前掲資料１－１－①－２　各学部学科の教育研究上の目的（出典：各学部学科における教育研究上の目的に関する要項より抜粋）
前掲資料１－１－①－３　国立大学法人東京医科歯科大学のミッション及び教育理念
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/faculties/mission/index.html）
資料10－１－①－１　大学ポートレート（本学掲載部分）
（出典：大学ポートレート・http://top.univ-info.niad.ac.jp/univ/outline/0176）

【分析結果とその根拠理由】

学則及び大学院学則に定める本学及び各学部学科・研究科の目的については、ホームページに掲載し学内外に公表することにより、構成員（教職員及び学生）並びに社会に公表・周知している。

また、本学の目的をより明確にしたミッションについては、ホームページとともに、「大学概要」、「大学案内」、「学生募集要項」、大学広報誌等にも掲載することにより構成員（教職員及び学生）並びに社会に公表・周知している。

以上のことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されていると判断する。

観点 10－１－②：　入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点に係る状況】

本学のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーについては、ホームページにおいて、学部学科、研究科専攻毎に公表しているほか、各種のオリエンテーションにおいて、学生に対して説明を行っている。さらに、大学院においては、履修要項（シラバス）及び英語版ホームページにも同様に各ポリシーを掲載することにより広く公表・周知を図っている（資料10－１－②－１）。

また、アドミッションポリシーについては、「大学案内」及び「学生募集要項」等に記載し、ホームページで公表するとともに、紙媒体でも入学希望者等へ配布している（資料10－１－②－２）ほか、オープンキャンパス等を通じても入学希望者等への周知を図っている。

その他、平成26年度からは大学ポートレートを活用して、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを公表しており、より一層の周知を図っている（前掲資料10－１－①－２）。

資料 10－１－②－１　入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針の HP 掲載状況

（出典：東京医科歯科大学ホームページ）

部局等名	各ポリシー等	掲載 URL
医学部 医学科	入学者受入方針	http://www.tmd.ac.jp/admissions/faculty/admission-policy/index.html#anchor13
	教育課程の編成・実施方針	http://www.tmd.ac.jp/faculties/policies/igakubu/medicine/index.html#anchor4
	学位授与方針	http://www.tmd.ac.jp/faculties/policies/igakubu/medicine/index.html#anchor8
医学部 保健衛生 学科	入学者受入方針	http://www.tmd.ac.jp/admissions/faculty/admission-policy/index.html#anchor23
	教育課程の編成・実施方針	看護学専攻：http://www.tmd.ac.jp/faculties/policies/igakubu/nursing-science/index.html#anchor6 検査技術学専攻：http://www.tmd.ac.jp/faculties/policies/igakubu/medical-technology/index.html#anchor6
	学位授与方針	看護学専攻：http://www.tmd.ac.jp/faculties/policies/igakubu/nursing-science/index.html#anchor10 検査技術学専攻：http://www.tmd.ac.jp/faculties/policies/igakubu/medical-technology/index.html#anchor10
歯学部 歯学科	入学者受入方針	http://www.tmd.ac.jp/admissions/faculty/admission-policy/index.html#anchor33
	教育課程の編成・実施方針	http://www.tmd.ac.jp/dental/shigkauka/gaiyou/index.html#anchor4
	学位授与方針	http://www.tmd.ac.jp/dental/shigkauka/gaiyou/index.html#anchor8
歯学部 口腔保健 学科	入学者受入方針	http://www.tmd.ac.jp/admissions/faculty/admission-policy/index.html#anchor43
	教育課程の編成・実施方針	口腔保健衛生学専攻： http://www.tmd.ac.jp/dental/oral_health_care_sciences/koukuuhoken_eiseigaku/gaiyou/index.html#anchor4 口腔保健工学専攻： http://www.tmd.ac.jp/dental/oral_health_care_sciences/koukuuhoken_kougaku/gaiyou/index.html#anchor4
	学位授与方針	口腔保健衛生学専攻： http://www.tmd.ac.jp/dental/oral_health_care_sciences/koukuuhoken_eiseigaku/gaiyou/index.html#anchor8

		口腔保健工学専攻： http://www.tmd.ac.jp/dental/oral_health_care_sciences/koukuuhoken_kougaku/gaiyou/index.html#anchor8
医歯学総合研究科医歯理工学専攻修士課程	入学者受入方針	http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/master/outline/index.html#anchor4
	教育課程の編成・実施方針	医歯理工学専攻： http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/master/outline/index.html#anchor8 医歯理工学専攻医療管理政策学（MMA）コース： http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/master_mma/outline/index.html#anchor1
	学位授与方針	医歯理工学専攻： http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/master/outline/index.html#anchor12 医歯理工学専攻医療管理政策学（MMA）コース： http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/master_mma/outline/index.html#anchor4
	シラバス	医歯理工学専攻： http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/Master_syllabus_H26.pdf 医歯理工学専攻医療管理政策学（MMA）コース： http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/MMA_syllabus_H26.pdf
	英語版ホームページ	医歯理工学専攻： http://www.tmd.ac.jp/english/faculties/graduate_school/master/outline/index.html 医歯理工学専攻医療管理政策学（MMA）コース： http://www.tmd.ac.jp/english/faculties/graduate_school/MP_MDST_MMAC/index.html
医歯学総合研究科医歯学系専攻博士課程	入学者受入方針	http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/medicine_and_dentistry/outline/index.html#anchor4
	教育課程の編成・実施方針	http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/medicine_and_dentistry/outline/index.html#anchor8
	学位授与方針	http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/medicine_and_dentistry/outline/index.html#anchor17
	シラバス	http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/Doctor_syllabus_2H26.pdf
	英語版ホームページ	http://www.tmd.ac.jp/english/faculties/graduate_school/medical_and_dental/outline/index.html
医歯学総合研究科生命理工学系専攻博士課程	入学者受入方針	http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/life_science_and_technology/outline/index.html#anchor4
	教育課程の編成・実施方針	http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/life_science_and_technology/outline/index.html#anchor8
	学位授与方針	http://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/life_science_and_technology/outline/index.html#anchor13
	シラバス	http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/Seimei_syllabus_H26.pdf
	英語版ホームページ	http://www.tmd.ac.jp/english/faculties/graduate_school/life_science_and_technology/outline/index.html
保健衛生学研究科	入学者受入方針	http://www.tmd.ac.jp/faculties/health-care/daigakuinhoken/index.html#anchor7
	教育課程の編成・実施方針	http://www.tmd.ac.jp/faculties/health-care/daigakuinhoken/index.html#anchor14
	学位授与方針	http://www.tmd.ac.jp/faculties/health-care/daigakuinhoken/index.html#anchor23
	シラバス	http://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumukyoumu/AHS_syllabus_H26.pdf
	英語版ホームページ	http://www.tmd.ac.jp/english/faculties/policies/graduate_healthcare/index.html

資料 10－１－②－２　「大学案内」及び「学生募集要項の HP 掲載状況（出典：東京医科歯科大学ホームページ）

区分		掲載 URL
大学案内		http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20101125-105855-3526.pdf
募集要項等	医学部・歯学部	学生募集要項：http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20141113-154236-9864.pdf 入学者選抜要項：http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20140819-113057-1927.pdf
	医歯学総合研究科	医歯理工学専攻修士課程： （日本語）http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20100624-100905-8624.pdf （英　語）http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20150609-165648-9192.pdf 医歯理工学専攻修士課程（MMA ｺｰｽ）： （日本語）http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20100831-132218-6594.pdf （英　語）　http://www.tmd.ac.jp/english/artis-cms/cms-files/20141010-165529-2045.pdf 医歯学系専攻博士課程： （日本語）http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20100831-141921-6202.pdf （英　語）http://www.tmd.ac.jp/english/artis-cms/cms-files/20140806-155741-8329.pdf 生命理工学系専攻博士課程： （日本語）http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20100528-172210-1668.pdf （英　語）http://www.tmd.ac.jp/english/artis-cms/cms-files/20140806-160006-7387.pdf
	保健衛生学研究科	看護先進科学専攻博士課程、生体検査科学専攻博士（前期・後期）課程： （日本語）http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20100520-114521-8143.pdf （英　語）http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20140707-191131-1987.pdf 共同災害看護学専攻博士課程： （日本語）http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20131004-154420-2828.pdf （英　語）http://www.tmd.ac.jp/artis-cms/cms-files/20140707-191131-2279.pdf

前掲資料10－１－①－２　大学ポートレート（本学掲載部分）
（出典：大学ポートレート・http://top.univ-info.niad.ac.jp/univ/outline/0176）

【分析結果とその根拠理由】

本学のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーについては、ホームページ上で公表しているほか、大学院においては、履修要項（シラバス）及び英語版ホームページにも同様に掲載し広く公表・周知を図っている。

以上のことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

観点 10－１－③：　教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の２に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の教育研究活動等についての情報は、大学ホームページ及び各種刊行物により学内外に発信している。これに加えて、教育活動については、大学ポートレートやオープンキャンパス等を活用して情報発信を行っており、学校教育法施行規則第172条の２に規定される事項については「教育等の情報」として専用ページを設定し公表している（資料10－１－③－１）。また、研究活動については、多数のプレスリリースを行いホームページにおいて公表する（資料10－１－③－２、３）とともに、新聞・テレビ・雑誌等を通じて本学の研究成果を発信している（資料10－１－③－４）。さらに、本学に所属する研究者の情報を紹介する「研究情報データベース」により、本学の研究者情報及び発表論文等の成果を社会に発信している（資料10－１－③－５）。

その他、本学の国立大学法人評価、大学機関別認証評価、自己点検・評価及び財務諸表等の法定公開情報についても、ホームページにおいて公表している（資料10－１－③－６、７、８、前掲資料９－１－⑥－１）。

資料 10－１－③－１　教育等の情報 トップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/outline/disclosure/education/index.html）
資料 10－１－③－２　プレスリリース　日本語版トップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/press-release/index.html）
資料 10－１－③－３　プレスリリース　英語版トップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/english/press-release/index.html）
資料 10－１－③－４　報道等で紹介された医科歯科大の活動 トップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/kouhou/press_release/index.html）
資料 10－１－③－５　研究情報データベース トップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/for-business/researcher-db/index.html）
資料 10－１－③－６　（第二期中期目標期間中）年度計画・年度評価等について トップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/outline/plan-evaluation/nendo22-27/index.html）
資料 10－１－③－７　認証評価 トップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/outline/plan-evaluation/ninsho/ninsho.html）
資料 10－１－③－８　自己点検・評価 トップページ
（出典：東京医科歯科大学ホームページ・http://www.tmd.ac.jp/outline/plan-evaluation/jikotenken/index.html）
前掲資料９－１－⑥－１　財務諸表等法定公開情報トップページ（http://www.tmd.ac.jp/outline/disclosure/legal/index.html）

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育研究活動等についての情報は、大学ホームページ及び各種刊行物により、学内外に広く発信している。また、学校教育法施行規則第 172 条の２に規定される事項や法定公開情報については、専用ページを設定し適切に公表している。

以上のことから、教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の２に規定される事項を含む。）が公表されていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】
なし

【改善を要する点】
なし